

令和2年第3回伊仙町議会定例会

会期日程

令和2年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

令和2年9月8日開会～9月18日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	8	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定	
〃	9	水	本会議	○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○陳情 2件(経済建設常任委員会へ付託) ○報告 2件(報告～質疑で終結) ○議案 9件 49号～57号(提案理由説明～質疑～討論～採決) ○認定 7件 1号～7号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)	
〃	10	木	本会議	○一般質問(美島議員、福留議員、牧本議員、清議員4名)	
〃	11	金	特別委員会	○令和元年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(現地調査)	
〃	12	⊕	休 会		
〃	13	⊕	休 会		
〃	14	月	特別委員会	○令和元年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査)	
〃	15	火	特別委員会	○令和元年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査)	
〃	16	水	特別委員会	○令和元年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査)	

9	17	木	休 会	※令和元年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会委員長 報告作成	
〃	18	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○全員協議会 ○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○陳情審査委員長報告（報告～質疑～討論～採決） ○意見書発議（報告～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建 常任委員会） ○閉会 	

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和2年9月8日

令和2年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月8日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから令和2年第3回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（明石秀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、上木千恵造君、永田 誠君、予備署名議員を福留達也君、前 徹志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（明石秀雄君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月8日から9月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月8日から9月18日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の議会は、9月9日午前10時から開きます。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午前10時03分

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和2年9月9日

令和2年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月9日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 陳情第5号 伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第3 陳情第6号 徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第4 報告第2号 令和元年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）
- 日程第5 報告第3号 令和元年度資金不足比率（報告～質疑で終結）
- 日程第6 議案第49号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第50号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第51号 令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第52号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第53号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第54号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第55号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第56号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第57号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 認定第1号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第16 認定第2号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第17 認定第3号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決

算審査特別委員会へ付託)

- 日程第18 認定第4号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第19 認定第5号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第20 認定第6号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第21 認定第7号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 諸報告

○議長（明石秀雄君）

日程第1 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和2年第2回定例会以降、今定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については皆様方のお手元に配付してありますとおりです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各種イベントの中止や各種総会、協議会等は全て書面議決となりましたので、併せてご報告いたします。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和2年8月分までの月例出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

行政報告の前に、まず今回のかつて経験したことのないという台風10号におきまして、伊仙町においても、合計410名の方が東部や中部を中心に、最後は体育館、そして、各集落の公民館等も活用していただきました。台風は最初に懸念されたよりは9号や8号の影響で海水温が下がったということで予想以上には発達しなかったことは幸いだったと思います。

今回、区長会や民生委員会の方々、そして、各集落の多くの方々、消防団の方々が一体となって命を守るという大きな目標の中で、これほど多くの方々がスムーズに避難し、そして一人のけが人も病人も出ることなくやったということは大きな成果であります。

改めて町民の方々にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回の教訓として、オール伊仙町という形で、今後、あらゆる災害等に取り組んでいくことが可能であるということが証明されたと思います。

それでは、行政報告を行ってまいります。

6月16日に新しく大島支庁長になられました田中支庁長が来島いたしまして、伊仙町の幾つかの町施設を視察しましたがけれども、その中で、町のほうからぜひ農高の跡地にあるキノコにじいろクラブを視察してほしいということをお願いいたしました。

そうしましたら、その後、また連絡がありまして、あのような施設は見たこともないと。本当に、大島支庁、5人ぐらいの方が来ましたけれども、大変、感銘を受けておりました。

その他、阿権集落の鹿浦川溪谷に関しましても、田中支庁長は、この方は鹿児島島の明治維新の文

化財を全国の関係の県をまとめた方でありますので、文化財等についてはかなり関心がある方でありました。

6月17日に「ごみの堆肥化に向けて」というタイトルで、日置市から久木埼担当と丸山社長が来島いたしまして説明いたしました。ほーらい館に3密を避けた中でも92名の方に参加していただきました。

6月25日には、4月から伊仙町が広域連合長という形で、広域議会も、清議長、そして、天城町の大吉副議長ということで決定いたしました。連合長としましてごみの実績割について今後検討していく必要があるということを示しました。

6月27日には闘牛連合会の総会に呼ばれまして、この時点では闘牛協会は10月の闘牛大会は開催していこうというふうな意見でございました。

6月30日に徳之島3町のサトウキビ関係の総会がありまして、今年から2年間、伊仙町長が生産対策本部長という形で、キビの産業、昔のように本当に島の支えになるぐらいのキビの農業の発展をやってまいりたいと考えております。

コロナ禍の中であらゆる講演会等会議がオンラインになっておりますけれども、鹿児島国際大学で講演を依頼されましたけれども、これは学会という形に変更になりまして、オンラインでの講演をいたしました。その中で、各小学校を存続することとまちづくりは集中から分散ということを示しました。

7月2日に新規就農者の励ましの会がありまして、3町から8人の若者が新規就農になりましたけれども、久しぶりにサトウキビをやっていきたいという若者が1人、あとコーヒーに携わっていきたいという方が1人いらっしゃいました。

7月20日には農業委員会の臨時総会がありまして、宮永委員長、義山副委員長という形で大きく若手に農業委員会も変わっていきました。

それから、7月24日には県の南大隅町の森田町村会長が表敬訪問をいたしまして、伊仙町の中でこの会長にもキノコにじいろクラブと鹿浦溪谷を視察していただきまして、感銘を受けていました。

7月28日には久しぶりに奄美市において町村会が開催されまして、各自治体でのコロナ対策を中心とした協議が行われました。与論でクラスターが発生した状況の中で山町長は参加できなかった中で、クラスターが出たときに町民の方々に山町長が訴えたのは、患者さんとかその関係の方々への誹謗中傷は絶対しないしてほしいという放送を、これは保健所の方に特に強調して報告していただきました。

7月30日には目手久集落の住民説明会がありまして、この中でダイオキシンが直近のデータで2.7g/dlという形で報告いたしました。それから、今後のクリーンセンターの在り方の基本方針を説明いたしました。

7月31日には連合長という立場で、ダイマルのほうでリサイクルマート徳之島店のグランドオープンに参加してまいりました。また、31日には広域連合から伊仙町職員向けのごみの減量化に対す

る展開検査の必要性、それから、天城のA Y Tが撮影した天城の区長会の際のビデオを見ることになりました。

8月5日に離島行政懇談会がありまして、その前日、新しく当選いたしました塩田康一鹿児島県知事と面談をいたしまして、伊仙町での幼い頃のこととかいろいろな形で、今回の知事選の感想等をお聞きいたしました。

この離島行政懇談会の中で驚いたのは、真っ先に幼少時に伊仙町で3年間生活したことで離島に対する思いが非常に強いということを最初に述べておられました。

夏植えの出発式に当たりまして、今回、ハーベスター料金の手刈りも含めて1トン当たり1,000円の助成をしていくということを述べました。

それから、徳之島コーヒーのテレビ会議がモスク・クリエイションで行われました。これはテレビ会議でA G Fの方々と今後の政策や方針について議論いたしました。

8月9日には目手久の集落住民説明会がございまして、このときは町議会からも7人の参加がございまして、今後、ごみの減量化について伊仙町は日置市と連携協定を10月21日に結ぶことを決定いたしました。

8月13日に徳之島ビジョンの社長が来まして、新しい徳之島ビジョンの計画資料を基に説明していただきました。職員10名が参加いたしまして、プレゼンテーションの内容は、百菜の周辺に4階建てのホテルを造っていきたくと。3階と4階がホテルで、1階は町内のいろんな販売店を、Aコープも含めた形でのテナントをつくっていきたくということでありました。

また、周辺に滞在型の施設を建設していきたくということと、町内全域にログハウスを建設していきたくという計画書を提示していただきました。

それから、国勢調査の勉強会を、これは2回目ではありますが、担当の職員を中心に説明会を行いました。

この中で、地方交付税が人口1人当たり、高齢者の場合、いろんな加算がつきますので、1人当たり30万円と計算しますと、5年間で150万円になります。これは数字を出していきますけれども、今、伊仙町の5年前の国勢調査による人口が6,362人で、このときの伊仙町の人口が6,979人です。ということは、617人の乖離があるということです。

これを平均して、例えば、基本台帳にある数字と国勢調査の真ん中の数字を取りまして、それで人口1人当たり30万、それが5年間続けば150万ですから、それを換算した場合、6,362人に300人を加えたときに地方交付税が4億5,000万以上になります。ですから、このことをしっかりと理解して国勢調査をしていただきたいという説明をいたしました。

これは、例えば、伊仙町在住で伊仙町から介護保険とかいろいろな医療関係に支払っている方々が町外の病院に入院しますと、3か月継続していますと、伊仙町の住民でなく、その施設のある自治体の住民に換算されるわけでありまして。

また、長期出稼ぎに行っている方も伊仙町に住民票はあってもその方々は、例えば大阪におった

ら大阪の住民になるわけです。ただ、これはいろんなやり方であって、入院している方々が3か月以内に一日でも自宅に帰れば伊仙町の住民と換算されるわけです。

出稼ぎに行っている方もそうですから、そういうことを、9月14日から国勢調査の調査員が行きますけれども、その辺のことも町民の方々に理解していくという努力が必要ではないかと思っておりますので、そうすることで、これは1人当たり年間30万の地方交付税が入ってくると。5年間で150万です、1人当たり。ですから、こういうことも、今、我々は認識して調査していただきたいということを勉強会では述べたところであります。

それから、大島税務署長が来庁いたしまして、自分は伊仙町にルーツがあるということをお話ししましたら、何と本郷かまと姫のひ孫だということをおっしゃいまして、あの写真のところまで行って、そして、たまたま県の土木部の関係が来ていましたので、あのあたりを、地権者も県に譲渡してもいいという土地がありますので、そのような話を急遽行ったという経緯があります。

それから、8月26日に徳之島用水の土地改良区の理事会がありまして、この中で小水力発電が故障いたしまして、そのとき、メーカーが、一番多いときに5,200万の修理費を請求してきた中で3町の理解がそのことは間違っているということも含めて3町の議員で説得して、特に徳之島町の議員がそういう技術に周知しているということできいろいろ話をしましたら、これが何と3,900万から4,000万ぐらい修理が少なくなったということで、3町の議員の方々には本当に感謝を申し上げます。

第2回のコロナ対策に関する意見交換会がございまして、この中で、与論のクラスターに関する報告等がございまして、また、同時に闘牛大会の開催について医療機関からのかなり厳しい意見がございまして、3町と医療・福祉を考える会で10月の闘牛大会の中止を要請いたしました。闘牛協会会長と事務局長も同席していました。その後、臨時総会を行いまして、8月30日に闘牛大会中止ということ闘牛協会の方々が発表した状況でございます。

それから、8月27日にはハーバスター料金の助成の問題で3町の担当が集まりまして、伊仙町がハーバスター料金を助成するという形で、天城町長が3町で足並みをそろえてやっていく必要があるのではないかということでありましたので、高岡、今の町村会長が、これは法的に非常に難しいのですが、今回、奄振交付金が、例えばコロナの影響で航空運賃の助成が、かなり余剰金があると。それを何とか、こういう奄美全体のサトウキビ産業が本当にこの30年間ほとんど上がっていないということ、それから、いろんな経費はどんどん膨らむという形である中で、要請をしていこうという話をこのときに3町長で合意をいたしたところであります。

あと、細かいことは省略いたします。長々と述べてまいりましたけれども、今回のコロナ対策に対する町民の行動は大変すばらしかったと思いますので、議会の方々も含めてオール伊仙町ということであらゆる難局を乗り越えていくことができるのではないかと確信いたしました。

以上でございます。

○議長（明石秀雄君）

以上で、諸報告を終わります。

- △ 日程第2 陳情第5号 伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情
- △ 日程第3 陳情第6号 徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書

○議長（明石秀雄君）

日程第2 陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情、日程第3 陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書、2件を一括して議題とします。

令和2年第2回定例会以降、これまで受理した陳情は2件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情、陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書の2件につきましては、所管する経済建設常任委員会へ付託したので、報告します。

- △ 日程第4 報告第2号 令和元年度健全化判断比率
- △ 日程第5 報告第3号 令和元年度資金不足比率

○議長（明石秀雄君）

日程第4 報告第2号、令和元年度健全化判断比率、日程第5 報告第3号、令和元年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

提案者の報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第2号及び報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化比率につきましては、実質公債費比率10.2%、将来負担比率80.2%となりました。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道事業会計共に資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（明石秀雄君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第2号、令和元年度健全化判断比率について補足説明をいたします。

財政健全化判断比率の指標としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。令和元年度歳入歳出決算における

主要施策の成果説明書4ページをお開きください。

左側の表に一般会計等として一般会計等及びほーらい館特別会計の実質収支額が1,325万円で黒字となっております。国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支も黒字であるため、成果説明書3ページの実質赤字比率と連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

成果説明書5ページをお開きください。実質公債費比率の状況を示してございます。

上段の1から14の指数により実質公債費比率が算定されます。この数値を算定式で求めますと令和元年度は10.4386となり、平成30年度においては8.70448、平成29年度においては11.70918となっております。この3年間で平均した数値10.2が実質公債費比率ということになります。

次に、成果説明書6ページをご参照ください。

将来負担比率の状況でございますが、将来負担額として、地方債の現在高76億3,665万7,000円、債務負担行為に基づく支出予定額5億1,144万円、公営企業等への繰出見込額12億9,950万4,000円、一部事務組合等への負担金8,253万4,000円、退職手当負担見込額2億5,310万円、合計97億8,323万5,000円であります。

充当可能財源として、基金15億711万2,000円、家賃収入等の特定財源7億6,416万8,000円、交付税で算定される基準財政需要額の算入見込額51億1,486万5,000円の合計額73億8,614万5,000円となっております。

将来負担額から充当可能財源を差し引いた金額23億9,709万円を標準財政規模から先ほど実質公債費比率の状況の表中⑨⑩⑪の算入公債費等の額を差し引いた金額が29億8,581万2,000円となります。

表中、A-Bの23億9,709万円からC-Bの29億8,587万2,000円を除いた数値が将来負担比率となるため、令和元年度決算における将来負担比率は80.2%となります。

令和元年度監査意見書の11ページをお開きください。

監査委員の意見書で、下段中央部からありますが、それぞれ改善されており、努力の成果が見られる。早期健全化基準団体以下で将来負担が軽減されるよう、今年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得減少による経済状況を勘案し、将来負担率が増加しないように今後とも健全なる財政計画を推進してまいりたいと思います。

続きまして、報告第3号、令和元年度資金不足比率について、説明いたします。

成果説明書4ページをご参照ください。

右側の表に伊仙町上水道事業会計と簡易水道特別会計における資金不足・剰余額を示しており、いずれにおいても資金不足は生じていないことを報告いたします。

先ほどの監査意見書の26ページをお開きください。

下段のほうではありますが、結びに、令和2年度までの簡易水道と上水道の統合計画に基づき計画的な老朽施設の更新とダムやため池以外の原水を確保し、水質を向上させておいしい水を供給し、

町民の健康を守ることと平成30年度に改正された水道使用料の段階的な原価に基づいた改正や未収金の徴収に努力し、今後も引き続き公営企業事業の目的に沿った計画の策定と対策を講じることに努めていきたいと考えております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

報告第2号、報告第3号について、一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号、報告第3号の2件について終結します。

- △ 日程第6 議案第49号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第7 議案第50号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第8 議案第51号 令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分
- △ 日程第9 議案第52号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）
- △ 日程第10 議案第53号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第11 議案第54号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第12 議案第55号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第13 議案第56号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第14 議案第57号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（明石秀雄君）

日程第6 議案第49号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第50号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第51号、令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分、日程第9 議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）、日程第10 議案第53号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11 議案第54号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第12 議案第55号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第13 議案第56号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、日程第14 議案第57号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

令和2年第3回伊仙町議会に提案いたしました議案第49号から議案第57号について説明いたします。

議案第49号は、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第50号は、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

議案第51号は、令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益を令和元年度決算に伴い処分するものであります。

議案第52号は令和2年度伊仙町一般会計、議案第53号は令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第54号は令和2年度伊仙町介護保険特別会計、議案第55号は令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第56号は令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の規定予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第57号は、令和2年度伊仙町上水道事業会計の規定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第49号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第49号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に第29条として徳之島交流ひろば「ほーらい館」プールエリアマネジャーの報酬に関する規定を加え、第29条から第36条までを1条ずつ繰り下げの一部改正であります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第49号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第49号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑をします。

今の説明によりますと、徳之島交流ひろば「ほーらい館」プールエリアマネジャーの報酬の件についてだと思いますけれども、この件につきましては、30年度以降、民間に委託して子供たちの水泳教室ということで委託していたと思いますけれども、今回のコロナの発症で水泳教室がなくなり、中断しておいて後の改正でありますけれども、ほーらい館のプールエリアマネジャーとはどういう

仕事をするのか、また、今まで何人で、また、今回何人いるのか、また水泳教室は今後どうなるのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

令和2年2月まで伊仙水泳さんがプールでの営業を行っておりました。子供たちのプール事業等を含めて、実施、ほーらい館からは貸しレーンということで月25万円のコース貸しをいたしまして運営していただいたのですが、先ほどご説明があったとおり、コロナ禍にありまして、3名の方で運営されていたのですが、今回、プールエリアマネジャー以外の2名が退職されたこともありまして、運営していくことも厳しいという中で、ほーらい館のほうに言えば戻ってきていただきまして、一体化となった事業の中で、マネジャーさんに一括して、プールエリア、プール事業に関わる一切の事業のほうを主となっていただきまして、職員としましては、8月に準備しまして、9月から事業を再開しておりますけれども、なかなか正規のスタッフがまだ雇用できていない状況の中で、これまでお手伝いいただいていた2名の方に、時間で報酬、今回の補正も上げておりますが、夕方の教室のある時間帯に応援いただいてやっております。その不足分に関しては、今いるほーらい館のスタッフのほうで補いながら運営を9月から始めたところであります。

○14番（美島盛秀君）

その委託をしていた2名が退職されたということですが、その2名が退職された元のマネジャー、このマネジャーというのは、今のほーらい館の中にはいないわけですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

この2名のスタッフに関しましては、別のところで働いていらっしゃいます。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、3人から1人になって、月額としても25万から28万ということになっているわけですが、1人で、十分、水泳教室が運営できるのかどうか、そして、今現在の水泳教室の生徒さんは何人いるのか、お尋ねします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

おっしゃるとおりでありまして、マネジャー1名は、終日というか、勤務されているのですが、その2名に関しましては、プールの時間帯、教室の時間帯だけ指導に当たってもらうように入っております。

その他にも準備から何やらプールの管理やらありますので、その辺のカバーとかその2名でも追いつかない部分に関しましては今いるスタッフがカバーしております。今、ほーらい館としてはスタッフが足りない状況でして、募集をかけているところであります。

あと、水泳の教室会員につきましては、9月5日現在で326名、ほとんど前回までされていた方々が戻ってきているような状態であります。

○14番（美島盛秀君）

今、326名ということですけど、これを今1人でやっていると。水泳の指導。そして、今までは3人でやっていた。そして、それは十分な水泳の指導ができるのかどうか。また、こういうことをほーらい館運営審議委員会に諮って意見等を聞いて、そして、それが反映できたのかどうか。また、今の水泳教室の子供たちの授業料ですか、週に何回か、月に何回か、授業料は幾らか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

先ほども申しましたプールの時間帯に関しましては3人が入る体制で入っていますので、授業的には回っているところであります。

あと、今回、8月からずっと協議を重ねてまいりまして、8月から準備をしまして9月からまた再開しておりますけれども、まだ、ほーらい館の運営審議会のほうには運営が落ち着いたところで報告しようと思っております。

あと、会費につきましては、週1回の教室会員が3,500円、週2回の会員さんが4,500円ということになっております。

○14番（美島盛秀君）

今の話では、内容的には分かりましたけれども、こういうことを、私はいつも言うのですけれども、審議委員会にもかけない、諮らない。自分勝手に動いていっている。私は町長にも言うのですけれども、独断専行という意味を言いましたけれども、こういうことを私は言っているのです。

きちんと広く意見を聞いたりし、そしてそれは「こう決まりました」ということで決めないと、職員がただ決めて「こうです」と審議委員に報告するのだったら、後もって報告するあれだったら審議委員なんかは要らないじゃないですか。そうじゃないですか。

今度、こういうことがないように、町長も含めているんな面で、町長は先ほどもオール伊仙町と言いましたけれども、全く言っていることとやっていることの相違が合わない。ちぐはぐだ。そういうことを注意して質疑を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○11番（前 徹志君）

プールエリアマネージャーという資格は資格を取るのが難しいのですか。

それと、資格を持っている人はこの人1人だけと思うのですが、この資格を持っている募集をかけて、鹿児島に鹿屋体育大学とかがあるのですが、そういうところに募集をかけてみてはどうかと思いますけど、施設長の資格も、施設長も60ちょっとだと思えますけど、その後の後任の準備をして、ほーらい館が赤字経営じゃなくて黒字経営で運営できるように持っていったらどんなものでしょうか。そういう募集等はかけるつもりはあるのですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ありがとうございます。今、地域おこし協力隊で健康増進課のほうにいらっしゃる先生を通じて鹿屋体育大学のほうには少しお話を持ちかけておまして、教務課のほうに、要望書というか、出しているところです。あと、福岡の専門学校のほうにもそういったものを出しております。

資格に関しましては、プールエリアマネジャーというのは資格名ではなく、水泳指導資格をマネジャーの方が持っているらしいしますので、2人、今、お手伝いしている方々も指導いただきながらしているところであります。

あと、施設長に関しましては健康運動指導士という資格ですけれども、この次の資格に健康運動実践指導者という資格があります。これを取ってから次に健康運動指導士に経験を積んでなるのですけれども、先日、健康運動実践指導者に関しましては1名が合格しておりますので、そういった教育をしながら、ほーらい館の体制が取れるように。

できれば、水泳でしたり、体育の専門のスタッフが入れるように、大学とか包括連携というか、そういったものを今後できればいいなということで、今、話をしているところでございます。

○11番（前 徹志君）

ぜひ資格を習得できる体制を取っていただいて、また時間外手当などが発生することなく、もし時間外手当が必要であれば報酬の安い職員らに任せておいて、賃金、その他、時間外賃金なるべく削減できるような方法で運営していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○13番（樺山 一君）

伊仙町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑をします。

先ほど美島議員からも質疑がありましたけども、一点だけ確認で。

今まで、3人でプール、子供たちの水泳教室を運営した方々がいらっしゃいましたけど、その3名は全員辞めたということよろしいでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

先ほど申しました伊仙水泳さんのリーダーでした方が今回は残ってプールエリアマネジャーとして引っ張っていただくことになっております。あと2名に関しましては退職されております。

○13番（樺山 一君）

3名の方々のリーダーだった方が残って、これは請負じゃなくてほーらい館の職員として子供たちに水泳の授業をしていくと理解してよろしいでしょうか。そして、また子供たちが水泳教室をする時間帯に応援で他の2名が来られていると理解してよろしいでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

そのとおりでありまして、プールエリアマネージャーがその方でして、町の会計任用職員ということでは一らい館の職員として動いていただくということではしております。

あと2名の方は、今回、補正にも乗せておりますけれども、外からになりますけれども、時間帯応援で入っていただいております。他の仕事を持っていらっしゃると思いますので、その時間帯、教室の時間は入っていただくようにしております。

○13番（樺山 一君）

今までどおりのレーンを借り切って水泳教室を運営することがなぜできなかったわけですか。町が契約しなかったわけですか。その点についてお伺いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

貸しレーンでそのままというのも一つあったと思うのですが、リーダーの方もなかなかそれは難しいと。コロナでなくても難しいということもありまして、収益のことを考えても町としてもプールの収益は大きいですので、そこも踏まえてこちらからお願いしました。お互いの意向が合ったので、今回、戻ってきていただいて、プールの教室もほ一らい館のプログラムとして運営できるようになりました。

○13番（樺山 一君）

町が強制的に解約したというわけではないわけですね。分かりました。

以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第49号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第50号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第50号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

改正理由といたしまして、前回、6月の第2回定例会において承認いただいた新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方を保証する伊仙町国民健康保険に関する条例の一部改正する条例をさらに一部、期間について改正するものです。

前回、承認いただいた令和2年9月30日までの期間を令和2年12月31日とするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第50号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今の説明で、令和2年9月30日と決まっていたのが令和2年12月31日に改めるということですが、もしコロナが収束しないで来年度に伸びた場合、また、これは条例を変更するという可能性はあるわけですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

こちらの条例は国、県に準則するもので、国、県からの通達によるものになるのですが、期間について終息を見ない場合は変更もあるのかと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第50号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

議案第51号、令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分。

令和元年度伊仙町上水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の採決を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（明石秀雄君）

議案第51号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号、令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第51号、令和元年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額69億4,137万1,000円に歳入歳出それぞれ4億6,527万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億664万7,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず、歳入について説明いたします。

9款地方特例交付金補正前の額88万5,000円に個人住民税、自動車税、軽自動車税の減収補填特別交付金の額が確定したことにより164万7,000円を増額し、253万2,000円とするものであります。

10款地方交付税補正前の額31億5,561万3,000円に8,076万6,000円を増額し、32億3,637万9,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金補正前の額4,164万6,000円から放課後わくわくクラブ利用者負担金252万円の減、保育費負担金滞納繰越分13万2,000円の増により238万8,000円を減額し、3,925万8,000円とするものであります。14款国庫支出金補正前の額15億2,346万1,000円に農林水産施設災害復旧負担金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、学校保険特別対策事業費補助金、公立学校情報端末機器整備費補助金等の増額により2億9,696万9,000円を増額し、18億2,043万円とするものであります。

15款県支出金、補正前の額5億9,645万6,000円に合併浄化槽設置補助金の増、鳥獣被害対策事業補助金の増、多面的機能支払交付金の減、離島漁業再生支援事業補助金の減、長寿と子宝の町滞在型観光促進事業補助金の増額等により3,360万7,000円を増額し、6億3,006万3,000円とするものであります。

17款寄付金、補正前の額6,300万1,000円に指定寄付金50万円を増額し、6,350万1,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額2億6,135万2,000円に後期高齢者保険医療特別会計繰入金の減、きばらでえ伊仙応援基金繰入金の増により20万6,000円を増額し、2億6,155万8,000円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額551万円を令和元年度決算の実質収支額1,325万円から貴金繰入額700万円を差し引いた625万円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額、3,509万7,000円から畜産業費の補償分担金の減、児童手当負担金過年度生産返納金の増、後期高齢者医療市町村医療給付費負担金過年度分清算金の増などにより32万3,000円を減額し、3,477万4,000円とするものであります。

21款町債費、補正前の額6億6,154万6,000円に救助工作車導入事業債の減、臨時財政対策債の増、農林水産業施設災害復旧債の増、緊急自然災害防止対策事業債の増などにより5,355万2,000円を増額し、7億1,509万8,000円とするものであります。

歳入合計69億4,137万1,000円に4億6,527万6,000円を増額し、74億664万7,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は7ページでございます。

1款議会費補正前の額8,917万3,000円から人件費諸手当75万円を減額し、8,842万3,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額10億6,403万7,000円に1億8,818万7,000円を増額し、12億5,222万4,000円とするものであります。

主なものとして各種費目の人件費、地方創生臨時交付金、徳之島交流ひろばほーらい館運営費、長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業等によるものであります。

3款民生費、補正前の額22億2,356万3,000円から415万1,000円を減額し、22億1,941万2,000円とするものであります。

主なものとして各種費目の人件費、校舎機能強化フォローアップ委託料、後期高齢者医療費繰出金、私立保育所費、子育て支援事業費等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億9,858万7,000円に4,139万7,000円を増額し、6億3,998万4,000円とするものであります。

主なものとして人件費、合併浄化槽設置補助金、予防費等の地方創生臨時交付金関連事業、健康増進事業費、美しい村づくり総合整備事業費、上水道事業会計繰出金等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額7億4,341万円に7,686万6,000円を増額し、8億2,027万6,000円とするものであります。

主なものとして、各種人件費、家畜振興費、生活改善センター運営費、鳥獣被害対策事業費、農地総務費、特定地域振興生産基盤整備事業費、ダム管理費、離島漁業再生支援事業費などによるものであります。

7款商工費、補正前の額6,752万円に4,992万9,000円を増額し、1億1,744万9,000円とするものであります。

主なものとして商工振興費、長寿と子宝の町滞在型観光促進事業費、夏祭り補助金等によるものであります。

8款土木費補正前の額4億7,435万4,000円に578万4,000円を増額し、4億8,013万8,000円とするものであります。

主なものとして、人件費、道路維持費、住宅管理費等によるものであります。

9款消防費、補正前の額2億6,930万7,000円から342万8,000円を減額し、2億6,587万9,000円とするものであります。徳之島地区消防組合救助工作車更新事業負担金の減額によるものであります。

10款教育費、補正前の額5億3,804万4,000円に1億302万6,000円を増額し、6億4,107万円とするものであります。

主なものとして、人件費、学生等臨時支援金、GIGAスクール環境整備事業費、小中学校費、

修学旅行キャンセル等支援事業費、図書館運営費、歴史民俗資料館費等によるものであります。

11款災害復旧費、補正前の額45万8,000円に841万6,000円を増額し、887万4,000円とするものであります。主なものとして、農地災害復旧費によるものであります。

歳出合計69億4,137万1,000円に4億6,527万6,000円を増額し、74億664万7,000円とするものであります。

次に予算書5ページをお開きください。第2表地方債の補正についてご説明いたします。

1 過疎対策事業債、限度額3億3,400万円を3億3,050万円とするものであります。

4 臨時財政対策債、限度額9,254万6,000円を9,369万8,000円とするものであります。

新規計上としまして、8 災害復旧事業債、限度額650万円とするものであります。

13 緊急自然災害防止対策事業債5,270万円を1億210万円とするものであります。

いずれの事業債においても、記載の方法、証書借入、または証券発行、利率3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその貸付条件により銀行その他の場合にはその債権者と協議するところによる。

ただし、町財政の都合により繰上償還をすることがある。

以上、令和2年度一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第52号について質疑を行います。

○7番（牧 徳久君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

ページ数を申し上げます。8ページ、款国庫支出金、2 国庫補助金、1 総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2億6,727万5,000円が国から交付されておりますが、この詳細な説明をお願いしたいと思います。

○未来創生課長（松田博樹君）

牧議員の質問にお答えします。

詳細な内容につきましては、昨日の全員協議会の中でお示しした一覧表がありますが、その9番からの事業がこの各課の補正の中に入っています。

○7番（牧 徳久君）

9番からこの資料に基づいてあるということですので、ページ数によって質疑していきたいと思っております。

まず、その次ですが、9ページの教育費国庫補助金の中の公立学校情報端末機器整備費補助金について、お伺いします。

○教委総務課長（上木正人君）

牧議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

9ページ、14、2、6教育費補助金の公立学校情報端末機器整備費補助金ですが、こちらのほうは歳出の25ページをお開きください。

こちらの6目、6GIGAスクール環境整備事業、こちらのほう、委託料として1,400万と備品購入費の3,130万ですが、こちらの備品購入費の3分の2、こちらのほうが歳入としてあがっております。

GIGAスクールそのもの自体に関しましては、2019年度12月に文部科学省の発表されたプロジェクトでございまして、GIGAスクールのGはGlobal、IはInnovation、GはGateway、AがAll。全ての小中学校、児童生徒に1人1台の端末の整備とネットワーク事業、こちらをするものでございます。

○7番（牧 徳久君）

端末と申しますとタブレットのことですか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうでございます。

○7番（牧 徳久君）

はい。分かりました。

これは全ての小中学校の児童生徒全員ということですね。

○教委総務課長（上木正人君）

はい。そういうことです。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。

その下、同じく9ページの15県支出金の5商工費補助金、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業補助金3,570万について説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

ご説明いたします。長寿と子宝のまち滞在型促進推進事業補助金であります。これは、奄美郡島成長戦略推進交付金でありまして、事業の概要としましては、現在、徳之島は、新型コロナウイルスの蔓延防止対策のために徳之島への飛行機の減便や旅行者の減少、また、イベント等も開催が取りやめになっており、観光・商工への影響が膨大である。コロナが一時落ち着いている状況の中、観光客の増加を図るため、島外、在住の方は、当該、在住の方へ町公式サイトやSNS等で本町をPRする。また、島内に宿泊し、かつ、町内観光地、観光施設、観光イベント等で体感したことなどのアンケートに回答いただいた観光客に対して、町内で使用できるクーポンを発行し、観光客の滞在促進を図る。

また、アンケート結果を基に町内で実現可能な滞在型観光ツアーの企画・開発を行うとなっております。

ります。

財源内訳ですが、国費が3,060万円、県費が510万円、市町村費が1,541万5,000円となっております。

事業の内容としまして、1、観光客へのアンケートの実施、クーポン券の発行、2、PR映像制作委託、3、パンフレット作成、4、事業周知用チラシの作成、5、ホームページ、ランディングページ作成委託、6、滞在型観光ツアーの企画開発となっております。

以上です。

○7番（牧 徳久君）

国の補助による観光客の誘致の補助事業だと思いますが、日本全国世界中でコロナが蔓延している状況の中で、東京でもまだ増える一方、都市部でも増えております。

こういった中で、この徳之島、与論では、与論と沖永良部島、奄美大島で発生したわけですが、この徳之島ではまだ発生が見られていない中で、都会からこの事業を取り入れ、観光客を誘致すると、もし徳之島にこのコロナが入ってきた場合や長寿の町、こううたってありますが、子宝の町とうたってありますが、これどころじゃないと思いますので、今、この事業を取り入れるのもいいけど、時期尚早ではないかと私は思っておりますが、観光客誘致にはくれぐれも空港、港で注意を払っていくか、対策を講じないといけないと思いますが、どうでしょうか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

コロナ感染防止対策としまして、空港、港にて検温を実施しております。

以上です。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ今しばらくは検温の実施も含めてですが、病院あたりの受付で必ずマスク着用と検温は実施している状況でありまして、まず外部から徳之島、この島へ持ち込まないのが、一番、大切なことですので、ぜひこういった検温、外来者、少ないとは思いますが、今後も十分気をつけて予算を執行していただきたいと思っております。これについてはこのように気をつけていただきたいと思っております。

闘牛においても、あちこちから来るということで、10月大会も中止になっている状況でありますので、十分、外来者については気をつけられますようお願いしたいと思っております。

次に、歳出に移りたいと思っております。

13ページ、企画費の中の款総務費、8企画費の中の工事請負費として9,350万円が載っていますが、これはどこを工事するのですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

牧議員の質問にお答えします。

これは、コロナ対策の27番ですが、伊仙町内全戸に整備してある光回線を活用した自治体インターネットテレビを設置するための工事となっております。

○7番（牧 徳久君）

すると、天城町みたいに各家庭のテレビ放映ができるということですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

テレビで広報活動とか、もうテレビをつけたら伊仙チャンネルという番組に入って、そこでいろんな情報が見られるという形になります。それで、議会に対しても録画して見ることは可能になると思います。

○7番（牧 徳久君）

テレビじゃなくて、インターネットですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

今現在、光のケーブル網が全戸入っていますので、それをテレビに接続してすれば、テレビのほうでインターネット、その伊仙チャンネルが見られるようになるということになります。

○7番（牧 徳久君）

すると、この工事請負費9,350万で、伊仙町内3,000何戸かありますけれども、これで全戸整備するということがよろしいですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

はい。そのとおりです。

○7番（牧 徳久君）

はい。分かりました。

次に、伊仙生活応援商品券交付事業補助金について、9,750万、お伺いします。

○未来創生課長（松田博樹君）

この9,750万円は全町民に対して1万5,000円の商品券を発行し、それを活用してもらうための金額になっております。

○7番（牧 徳久君）

これは全員協議会の中にもいろいろあったわけですが、いろいろ考えずに現金でぱっとやったらどうですかね。天城町、徳之島町あたりも5,000円現金でやったとかということを聞いたりしているのですが、どういうものでしょうか。

○未来創生課長（松田博樹君）

この中で現金の支給というのができないものですから、現金でもしできたとしても、現金で支給した場合に、他の市町村に行って現金を使う、そうしたら伊仙町の商工会、商店街等の活性化にはならないものですから、町内で使える商品券と考えております。

○7番（牧 徳久君）

そうしますと、1万5,000円分を全部商品券ということですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

1万5,000円分の商品券を配布するということです。

○7番（牧 徳久君）

これは、この予算が通りますといつごろから事務手続に入るわけですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

11月から使えるような、11月から2月までの期間限定で商品券を発行しようと思っています。

○7番（牧 徳久君）

はい。分かりました。

次に、19ページの4 予防費の中の19負担金補助及び交付金、事業者向けのコロナ対策協力金というのがあるのですが、どこの事業所ですか、これは。100万円。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

事業者向けコロナ対策協力給付金に関しましては、県の休業要請及び時間短縮に伴う要請に協力していただいた事業所、宿泊業、運転代行業、町外に店舗があり、町内に住所がある事業所を対象に給付金を行うものであります。

○7番（牧 徳久君）

2店舗ということは、100万円を2店舗に支給するということですか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

宿泊業1店舗、町外にある店舗が4店舗、代行業が5店舗の1店舗10万円の10店舗になります。

○7番（牧 徳久君）

10店舗あって、これが1店舗10万円ずつの100万ということですね。分かりました。

続きまして、21ページをお願いします。

21ページの中の15の目の鳥獣被害対策事業費の中で負担金補助及び交付金、イノシシ対策、資材補助とありますが、これが150万、こういった資材を補助するのか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうは当初予算でも50万計上してあるのですがけれども、そちらと合わせまして200万円を、今まで議会のほうでも答弁していますとおり、なかなか町として農家の方の畑を守るための資材が、これがというのはお示しできていなんですけれども、ちょっと発想を変えまして、今回、いわゆる電気柵であったり、アニマルネットであったりという資材の購入していただく、農家の方が自分で購入していただきまして、その領収書を基に現地確認をいたしまして、設置の確認をした後に2分の1を補助しようと考えて予算を計上いたしております。

○7番（牧 徳久君）

電気柵とかネットですね。畑の周囲を囲むやつ。そうしますと、これが当初で50万、今回で150万、200万を半額補助ということであります。

○経済課長（仲島正敏君）

400万。

○7番（牧 徳久君）

そうした場合、これは、今現在、西部地区あたりも東部も含めてですが、回ってみますと電気柵をしてあるところもある、ネットもしてあるところもある、既にしてあるところはようになりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

現在されている方に対しましては、今年の4月以降であれば当初予算で50万組んでありますので、4月以降の領収書があれば、現地を確認いたしまして、経済課の職員が確認できたらそちらは助成できると思っております。

○7番（牧 徳久君）

伊仙町内全域に及んでイノシシ被害が出ておりまして、電気柵やネットはあちらこちら個人の自助努力で、今、購入してやっているのですが、この200万円ではとても追いつかないと思いますが、今後、足らない場合はまた12月あたりで補正対応できるのかどうか。

○経済課長（仲島正敏君）

200万ということで、一応、400万分の事業ということでございますので、またこの経過を見て必要であれば、また財務と相談をして予算化を図っていききたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、イノシシ被害が大幅に増えている現状の中で、今年あたりはまた猟友会の銃砲とか、わなの免許試験も今年は町であって、全島から百何十名の合格者が出ているようではありますが、今後とも猟友会の育成も含めてですが、こういった資材の補助もどんどんと。隣町では両町ともこれを3年も前からやっているわけですので、伊仙町が今回、今年の新年度から始まったということでもありますので、どしどし足らない場合は補正あたりをして農家の応援をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、22ページをお願いします。

22ページの農林水産業費用の中の農地総務費の工事請負費、14ですかね。排水路工事というやつが5,041万8,000円、これはどこの排水路を工事するのですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えをいたします。

この工事費につきましては、当初で5,000万計上してございましたが、東伊仙の久保建設の隣を、あそこの排水路工事の予算でございます。

○7番（牧 徳久君）

そうしますと県道の拡幅工事は、今現在、始まっている文元板金の前の四本工業さんですかね。県から請け負った工事、終わっているようですが、その下の部分ということですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

四本工業さんがした、その部分から下流側に120m、排水路を施工する工事でございます。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ早め早めに発注して、今現在、県道工事も進んでおりますので、上のほうは四本工業さんが終わっているわけですので、それは一日でも早く完成できるよう早期に着工していただきたいと思います。

次から、まだ少しありますので、昼から。どうですか。

○議長（明石秀雄君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（牧 徳久君）

一般会計の質疑をいたします。引き続き一般会計についての質疑をいたします。

23ページをお願いします。款6農林水産業費の中の、目、水産振興費、18負担金補助及び交付金、離島漁業再生支援事業補助金397万1,000円が減額となっているわけですが、この説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧議員の質問にお答えをいたします。

こちらは、当初、予算では、昨年の12月段階で、今まで離島漁業再生支援事業、問題があった中で、そこが解決をいたし、役員会を開きまして、3つの港の役員の下で新しく参加希望者を募ったところ、その役員会の中では40名ほどいるということで、予算を計上しておったのですけれども、その後、徳之島漁協のほうとも話し合いを重ねまして、今年度から新たにこの第4期離島漁業再生支援交付金事業を執行するに当たりまして、伊仙町地区漁業集落の代表名で参加の意思について確認を取りました。

その中で、当初、40名の希望者がいろんな条件の下に、今回、9世帯のみが新しい事業をしたいということで申請をしたということで、それに伴います差額分の今回は減額措置になっております。

ということで、当初40名の予定が、今回、今年から、まず始まりは9世帯で始まるということでございます。

○7番（牧 徳久君）

この離島漁業再生資本事業の補助金であります。これについては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、補助金を出して、一般財源から町も出して、それで運営しているわけですが、例えば、以前の伊仙町地区漁業集落規約の中にありますが、この集落に組織として、この集落は別紙にある漁業者58名だったのですよね、以前は、いろいろと問題が出る前は。それが「58戸で構成

する」とありまして、2番目に「この集落は、面縄、鹿浦、前泊、各港で構成委員を組織する」とあります。

なぜ、面縄、鹿浦の構成員だった人が一人も今回は参加していないのか、この原因をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今年の4月に確認ということでアンケートというか、全員から取ったところで、あがってきている、私が報告を受けているのでは、2年前の台風でまず船の被害があったということで、新しく船を整備することがまだできないということ、また、年齢が高齢化に伴いまして、出漁が年数回という漁師の方もいらっしゃるということでございます。そういうもろもろのことがありまして、また、確認事項の中では、やはり徳之島漁業組合に漁師であるという証明等々を頂く中で、競り市場の競りに出荷をすることとかという条件の中で今回は参加をする方が、現実的には前泊漁港のほうの9世帯が申請しているという状態でございます。

○7番（牧 徳久君）

今の説明を聞きますと、漁協に魚を出すとか何とか言っておりますが、ほとんど伊仙町の漁民は直売り、浜売りと言いますが、これしかしていない。している人でもその付近の魚屋に直接卸したり、Aコープに卸したり、そういうことをしているわけですので、漁協に出しているという人は伊仙町からはほとんどいません。

こういう中で、以前は、前泊港から28名、鹿浦から14名、面縄から16名、計58名が構成員だったわけですね。このサメ問題とかいろいろとある前、正常なときは。

これがいろいろとあって、なぜ廃れていったのか、伊仙町全体の漁民の費用対効果を考えてするのが町として妥当な判断ではなかったのか。なぜ、前泊漁港の一部の漁民に。前泊漁港でも28名がおったのですよ。これが9名に限定された、そのいきさつを再度お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほどから何度も申し上げておりますとおり、新しくするに当たって、いろいろと問題になった点を改めないといけないという中で、確認ということで、伊仙町地区漁業集落の代表名で各漁業集落の58世帯の方に案内を出しまして、参加の意思について、封書で出し、それを回収し、また聞き取り等を行ってした中で、先ほどあったような。一つは、客観的にそういう出荷の証明などを出さないといけないといった場合に、浜売りでは証明がなかなかできないという中で、漁業、徳之島の場合であれば徳之島漁協に競りに出荷をするということ、そういうこと等をできるかという確認を取りましたところ、今回、9名の方ができるということで、そのようなことになったという経緯を聞いて、報告を受けております。

○7番（牧 徳久君）

私も以前はこの58名の中の一員だったわけですが、封書等を一回も聞いておりません。

だから、そういうのはでたらめな。町が聞き取りしたとか何とか言いますが、その封書で、送

ったとか何とか今おっしゃいましたけど、全然聞いておりません。

それと、今の9名が漁協に出すという確約は取れているのですか。これは個人の家で売っている人も店でおりますよ。これは、全部、漁獲を漁協に出すという保証はありますか。

○経済課長（仲島正敏君）

役場が確認を取ったとか云々ではなく、漁業集落のほうで確認を取ったというふうに私は聞いております。

それと、毎回ではなくても必ず徳之島漁協のほうに競りに出すという条件だというふうに聞いております。

○7番（牧 徳久君）

だから、先ほど申し上げました補助率、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、一般財源、町の財源も出して、おりますので、費用対効果、これで出ますか。9名で出ますかということをお聞きしているのですよ。なぜ、面縄、鹿浦が一人もいないのか。高齢化とか、船がないとかおっしゃいましたけれども、若い方もまだいらっしゃいますよ。面縄にも鹿浦にも。いろいろと問題があったからじゃないですか。そういう反省に立って考えないといけないのではないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

あくまでも前回のことがありましたので、今回は特に役場は、指導、助言するという立場を堅持いたしまして、漁業集落のほうに確認のほうを取って欲しいというようお願いをした中で、9名ということでございますので、過去のいろいろと問題になった点など反省を踏まえまして改めて町の担当職員をいろいろとあるたびに大島支所の担当にも確認を取りながら事業が適切に執行されているかどうかを指導、助言してまいりたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

組織に入っていた人から聞きますと、いろいろなことがあって、今後はさらに厳しくなると、国の会計監査も入るかも分からないと。そういう組織にいろんな不正というか、そういう組織に入っ一緒に思われたくないからやめるということが多かったのですよ、実際は。だから、正直なところ、役場も対応してこの費用対効果が出るように、一日でも早く面縄とか鹿浦、3港が仲良く出漁できるような状況にならないと。前泊の一部の9名がこれを漁業集落したって、このあれができますか。魚まつりとか、この100万でできますか。500万から300万を引くと200万円しかないわけですが、これでできますか。

○経済課長（仲島正敏君）

まずは、9名から出発をいたしまして、基本的には今期5年間は9名なのですけれども、以前のこの離島漁業再生支援事業でも途中で見直しがあったりそういうものがございます。その際に、改めてこの9名の頑張りを見て参加の意思をまた示す方がいらっしゃいましたらそちらをまた役員会等を図りまして参加をお願いしたいというのと、この方たちは漁業集落民ということでありまして、これと一緒に協力される方はまた協力員みたいな感じで登録をしておけば、いろいろと一緒に活動

はできるというように聞いておりますので、そちらのほうも、今後、啓発をしてみたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

いろいろとあるでしょうけれども、ぜひ今後は後継者育成の観点からも含めて、面縄、鹿浦も若者の後継者が出てくるわけです。今もいるわけですので、こういう方を勧誘して、船は外に、太平洋とか東シナ海に出た場合は、前泊港も鹿浦港も、面縄港も一緒ですよ。もし故障なんかしたら一緒に助け合いたい。もうみんな知り合いなのですよ。

そういうことで、伊仙町というのは町の漁民というのは同じだという考え方で、前泊港ばかり、このようにして事業に参加するのではなくて、3港、3つの港、面縄の人、鹿浦の人、前泊の人を含めて全員が参加できる形の漁業集落をつくり上げていただきたいと思いますが、今後、考えはできますか。

○経済課長（仲島正敏君）

今の牧議員のご指摘はごもっともだと思いますので、町といたしましても、やはり漁業のほうの振興という観点からも、後継者育成、また、3港のそういう参加ができるような空気をつくっていただけるように努力をしてみたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひこのように、今後、育てていく後継者育成も含めて、漁業を廃れないように努力していただきたいと思います。

また1点だけ、この漁業集落の中身についてお聞きしたいのですが、以前、農高跡地の中にこの漁業集落で買った備品ですけど、真空パック機とか瞬間冷凍庫とかあるわけですが、これは、今のビジョンの百菜ではなく、以前の百菜組織が管理して借りとったわけですが、恐らく向こうの電気代も滞納になっていると思いますが、これが故障している。故障しているのを修理するのは、百菜がするのですか、これはどっちがするのですか。役場がするのですか、これは。

○経済課長（仲島正敏君）

確かに以前、徳之島旧農業高校跡地に真空パックと保冷庫がありましたけれども、こちらは、今、他の団体が使用するというので、そちらから出ないといけないという状況の中で、今、ありました真空パックの修理に関しましては、離島漁業のほうも使われておりますし、百菜のほうも借りていたということで、百菜のほうに修理のほうのお願いをしているところではございます。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ早急にこれを百菜にお願いして、修理して、離島漁業再生支援事業の予算の中で購入した備品ですので、これを百菜が専用して使用しとったということですので、責任を持って修理して返していただきたい。離島漁業集落のほうに。そして、あそこは電気代も未納になっております。もう、あそこは空けると思いますが、それを早く前泊のほうに持って行って、漁業集落民が使えるように、修理を早急にしていただきたいと思いますが、再度、早急にできるのか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

この点につきましては、以前に漁業集落の代表の方とうちの担当が話をし、また、現場を見ながら予算が確定したら行動を起こすということで、いろいろと進めているというふうに聞いておりますので、速やかにできるものだと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひこれを修理して、9名の漁業集落民ですけれども、以前の漁業集落民がいるときに旗揚げでするので、今後、前泊に持っていて、面縄の人も、鹿浦の人も共同で使えるような形でしていただきたい。

また、この規約もあるわけですので、これもまだ変えていないと思いますよ。これを生かすように先ほどおっしゃった面縄からも前泊からも一人でも多くの若者を入れて後継者育成のためにもこれを生かしていただきたいと思います。

これで、漁業集落はきつく申し上げましたが、私のほうからかねがね考えていましたので言っただけですので、気にしないでください。

あとは、続きまして、23ページをお願いします。

長寿と子宝の町の滞在型観光については、先ほどきゅらまち観光課長が歳入のほうで説明がありましたが、これについても先ほど答弁したように、空港や港、そういったところでは、今後も収束するまで十分気をつけてコロナが徳之島に入らないように気をつけてこの予算は執行していただきたいと思います。

その下の伊仙町闘牛協会支援金についての予算100万円が組んでありますけど、これについて、説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

伊仙町闘牛協会支援金についてご説明いたします。

徳之島の闘牛大会は、新型コロナの影響を受け、各種大会が中止となっており、これに伴い、徳之島の闘牛は衰退しています。このままでは闘牛文化の継承にも大きく影響を与えかねないことから、伊仙町内の闘牛士への支援として伊仙町闘牛協会へ支援金を予算化するものであります。

○7番（牧 徳久君）

この支援金については、伊仙町では伊仙町闘牛協会がありまして、100万円するわけですが、他の隣町の2町はどうなっておりますか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

両町においても各町の闘牛協会へ同じ額を支援するものと思います。

○7番（牧 徳久君）

この闘牛についても、このコロナの影響で牛主としては1月大会から2月ごろからのと、5月、今度の10月と、大会を開けずに大変だろうと。牛主においても大変、主催者に対しても大変だと思います。よくぞこの100万円を一般財源で頂きまして、ありがとうございますと言いたいところですが、この使

い道について、町の闘牛協会へどういった使い方をするのか、3町とも、伊仙町でいいですけども、どういった指導をしているのか、お伺いしてみたいと思います。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

この100万円の支援金の内訳に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、伊仙町内の闘牛牛への支援として支援金を出すものであります。それ以上のことは、詳細につきましては分かりません。

○7番（牧 徳久君）

一応、今の大金を補助金として出すわけでありますので、町としてもいろいろな形で注文をつけて無駄な使い方をしないように、この闘牛が永遠に持続できるような状態であればいいわけですが、この闘牛協会にしても、ちまたのうわさでは、3回タイトル戦、1月、5月、10月が開けなくて、このタイトルを持っている保持牛の方もいわば3回出場したら横綱の場合、300万が取れるわけですが、これがないということで、経費だけあげるといううわさ話も出ておりますが、こういったことは絶対しないように。これを町の補助金から出して経費だけあげる、けんかはさせないのに経費だけあげる、こういったでたらめなことは絶対しないように協会に注意していただけないでしょうか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

ただいまの質問であります、3町とも各町の支部にこのような形で100万円を補助金で出すわけなのですが、各町の闘牛を持っている頭数というのが違ってくると思いますので、その飼育に係る飼養代とか、そういうものに活用していただくということで今回計上してございますので、タイトルを持っている方たちのファイトマネーといいますか、そのような形では考えておりません。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ各3町とも大切な一般財源でこのようにして、大金を協会に支援しているわけですので、この使い道については今後も十分気をつけて指導しながら、協会を指導しながら、協会の中でもこの闘牛が廃らないように、持続できるようにすればいいわけですので、話し合いをしながら補助金交付はしていただきたいと思います。

これについては終わります。

続きまして、25ページ、10款教育費、目の事務局費であります、18節の負担金補助及び交付金、学生等臨時支援金500万であります、これは、どういったことでしょうか。説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質疑にお答えをいたします。

こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、不要不急の外出が制限される中、不安を抱きつつ、学生生活を送っている状況に鑑み、学業に取り組める一助として支援を行いたいと思います。

伊仙町出身で、現在、島外に居住し、大学、短期大学、専門学校等などに在学している学生、対

象者1名につき5万円を支給したいと思います。

一応、概算なのですが、100名前後いるのではないかなということで、100名に5万円を掛けまして500万円というふうなことでしてございます。

また、学生にしても伊仙町内の小中学校で就学していた方、また、対象者の保護者が令和2年8月1日にこれはこちらのほうを基準日とさせていただいて、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法による住民登録、記載されていることをしまして、こちらのほうを今回上げさせていただいたところでございます。

○7番（牧 徳久君）

今の説明によれば、学生、大学生、短大生、専門の学校生の方が町外にいる方に一律5万円を支給するということであります。

これは、高校生、例えば、鹿児島の高校に行っている方もいらっしゃると思いますが、そういった方にも適用されるのですか。

○教委総務課長（上木正人君）

今、課のほうで協議をしている中では、通信制、通信学校とか、あとは4年高校といたしますか、高専か、高等専門学校、こういった方々も中に入れていったらどうかなということは話している状況でございます。

○7番（牧 徳久君）

この予算も含めて、両町では1次のコロナ対策、2次のコロナ対策等で早急に実行している。そうした場合、住民はなぜ伊仙町だけこういったのもない、さっきの一律1万5,000円の商品券かな。ああいったのも伊仙町だけがないという、散々、我々議員、他の議員さんも電話等が来ていると思いますが、来るのですよね。そうした場合、こういった、これは2次ですか、3次ですか、コロナの補正は。2次で来たわけですので、こういったのを、伊仙町もこういうことを取り組んでいるのだよと。議会、我々、議員と執行部は分かりますけど、一般の町民の方はまだ知れ渡っていないわけですので、新聞社にも載っていない。どしどし、こういうすばらしいことをやっているのだよということを宣伝していただきたい。全く、伊仙町は何もしていないといううわさが飛び交ってくるのですよ。

だから、大久保町長もしているのだということを、調整、推進しているのだということを宣伝していただきたい、今後は。広報紙に載せたりもして、いろいろと住民に説明しながらも、マスコミにも報道させていただきたいと思います。

次に、27ページお願いします。

27ページの目13就学旅行キャンセル等支援事業費とありますが、キャンセル料支援費として466万円計上してありますが、これはコロナで今予定が立てられない状況の中で、予定を立てたからキャンセルということですか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの牧議員への質問にお答えをいたしたいと思えます。

今の就学旅行キャンセル等支援事業に關しまして、小学校、犬田布小学校、糸木名小学校、阿権小学校が今月奄美のほうに予定をしてございます。面縄小学校が沖繩で10月に予定をしてございます。伊仙小学校が1月に同じく沖繩のほうに予定をしてございます。

喜念小学校、馬根小学校が未定ということになっておりますが、中学校に關しましては、伊仙中、面縄中は未定ですが、犬田布中が九州地方へ11月ということですから。場所が未定だったり、月が未定だったりとしているところあるのですけれども、こちらのほう、修学旅行を中止したり延期したりすることによってキャンセル料は発生するわけなのですけれども、対象児童に關しまして、3週間前が4,000円、2週間前が1万円、1週間前が2万5,000円、前日が3万7,000円、当日が4万7,000円ということで、当日のこのキャンセル料を考慮しまして、5万円として計上させていただきます。

○7番（牧 徳久君）

今、全国的に沖繩は2校ぐらいありましたけど、沖繩なんか行ったら大変ですよ。こういった状況の中で、予定を立てる学校側は不思議ですね、今の状況の中で、この修学旅行を沖繩にとか行ったら笑われますよ。沖繩は東京と同じぐらい毎日発生しているわけですよ。それを初めから予定を立てなかったらそのキャンセル料というのは要らなかったわけですよ。要らないわけではないですか、どうですか。

○教委総務課長（上木正人君）

どうしても学校行事は学校のほうでやっていくわけなのですが、やはりこういった予定を入れていきますので、どうしても私たちとしては、こういったキャンセルに対応するために予算をあげさせていただきますということなんです。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、我々議員でも出張も、4月から、新年度になってから一回もない。どこも行かないで我慢しているわけですので、学生も修学旅行ぐらいは我慢して、キャンセル料なんか、これはもつてのほか、問題、あれですよ。

だから、こういったことで徳之島にコロナを持ち込まないように。修学旅行へ行ってコロナにかかった学生がいるとしたら大変ですので。修学旅行、初めからキャンセル料が発生しないように、予定しなかったらいいわけですよ。今後とも気をつけて予算を執行していただきたいと思えます。

あとは、30ページをお願いします。

同じく10の教育費の中で、歴史民俗資料館費、8、ありますが、この12委託料の中に490万かな、松くい虫被害木の伐倒・除去手数料500万とありますが、なぜこれは社会教育課が、歴史民俗資料館がこの松くい虫の木を伐倒するのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの牧議員の質問にお答えいたします。

この12委託料の松くい虫被害木の伐倒・除去委託料ですけど、こちらは恩納城跡、カムイヤキの森、明眼の森の枯れ松の除去の委託料となっております。

○7番（牧 徳久君）

いわば史跡のところということですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。史跡と天然記念物の場所になります。

○7番（牧 徳久君）

なぜかと申しますと、経済課がこういったのを予算は一つもなく、経済課かな、建設課かな、道路に松が倒れそうなのがいっぱいあるのですが、これは組まずにしてこの歴史民俗資料館、社会教育課が史跡の中だけこんな500万も投じてするのだったら。建設課と耕地課、経済課あたりにお伺いしますが、こういった予算、史跡の分は500万も取れるのに、なぜ道路のは取れないのですか。お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

建設課のほうですが、修繕費の中に倒木処理を組んでおります。建設課の場合は修繕費の中に。

○7番（牧 徳久君）

これは一般財源ですか。

○建設課長（福島隆也君）

これは一般財源です。

○7番（牧 徳久君）

これは、社会教育課は補助事業じゃないですか。補助事業でしょう。だから、建設課も耕地課も経済課も、補助事業あたりを探せばあるのでないですか。この松くい虫のこれは、道路に倒れそうな木の除去、補助事業とかあるのではないですか。

○建設課長（福島隆也君）

今、コロナ禍の中での倒木という事業はちょっと当てはまらないのかなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

社会教育課は当てはまって、建設課と耕地課、そういったのは当てはまらんというのはおかしいのではないですか、これ。同じコロナの予算を。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらの史跡と天然記念物に関しては、こういった整備をすることによって、そちらの史跡めぐり、フィールド活動が行えるように整備するものであります。

○7番（牧 徳久君）

それは分かりますよ。その史跡よりも、毎日、人が通る道路、農道、町道、それが先ではないですか。そう思いますけど。今にも台風で倒れそうな枯れ松がいっぱいあるところがあるのですよ。農道、町道、これからサトウキビの運搬時期も入りますけど、いっぱいあるのですよ。それはどうしますか。

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（福島隆也君）

牧議員の質問にお答えいたします。建設課でもコロナ給付金が使えるのであれば、3次補正等にまた申請していきたいと思っております。

○耕地課長（穂 浩一君）

耕地課としましても、コロナの3次補正でできるものなら、補助事業を申請するのと危険なところについては、町費でも何とかお願いして、前向きに努力していきたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

今度の台風9号、10号が近づきまして、接近して、倒木等も見受けられましたが、今後もこのような大型台風がくる可能性はありますので、枯れ松の道路に倒れるのが心配ですので、ぜひ優先して、この大衆の人が通る道路、農道含めてですが、耕地課も含めて、こういったのが先決だと思いますので、ぜひ先に実行していただきたいと思っております。

それと、この今の500万の社会教育課の史跡の伐倒の部分、これは例えばその山の中をこの500万かけて伐採した場合、どのようにして運び出すのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。カムイヤキの森と運動場については、軽ダンプで運びだせると思うのですが、明眼の森については少し大変な作業になると思っております。

○7番（牧 徳久君）

カムイヤキの森については、あそこは国有林だと思いますが、こういった営林署との協定はされているのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

平成29年度に伊仙町と森林管理署と協定を結んでおります。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。その下の14の工事請負費500万とありますが、これは何でしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらは、歴史民俗資料館の1階部分のトイレの改修になります。

○7番（牧 徳久君）

はい、分かりました。その下の17の備品購入費であります。これダンプ購入して何をするのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。すいません、これ間違いで、大型じゃない、軽のダンプになります。

○7番（牧 徳久君）

これは何されるのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらは、先ほどの委託された際の松駆除等に活用して、また際ほどありましたように台風被害等にも対応できるものだと考えております。

○7番（牧 徳久君）

先ほどから申し上げましたが、まだ伊仙町には道路の上に倒れそうな松が道々歩きますといっぱいあります。これから成長期も近づきますので、ぜひ農道を含めて、こういった処理から先に、キビ運搬車、大型がどんどん走れるように、これから台風も過ぎ去ったわけですので、点検作業を再度行っていただきますよう、お願いしたいと思っております。

それと22ページ、最後になりますが、農林施設災害復旧費の工事請負、これ500万はどこでしょうか。32ページです。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員の質問にお答えをいたします。この災害の工事につきましては、馬根の農地法面の災害復旧でございます。

○7番（牧 徳久君）

個人の畑、道路じゃなくて畑ということですか。そうした場合は、これは個人の分担金も発生すると思いますが、いかがなものですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

一部、受益者負担もございしますが、ほぼ、90何%で災害復旧の国庫補助になりますので、残りは町のほうで負担していきたいと考えております。

○7番（牧 徳久君）

農地災害の場合は、ずっと以前から個人負担が発生するようなことでありましたので、今回このようなことをしますと、今後これから農地災害が起きた場合、伊仙町で全部対応するわけですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

40万円以上の工事になりますと、災害復旧工事の対象になります。地主というか、農家の方々と話しながら、町単で安く上がる場合は、町単なりして、あと被害額が大きい場合はやっぱり町で復旧をしないといけないと考えております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、財政もこれから先、国を含めて厳しくなる一方だと思いますので、こういった災害の場合は、個人からも何割か負担するのが法令上あるわけですので、ぜひ、一部でも負担していただいて、公衆道路の場合はないわけですよ、農地の個人の土地の場合はあるわけですので、1回こうすると、今後何か所も出た場合、ずっと町が出さないといけなくなりますので、こういったのを再度検討して、なるべく財政が厳しくならないうちに、こういったのを検討しておかないと、今後のこと、何十年先になるか分かりませんが、こういったことで伊仙町がもってくれたよと、ずっと代々言われますので、これはするかしないかは、今後はっきりしておかないと大変なことになると思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

以上で、私の予算質疑を終わりたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんでしょうか。

○4番（佐田 元君）

14ページの管理総務費の節22償還金利及び割引料、これが34万4,000円計上されていますけど、この更正による還付金、還付加算金とはどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

○くらし支援課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。還付金は、修正申告が法人税にありまして、過年度分なのですけども、その歳出還付金ということで、34万4,000円、今年度出ましたので、それでどうしても他の住民税の修正申告や未申告者の新しく申告やら、そういうので足りない可能性が出るということで、一応歳出還付金ということで計上させてありますけども、加算金というのは、歳出還付金を即できなくて遅れた場合に加算金というのが係ることがありますので、今のところ過去にも、加算金という形で遅れての出費はありませんので、これからもないように気を付けていきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

分かりました。それでは次です。17ページの子育て支援事業の備品購入費、これに公用車購入費となっておりますが、これはどのような目的でこの公用車を買われるのか、説明をお願いします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。本事業は子育て支援見守り事業としまして、地方創生の300万円を活用しようと考えております。これは、安否確認の必要な家庭及び要保護児童家庭を循環して、健康相談やコロナウイルス感染症対策についての指導等を行うための公用車でございま

す。

○4番（佐田 元君）

これは、軽自動車よろしいですか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

そのとおりでございます。

○4番（佐田 元君）

18ページ、予防費、ここにも備品購入費で公用車購入が180万計上されていますが、これもどのような目的でされるのかをお願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

これもコロナ対策の事業であります。災害避難時のコロナウイルス感染症予防費ということで、先日の台風におきましても、避難者の送迎とかそういったものに関しましても、古い公用車で送迎しているのですけども、公用車のほうも寿命も近くなりまして、これから避難のたびに障害の方とかもいらっしゃったりとかしまして、そういう方の送迎等にも起用できるということで、今回上げさせていただいております。

○4番（佐田 元君）

今、使っている公用車が古いということなのですか。それはどのくらいの、何年型くらいですか、古いと言えば。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ちょっと詳しくは今、申し上げられませんが、12、3年もたっている車であります。また後ほど車検証でもまた。

○4番（佐田 元君）

ぜひ、詳細を調べて報告をお願いしたいと思います。

今年度の令和元年度のこの補正を見ますと、公用車購入、車購入が非常に多いような気がいたします。以前の第1次補正予算でも予防、消毒等、そういう公用車買ってありますよね。なんで、そんなにまで車が必要なのか。これ、もしこの臨時交付金、これがなければどういような対処をするつもりだったのですか。今までなかったもので、十分やってこられたのを、こういう臨時交付金が出るということで、ちょっと贅沢と言ったらあれなのですが、1家に何十台も車を持っているような思いがしますが、本当にこれ見ますと、予算書見ますと、もう大体が公用車購入、そして同じ課。先ほどもあったのですが、話しちょっとそれますが、社会教育課の小型のダンプ、これも台風の時にも活用できるというような話ですが、他に台風のときに利用するのがあるのではないですか。これが教育課でやるような仕事、先ほど牧さんの質問の中にもありましたが、これも社会教育課の、課のほうでやるような仕事ではないのではないかなという思いがいたします。

ぜひ、このような必要なものは必要として購入しなければいけませんが、もう少しこの予算、真剣に考えてやってもらいたいなという思いです。

以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございますか。

○13番（樺山 一君）

議案第52号、令和2年伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、質疑をします。

11ページをお願いします。管理総務費、1項総務管理費の一般管理費、節18負担金及び交付金、上面縄ションマイカ活動補助金50万について説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。先ほど、歳入の中でもあったのですが、指定寄附金の中で上面縄ションマイカの活動をしている保存会の方たちに指定寄附金という形で50万入ってきております。そこへまた支出する際の50万という形であります。

○13番（樺山 一君）

それは、ふるさと納税の中の指定寄附ですか、それとも一個人からのションマイカに対する活動補助金ですか。

○総務課長（久保 等君）

ふるさと納税とは別に、指定寄附金ということで個人さんから、この保存会の方たちに寄附したいということで寄附されたものであります。

○13番（樺山 一君）

分かりました。13ページをお願いします。企画費の節14、9、350万工事請負費、先ほども牧議員から質疑がありましたが、各家庭のテレビに光ケーブルを使って情報を提供するということでしたが、今までの例えば防災無線、情報提供していましたが、それが足りないということですか。そして、これを付けた場合は、予算はコロナ補助金で設置はできますが、あとのランニングコスト、そういうのはどのような形で試算していますか。

○未来創生課長（松田博樹君）

取り付けた後のシステム更新料、あとシステム利用料等は一応民間にお願いするものですから、その民間にて賄うという話し合いのもと、この予算を計上しております。

○13番（樺山 一君）

例えば、誰かが伊仙町内に新しく引っ越して、そして新しいサーバーとかいろいろ必要になる、そして引っ越しで出て行く、そういう形の工事、そしてサーバー代全て、民間がこれから先ずっと出すということですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

新しく新築とかあった場合には、町のほうで取りつけますが、一応各転出されたときには、あくまでもそれは役場のものなので回収して、次の人に使うという形になります。

○13番（樺山 一君）

それと今、防災無線等で今、町民の安否、そういういろいろなことをしていますが、それでは足りない、これだったらどういうメリットがあるのですか。この光回線を使ってあれをすれば。今、インターネット等も使っているし、例えば年寄りの方々、また機器を入れ忘れてたり、停電をしたり、そうしたらそれから機器の電源を抜いたり、そういう形でこれが100%、9,350万もかけてして活用できるとは思いますが、入れる工事は国が100%もってくれるからいいのですが、あとの保守点検料、町単独でしなければいけないし、そういうランニングコスト等もやっぱり計算に計上してから、予算を組んでいただきたい。その件は、私もあんまり詳しくないから、これ以上質問ができないので、一応これぐらいに止めておきます。

それと、下の先ほどの牧議員の質問とダブリますけども、9,750万生活応援券発行事業補助金ありますけども、支給方法として全員協議会でもお話ししましたが、現金は支給したら町外で使ってしまうと。

しかし、これをAコープ、そしてそのコンビニ、向こうでも使える商品券を出せば、もう70%、80%、私はAコープで使ってしまうと思うのです。だからそういうのも区分けして、半分ぐらいは町内でしか使えないとか、商工会のほうから商品券を買って支給するとか、そういうやっぱり地元地域が潤うような考えはしていないのか、伺います。

○未来創生課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。昨日、全員協議会の後に商工会のほうに伺いまして、商工会と話をし、1万5,000円のうち5,000円を商工会の券を購入、役場がします。購入し、残り1万円を町で発行するという形でいこうという話し合いを昨日しています。

○13番（樺山 一君）

5,000円は商工会の券を買う、そして1万円は町が発行して、Aコープ等に使えるという話を今、未来創生課長なされましたが、私はその反対か、5,000円を増額して1万円ずつ発行するか、それくらいやはり、今コロナ時期、伊仙町民やはり今厳しい状態です。今、銀行で融資を受け、そういう状況でやっぱりしのいでいる方もたくさんいますので、ぜひ手厚い補助をしていただきたい。

そして、出すときはきれいな要項を決めて、どういった形で出すとかそういった要項を決めて、出していただきたい。先ほど、牧議員からの指摘で経済課長に、イノシシの電気柵と、今できている方はどうするのか。了承があればこうするようにしますとか、そういうのではなくて、予算を出す場合には要項をきちっと作って、どういう方に出すということにしないと、自分の思いつき、自分の好きな人には出してやる、あんまり気に入ってない人には出せない。そういう形の、きれいに要項を作っていただきたい。ぜひ要項を作って、この生活応援補助金も出していただきたいと思います。

それと17ページ民生費、項2児童福祉、目2私立保育所費、17の備品購入費、そして18の私立保育所整備負担金について、説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

ただいま樺山議員の質問にお答えいたします。備品購入費、これは空気清浄器を購入して、保育園等に貸出し、支給するものでございますが、これ新型コロナウイルス感染症元氣包括交付金の介護福祉分ということで250万円の補助、またはさらに保育環境改善事業ということで、衛生備品及び空気清浄交付金を購入して支給するものでございます。

○13番（樺山 一君）

新型コロナ給付金を使って、各私立保育所のほうに空気清浄器等を入れるということですか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

はい、そうでございます。おっしゃるとおりでございます。

○13番（樺山 一君）

分かりました。21ページ、款6農業新産業費、項1農業費、目9畜産振興費。節18負担金及び交付金といろいろ出ていますが、このコロナ対策交付金の事業に畜産のやつ、ナンバー22、新型コロナウイルス感染対象、拡大の影響でインバウンドの外食何とかという、いろいろ出ていますが、これはこの負担金も、この649万9,000円もコロナ対策費ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。今回、そうですね、畜産の資材の分に関しましては、コロナ対策の臨時交付金ということでございます。

○13番（樺山 一君）

そしたら、新型コロナウイルスの実施計画書に記載してあるのと、この計画書に記載してあるのは、スタンション、監視カメラ、そういう備品の補助、予算書には優良素牛の保留補助金で979万円、畜産資材導入補助金で163万5,000円、この内容が違うのはどういうことですか。

○経済課長（仲島正敏君）

すいません。まず優良素牛の保留補助金は当初予算で1,001万円計上しておりまして、こちらのほう各農家1農家当たり10万限度でやったのを、今回新たに各畜産農家年間2頭までということの補助に伴うもので、こちらのほうは町単独でございます。

コロナ対策のほうは、その下のほうの畜産資材導入補助金が263万5,000円と計上されているのですけども、こちらのほうも当初に386万4,000円計上されているものを合わせまして649万9,000円ということで、スタンションとかそこら辺はまたコロナ対策ということでさせていただいております。

○13番（樺山 一君）

優良素牛、それは一般財源で出していると。今、一番このコロナで影響しているのは畜産農家。伊仙町内には宿泊施設もない、そして飲食店もあまりないです。しかし、肉用牛生産農家、私は子牛の分では1、2を争う町だと思っておりますが、もうちょっと町長、畜産農家に手厚い補助ですか。例えば生産牛1頭幾らとか、そういう形で手厚い補助をしてあげて、やはり今、全国的にコロナで肉が消費できなくて肉余り状況、そして半額でも売れない。Aコープ等で良い肉を半額で出し

ても売れない。そういう状況ですので、ぜひやはり伊仙町の産業の中核を担っているわけですので、ぜひそちらあたりを疲弊させないために、もうちょっと手厚い補助等を考えていないのかお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

議員のご指摘のとおりだと思いますが、畜産に関しましては、6月議会のほうでも佐田議員のほうからも質問がありましたとおりに、値段が下がった場合は国のほうでまた補助が出るような形をとられておりますので、今回は伊仙町としては、その際も、値段が下がっているのを牛を増やしたい農家が多いということでありましたので、それに基づきましてこの優良素牛のほうを今回、予算計上をさせていただいているというところでございます。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、畜産農家、そしてサトウキビの農家は、1次のこのコロナ対策で1トン当たり500円を支給して、そのときも商品券、緑の商品券か何かどこか小売店で置いていましたけど、結構地元の商店で買って、結構よかったですよという評判聞いております。そして、商品券ということでどんどんお金使ってくれて、1日10万売り上げたという店もあります。

だからやはり、そういう商品券を出してやったりすれば、消費の喚起になりますので、ぜひ畜産のほうにも手厚い補償をお願いします。

22ページ。款6農林水産業費、項2農地費、節14工事請負費5,041万8,000円。先ほど牧議員も質疑をしていましたが、これは当初予算で5,000万円。なぜ、工事請負が倍になったのか、当初の積算ミスではなかったか、お伺いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

樺山議員のご質問にお答えをします。今回のこの予算計上につきましては、当初予算の計上につきましては、直接工事費のみ計上をしてありまして、残りの仮設費とかそういうもろもろの係る費用は計上されていなくて、計上誤りがありました。全体で1億程度工事費がかかりますので、今回不足分を計上させていただいたものであります。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、そういうところに気を付けて、予算が足りない、工事ができないという形がないように気を付けていただきたいと思います。今、先ほどもおっしゃっていましたが、上のほうは大体終わっています。下のほうをしないと上のほうが合流できないので、早急に工事を進めるようお願いいたします。

23ページ、商工費。先ほど牧議員が質疑をしていました。ほとんど牧議員が質疑しているので、私も重複しますので、あの闘牛協会支援金100万円。

町長にお尋ねします。町長は、事あるごとに闘牛は伝統文化とはなしておりますが、この100万円で本当に闘牛が伝統文化と維持できると思いますか。現在、闘牛を持っている人は、闘牛に出せる牛を持っていると、3月から闘牛に出せなくて、この間も牧議員がおっしゃっていましたが、ナー

ガマンと言っていますよ。そして、普通闘牛成牛を人に委託すれば1頭5万円かかります。そして自分でも3万約やはり飼料代といろいろかかります。その闘牛を持っている方々に1頭幾らとか補助金を出す考えはありませんか。

○町長（大久保明君）

その前に、この闘牛大会を開いてコロナのクラスターが発生した場合のことを第一に考えておりました。そのときの、もし出たときのいろんな観光面に関しても、そのことが闘牛文化を衰退する方向にいくわけですから、それよりも延期をして中止をしていただいくということが第一課題でありましたので、そのことに専念しておりました。

もちろん、そういうふうな要望はありましたけれども、1月大会も非常に厳しいのではないかという話の中で、丸一年、そういうことで闘牛大会ができなかった場合どうするかということで、いろんなアイデアが若い方々からも出てまいりました。

一つは、オンラインで実況中継をして、それで最近スマートフォンで見るとポイントが還元される、貯まることもあるとか、いろんな話がありますけども、この1年間ほど闘牛が開催されなくて、その牛の世話ができなくなって闘牛文化が衰退するという、なくなるという話も聞いたことありましたので、今後、現実にはどういう状況なのかもしっかりと、調査といいますか、個々の農家の方がたの意見も聞きながら、検討していかねばならないと思います。牛を飼うという意欲がなくなって、また都会に働きに行くというふうな話もいろいろ聞いていますので、そうならないような形で、いろいろ対策を考えていくことが必要だと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、闘牛大会の中止等も行政側から要請しているわけですので、牛主に対してやはり手厚い補償といいますか、この伝統文化が消えないような形で考えていただきたいと思います。

それで、先ほどの28ページ、教育費、修学旅行のキャンセル支援事業の件ですが、小学校のほうはみんなキャンセル支援費が財源としては、国庫補助で出していますが、なぜ中学校は90万円一般財源があるのですか。説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。こちらのほうは、当初、国庫支出金のこのコロナ対策で行う予定でありましたが、ヒアリングのほうに人数が確定したために、こういった誤差が生じたということなのですけども、もし、なんて言うのでしょうか、決行した場合、修学旅行を行った場合、充当することもできますので、この一般財源を使うようなことはまずないかと思えます。

○13番（樺山 一君）

分かりました。ぜひ、国庫のお金が使えらるのだったら、それを使っていたきたいと思います。

それと、歴史民俗資料館費、先ほどの牧議員の質疑とまた重なってきますが、なぜこのコロナ予算で歴史民俗資料館のトイレの改修をしたり、その松くい虫の除去をしたりするのか。もし、この

コロナがなければこの予算はどのようにしてする考えであったか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。このコロナ予算がなければできなかったものだと思いますけど。

松くい虫の駆除に関しては、先ほども言ったようにカムイヤキの森、明眼の森を活用できるような、安心安全に歩いて通れるような整備するものであります。

○13番（樺山 一君）

私が聞こうとしているのは、できなかった。そうだと思います。また、こういうコロナの予算を活用して、できなかった事業をするのもいいでしょう。しかし、一番やはりコロナの予算でしていただきたいのは、町民に寄り添った町民目線の、そして今一番町民が困っておりますので、そういうのを確実にまた国は今、お金支給していますけど、あとはコロナ税とかああいう形で個人から徴収する形になるのではないか、交付税という形があったように、そういう形で来るのではないかと、思いますので、ぜひ、個人に寄り添った、やはり一般町民に寄り添った目線での予算の配分をお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○5番（清 平二君）

令和2年度一般会計補正予算（第3号）について、お尋ねします。先ほどから、皆さんが聞いていますけども、ページ、13ページ、工事請負費9,350万と見込んでいますけども、これは先ほど民間に委託するということですが、これは単年度で終わるのか、毎年工事委託とかしてまた町が持ち出しをするのか。単年度もこの9,350万で終わるのか、翌年からやはり委託料としてまた請求されるのか、そういう見積もりはしているのか、お尋ねします。

○未来創生課長（松田博樹君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。先ほどもお答えしたとおり、システムの更新料、また利用料等は民営のほうで賄うということで、設置後の新しく入った方の分は入ってくると思うのですが、新築とかは。それ以外はかからないものと思っております。

○5番（清 平二君）

システムを、あれは民営ということですが、今、インターネットを見ていても個人負担金が入ってくるわけですので、そういうのは個人負担もう全然、払わなくてもいいということですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

実際、光ケーブルは全世帯に入っていますので、個人負担はないものと思っております。

○5番（清 平二君）

個人負担はないものと思っているということですので、そうじゃなくて、やっぱりちょっとそう

いうところを調べて、ありますかありませんかということにしないと、入ってから個人負担が入ってきたりし、やってきたら、非常に私たち町民は困るわけですので、もしできるのだったらこれは工事をどこにさせようと思っているのか、どういう形をさせようと思っているのか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。今、計画している中では全世帯、先ほどもあったのですが、全世帯に光ケーブルが今、整備されていまして、ネットそれから防災無線、その中で使っている線が一芯ありまして、あと一芯は空いているという状況の中で広報関係、独り世帯とか高齢者の方とかは広報を幾ら配ってもやはり目を通すことが少ないだろうということで、広報紙で一応広報はしているものの、問い合わせが多いとか、その辺のことで、テレビのスイッチをつけると、まず伊仙町のお知らせが流れるようなシステムを導入できないかということで、この予算計上に至っております。

その中で、ゆくゆくは広報紙じゃなくて、テレビの画面のほうからその情報を得るという形に持っていけないかということでもあります。その中で、ある程度のネット環境が必要なのですが、その分はもうこの事業のほうで整備をしたら情報を見られるという段階までのギガ数は付いてくると、その中でもっといろんな都会とつながったことをしたいということになれば、それはまたネットの契約をしないとしないのですが、情報を得る、そういうことは今のままでいけるという形の事業にしていきたいと考えております。

ですので、もしそのシステムを使って、もっと情報が欲しいとなればネットの契約をするので、そのネット契約の分は個人負担が増えるのですが、今の計画の中では個人負担が出ないという計画で進んでおります。

○5番（清 平二君）

今、ネットを使うのだったら個人負担は出てくるということですが、ネットを使っている人は、今現在ネットを使っている人はもうそのネットを切って、このシステムであればいいということですか、そうじゃなくてネットはネット用として払って、また払わないといけないということですか。

○総務課長（久保 等君）

いや、今ネットをしている人は、そのままそれも使えるのでうまく見られるということです。

○5番（清 平二君）

あんまりちょっと意味が分からないのだけでも。

それと下のほうに、サテライトオフィス用として310万減額されています。これはどういうことでしょうか。

○未来創生課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。このサテライトオフィス事業というのは、都市部の企業を呼んで、その呼ぶために連携をしてもらっているとかあるのですが、今年コロナ禍の中で、都市部か

らの業者を呼んで、島でサテライトオフィス事業等をしてもらうのはちょっといかなものかなと
いうことで、このサテライトオフィス事業の予算を落としております。

○5番（清 平二君）

コロナ対策で、確か6月、何千万ですか、サテライトオフィス事業、旧農高跡地を改修してやる
ということですけども、この事業もやらないのですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

それは、あくまでも環境整備事業でありまして、その設備を整えるためには必要ということ。
この事業は都市部から人を呼んで、伊仙町でサテライトオフィスをしてくれませんかという関連の
事業なので、今年都市部からの人を招いての事業はいかなものかということで、今回落としてい
るところであります。

○5番（清 平二君）

コロナがいつ収束するのか分からないのですけども、その収束が見えない中で、やはり1次のサ
テライトオフィスをやるということですので、もっともっとこれを、もし今からでも組み替えるも
のできるのだったら、そういうのを町民に沿った、さっき樺山議員が話していたように、町民に沿
った、町民目線での予算を立てていただきたいと思います。

それと、総務課長にお尋ねしますけども、各項目に修繕費というのがあります。ページ、21ペー
ジ56万円、ページ、22ページ50万円と600万円、ページ、28ページに300万円、ページ、27ページに
162万7,000円、ページ、29ページに90万円、ページ、30ページに83万3,000円、修繕費という具合に
こういうふうに大まかにうたっているわけですけども、やはり予算を立てるのであれば材料が幾ら
かかって、今、賃金がないということで全部これを修繕費ということになっていると思うのですけ
ども、やはりその賃金を来年の予算当たりからするのだったら、賃金を早く付けて、大工の賃金だ
ったら幾ら、普通に賃金だったら幾ら、分かるようにして立てないと、どういう修繕をするのか分
からない、材料費が幾らいくのか分からない、業者が持ってきたらそのまま予算があるから、その
まま払うということでは、これは経営設営につながらないと思うのですけども、今後どうするか
お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに、この今年度が賃金の節がなくなったということで、このような形になってはいるのです
が、見積もりを上げる段階で、今言われたように人夫が幾ら、何人かかって、どれだけの材料費が
かかる、それをもって何か所の修繕をするという見積もりを持って、予算の計上をしているところ
であります。その中で請求の場合も意識という形じゃなくて、事細かく、材料が幾らかかって、人
夫が何人かかったので、これだけ請求しますという方法、それから修繕前、修繕後の写真も添付し
た形で、請求をかけさせているところでもあります。

ですので、大まかに予算があるからという出し方じゃなくて、そこら辺を精査した上で執行して

いるところであります。

○5番（清 平二君）

やっぱり修繕費ということで出しているわけですが、やはり100万以上になると修繕費じゃなくて、工事委託料に組んでちゃんと設計が見えて、賃金が見えて、材料が見えていただきたいと思えます。300万とか600万とか修繕費が出てきたら、何をどうするのかというのが全然見えないので、そのようなところはしっかりと押さえていただきたいと思えます。写真も添付するということですが、職員の皆さんがどれだけ把握しているのか分かりませんが、やっぱり私たちも分かるようにしていただきたいと思えます。

次に、19ページ。款4衛生費、項2清掃費、1清掃費の中で、委託料が272万8,000円、計画策定委託料とできますけども、これの説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

計画策定委託料について、ご説明を申し上げます。これは、徳之島愛ランド広域連合で策定中の、循環型社会形成推進交付金に向けて地域計画の策定を行い、環境省へ提出する必要があることから、伊仙町一般廃棄物処理基本計画の見直しが必要となります。

この地域計画の策定は、徳之島広域連合と徳之島3町においてごみの減量化、ごみの資源化、リサイクルの向上に向けた取組を盛り込むもので、今回補正予算を計上するものであります。

○5番（清 平二君）

今、ごみの減量化ということでありますけども、ぜひこれ町民にも説明をして、ごみの減量化を一日も進めるようお願いをしたいと思います。

次にページ、21ページ、生活改善センターの工事請負費278万、備品購入費36万とありますけども、この修繕費が56万あります。これらの説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。まず、修繕費の56万円は加工センターの和室の改修工事でございます。

続きまして、工事請負費の278万円は生活改善センターの長期ボイラーが、もう耐用年数をかなり、かなりというか約20年近くたっているということで、これの本体の更新及び配管工事でございます。

また、備品購入費の36万円は、同じく生活改善センターの老朽化したエアコンの設置、エアコン代でございます。

○5番（清 平二君）

今、生活改善センターは、利用率は大体どれくらいですか。

○経済課長（仲島正敏君）

すいません、今、手元に資料がないので、また後ほどご報告したいと思います。

○5番（清 平二君）

資料を早めにとってきていただきたいと思えます。

それと下のほうに、鳥獣被害対策の中で委託料がありますけども、これの説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、天城町でICTというのですか、イノシシが畏にかかったらスマホとか携帯電話のほうにかかるシステム導入をしているのですけれども、こちらをかねてから申し上げていますとおり、3町の農政担当課長で事あるごとに会議をし、イノシシ対策ということで、情報の共有、今後の対策について話し合うという中で、国のほうから追加要望がありましたので、ICTに関しまして、これを導入することによりまして、3町に親機を1台ずつ置くことによって、徳之島全体がカバーできるということで、こちらのほうを68万5,000円で関連の事業、導入する一式の費用でございます。

○5番（清平二君）

先ほど、牧議員からもイノシシの問題いろいろありましたけども、やはり非常に被害が大きいのですので、早目早目の対策をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（明石秀雄君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時14分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第52号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

予算書の13ページ、企画費、節14工事請負費9,350万円、この9,350万円ですけども、今回の2次補正の2億6,725万5,000円の約35%に当たるわけですけども、この計画書によりまして、伊仙チャンネル導入事業となっています。今後の伊仙チャンネル、これのランニングコストなどは保守点検とかも含めてかからないという話でありましたけども、今後のこのチャンネルの運営方法や管理はどうなっているのかと。また、先ほど町民に対して町のお知らせやそういうのをテレビ画面に流すと言っていましたけども、あと、ネット環境がある人はその他にコンテンツとかがいろいろまた出てくると思いますけども、その場合の利用客や要綱や料金体制は今のままということでありましたけども、それは、確認ですけども、そのとおりでよろしいですか。

○総務課長（久保等君）

先ほどお話しまして、今ネットを契約している方はそのまま、いろんな情報がそれから得られるようになります。そのネット契約をしていない方については、情報等、テレビの画面を通じていろんな情報を得られるかといえば、伊仙町からの情報とかは見られるのですけど、動画を使った情

報というのはなかなか見つらくなるのかなという気はします。でも、その方がまたネット契約をすとなれば、いろんな情報が得られるのですが、その中では、契約した形のネットの契約料というのが発生してくるというふうなさっきの説明をしたつもりなのですが、それがすいません。私の言葉が通じていないかも分からないのですが、あと、もしこの事業の計画、今しているところでありますが、いろんな店の情報とか、今日はこんな安売りをしますよとかいう、今チラシで行っているのですが、それをまた情報を流すことによって、運営していけるという方向を考えております。

○6番（岡林剛也君）

この9,350万円工事請負費ですけども、これはどのように執行する予定ですか。誰が工事とかをするのか、入札するのかなのか。

○総務課長（久保 等君）

工事に関しては入札を考えております。それと、このシステム、相当開発については、その専門のところがありますので、見積もりなどを取って、執行していきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

今の説明を聞いていますと、あまりコロナ対応には関係のない予算だと思われるのですよ。こういうことは、とりあえず工事をしておいて、中身をあと考えるということで、こういうことは、時間をかけて委員会とかを立ち上げてやっぱり実施する事業であって、こういうコロナの緊急対応予算にこじつけて拙速に進めるべき事業じゃないと思いますけども、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今、議員のおっしゃることも考えられるのですが、コロナでありますので、いろんな、いつ収束するか分からない、それで今情報の提供等、町民に対する町のサービス、その辺の情報の提供がなかなか伝わらないという点もありまして、この事業を実施することによって、いろんな町の健康診断ですとか、いろいろ今経済課さんでしている事業等周知がすぐできるものと思っています。ですから、このコロナの感染症予防対策事業によって、今伝達、その辺が滞っているものをスムーズにさせるということで事業申請にしております。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。次は、13ページ、その下の生活応援商品券発行事業補助金ですけども、これ、私も、1万5,000円と町内の事業者が5,000円、あと全部で使えるのが1万円、商工会と関係なくやるということでやっていますけども、これを、何とか商工会に掛け合って、逆に、商工会側のほうに1万円で、何でも使えるものが5,000円と、そうしたほうが町内のスタンプ会に加盟している業者の売り上げが上がると思うのです。来年度の町の歳入も、税金とか、そういうのが結構確保できるのではないかと、大手のAコープやらあそこのコンビニとかでやりますと、決算は多分本社のほうでやりますので、町のほうにはその分の税金が落ちないので、そこは、何とか、町内業者、事業者にもっと売り上げを増やしてもらって、そうすればやっぱり町の税収も増えるということですので、何とかそういうふうにしてほしいのですけども、これは可能でしょうか。

○未来創生課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在スタンプ会に加入している多分30店舗ぐらいだと思いますけど、その加入していない店もかなり多くあると思います。それを多くした場合には、スタンプ会員には必ずその金額、5,000円の金額は行きますけど、その他加入していない店にも行き渡るためには、1万円と5,000円が必要ではないかと思っております。

○6番（岡林剛也君）

早速昨日商工会にて掛け合ってもらったみたいで、対応の早さには、ありがとうございますと思います。

次、その13ページ下の企業対策誘致事業費の修繕費20万、その下の設備工事費10万円とありますが、これの地域おこし協力隊推進事業の設備工事費10万円、この説明をお願いします。

○未来創生課長（松田博樹君）

これは、今現在、義名山のプールを借りていまして、そちらに電気を引っ張るものですから、その電気工事で10万円となっております。

すいませんでした。企業誘致の20万円なのですが、これは貸工場日本マルコのほうが台風等あるとき、また、修理が結構出てきているものですから、足らなくなってきた、20万円を計上しております。重機借り上げはその周辺の整備をする、貸工場用地として借りているのですが、今も草が生えて、草山状態になっているものですから、そこは整備するために重機借り上げでしようと考えております。

○6番（岡林剛也君）

16ページの老人福祉費の12委託料、公社機能強化フォローアップ委託料600万円が減額されていますけども、これは、地方創生事業だったと思いますが、どうしてこの600万円落とすことになったのか、お願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

公社機能フォローアップ委託事業として600万円当初で計上していたのですが、この事業、平成28年から昨年度まで4年間事業を行っておりまして、その一環として、公社の立ち上げ、そして人材データバンク、その他ニーズ調査で得られたデータ等が作成されました。その成果を今年度は委託という形ではなくて、行政、私たち町のほうで活用、そして精査をできるのではないかということで、今回600万円を落としているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

今まで委託していたのを、役場自体でやるということですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

そのとおりです。役場で今までの成果、データを役場のほうで加除修正をして活用していきたい

とっております。

○6番（岡林剛也君）

次に、19ページの予防費の18、負担金補助及び交付金で、先ほど観光課長の説明では、県の休業要請を受け入れた事業者に対して給付される10万円掛ける10件だったのですが、これは、県が休業要請を出さなかった場合は使うことはないということですか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

この予算ですが、あくまでも県の休業要請に応じた協力店に対しての協力金であります。

○6番（岡林剛也君）

予算書22ページ、先ほどの説明がありましたけども、14工事請負費5,000万ぐらい、これ、この間の、前回の議会でも言ったのですけども、今暗渠を掘って、下まで通すと。しかしさらにその先もまた埋められている可能性があると言っていましたけども、それは確認したのか。また、その下の地権者に埋め立てないよという、そういうお願いというか協議をするよにと、たしか私言ったと思うのですけども、そういうことはなされているのか、お願いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

岡林議員の質問にお答えをいたします。

現在、埋め立てられているところについては、工事前までに撤去するように指導してございます。そっちから下流については、海のほうまで車で通れる範囲を見たところ、そっちから下には埋め立てはない状態でありました。今埋め立てられているところについては、工事が始まるまでという指導はしてございます。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。次、24ページです。4住宅費の12委託料、解体撤去委託料400万とありますけども、これは、どこの解体撤去をする予定でしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。

この解体費用は、総原住宅と阿三のカシナトウを予定しております。

○6番（岡林剛也君）

総原住宅の今空いているところですか。と阿三とですか。分かりました。

次、その下、25ページです。そこの先ほどありました学生等臨時支援金5万円掛ける100名ですが、これは、支給の方法はどうするつもりでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、町の広報誌、もしくはホームページで掲載をさせていただきます。その後、郵送のほうで申請をさせていただきたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

ということは、広報を見ていないとかインターネットを見ていない方は分からないので、町から聞き取りをすとか、そういうことはないということですか。

○教委総務課長（上木正人君）

期間がある限り、区長会、その他、いろんな集まりの中でもこういった補助がございますよとか、最近では、各学生そのもの自体がSNSとか、そういったものを非常に便宜よく使っているということで、こういったすぐにお金がもらえるというふうな補助があるということは、すぐに到達をすと思いますので、そこまで心配はいらないのかなとは思っております。

○6番（岡林剛也君）

そうですね。給付漏れがないように確実にしてほしいと思います。

29ページ、社会体育費の17備品購入、この計画書を見ますと、仮設トイレ7基とありますけども、これはどこに幾つずつやるのか、説明をお願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

仮設トイレについては、コロナの感染者が出た場合、体育館とか、この間台風10号で東公民館、西公民館も避難所となったのですが、そういった施設等に設置できるものだと思っております。

○6番（岡林剛也君）

今のところ、体育館と公民館ということですか。特にどこに幾つということは決まってはいないということですね。

その下、図書室運営費とありますけども、これまた職員手当がありまして、これも計画書を見ますと、読み聞かせ担当を雇用するようですけども、読み聞かせ担当の勤務体系はどういうふうになるのでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

基本的には中央公民館図書室での勤務になります。その中で、夏休みを利用して犬田布小学校の幼稚園をわくわくとかあったのですが、その辺に読み聞かせを行っていましたが、その辺の勤務は週2回だったですか。読み聞かせがあるときにそこに出向くという形になります。

○6番（岡林剛也君）

30ページです。また、その図書館ですけども、読書通帳システム委託料210万円、これの説明をお願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、銀行の通帳のように借りた日、読んだ本のタイトル等が通帳に記載されて残っていく形になるシステムになっております。

○6番（岡林剛也君）

それは今でも図書カードとか、パソコンの中にも出てくると思うのですが、銀行の通帳のものを子供に持たせて、それで読書に対する興味を喚起させるという目的ですか。それで210万円も使うと。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらは、読書通帳システムということで、専用のパソコンとその通帳記帳ができるプリンター、その導入、そして設定作業、そして通帳を3,000冊ほど、各種保険等を全部含む金額になっております。

○6番（岡林剛也君）

この図書館パワーアップ事業、これもまたコロナ対応での予算でやっておりますけども、前回1次のときも90万で移動図書館と、たしかやっていました。密を避けるために。ところが、見てみますと、移動図書館においては、日本中で結構コロナの休業の時期、そのとき、移動図書館中止のお知らせというのが結構回ってしまっていて、結局、休業中になると移動図書館も人との接触が増えるので、中止になっていると、使えないということです。この間の町の学校の休校中も、そのときも中央公民館の図書館もたしか閉まっていたと思いますけど、それで、そのコロナ対応になるのかどうか、もし、今度またコロナとか発生して休業になった場合、そういうときは移動図書館を走らせたり、図書館を開けたりするのかどうか、お願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

図書館は休館にしたのですが、この移動図書館は現在徳之島には入っていない状況ではありますけど、今ある3密等守りながら、各集落に回って本を借りられるようにはできたらなと思っております。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。次ですけども、30ページ、下の歴史館の先ほどから質問が出ている質問ですけど、計画書によりますと、町内には貴重な自然や歴史や文化が詰まった文化財が数多くあるが、これを体験してもらうために、里道や林道の整備をすると書かれています。しかし、先ほどの説明を聞くと、その3か所の草の伐採や枯れ松の伐採をすると、この里道や林道の整備とありますけども、どこの伊仙町の里道や林道でしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらが恩納城跡、カムイヤキの森、そして、犬田布の明眼の森です。林道は伊仙町にはないのですが、ちょっと言葉があれですけど、そこの撤去作業、補修作業になるものです。

○6番（岡林剛也君）

あと、枯れ松除去500万出ていますけども、これは、3か所で500万ですか、1か所170万ぐらいかかっているわけですけども、先ほどの説明では、軽トラックを購入してそれを運び出すと言っていましたけども、そういうのは多分業者がやることであって、わざわざそのためにダンプを買って運

び出すことじゃないのではないかと思いますけども、どうですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

この委託で整備した後、その後はまた伊仙町の管理となります。その後のまた台風被害等があれば町の管理ということに、こちらで対応する形になるので、そちらで対応したいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

同じく30ページの12委託料、システム構築委託料90万減額されていますけども、たしかこれ1次では減額されなくて、たしか入っていたと思いますけども、200万ぐらいかな、すいません110万円ですね。110万円を上げていたのが、90万円減額ということは、20万円できたということですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

すいません。今、お手元に行っている資料は組み替えたものになります。1次の補正で岡林議員が言ったとおり200万計上していて、システム構築の委託料として110万円で契約進めて、残りの90万を、その中にこのシステム使用料も入っていたのですが、節の間違いで使用料に組み替えたものであります。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。以上で、私の質疑を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございますか。

○2番（牧本和英君）

すいません。何回もあれするのですが、13ページの工事委託料、何遍もしておりますが、この資料を見たら本当にいいなと思うのですが、これを設置した後、いわばそういう放映する業者さんが何業者あるのか、そしてまたそれをどういうふうを選択するのかをお願いします。

○未来創生課長（松田博樹君）

この放映できるというのは、そのシステムを開発している業者さんができるといいますので、そのシステムを開発されている業者さんが、先ほど総務課長が答えたように入札後その業者さんがするようになってくると思うのです。

○2番（牧本和英君）

それは入札するということですね。1業者のためにするわけではないということで理解します。

そして、21ページ、目9の畜産振興費、あまり大きな声で言いたくはなかったのですが、この素牛保留助成、そして資材購入助成、今までは奄振事業か何かでしていたと思いますが、なぜこれをコロナであるのか、そしてまた、町として中小、小規模農家は何頭未満まで小規模、何頭以上が中規模と考えているのかをお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、この事業自体は、2つとも今まで町単独事業でしてまいりましたし、優良素牛保留助成につきましては、今回今まで先ほどありましたとおり、1,000万ほどあった予算に追加して979万すると

いうことをございます。また、畜産資材導入補助につきましては、今まで町単でしていた部分を当初で移った部分を加えまして649万9,000円をコロナ対策とするということをございます。小規模農家という規定、今経済課の中では10頭を一応目安には考えております。

○2番（牧本和英君）

小規模が10頭、中規模は10頭以上ということなのですが、実際に本当に農家を回ってみれば、高齢者の方が1、2頭飼いをずっと続けて頑張っておられる、またその1頭飼い、2頭飼いのためには、全然ならないのですよ。スタンションにしても、カウハッチにしても、防犯カメラにしても、1、2頭飼いの農家の方々には行き届かない、手が出ない、また手出す必要もない、せつかくのこのコロナ事業であるわけだから、今までの町単独事業とかでスタンション導入とかは進めていき、やはり樺山議員が言ったように、ちゃんと行き届くようなことをせんと、別に1、2頭だからそんなもの自分の中で関係ないという農家が絶対出てきます。なので、やっぱりちゃんと行き届く政策をしていただきたいと思いますが、また、1頭飼い、2頭飼いに対してどのような今後助成をしていくのか。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度に関しましては、少頭飼いの農家に対してということで当初予算に計上させていただきましたとおり、シリンダーカッターを助成するというで申し込み受付を終了いたしております。来年度以降につきましては、今議員からありましたとおりに、農家に寄り添ったということをございますので、また課内のほうで、どの策が農家にとって大切なのかということをもた協議してまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

自分が言っているのは来年度以降とかじゃなくて、別にこの事業は町単独のままでやって、やっぱりここに入ってくるお金を組替えでもして、行き届かすことはできないのか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

私の勉強不足か分かりませんが、コロナ対策の臨時交付金が組替え等できるかどうかちょっと分かりませんが、また、今後、他の事業でもないかは探してみたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、やっぱり再検討して、気持ちは本当にありがたい気持ちなのですが、やっぱり、小規模農家、また高齢者の方々を助ける意味もあり、そしてまた闘牛士、それも先ほどありましたが、本当に喧嘩させたくてもできない、また、させたらさせたで闘牛したから何だかんだいう問題も出てくるだろうし、もう本当に売りにたくても売れない状態まで来ておりますので、ぜひまたそういうことを検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○3番（西 彦二君）

13ページの企画費の18負担金及び交付金です。これを今生活応援商品券と出ていますけど、他町が前もって1万5,000円、伊仙町が遅れているような状態で、噂が回って、やっと出たかと言われてはいますが、これをあと5,000円一般財源化して、世帯当たり2万円という商品券並びに現金の考えはないですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

両町に比べてという話が何度も出るのでありますが、逆に、サトウキビ生産農家に対する補助等はどこよりも先に伊仙町がしているわけですので、それと、その中の800万分は商工会に行くような商品券で対応したところであります。そこが商工業者のことは考えていないとかいう新聞にもちょっと載って、何で伊仙町がここまでしているのに、新聞記事にそういうふうに掲載するのだろうかということも前回ありました。できれば本当に個人に対する給付を増やすというのもあるのですが、伊仙町としてこういった施策を取ったほうがゆくゆくうまくいくだろうということを考えて今この提案をしているわけですが、先ほど見たように、サトウキビのそれは伊仙町が先にしてありますので、他の町村がこうしたからもっとこうするべきとかいう背比べ、なかなか財政的にもちょっと無理があるのかなというふうに考えております。

また、総務省のほうも、隣町がこういうふうになっているからみんなそろえて競ってそういう売買とかいうふうなことには、またその町の施策等もあるので、そういうことは避けてほしいという通達も来ていまして、今回のこの事業の計画のほうで進めさせていただきたいと考えております。

○3番（西 彦二君）

今回、コロナ向けで車購入とかが4、5台ありますけど、こういったこういうのを削減とか、使うのは分かりますけど、ぜひ、町民向けの予算の使い方でも進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和2年度一般会計補正予算書（第3号）について質疑をいたします。

午前10時からずっと審議が続いておりまして、すばらしい意見等、多岐にわたって多くの皆さんから出まして、ある程度議論ができたのではないかなと、すばらしい意見が出ていたと思います。このコロナ対策事業につきましては、第1次、第2次を含めまして、3億4,238万1,000円と大きな事業が実施されました。コロナのおかげと言ったらおかしいですけども、いろいろな地方創生を進めていく中で、第1次の地方創生計画が5年間で終わって、第2次の計画が去年からスタートしておりまして、非常にすばらしい計画があると思っております。しかし、その予算の使い方については、やはりコロナを中心としたのに私は多くを使うべきではないかなと、何かこの配分等を見てみ

ますと、何か関係のなさそうなものが多かったということを経括して、私の意見として述べておきたいと、もういろいろ議論が出ましたので、答弁は要りません。

その中で、ただ1点だけ、予算書の中の23ページ、款6農林水産業、目1水産振興費、このことについては、先ほど牧議員のほうからも質疑がありまして、これは、4年越しの非常に重大な課題でもあると私は考えております。私が毎回、一般質問でもやってまいりました。これは、中身については、お尋ねいたしません。平成29年度からこの方4年間、この補助事業の当初58人の予算が820万だったと思います。そう考えてみると4分の2の国の補助金ですので、400万円以上が国の補助金だと。これを4年間400万で計算しますと、県や国の補助金が2,000万を超えるぐらい伊仙町にはこのお金が来ていないということでありまして。そして今後5年間もこの漁業集落の予算がもらえなかった場合は、その倍以上の伊仙町はせつかくの漁業集落の活性化につなげるということができないと、これはたまたま国が4分の2、県4分の1、町4分の1の大きな補助事業でありますけれども、こういう大切な予算さえも獲得できないということは、これは、私は町長の政策論の中での大きな失態ではないかなと思っております。

そういう中で、これは町長の政治施政方針の中に施策19というのに離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁業の総合的活性化を促進します。産業祭や魚祭りへの参加、直売所百菜における地元産魚介類の宣伝、販売などを促進します。先ほどの説明によりますと、減額されて255万2,000円、これが今後5年間続いていくと全く町長の政策とは近づけないような予算であります。今後、この800万に近づけるために町長の政策の中で、町単でこの漁業振興を図っていけるのかどうか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど、会員が以前は58人、今は9人になったということで、これは、本当にショッキングな状況でございます。この約40人に関しましては、いろんなトラブルなどがあって、漁業集落への参加が少なくなっていると思いますので、それを例えば確かに産業祭で魚の大量に安売りとか、そういうことでにぎわっていたこともあるわけですから、そのことを町単独でやっていくということは当初の初期投資ということで必要じゃないかと思っております。そしてまた会員数が増えてくると、補助金も増えるわけでありまして、ぜひとも伊仙町の漁業の復活、そして、いろんな漁獲高などは、ずっと低迷していますけれども、これをなくすということではできないわけでありまして、集落の漁業集落の残っている方々の意見を聞いて、この非常に厳しい中でも頑張っていこうという方々、まだ9人もいらっしゃるわけですから、その方々とまた今回参加しなかった方々の話もしっかり聞いて、どうしたら立て直すことができるかを考えていきたいと思っております。ですから、そのそこまで意欲が出るような町単独の予算というものは、皆さんと相談して、考えていきたいということが一番いい選択ではないかと思っておりますので、経済課職員ともしっかりと話をし、今までのいろんな、なぜ衰退してきたかなどをしっかりとやっぱり話を聞きながら分析して行って、方向性がうまくいくような戦略を考えていかなければならないと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、町単事業でもこれを予算化して、漁業集落の活性化につなげていただきたい。私はこの伊仙町については徳之島、奄美は海に囲まれて、海の資源というのは本当に大事です。私が議長のとときに、国のほうに陳情に行ったときに、サトウキビの関係と陳情に行ったときに金子先生が島は幾らでももうかる事業が出せるじゃないのと、海を利用した、何か自然を利用した予算が計画できるじゃないかと、そういうような大きな目標を持って取り組んでくれと、そういった方策はないかということをおっしゃっていただきましたけども、やはり、身近にあったら何か宝物を見逃してしまう、例えば魚祭りでも、本当に過去にぎわっておりました。そういう中で、みんな魚を買いながら、和気あいあいとして、祭りなどが楽しめた。それがこういう予算の使い方ではないか。それを町民の融和に持っていけるような、そういう対策が事業でもないだろうかというふうには考えますので、ぜひ、町の予算を投入してでも、漁業の活性化、町民の今後の活動、方向を定めていただきたいと思います。

先ほど言いましたコロナ予算関係ですけれども、8月3日の新聞に皆さん見られたと思いますけれども、徳之島町、天城町は、町民に寄り添った町独自の施策が数多く盛り込まれていると。その中で、伊仙町はどうしたものかなというような記事が載っております。私、この新聞を見まして、何人かからも電話が来まして。伊仙町はないの、どうしたのと、先ほどもありましたけれども、こういう意見等がたくさん出ておまして、特に女性の方、こういう方からは直接私と話をした方もお2人おられます。そういう中で、やはり人がやったからやるのではなくて、他のところに先がけて、伊仙町はこうやるのだよというようなことを真剣に取り組んで、この予算を、事業を立案していくという努力が私は必要じゃないかなと考えておりますので、ぜひ、他町に負けられないような素晴らしい提案をして、町民に寄り添った事業、そして予算を費用対効果のある事業等を計画していただきたいと。

またさらには、最近では外食支援でGo To Eat、あるいはGo To Travelと、新しい事業がどんどん出てきます。世界自然遺産に登録された折には、またそういうのが使えるような、そういう予算等も奄美でも数多く、徳之島でも数多く出てくるかも分かりません。そういうことも先々を見つめながら、ぜひ、こういう予算を有効活用できるようにお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清平二君）

動議を出します。（「賛成」と呼ぶ者あり）議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算案（第3号）の件、組替えを求める動議。

上記の動議を別紙のとおり提出する。令和2年9月9日、提出者伊仙町議会議員、清平二、同じく、美島盛秀君、同じく、樺山一君、同じく、岡林剛也君、同じく、佐田元君、同じく、西

彦二君、同じく、牧本和英君。

町民目線で、困っている町民に寄り添い、伊仙町を活性化させるための組替え動議であります。
ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

ただいま、清議員から、組替えの動議の提案がありましたので、しばらく休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時49分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、清平二君から議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の組替えを求める動議が提出されました。この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の組替えを求める動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の組替えを求める動議は可決されました。

ここで、議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の審議を中止します。

本日の会議は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うため、あらかじめ延長いたします。

議案第53号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第53号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額11億4,024万1,000円から、504万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を11億4,528万2,000円とするものです。

5ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康税について、同款同項2目退職者被保険者等国民健康税の1節から3節までの現年度課税分から組替えを行い、新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免措置費用としての5款国庫支出金、1項3目災害等臨時特例補助金の新設に伴い、

296万9,000円減額し、補正後の額を1億1,512万9,000円とするものです。

5款国庫支出金、1項3目災害等臨時特例補助金につきましては、先ほどもありましたが、新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免措置費用の新設に伴い、300万円増額するものです。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金について、退職者医療制度保険給付の対象者不在が確定し、科目存置のため計上していたものを5,000円減額し、健康増進課一般財源での人件費、113万1,000円増額、補正後の額を9億2,555万5,000円とするものです。

6ページをお開きください。

10款繰入金、2項1目基金繰入金は、過年度補助事業の実績に伴う償還金の財源とするため、382万6,000円増額し、補正後の額382万7,000円とするものです。

11款繰越金、1項1目前年度繰越金については、令和元年度の剰余金2万9,000円を増額補正し、補正後の額を3万円とするものです。

12款諸収入、4項5目一般被保険者、第三者納付金について、収入実績に伴い2万9,000円増額し、補正後の額3万円とするものです。

次に、7ページ、歳出について説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費について、6款保険事業、1項3目医療費適正化対策経費の50万円を組替えと需用費の増額で58万9,000円増額補正し、補正後の額を1,081万6,000円とするものです。

2款保険給付費、1項から3項までまとめて説明いたします。歳入でもありましたが、退職者医療保険制度の対象者がいないことが確定したことに伴い、2款1項療養費を2,000円減額、補正後の額を6億9,503万8,000円、2項高額療養費を2,000円減額し、補正後の額を1億7,343万3,000円、3項移送費を1,000円減額、補正後の額を5万円とし、それぞれ廃目とするものです。

8ページをお開きください。

3款国民健康保険事業納付金、1項から3項まで、先ほど説明した歳入5款災害等臨時特例補助金新設に伴う財源組替えとするものです。

6款保健事業、1項2目疾病予防費について、健康増進課の人件費として113万1,000円増額し、総務費の繰替えとして50万円減額、補正後の額を1,137万4,000円とするものです。

9款諸支出金、1項6目から9目は、それぞれ事業実績に伴う償還金で、6目保険給付費等交付金償還金が350万1,000円増額、7目療養給付費等負担金償還金が6万3,000円増額、9目特定健康診査等負担金償還金が26万2,000円増額、合計382万6,000円増額し、補正後の額542万9,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第53号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第53号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第54号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第54号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億4,680万8,000円に歳入歳出それぞれ1,303万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億5,984万3,000円とするものです。

歳入について、5ページをお開きください。

2款国庫支出金、2項1目調整交付金について、補正前の額1億2,383万5,000円から6万6,000円減額し、補正後の額を1億2,376万9,000円とするものです。

同款同項3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業について、補正前の額411万5,000円から1万9,000円減額し、補正後の額を409万6,000円とするものです。

同款同項4目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外について、補正前の額785万円から4万7,000円減額し、補正後の額を780万3,000円とするものです。いずれも7月末時点で執行状況に伴う減額が理由となっております。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金執行状況に伴い、補正前の額555万6,000円から4万1,000円減額し、補正後の額を551万5,000円とするものです。

4款県支出金、2項1目介護予防費補助金について、補正前の額58万2,000円から、16万9,000円増額し、75万1,000円とするものです。同款同項2目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業について、補正前の額249万円から7万8,000円増額し、補正後の額を256万8,000円とするものです。

同款同項 3 目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外は、補正前の額392万5,000円から、2万4,000円減額し、補正後の額を390万1,000円とするものです。

5 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業費繰入金、補正前の額649万7,000円から執行状況により、4万3,000円を減額し、補正後の額を645万4,000円とするものです。

6 ページをお開きください。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金について、1,302万8,000円増額し、補正後の額を1,302万9,000円とするものです。

続きまして、7 ページ、歳出について説明いたします。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目サービス事業費について、補正前の額708万4,000円から165万8,000円増額補正し、補正後の額を874万2,000円とするものです。主な理由としては、執行状況から、年間見込み額の不足によるものです。

同款同項 2 目介護予防ケアマネジメント事業費については、予定していた会計年度任用職員を雇用できなかったため、補正前の額148万5,000円から76万5,000円減額し、補正後の額を72万円とするものです。

同款 2 項 1 目一般介護予防事業費について、コロナウイルス感染症予防による自粛に伴う講師派遣の中止等のため、補正前の額1,251万円から89万2,000円減額し、補正後の額を1,161万8,000円とするものです。

8 ページ、同款 3 項 7 目認知症総合支援事業費について、事業の中止により、補正前の額342万9,000円から12万円減額し、補正後の額を330万9,000円とするものです。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費等準備基金積立金、科目存置のため1,000円計上していたものを80万2,000円増額し、補正後の額を80万3,000円とするものです。

5 款諸支出金、1 項 2 目償還金、過年度の精算金として補正前の額2,000円から1,235万2,000円増額し、補正後の額を1,285万4,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第54号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第54号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第55号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第55号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,799万円に、歳入歳出それぞれ544万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,254万3,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入について。3款繰入金、1項1目事業費繰入金について、補正前の額235万2,000円から94万5,000円増額し、補正後の額を329万7,000円とするものです。

同項4目保健事業繰入金について、補正前の額133万8,000円から、70万6,000円減額し、補正後の額を63万2,000円とするものです。

5款諸収入、4項4目訪問指導事業収入、当初計上していなかったものから増額補正し、13万2,000円とするものです。

同款同項5目予防重視一体的事業収入について、補正前の額651万1,000円から599万円減額し、補正後の額を52万1,000円とするものです。増減の理由については、開始遅れであった一体的事業の中止が決定したことによる補正となっております。

同款5項1目療養給付費負担金については、負担金額の確定に伴い、当初計上していなかったものに17万2,000円増額補正をするものです。

次に、歳出について説明いたします。6ページになります。

1款総務費、1項1目一般管理費について、補正前の額190万3,000円に94万5,000円増額し、補正後の額284万8,000円とするものです。

3款保健事業費、1項1目健康診査事業費、補正前の額237万3,000円から、70万6,000円減額し、補正後の額を166万7,000円とするものです。

同款同項4目訪問指導事業費、補正前の額13万円に13万2,000円増額し、補正後の額を26万2,000円とするものです。

同款2項1目予防重視一体的事業収入、補正前の額651万1,000円から599万円減額し、補正後の額

52万1,000円とするものです。こちらについても、歳入と同じく増減の理由については、開始遅れであった一体的事業の中止が確定したものによる補正となっております。

4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金について、負担金の確定に伴い当初計上していなかったものに17万2,000円増額補正をするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

議案第55号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第55号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第56号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第56号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額の総額1億2,916万3,000円から、歳入歳出それぞれ34万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,881万5,000円とするものです。歳入について説明いたします。

予算書3ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料において、補正前の額4,569万6,000円に使用料429万円を増額補正し、補正後の額を4,998万6,000円とするものであります。9月よりスイミングプログラムの開始に伴う収益の増額と合わせてプールの貸しコース使用料の減額によるものであります。

2 款繰入金において、補正前の額7,388万4,000円から463万8,000円を減額し、補正後の額を6,924万6,000円とするものであります。職員給与繰入金の減額によるものであります。歳入合計、補正前の額1億2,916万3,000円から34万8,000円を減額補正し、補正後の歳入合計を1億2,881万5,000円とするものであります。

続きまして、歳出につきましては、6 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の1 節報酬273万9,000円は、9 月から始まる水泳事業を担うほーらい館運営スタッフの報酬であります。

2 節給料から3 節職員手当、4 節共済費につきましては、4 月以降職員の異動に伴う特別会計人件費の減額によるものです。

また、10 節需用費50万円の増額は、運営に関わる衛生消耗品などであります。

12 節委託料、34万6,000円は、水泳教室指導員、2 名の業務委託料であります。

13 節使用料及び賃借料18万9,000円は、有線放送仕様で、ほーらい館アプリを、創設し、会員の利用促進を図るため、会員への情報発信や将来的にはポイント事業への活用など図っていきたいと考えております。

17 節備品購入につきましては、水泳プログラム再開に伴うプール周りのラックや競泳用タイマー、滑り台など、合わせて50万6,000円であります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第56号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

議案第56号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

5 ページ、歳入、款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、プールの年間貸出し使用料が減って、スイミングの月会費が増えている状況ですが、これは、今までプール事業を委託していたのを直営で運営して、その差額と考えてよろしいでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

そのとおりであります。プール貸出し使用料につきましては、コロナもありまして、4 月から実施しておりませんので、年間の使用料を減額するものであります。あと、スイミング月会費につきましては、9 月から3 月までの月会費を計上してあります。

○13番（樺山 一君）

これは、スイミングの月会費は9 月から3 月までの半年間、7 か月か、このプールの貸出し使用料は何か月分ですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

当初予算上げる際で4 月も厳しいということで、11 か月分組んでおりました。

○13番（樺山 一君）

分かりました。以上です。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第56号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第57号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（徳永正大君）

議案第57号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算案について説明いたします。

当初予算3億1,213万5,000円に383万9,000円を増額し、3億1,597万4,000円とし、主なものとしたしましては、款1水道事業費、項1営業収益、目3その他事業収益について説明いたします。当初予算1億1,619万9,000円に359万2,000円を増額し、1億1,979万1,000円とするものであります。昨年度当初予算成立時から変更となった会計年度職員の給与と手当が増額となったことによるもので、一般会計からの給与、人件費分の補助金を増額するものです。

2項営業外収益、2目補助金、当初予算1億9,909万6,000円に24万7,000円を増額するものであります。これにつきましても、当初予算編成時から職員配置に異動があったことに伴う増額であります。

支出について、前途のとおり、会計年度職員及び職員の配置に異動があったことにより、款1水道事業費の1項営業費用、1目総係費のうち、会計年度職員報酬や職員の給料と手当の職員異動に伴った増額が主なもので、383万2,000円の増額となりました。また、2項営業外費用のうち、1目支払い利率の7,000円の増は当初予算編成後に実施した公営企業債借入れの分の差額の増額でござ

います。

続きまして、資本的収支及び支出の補正について説明いたします。

資本的収支では、当初1億1,367万2,000円に225万1,000円を増額し、1億1,592万3,000円とするものです。資本的支出では、当初予算の1億7,198万円に375万1,000円を増額し、1億7,573万1,000円とするものでございます。主な補正を説明いたします。款1資本的収支、2項補助金、1目他会計による支出について説明いたします。これは、中部浄水場に必要工事のため支出金として一般会計から225万1,000円を増額していただくものでございます。中部浄水場の原水受水槽のうち、沈殿槽の保護を目的とした工事を実施したことによるものです。また、巡回車が11年目になり、今度9月に2台を廃車する予定にしておりますので、更新のため、150万円を増額しております。

以上、補足説明を終わります。審議をお願いします。

○議長（明石秀雄君）

議案第57号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第57号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第15 認定第1号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第16 認定第2号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第17 認定第3号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第18 認定第4号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第19 認定第5号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第20 認定第6号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第21 認定第7号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（明石秀雄君）

日程第15 認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第16 認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第17 認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第18 認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第19 認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第20 認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第21 認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の7件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から第7号までは、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成いたしましたので、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

これで、提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案のあった7件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

令和元年度歳入歳出決算書の19ページ、款15財産収入、項2財産売払い収入109万7,099円の内訳をお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

財産売払い収入の内訳としまして、1目不動産売払い収入3万5,700円、これについては、畑総事業による畑の払下げによるものであります。

続いて、2目物品売払い収入37万8,000円は、消防車1台の売払い金になります。

続いて、3目生産物売払い収入68万3,399円は、伊仙小学校の太陽光パネルによる売電収入及び農業支援センターと食育推進協議会の事業による農産物売払い収入となっております。

○議長（明石秀雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第15 認定第1号、令和元年度伊仙町一般会

計歳入歳出決算から日程第21 認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、日程第15 認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第21 認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 5時29分

再開 午後 5時30分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に牧徳久君、副委員長に美島盛秀君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は9月10日午前10時から開きます。

議事日程は一般質問であります。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時31分

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和2年9月10日

令和2年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月10日（木曜日） 午前10時03分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（美島盛秀議員、福留達也議員、牧本和英議員、清平二議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

令和2年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 町政及び大久保町長の政治姿勢について	①新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて、コロナ禍の中で経済が落ち込み、国民生活に大きな影響が出ている。国や県の対策によって、各市町村ではそれぞれの対策や支援策で町民に寄り添った対応が実施されているが、伊仙町は対応が遅れているとの批判の声が多い。伊仙町独自の取組み等についての現状と町長の認識を問う。	町長
			②新庁舎建設について 伊仙町庁舎整備基本構想、基本計画が平成31年3月に農業高校跡地を利用した庁舎建設整備方式が示された。その中で、3階建の2万3,215㎡、概算工事費約18億8千万円での住民説明会が、東部・中部・西部の3カ所であった。その後、十分な説明がないまま令和2年6月に伊仙町新庁舎整備基本計画案として、現庁舎隣の民有地を購入、現庁舎跡地での新たな案が3,200㎡の18億2千万円でふたたび示された。このことは5期20年にもならんとする、大久保町長の長期ビジョンのない独断専行と偏見による町政であるからだと言わざるを得ない。民意を無視してきた証しであると考えるが町長の認識を問う。	町長
			③平成30年度ブロック塀、冷房設備対策臨時交付金で実施した、町内2中学校及び6小学校の空調設備工事入札について、この入札執行と完成までの事業実施の過程は不自然で疑問点がある。 (1) なぜ入札が大幅に遅れたのか問う。 (2) 町内の地元業者が1社も入札に参加できなかった理由を問う。	町長

1	美島 盛秀 (議席番号14)		<p>(3) 議会で否決された請負契約に関し、なぜ最初から分割して発注しなかったのか問う。(結果として、その後3工区に分割して、町内業者2社を参加させ再入札を行い、1工区をA社が落札。2・3工区をB社が落札できた経緯があること。)</p> <p>この件について令和2年第1回定例会、第2回定例会で一般質問を行ったが、傍聴席からの野次で、正常な質問が出来なかったこと。また、第2回定例会においては、質問終了後、傍聴者が議場内に飛び込んできて、議事進行を妨げた。このようなことを町長はどの様に認識しているか問う。</p>	町	長
		2. 教育向上について	伊仙町の現況を真剣に考えたとき、行政、教育等大きな転換期だと考えている。義務教育での教科学習はもちろんですが、総合学習、先人に学ぶ郷土学習、道德教育、部活動等、教育要覧の整理・整備を行い学校への報告、議会への報告はやっているのか問う。	教	育 長
2	福留 達也 (議席番号10)	1. 町内進出企業等の現状と今後の展望について	①この数年間、NPO法人を含め数社が伊仙町内において事業を立ち上げていますが、事業者の現状と、その法人等が町内にあることによる伊仙町へのメリットはどのようなものか問う。	町	長
			②これからの展望や、今後も伊仙町内で継続していくための課題等は何か問う。	町	長
		2. 歳入確保のあり方について	①伊仙町一般会計歳入の約半分は国からの地方交付税でまかなわれています。そしてこの地方交付税の算定は、5年ごとに行われる国勢調査による伊仙町の住民数も基礎とされています。国勢調査が行われる10月1日時点において、3ヶ月以上連続して入院や仕事等で、町外に滞在している場合、伊仙町の算定基礎にはカウントされず、年間1人当たり約25万円の交付税が5年間他町の財源となってしまうわけであります。このことに対する現状認識と今後の対応について問う。	町	長

2	福留 達也 (議席番号10)		②固定資産税徴収の現状と課題について 本来宅地として評価しなければならない土地を、農地や山林等、他の地目で課税処理している個所はどのくらいあるのか。仮にその土地を宅地として評価し課税したらならば、徴収できたであろう課税額との差額はどれくらいになるのか問う。また今後、改善していくための課題等は何か問う。	町	長
		3. 技術職員の確保について	①技術職員不足は、具体的にどの部署でどのような技術職員が不足しているのか。	町	長
			②補充することにより、外部への委託経費の削減以外にどのような効果があるのか。	町	長
			③技術職員不足に対し、採用や養成を含め、今後どのように対応していくのか問う。	町	長
3	牧本 和英 (議席番号2)	1. 農業支援センター運営について	令和元年度、実績の報告及び導入した機械・設備等について問う。	町	長
		2. 鳥獣被害対策事業について	鳥獣被害防止施設管理委託料は、どこへ委託し、委託契約書等を交わしているのか問う。	町	長
		3. 糖業振興について	①町は、干ばつや塩害被害に対してどのような対策をおこなっているのか問う。	町	長
			②伊仙町糖業振興会で導入している、かん水タンクはどのように使用管理されているのかを問う。	町	長
4	清 平二 (議席番号5)	1. 徳之島交流ひろば「農林水産物直売所百菜」について	①令和元年第4回定例会において補正した、補償補填及び賠償金の1,853万2千円が議決されたが、なぜ執行できなかったのかを問う。	町	長
			②令和2年度の徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の管理に関する年度協定書について問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時03分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（明石秀雄君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

町民の皆さん、おはようございます。議席番号14番の伊仙町議会、美島盛秀でございます。ただいま議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、通告順に従いまして質問をしたいと思っております。

先日の令和2年度の予算審査の中で、新型コロナウイルス感染に伴いましての予算が出ておりました。第1次、第2次補正を含めて3億4,238万1,000円という多額の予算が計上されたわけでありますので、そういう審査の中と昨日の審査と、それから私のこの一般質問で重なる点もありますので、省略をしましてまた質問をしたいと思っておりますので、執行部の皆さん、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、町政及び大久保町長の政治姿勢について質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の取組について、コロナ禍の中で経済が落ち込み、国民生活に大きな影響が出ている。国や県の対策によって、各市町村でそれぞれの対策や支援策で町民に寄り添った対応が実施されているが、伊仙町は対応が遅れているとの批判の声が多いようであります。伊仙町独自の取組などについて、現状と町長の認識をお尋ねいたします。

先ほども言いましたように、一般会計で審査をやりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として実施計画をされておりましたけれども、その地方創生と予算と5か年計画第1期が5か年計画、そして第2期が今年から始まって、令和6年度までの5年間、計画をされているわけでありますけれども、その地方創生による地域の活性化、こういうことについての予算でありますけれども、今回のこのコロナ対策事業というのは、直接町民に、私は還元ができる予算が見込んでの国からの交付金じゃなかったかと、町民目線の交付金のそういう施策は必要でなかったのかなという思いで、あまりにも町政の、地方創生だけを見た予算の配分等がされているのではないかなというような気がいたしますので、そういう辺りを区別しながら、また執行部の皆さんは答弁をお願いいたしたいと思っております。

2番目の、新庁舎建設についてでありますけれども、伊仙町庁舎整備基本構想基本計画が、平成31年3月に農業高校跡地を利用した庁舎建設整備方式が示されました。その中で、3階建ての2万3,215m²、概算工事費約18億8,000万円、住民説明会が、東部・中部・西部の3か所であったとこ

ろであります。その後、十分な説明があったとは思えませんし、令和2年6月に伊仙町新庁舎整備基本計画案として、現庁舎隣の民有地を購入して、現庁舎跡地での新たな案が3,200m²の18億2,000万円で再び示されたところであります。

このことは5期20年にもならんとする、大久保町長の長期ビジョンのない独断専行と偏見による町政であるからだと言わざるを得ないと思っております。民意を無視してきたあかしであると考えますが、町長の認識をお尋ねいたします。

平成28年3月に策定いたしました伊仙町公共施設等など、こういう管理計画、あるいは、新庁舎策定に当たった計画等々の計画案を見ましても、その計画がスムーズに進んでいるとは思えないような状況ではないか。平成28年度の3月に策定されました伊仙町公共施設老朽化等総合管理計画には、全くこの新庁舎の計画は載っておりません。老朽化の長寿命化という形で載っているわけでありまして、そういう長期的なビジョン、計画の中で、やはり基金等も積んでいく必要があったのではないかなという思いがいたしておりますので、そこら辺りを勘案して答弁をお願いしたいと思っております。

3番目に、平成30年度ブロック塀、冷房設備対策臨時交付金で実施いたしました町内2中学校及び6小学校の空調設備工事入札について、この入札執行と完成までの事業実施の結果は不自然であり、疑問点があると認識を私はいたしておりますので、このまず1つに、なぜ入札が大幅に遅れたのか、2つ目に、町内の地元業者が1社も入札に参加できなかった理由を問う。この2点につきましては、3月議会でも答弁がございましたので、答弁は必要ないと思っております。

そのことについて、6月26日に設計の委託がありました。そして、9月13日までという委託契約がなされていたにもかかわらず、10月18日まで工期の変更がなされております。これは明許繰越予算でありまして、4月から私は取り組めば、もう5月、6月には設計委託ができて、もう7月、8月、夏休み入る前には着工ができていたのではないかと。そうすれば着工の遅れ等もなく、スムーズに年度内、31年度内、令和元年度内に私は事業がスムーズに余裕を持ってできていたのではないかなと思っておりますけれども、年末の忙しい時期に、12月になってから入札をすとか契約をすとか議会提案してくるとか、本当に例のないような結果だったと私は考えておりますので、この入札の遅れ、そして工事の発注の遅れ、このことについて、なぜそうだったのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、大きな2番目といたしまして、教育向上について。

伊仙町の現況を真剣に考えたときに、行政、教育等大きな転換期だと考えております。義務教育での教科学習はもちろんであります。総合学習、先人に学ぶ郷土学習や道徳教育、部活動など、教育要覧の整備を行い、学校への報告や議会への報告、行政の報告、こういうことを行っているのかどうか問うものであります。

教育要覧等についても、平成22年度、また平成28年度に出された教育要覧が私の手元にありますけれども、私は、この教育要覧についても、毎年整理をして、あるいは学校の現況、学校要覧等を

見合わせながら、教育の現状等も行政やあるいは我々議会にも報告をしていただきたい、こういうことなどについて質問をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

2回目から自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の1回目の質問にお答えいたします。

1番のコロナウイルス対策に関しましては、伊仙町は独自の政策をやっております。そのことが発信も少し弱かったために、マスコミのいろんな誤解があったのではないかと考えております。確かに、この伊仙町が町民に寄り添っていないというふうなことを報道に書いてありましたけれども、これは間違いだと思っております。コロナ対策に関しましては、今、島ではコロナが発生していない状況でありますし、先ほど美島議員から出た地方創生に偏っているのではないかということでもありますけれども、地方創生は、伊仙町の将来をどのようにしていくかということでもありますので、そのことは常に念頭に置きながら政策を進めていくということでもあります。この農業立地の伊仙町が、農家の方々がかなりこれからも安心して自信を持って農業に携わってもらうためには、基幹産業であるサトウキビ産業を、この30年間の間いろんな交付金は据置きされたままでありますけれども、いろんな資材費がどんどん上がってきた中で、今、伊仙町のサトウキビ農家は非常に困窮をしている状況であります。そのために、サトウキビ農家に対する助成という形で、今回2,500万を投入したわけでもありますので、そのことは多くの方々が理解を示してきているような気がいたします。

昨日のいろんな審議の中でも、この今回のコロナ対策費に関しまして、伊仙町議会のほうからいろんな意見がございました。そのことを、これからもしっかりと議論しながらやっていくということでもあります。

その中で、子供たちの支援、学生の支援などをまた中心的に考えていきたいと考えておりますし、将来のことを考えたら、コロナ禍でいろんなことが出てまいりました。このデジタル化を活用したオンラインの会議とか、それからサテライトオフィスがどんどん地方に出ていくとか、また、若者が東京から地方に戻りたいという流れなど出ておりますので、これもコロナの現象でございますので、逆にそのことを取り組んで、伊仙町に多くの方々が戻ってくるような政策を、将来を見据えてやっていくということも大変重要であると考えておりますので、今後とも町民の方々のいろんな意見を反映しながら、この予算を最大限に有効に使ってまいりたいと思っております。1番に関しましては以上でございます。

○未来創生課長（松田博樹君）

美島議員の質問にお答えします。

伊仙町独自の対策としまして、未来創生課においては、6月の補正で承認してもらいました伊仙町テレワーク環境サテライトオフィス整備事業と、今回の補正で提案してあります伊仙町生活応援商品券需要、伊仙チャンネル導入事業を計画しております。また、その他の事業につきましては、昨日の補正予算の中で各課が答えているのと、あと、全員協議会でお渡しした資料に掲載してあり

ますので、ご確認してもらえたらいいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今、町長のほうから、町民に直接的な理解できるようなことは、発信が遅れたのではないかという答弁がありました。それなりの町の事業計画等々遅れはあったと思いますけれども、他町村においては、もう6月で既にこういうことが発表され独自策でやっていますので、私はこういうことが伊仙町においては職員の努力が足りなかった、町長の指導力等もなかったので遅れたのではないかという気がいたしておりますので、今後こういうことについて、町長はどう考えておるのかお尋ねをいたします。

また、その地方創生予算におけるいろいろ計画等で、いろんな大きな成果も出ていることは承知をいたしております。ただ、今回の1次の6月補正のサトウキビ助成事業、あるいは今回の伊仙町サテライトオフィス事業あるいは生活応援事業などたくさんメニューが盛り込まれて、地方創生予算を活用しているわけでありましてけれども、これが持続的、将来伊仙町の発展につなげていくためには、もっともっと職員の皆さんも努力が必要ではないかなと、そういう昨日の予算審査の中で、あえて我々議会のほうから提案があり、組替えの予算措置等もございました。これはあまりにも町民目線ではないのではないかと、町民の期待に外れた予算ではないかということで、私たちは組替えの案も出したわけでありまして、そこら辺りを酌み取った上で、また答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

まず、いろんな発信力が弱いということでございますけれども、確かにこの伊仙町、いろいろほかの自治体になような先進的な取組をしていることが、報道を見ますと、なぜもっともっとこれだけしっかりしている中で、人口減少も一番少ない町であると、それは政策が大きく前進しているあかしでありますので、そのことの発信が弱かったのではないかというふうに、そのことはそう考えております。

今後、まちづくりに関しまして、町の広報も担当が変わり刷新しておりますし、去年からは、2か月に一遍を月1回という形で、町の広報も町民主体、町民のそれこそ町民視線で内容を変えていております。具体的には、このいろんな町の町民の意見を、例えば区長の方々、民生委員の方々の意見を定期的に発信したりするということで、今まで以上に寄り添っていきたいと考えておりますし、町が独自の事業等に関しましては、さらにいろいろアピールをしていきたいというふうに考えております。

福留議員の質問にもこれからありますけれども、いろんな企業誘致とか、どれだけ多くの方々がこの町で就職するようになったかということなどを、具体的にその特集を組んでやっていくように指示をしております。いろんな意味で、美島議員の指摘のとおり、まだまだ町長の指導力は不足をしておりますし、職員もその能力をフルに発揮するほどまだまだ目標、そしてやり遂げるんだという気力、そしてみんなと職員が切磋琢磨していくというふうな状況をつくり出していく余地はまだ

まだありますので、私自身もそのことを今まで以上に配慮をしながら進めていけば、この十数年間の伊仙町の人口が減らなかったというのは、これは大変な大きな実績でありますので、その内容等もしっかり発信しながら、この町が本当に世界自然遺産になったときに、魅力ある町だと、そして農業と福祉が連携した町であると、多くのいろんな企業がこの島にやってきたい町をさらに推進していくために、努力をしてまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

発信力が弱いのではないかなと、町長も認識をしているわけでありますけれども、弱いという中においても、やはりそれなりの実績はたくさんあると思っております。今、言われた人口が減るのが少ないと、あるいは子供たちが増えていること等などを含めると、その実績は理解する点があります。しかし、その中でも、今そういう東京から若い人たちが帰ってくる、あるいは各町長の言っている集中から分散という中で、果たしてそれが、その小さな集落単位でコミュニケーションがうまくいっているかどうか。昔はいろんな集落行事、小さな集落でも全戸民が集まり、集い、楽しくやっていた時代を私たちは過ごしてきましたので、そういう集中から分散へということで、それもいい考えだと考えていますけれども、その中にもまたやはりそういうようなデメリットもあるということを真剣に考えて、今後取り組んでいっていただきたいということ。

また、発信力が少ないということでありますけれども、また、このことに関しては、広報等を利用して、区長さんやあるいは民生委員、あるいは多くのそういう方々の意見を聞くということでありますけれども、そういう中においても、この区長さんとか民生委員さん、この各委員のことを、私、3月議会も言いましたけれども、町長を応援した人でないと町長は認めないと、私に協力をする人以外認めないという言葉が町長が言っておりましたけれども、そうすれば、私は町民の声は平等に聞こえてこないのではないかと、だからそこら辺りをちょっとどころではなく、町長には大きく転換して変えていかなければならない時期であるのではないかなと。ひと昔前であれば、そういう認識でも構わなかったと思います。そういう町長の考え方が、今、伊仙町の多くの若者、あるいは世代交代における時代において、そういうことが私は大きな弊害になっているというふうな気がいたしてなりません。そこら辺りをどう町長が認識をしているのか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（大久保明君）

私は、2期目の当選したときに打ち上げたのが、政争から政策の町ということでありました。3期目、4期目は、そんなことが大きく実現できたのではないかと考えておりましたけれども、この過去のいろんな争いの歴史というものは、簡単には収束しなかったのだなということ、前回の町長選挙のときに思いました。それは、私を支持していた方々が、かなり反対に回ったということであります。町長の町政に、いろんな不満な点がいっぱいあったと思います。そのことは3期目、4期目に、伊仙町の発信は中央にはかなり発信しましたがけれども、そのことが、町民の方々に浸透していなかったことも一つの大きな要因ではないかと思っておりますし、これは、今、申し上げた各種

団体の方々、民生委員の方々、区長の方々は、まず町長を本当に理解して、町政をさらに推進していくという方々がなければならないわけでありまして、そして、物事には、今、いろんなことがありまして、反対することが確かに、批判してその欠点を探して、それを改善していくということも重要でありますので、この批判する声、それは重要なことでもありますので、そのことをしっかりと今後とも理解しながら、また、今まで私の発言の中で誤解を与えたこともあるし、本意でなかったこともあるし、また、失言もあったのではないかと思います。そのことをしっかりと、今、自分自身も反省をしながら町民融和のためにやっていくことが、今、課せられた大きな課題ではないかと考えておりますので、美島議員の、今、話したことを真摯に受け止めながら、町政を皆さんとともに、未来の伊仙町がさらに躍進するように、職員にも税込の問題、国税調査の問題等を、そこまで町長は言うのかというぐらい指導はしておりますので、そういう形で町の収入を増やしていく。それから、コロナの対策費も、議会としっかりと議論して、最大限に有効に、そして、特に若い世代が本当にこの島に誇りを持てるように、また、帰ってこられるようなまちづくりを推進していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

やっと町長も私の言うことが理解できたようで、ありがたいことだと、もう20年近くもこういうことを言い続けてきましたので、私も反省をしながら、今後、町政に頑張っていきたいという気がいたしております。

そういう、今、言われたこと等含めて、町長は猪突猛進型ということを申し上げたこともありますがけれども、そういう性格、あるいはいろんな形で町長の言葉が出てきたと思いますけれども、私は、町長である以上は、そういう言いたいことも抑えて、そして先ほど言いましたような聞く耳を持つと、能ある鷹は爪を隠すとよく言われます。こういうような事等をやっぱり町長はしっかりと考えながら、伊仙町6,500人の町民の福祉向上に取り組んでいかなければならないことだと考えておまして、町長の考え方も十分ご理解できたと思っております。

それに、そのコロナウイルスの関係の予算ですけれども、昨日の審査の中で、世界自然遺産へ向けての予算等が見当たらなかったのではないかなと、予算づけがなかったのではないかなと思えますし、今、国を挙げて、県を挙げて、奄美を挙げて取り組んでいる事業等に、世界自然遺産への予算等がちょっと見当たらなかったのではないかなと思えますし、また、昨日ありました商工業関係で、漁業集落の問題と、こういう活性化をさせるためにも商工業産業の振興における予算づけ、このことなどもこのコロナウイルスで使えたのではないかと、そういう気配り、配慮がなかったと思えますけれども、世界自然遺産登録に向けての予算、あるいは漁業集落商工業関係の予算等についての今までの考え方、そして、今後どう予算づけをしていくのかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまのコロナ対策臨時交付金の中で、世界自然遺産に関するその予算という話が出たのですが、昨日、議員さんのほうからいろいろ質問など出た、社会教育課の史跡整備という中で、明眼の

森、それから義名山の史跡等、そこの整備というのが、その自然遺産になったことを見据えて、今このまま放置しておくとも希少動植物がなくなってしまう、それを守るために、この伐採や、そういった事業を取り入れていくという、コロナを過ぎた後の対策ということでしている、これが自然遺産にもつながるといって実施に向けて計画を立てたところでもあります。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えをいたします。

離島漁業限ったことではないのですけれども、6月の補正で、一応コロナ対策ということで金額は少なかったのですけれども、徳之島漁協に出荷をされている漁民の方に対しましては、今のところ、その援助はさせていただいております。今後につきましては、昨日答弁いたしましたように、また検討してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今の6月補正で使ったというのは、ちょっと聞き取りにくかったのですけれども、先ほどの総務課長の説明で、社会教育委員会の、これは松くい虫の枯れ松を伐採するとかいう事業については、昨日、審議をしたところでもありますけれども、やはりこういう事業は、ほかにも国の予算、これを適用する、利用できるような国の予算や、あるいは奄振事業、いろんな予算の獲得の方法はあると思うのです。そういう努力を私はしていただきたい。ただ、コロナ関係の予算が、今度2億6,000万余りも出たからこれを利用して地方創生につなげようというその気持ち、その方法は理解ができます。しかし、今後、このコロナウイルス補正予算というのがなくなった場合、これを5年間どうして継続していけるのか、ここら辺りも重視して計画的な予算執行に努めなければいけないと思いますけれども、今後、商工業、このコロナだけでなく、この予算づけの方法等、どう努力されるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど町長の答弁の中でもあったのですが、第1次の維持交付金について、伊仙町、一番その副業ということで農業をしている、サトウキビを作っているというところで、サトウキビの生産している方々への補助ということで、これが伊仙町で一番町民に寄り添った形の見線で見ると、これが一番いいということで行ったところでもあります。その中で、某新聞の中で記者の目ということで、その中には、商工業を活性化させるための予算も含まれているにもかかわらず、それを全然伊仙は商工業に目を向けていないという記事が載って、町民を混乱させたところは、先ほど町長がおっしゃっていた発信がちょっと足りなかったというところにつながってくるのですが、そういった意味で、今回の対応としても、商品券を扱っているスタンプ会員、そこにも、あと、小さい商工会に加入していない商店のほうにも、この給付金が行き渡るような形で政策を取っていきたいという考えの下に、今回も進めているわけでもあります。そのご指摘のあった公用車、それから各種費目において指摘のあった部分、それまた町全体の公用車であって各課の公用車ではない、みんなが使い合えば少なくとも済むということもありますので、その辺の見直しの必要もあるだろうというふうには考

えております。

○14番（美島盛秀君）

理解できますけれども、やはり我々は議会として予算の執行状況、そこら辺りをしっかり真剣に考えていかなければいけない、また、町民の声をしっかりと反映させていかなければならない、そういう観点からしますと、昨日の予算審査においても、やはりこのような事業がありますよ、このようなことでコロナ対策の事業が予算ありますよ、これをどういう事業にどうやったらいいですかねと、そういう議会の提案、私たちも勉強不足で、そういう予算があったのかどうかも分からない中での事業計画は進んでおりますので、今後、そういう議会が理解を示せるような、理解できるような予算の在り方、また、そういうことができるのかどうか、そして、1つに、国の対応、この経済の疲弊、落ち込みについての、ジャガイモ、バレイショの反当たり5万の補助金制度が国もありました。このことについては、伊仙町では1回の説明会があった。ところが、その申請の仕方によって難しい点があって、そういうことはできないと、いろいろ条件があってできないということで、申請をしなかった人もたくさんいると聞いております。そういう人たちの話を聞いてみますと、天城町、徳之島町は、そういう申請のできなかつた条件の難しい点もクリアするからという説明が2回ほどあったと言うのですけれども、伊仙町のその国の対応策としたジャガイモの反当たり5万円のその応援基金交付金事業についての説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、美島議員のジャガイモとおっしゃられているのは、多分、高収益次期作支援交付金のことだと思うのですけれども、こちらのほう、町内3か所におきまして説明をいたしました。申請件数も、3町の中では断トツに伊仙町が多くて327件、242ha、申請金額にいたしまして1億3,300万余りということでございます。今おっしゃられている、その難しかったというところは、闇小作に対する考え方というところであるかとは思っておりますけれども、こちらに対しましても伊仙町の場合、8月、9月の農業委員会の総会におきまして、いろいろ3条申請というのですか、利用権設定のほう100件以上あって、これもまた解消になりながら申請をできたというふうに思っております。

○14番（美島盛秀君）

そういうできないような事情があったことは事実でありますので、このことに関して私がお尋ねをしたいのは、このコロナ地方創生事業、この事業でこの足りなかつた分を町単独の事業として、国からだけの予算じゃなく、これもできたのではないかと私は思うのです。できなかった人は、今、まだまだたくさんいます。こういう人に今後支援をしてあげる、第3次もあるかもしれません。こういう人たちに支援ができるかできないのかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

この次期作というのは、まず、今年の2月から4月までの間にジャガイモ等、そういう園芸作物を出荷されたということが証明される方に対しての、次もまた農作物を植えて、園芸作物を植えていただきたいということで交付金が出ているわけでございます。そのとき、議員がおっしゃるよう

に、事情で申請ができなかったということに対しましては、また、担当のほうに確認を取りまして、また予算立てが必要であれば、また財務のほうとも協議をしてまいりたいと思いますけれども、限られた予算の中で頑張るわけでございますので、また協議が必要かなと思います。

○14番（美島盛秀君）

昨日の審査で組替え等も要求してありますので、この組替えた予算でこういう人たちの支援もできると思います。また今後、こういう町の予算を含め、また公金等の費用対効果を考えた上で、しっかりとした町民の福祉向上、色んな面での町民目線で予算を計画していくことをお願いして、この件に関しては終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

庁舎建設に関しましては、担当のほうから詳細説明をしているわけですがけれども、伊仙町の長期ビジョンの中になかったという、先ほど発言がありました。でもこれは、熊本地震等で多くの庁舎が使用不能になったということで、その前の東北の震災の後に津波対策という形で、かなりの庁舎建設に国の助成が出ました。庁舎に関しましては、過去は全て自主財源でありましたけれども、津波対策で国の防災の観点から津波対策出た後に、今度は地震対策という形で、有利な起債が活用できるような状況になって、その期限が今年度末までに計画書を出してほしいということでもありますので、そのことで、伊仙町も1年以上前から、このことに取り組んでいる状況でありますので、このことは、ほとんど多くの自治体がこの対策の事業で、庁舎の更新を進めているとは考えております。

場所に関しましては、私は担当に入っていなかったなかで、いろいろ経緯を見ておりました。1つは財政的な問題、そしてもう1つは地権者との交渉の問題などで、2つの案が確かに出ておりました。農高跡地を活用するというのと、現庁舎近辺の土地の交渉が成立したら、この場でもいいのではないかというふうな話で、当初は、東部、中部、西部で、2通りで書いたのですがけれども、あたかも農高跡地に決めていくような誤解があったような気がいたします。あれよく読みますとそうになっておりますので。そういうなかで、多くの町民が現庁舎を希望しているというふうなこともありましたし、また庁舎が別の場所に移転するときは、議会の議決が3分の2以上の同意が必要ということなどもあるなかで、土地の交渉等が前向きに進んだ状況のなかで、これは、現庁舎の裏の土地を活用していくということに決定した状況のなかで、コロナ禍のなかで、このことがしっかりと住民の方々に各集落、各地区を回って説明するような状況ではなかったなかでの決断でありましたので、これが当初決定したことを、見直したということではないことは、ご理解いただきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの町長の答弁に、補足をして説明したいと思いますが、当初において農高跡地、現庁舎跡地の2案があり、そのなかで町民の声としまして、駐車場のスペースが足りないという声が一番多く、50%を占める声がありました。今、町長が言いました、その現庁舎建て替えとなると、当初

においては面積が少ないということで農高跡地のほうが、一番スペースが取れるのではないかと
いうところで、3か所の説明会に至ったわけであります。

それでそのなかで、もし隣接する私有地が購入できてそのスペースが確保されたら、現地建て替
えのほう望ましいという声も多くありまして、そのなかで公共施設等適正管理推進事業債の適用
中に造って欲しいという、町民の声も多くありました。これがアンケートの中の70%を占めている
わけなのですが、先ほど言ったように、隣接する用地を購入し駐車場のスペース等を確保されたら、
現地建て替えのほう望ましいということになりまして、令和元年第4回定例会で第4号補正予算
に用地購入費を計上し、町民からの要望、計上に至った経緯等を説明して、承認を頂いたというこ
とになっております。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しては、熊本地震があったり、その前の東北地震の津波があったりとかいうことに対
しての国の交付金事業があったと。もちろん、私も、そのことについては聞いておりますし、理解
をいたしております。まず、3年前でありますので、熊本地震が。急いでやらなければならないと
いう、事情等も理解ができます。

しかし、今、総務課長の多くの町民の声があったと、例えば、今の現地に建てる駐車場の少な
かったという理由と、他にもいろいろあったと思います。そういう多くの町民の声等を聞きながら
と言いましたけれども、この多くの町民にどうして説明したのか、我々議会は、こういう新庁舎問
題に興味もありますし、真剣に取り組まなければいけないという気がありますので、そこらあたり
をこう注視していたわけなのですけれども、町長の説明では、コロナ禍でそういう説明も難し
かったという内容であります。

そのなかで、今年の定例会のここに会議録があります。これ牧議員に答弁したことでありますけ
れども、町長の答弁で、途中から読みます。「議会の方々と色んな議論をしながら、町民の方々
ともしっかりと話し合いをしながら、未来の次の世代の方々のために、本当にかげがえのない素晴らし
い庁舎ができていけるように、努力してまいります」。「町民の方々ともしっかりと」というふう
に答弁をいたしておりますし、それから、その答弁で、また、牧議員の「ぜひ町民から広く意見を
聞いて、また検討委員会でも、さらなる審議を重ねて、素晴らしい新しい新庁舎ができるように
いただきたい」と。こういうことに対しまして、久保総務課長が、「基本設計ができた後、庁舎の
在り方とか、部屋の取り方など、そういうものを全て検討委員会のなかで、検討していただくこと
になっております」ということでありますけれども、コロナ禍でできなかったということ、あるい
はそういうなかで検討委員会のなかでそういう話し合いをする、その検討委員会が町民に説明をさせ
て、そして町民の理解を得るというふうに私は受け取ったのですけれども、町民へのこういう説明、
私は今でも十分でないと考えておりますけれども、こういう答弁等を考えて、どう説明をし、どう
今後計画を進めていくのかお尋ねをいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

検討委員会に関わっている関係上、私のほうからご説明申し上げようと思います。

庁舎検討委員会は、10月、11月、12月、3回開きまして、その結果、用地購入費を12月の補正で提案させていただき承認していただいて、用地購入まで至ったところでありましてけれども、その後の流れをここで説明申し上げたいと思いますけれども、その前に一言で申し上げますと、まずは庁舎の確定は予算を計上していただいて、それを執行し確定したわけでありましてけれども、どういうふうな形の庁舎になるかということ、案もなく町民の方々に説明はできないものということで、検討委員会を含めて、そして、新庁舎プロポーザル、業者選定をする過程において、ちょっと経緯を申し上げたいと思いますけれども、町民の方々に庁舎建設に関して、プロポーザル審査委員会を開催いたしますということで、パブリックコメント、町民からの要望等お聞きするということで、6月26日から7月10日まで役場庁舎内に説明書を置くともに、ホームページにも掲載いたしましたけれども、防災無線等においても5回程度放送して、皆さんから広く、ご意見を賜るということをやっているところであります。

その後、その業者を選定する選考委員会の委嘱状交付といいますが、委員の選任を7月16日に行ったところでありまして。そして、さらにはパブリックコメントで町民の意見等を6月26日から7月10日まで行いましたけれども、その7月10日以降7月21日までにおいて、役場を使うのはやはり職員も執務上、いろいろな要望があろうかということで、庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げて意見を集めると、どういうふうな庁舎、どういうふうな執務室が使いやすいか、それぞれ各課の等々の要望等も一応お聞きして集約して、今後生かしていこうとなっているところであります。その後、プロポーザルの審査委員会を7月30日に開催したところでありましてけれども、その委員会を持って、その後、業者選定、プロポーザルをいただいて、参加する業者選定を8月4日から8月21日までの期間で募集を行ったところでありまして。

そしてさらには、8月18日その募集期間中の中に現地説明ということで、業者の方々にご連絡をいただいて、9社申込みがありましたけれども、ちょっと用事があったということで8社来島いただきまして、説明会を行ったところでありまして。

そしてその後、今後どうなるかというところでありましてけれども、9月29日に申請を受付けて、そして現段階では6社、一応参加申込みということでありましてけれども、それを、1次審査、7月16日付で委嘱した選定委員の皆さんによって、10月9日にその業者の第1次選定を行う予定にしております。それを経た後、10月24日に最終選考ということになりますけれども、10月24日の最終選考においては、ほーらい館の癒ていなホールをお借りいたしまして、町民の方々、もちろん選考委員の方々等々もおりますけれども、広聴いただきながらプロポーザルの審査をやっていきたいと計画しているところであります。

この段階で、プロポーザルの業者は設計書を提出するのではなくて、設計者を決める審査会、そして、その中身等々については、その後どういうふうな形にするのか、どういうふうな執務室等々、

具体的な設計等に入っていきわけでありますので、その段階で町民の声をさらに聞きながら、また職員の要望等を聞きながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

町民の声が反映できてないということを、私は申し上げているところでありますけれども、今の答弁で検討委員会での説明やら議論、あるいは話し合い、あるいは職員の意見等を聞いたという内容で、6月に防災無線を使って説明をしたとか、また期日を設けてプロポーザルの募集、業者の選定等々、日程的なことは決まっているということでありまして、この10月24日の選考ですか、これまでにもう決まったなかで、町民に説明をすると「こういうことでしたよと。こういう庁舎を造ります。建設しますよ。」という説明をするのですかね、お尋ねします。

○副町長（稲 隆仁君）

町民の方々への説明というのはある程度の形ができないと、何階建てにするかということ等も、まだ決定したわけじゃありませんので、町民に、その案がなくて町民説明会というのは難しいのではないかなと思うところでありますけれども、庁舎を新築すると、そして現在地の隣接地を購入し庁舎を建て替えるということは、6月の広報誌にも載せてあるところでありますけれども、ちなみに先ほど申しましたパブリックコメント等でも、住民の方々からも議会室について、高齢者も傍聴できるようにエレベーターをつけて欲しいとか等々、こういうふうなご意見もいただいておりますので、そういうところを生かしていくような形の庁舎設計をし、そして、さらに町民説明を行ってまいりたいと思っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

プロポーザルの前にその検討委員の意見を聞き、あるいは職員の意見を聞き、大体の計画案が出てきた。そのことを、これから町民の声を聞いて変更ができると、あるいは色んな意見等が出たときには、変更を聞きながら変更して本設計に入ってやるということで、よろしいですね。

○副町長（稲 隆仁君）

プロポーザルで募集をかけたということは、よくちょっと誤解されるところがあると思いますけれども、プロポーザルは施設整備に対する発想や解決法と優れたアイデアやノウハウを有する設計者を選定する、設計を選定するものではありません。こういう構想で伊仙町役場を建てたいという町側とマッチする業者を選定し、そして、そこに色んな要望等々、形等々を設計の段階で入れていくという、この協議は業者が決まりましたら、業者のほうと町とももちろん町民の方々の意見等も踏まえて、検討委員会も踏まえて意見を幅広く、そして生かせるような形で進めていくという計画でございませぬ。

○14番（美島盛秀君）

そういう業者が決まったら、その業者の説明や、あるいは執行部の説明を十分住民の意見をくみ取って、今後、本設計に入るというふうな受け取ってよろしいですね。はい分かりました。

それと、この老朽化施設の伊仙町公共施設等総合管理計画のなかで、庁舎に関して新庁舎計画等

の計画は出てなくて、3年前に出たと思いますけれども、この時点で、私は目的基金、庁舎の基金等の創設をしておくべきだったのではないかな。他の町村の話を見ると、もう10何億円とか、どこか20億円とかいう話を聞きます。ですから、そういう長期的な計画、そういう計画あって初めてこういう大がかりな、これ50年、100年に1度しか、しないような事業でもありますので、そういう計画等をしておくべきだったのではないかなとこういうに考えながら、今後の財政面、この建設費に係る18億2,000万円ですか、この建設費に係る予算案等、こういうことはどういふふうな計画がなされているのか、本設計に関しては16億2,000万円ですけれども、そういう予算等、今後交付金があり、あるいは財政調整基金をどれぐらい取り崩すのか、あるいは起債をどれぐらい検討しているのか、説明ができればお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

すみません。資料を持ち合わせていませんので、資料を取ってきますのでしばらくお待ちください。

○議長（明石秀雄君）

ここで、しばらく、休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時23分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

新庁舎建設事業につきましては、継続費ということで、令和2年度から令和4年度までの継続事業であります。令和2年度においては、1億362万円の事業費がかかりまして、起債の申請が9,320万円で財政調整基金の割り当てが1,042万円、令和3年度において事業費が15億8,840万円、起債14億2,950万円、基金1億5,890万円、令和4年度においての事業費が1億2,210万円、起債1億980万円、基金1,230万円ということになっております。全体の9割が起債対象というふうになっております。その起債対象のうち7割が交付税措置になるということでございます。75%です。9割の起債対象になるうちの交付税対象上限が75%であります。

○14番（美島盛秀君）

説明がありましたけれども、これは、後もって資料でまとめて提出していただけないでしょうか。

（発言する者あり）

それと、こういう大きな事業等をやるときに、これは平成29年度に出された財政事情というのがありますけれども、こういう直近の財政事情的なものも、やはり議会に示して、町の財政事情等が理解できるような資料等も必要だと思いますけれども、そういうのと一緒に兼ねて、今後、財政シミュ

レーションを含めて議会に提案をしていただきたいと思います。

この新庁舎計画については今後、プロポーザルが決まり次第、また今後住民にも十分説明していくということですので、しっかりと説明がし、住民の納得のいくような新庁舎が建設できるように、計画的に進めていただきたいと思います。

この件に関しては終わりたいと思います。

次の3番目の説明をお願いします。

○町長（大久保明君）

国の緊急で出ました大阪でブロック塀が倒れて子供が亡くなったということなどで出た臨時交付金で、空調設備工事をしたのですが、先ほど説明もあったと思いますけれども、指名委員長のほうから詳細に説明をします。

○14番（美島盛秀君）

担当が答弁するということですので、その前に、（1）と（2）は、当初3月議会で説明を受けて、理解をしておりますので、その当初の答弁に対して私はお尋ねをいたします。その説明をしますから、それについて答弁をお願いします。

その1と2について、6月26日に設計委託をしまして、それが最初9月13日まで、そして9月13日まで設計が間に合わないということで、10月18日まで工期の変更がされております。これを計算しますと、115日、約4か月です。このような、4か月もかかるような設計の内容だったのかどうか。それで10月18日に設計が完了して、11月14日に指名委員会をして、そして12月3日に入札をして、12月6日に仮契約を結んだと。その12月6日に仮契約を結んだ時点でこの6小学校についての5,000万超の予算については、本契約をして提案してくるのが私は当たり前前の過程ではないかということをおもっておりまして、12月6日に仮契約しながら2中学校と幼稚園を仮契約しながら、わざわざ鹿児島から出てきて3日後の12月9日に本契約をできたということの説明でありました。そういうことで、なぜその入札が遅れたかということに対しては、副町長のほうから説明がありましたので、省略をいたしておきます。そういう流れの中でこれが明許繰越であったということを把握していたということは教育長も理解をして、私が6月議会、あるいは9月議会終了後に確認をしたということもあったということをお認めもらったわけですが、その指名委員会をして、あるいは落札業者が決まった。その後、町長は決裁を受けるとお思います。その決裁を受けたときにこれに町内業者が入っていない、あるいはその落札した12月3日の結果が、これは町内業者がいないということを確認できておったのかどうか、教育長と町長にお尋ねいたします。

○議長（明石秀雄君）

指名委員会の結果と、落札結果の決裁を受けたときに町内業者がいないということをお把握していたのかどうか。

○町長（大久保明君）

住所が書いてありますので、これは町内業者じゃないというふうな理解だったとお思います。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問に答えます。

同じく、町内業者が入っていないと把握しています。

○14番（美島盛秀君）

それでは、当時から地元業者育成のために地元業者が入っていないということを指摘したわけがありますけれども、この地元業者が入っていないことについて、当時の副町長は、資格を持っている業者がいなかったと、そして、また仕事量のことを考えれば、鹿児島の大手の業者を入れたほうがよかったのではないかと、あるいは、工期が遅れたから鹿児島の大手の業者を入れたということを当時の答弁でありましたけれども、このことは私全く理由にならないと思います。町長、副町長の当時答えた答弁は。そこで、町長はなぜ町内業者が入っていないのに決裁をして、これを指名委員会とか、あるいは指名委員長に指摘をしましたか。

○副町長（稲 隆仁君）

この点につきましては、町長が決裁と地元業者が入っていないということは、指名委員のほうで推薦業者選任の段階で、以前にもご説明申し上げましたとおり、工事量考えて、工期が一番なかったというのが問題でありますけれども、等々考えたときに、繰越事業でありますので、再度の繰越しができないということ等踏まえて、大手業者のほうでなければ対応が難しいのではないかと、その当時指名委員会で決定してやったわけありますので、もちろん地元業者は入っては、第1回目のときには入っていないわけあります。それで、工期が間に合わないということは、美島議員も把握しておるようです。コロナのウイルスが蔓延して学校が休校にならなければ、3月休校にならなければ非常に厳しいのではないかとこの事業を見通しているわけありますけれども、私たち指名委員もそういうようなことを考慮して、地元業者では若干難しいのではないかと、今回は、本土の大手業者に任さざるを得ないのかなという結論に至ったわけあります。それも空調設備等の調達と数が結構な数、室外機、冷房機等準備しなければならぬわけありますので、そういうことを考慮したということでございます。

○14番（美島盛秀君）

今の副町長の答弁は私に全く理解ができないし、言い訳に過ぎない、そうしか思えません。というのは、2回目の入札が12月19日議決された後、その2中学校と幼稚園は別ですよ。6小学校については、分割してできたわけですよ、12月19日、できたのに、その以前はできなかったからという、そんな説明あたりでは、私は理解できませんし、その業者も4業者いたと、地元業者4業者いたと。それで2業者は実績もある。あとの2業者は実績がなかったということで外したということだったのですけれども、その4業者、もちろん県の資格審査を受けて、ちゃんとした資格を持っている実績があるから資格審査にも合格をして、指名願いが出されたとは私は思っております。それを分かっている指名に出していない。他の町村はそういう細かく分けて、普通のクーラー、空調設備をできる、販売をしている、そういう小さな商店、電気屋さんにも徳之島町あたりは全部出してい

るのですよ。それが本当に地元業者育成とか、あるいは地元業者に還元する地元の仕事させてあげるといふ町民に寄り添った執行部の考え方ではないでしょうか。普段の政策と私は全くちぐはぐなことをやっているとした受け取れません。

そういう中で、そのことに対して私はどうこう言いませんが、そのことに対しての答弁は要りません。今後、こういうことがあつてはならないわけですが、町長は、このことに関して、当時、私は質問をしたら、3月議会、6月議会、傍聴者が来てやじが出ました。そういうやじが出て、あと議会もまともな正常な質問もできなくて、また6月議会は延会をしたということ等もなりましたけども、その傍聴に来た方々は、町長とはなじみのある業者の皆さんだと思いますけど、それは、確認はできましたか。

○町長（大久保明君）

私自身、あのときの傍聴の態度は間違っていると思います。最初の3月議会のときはありませんでしたけども、6月議会では、休憩だということで入ってきたということでありましたので、ああいうことは決してあつてはならないことでもあります。この伊仙町議会も、やっぱり議会は品格とそれから町民の代表であるこの議会で議論するということが大変重いものでありますし、格式高くなければなりません。そういう意味において、このやじもやっぱり限度があるわけですから、そういうことはここにも書いてあるわけですから、あつてはならないと考えておりますし、今後、こういうことのないようにいろいろ厳重に注意をしていきたいと考えておりますので、今回の件に関しましては、二度とこのようなことが起きてはいけないというふうに強く思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長はもちろん町長を支持してきた、応援をしてきた方々ばかりだったと私は考えますけれども、そういう人たちが来て、町民の代表である我々にやじを飛ばして、議会が正常に行われなかったと。そして、6月議会には、議場に入ってきて乱暴すると、こういうようなことが二度とあつてはならないという気持ちで、私も、一般質問を本当に残念な思いで通告をしたわけでありまして、今後、このようなことが起きないように、今業者に町長は会う機会もあるし、またお話をする機会もあると思いますので、厳しく指導ができるのか、またしてほしいと思いますけども、できるのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

そのことは、既に本人に話をしました。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、執行部の皆さんも関係する事業等と業者さんとの関係、いろんな問題等がこういうふうにして起こらないような今後しっかりとした予算執行、あるいは行政の仕事に取り組んでいただきたいと思っております。行政の仕事は文書で始まり文書で終わる、誰か言いましたけども、しっかりと今後、どこに行っても、どのようなことが起きても、自分のまともな当たり前のことが証明、説明できるような伊仙町行政であっていただきたいと思っておりますので、お願いをいたしまして、この件

に関しては終わりたいと思います。（発言する者あり）時間がないから。

○副町長（稲 隆仁君）

美島議員が、我々の伊仙町の指名推薦委員会等と、そして業者の在り方について誤解をしているようでありませけれども、そのところは少し説明をさせていただきたいと思います。なぜ分割をしなかったかということへの答弁になると思いますけれども、予定価格が5,000万を超えるときに議会の議決が必要であるわけで、承認が必要であるということで、これを安易に分割して議会の議決を逃れるというふうな形等々にするということは、これは違法行為に当たるのではないかとされているところであるし、また、議会の軽視というふうなことも、過去にもたびたび言われたところでありましたので、一括して幼稚園、小学校、中学校という形で分割してというか校区分けをして、実施したところでもあります。その段階で、仕事量に対していかなものかということで、本土業者だけがまず、最初指名になったわけでありませけれども、その後、さらに1か月の工期が過ぎたわけでありませるので、工期を考えるとときには、どうしてもやはり1社単独では難しいということで分割したわけでありませけれども、その点につきましては、工期等のやむを得ないときであれば分割できるということもありませして、分割せざるを得ないというところでやったわけでありませ。

そして、美島議員、前回の指名の業者の在り方についても、私たちはここに業者区分と建設工事の内容例示、区分の考え方指針の中で次のように示されているところです。建設工事、たしか指名願いを出すときには、電気工事等々あります、管工事等々あります、土木工事等々あります、建築工事ありますという形で申請するだけでありませけれども、その中でも、その業者によってメイン工事は土木である、あるいは水道であると特に決めてきますので、そういうものを勘案した結果、4業者は該当するのですけれども、2社をせざるを得なかったというところをご理解いただきたいと思ひませし、また、町内育成ということに関しても、工期等が十二分にあれば、やはり経験を積んでいただくというのも業者育成に当たるということで、我々は考えているところでありませけれども、この1つだけ、電気工事店で簡単にできるのではないかとおっしゃっておりますけれども、ここに、管工事につきまして、冷暖房等の設置、ガス水蒸気を排出する設備の設置をする工事を管工事といひませけれども、内容等におきましては、冷暖房設備工事がこれに該当すると。そして、冷暖房設備工事は、冷媒の配管工事などフロン類の漏えいを防止する工事が含まれる建築物の中に設置される通常の空調機の設置工事は管工事に該当すると。我々指名委員会はこれをもとに業者を指名しているところでありませるので、管工事と電気工事併せ持っている業者を選定したというところでありませ。

そして、地元業者育成と、余談になりますけれども、地元業者育成ということを考えてとおっしゃひませけれども、令和元年度、決算書御覧になったらお分かりだと思ひませけど、工事発注75件のうち64件は町内業者を指名したところでありませ。島外業者に指名せざるを得なかったのは、鹿浦港、前泊港の災害工事、そして特殊な工事、電気系統設備等々の工事を発注せざるを得なかったというところで、私たちとしては、やはり執行部も町内業者育成ということは心がけております。

ちなみに平成30年度は73件のうち66件を町内業者に発注をし、そして7件につきましては、先ほど申しました港湾漁港災害の復旧工事に町外業者を指名したと、発注したというところでもありますので、我々執行部も議員の皆さんとともに、町内業者育成ということは考えて対応しているつもりでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問にお答えいたします。

確かに、指摘のとおり、今の学校教育は移行期にあります。これまでは、教育を教え、育てるといふ詰込みの教育でしたが、これからは、共に育つ、育てるといふ教育に移行していきます。

○14番（美島盛秀君）

この29年度に策定してあります教育要覧、あるいは町長の施政方針にまちづくりは教育にありといふふうなことがうたわれております。そのまちづくりは教育、私がなぜこういうことを言いますと、要覧の19ページにありますまちづくりは教育にあると、こういうようなもちろんまちづくりは昔から教育によって、人間は育ち、その人間がいろんな職場、いろんな仕事にかかわりを持ち、そして、役場に採用されて、職員として、公僕として伊仙町の発展に町を引っ張っていく、そういうこと等を考えたときに、私は、行政も、あるいは教育関係も転機の時期ではないかという思いで通告をしたわけでもありますけれども、この教育要覧、私は毎年出す必要があると思えますけれども、これは22年度の教育要覧です。これを見たら、まったく変わっていない、内容が。22年度、今から10年前、29年度、今から4年前出しているのですけれども、ページ数も一緒、62ページ、全く変わっていない。進歩がないと、伊仙町の教育委員会は進歩がないと私は思っております、もっと充実した要覧等つくって、議会や行政にも示していただけないものか、見当ができるのかどうかお尋ねいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの美島議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

教育要覧につきましては、平成30年度版まで作成しているようでございますが、その後は作成されてございませんでした。この学校や議会への配布ですけれども、こちらは、報告などができていないかというところはちょっと確認できておりませんので、また戻り次第確認をさせていただきます。

○14番（美島盛秀君）

この内容も全く一緒で、ただ、役員とか、お名前が少々変わっているだけでおなじですけれども、そこで、私は、前も提案したことがありますけれども、今から20、30年近くなると思えますけれども、鹿浦小学校の校長先生の藤山先生という先生がおりまして、その当時の社会教育委員でありました平哲治先生、あるいは、その後の伊仙中学校の平俊一先生、このような人たちが藤山先生が徳之島ライオンズスタイル暦、あるいは伊仙中学校のPTAがカレンダーを出した平俊一先生のこういう、これ、やはり昔中国の論語が日本に流れてきて、島の昔の教訓、テイキ話、こういうことをもとに

してできた昔からの教育につながった、人間形成の形をつくってきたことだと思いますけども、私のところにこの2つのカレンダーがあります。毎日それをめくってみたりしています。皆さんの中にもいらっしゃるかもしれません。こういうことをもう一遍見直して、しっかりとした教育を小さい頃からできないものかどうか、ということを提案したいわけですが、そういう中で、今回の県知事選挙において、塩田知事がおっしゃっていたことが、郷中教育、これを徹底しなければいけないというお話をしております。これが、薩摩の時代の西郷隆盛やあるいは大久保利通、その他の鹿児島、明治維新を変えた人たちの教育につながったのではないかというふうに思いまして、6月議会だっと思いますけども、和泊町がこの郷中教育を広めようということが新聞記事でありました。そういうことで、私は、今のIT時代、便利さが出てきて、そういうのに頼っていく、何か子供たちの心の教育といいましょうか、道徳教育、こういうことがちょっと遅れているのではないかという気もいたしますけども、いかんせん島出身の先生方が少なくなってきて、こういう島の先人たちのテキキ言葉とか、こういうことを伝える場も少ないのではないかと思いますけど、今の実情として、先人に学ぶ、郷土学習をする、あるいは道徳教育の中でこういうことをしていくということを今どういうふうな形で取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

郷土学習におきましては、小学校から先人に学ぶということを含めてですが、小学校3年生から6年生まで総合学習がそれぞれ70時間とって、それで指導していきます。中学校においては中学校1年生が50時間、2年生と3年生が70時間ずつとって指導して郷土学習を指導しております。その中で、徳之島3町は、社会科の先生たちが集まって、ここにありますが、このような副教材を製本しております。この中に先人を学ぶということで、総合学習の中でこれを指導して、これは3年間の計画です。今年がちょうど3年目に当たりますが、3年終わってまた3年間で副読本を製本してこの中で指導しています。ちなみに、3町持ち回りですが、来年度からこれを伊仙町が作成します。今作成して、2月中旬までには完了する予定です。このように具体的に指導する例がありますので、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、そういうような内容等が分かるような資料等がありましたら、我々議会にも、あるいは行政にも、ぜひお配りをして、あるいはPTAとか、よくいうオール伊仙町、こういう立場でこれからの教育に関わっていかなければいけないのではないかなということがあります。そういう資料等、郷土学習のそういう資料等つくるための予算とか、その冊子を作成、あるいは数多くつくらなければいけないのですけども、そういう予算等もまた執行部と打合せをして、しっかりと予算づけをして、手抜かりのないようなことをやっていただきたいと思います。

そういうようなこと等を含めて、私は、ぜひ、先ほど言いましたこの藤山先生のカレンダー、例えばこれは児童環境づくり基盤整備事業ということで当時企画課がやったらしいのですけども、あるいは伊仙中学校のPTAがつくって、予算もかかると思います。こういうことを各家庭にもぜひ

配れるような予算等をできるのかどうか、今計画等の中にこういうのがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

現在のところ、子供たちの副読本としておりますので、生徒数だけで考えております。

○14番（美島盛秀君）

資料を全家庭にお配りするということですか。児童だけ。ぜひ、児童に配ったら、各家庭に行くわけですので、また他の一般の家庭にも配れるように、最近の教育は地域ぐるみでとよく言いますので、またその資料等を見て、こういう教育をしていかなければいけないのだなという思い等もあるのですが、全町民とか、あるいは、このカレンダー、こういうことを作成して全家庭にお配りすると、そういうことを執行部と協力をして、実行していただきたいと。また、それが実行できたのかどうかまた今後の確認もしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の要望どおり、前向きに検討していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、なぜ私がこういうことを言うかと言いますと、私の阿権というところは、本当に歴史のある教育熱心な集落なのです。それで、私は平屋敷のことも今後文化遺産として残して、こういう歴史を郷土の先人に学ぶという、そういう施設にしたいという思いで、十数年前からいろんな形で打合せをしながら来ておまして、平哲治先生とか、あるいは松田清さんとか、あるいは平俊一先生とか、あるいはその他のすばらしい方がたくさんいらっしゃいます。そういうようなことをまた阿権だけでなく、他の集落にもたくさんいらっしゃると思っていますので、そういう歴史の先人たちの歴史を掘り起こして、これから伊仙町の発展につなげていくことも教育の1つの目的ではないかなという思いがいたしておりますので、執行部の皆さんも、あるいは教育委員会の皆さんも、また、我々議会の皆さんも、一丸となって、今後取り組んでいける、そういう政策等もまた提案をしていきたいと考えております。

以上、質問をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（明石秀雄君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

ここで、しばらく休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福留達也君の一般質問を許します。

○10番（福留達也君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可がありましたので、令和2年第3回定例会において一般質問を行いたいと思います。

通告してありました項目に関し、順次質問をしてみたいと思います。

まず、第1点目、町内進出企業等の現状と今後の展望に関し伺いたいと思います。

この数年間、NPO法人キノコにじいろクラブをはじめ、徳之島ビジョン、日本マルコ、かんかんファーム、モスク・クリエイション等々、数社が伊仙町内において事業を立ち上げております。これらの事業者の現状を伺うとともに、その法人等が伊仙町内にあることにより固定資産税はじめ法人市町村民税が入ることや、雇用の場の提供等が考えられます。また、それ以外に伊仙町へのメリットがあるとすれば、それはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

そして、現在ある法人等のこれからの展望や、今後も伊仙町内で順調に継続していくための課題等があるのであれば伺いたいと思います。

次に、歳入確保のあり方について伺います。

伊仙町一般会計歳入の約半分は、国からの地方交付税で賄われております。令和元年度の伊仙町決算書によりますと、予算総額65億4,000万円の約48%に当たる31億4,000万円が国からの地方交付税であります。

そして、この地方交付税の算定は、5年ごとに行われる国勢調査による伊仙町の住民数も基礎とされております。国勢調査の行われる10月1日時点において3か月以上連続して入院や仕事等で町外に滞在していた場合、伊仙町の算定基礎数にはカウントされず、年間1人当たり約25万円から30万円の交付税が、次年度以降5年間、他の市町村の財源となってしまいうわけであります。

昨日の町長の行政報告の中においても話されておりましたが、国勢調査におけるいわゆる3か月問題、これに対し執行部側としてはどのように対応されてきたのか、また今後対応していくのか、現状の認識と今後の対応について伺いたいと思います。

次に、固定資産税徴収の現状と課題について質問します。

まず、現在、家屋等の建築により本来宅地として評価しなければならない土地を農地や山林等、他の名目で課税処理されている箇所はどれぐらいあるのか伺います。

そして、仮にその土地を宅地として評価し課税したならば徴収できたであろう課税額との差額はどれぐらいになるのか伺います。

そして、今後こういったことを改善していくための課題等はどういったものがあるのか伺いたいと思います。

3点目として、技術職員や専門職員、こういった職員の確保について伺います。

現在、役場内において技術職員や専門職員、こういった職員の不足は具体的にどういった部署でどのような技術員が不足しているのか、それぞれ不足しているという部署のほうからの答弁をお願いしたいと思います。

次に、技術職員を補充することにより、外部への委託経費の削減以外にどういったメリットというのかな、効果があるのか伺いたいと思います。

最後に、そういった職員不足に対し、今後採用や養成を含め、どのように対応していくのかを伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留達也議員の質問にお答えをいたします。

1番の町内進出企業の現状と展望についてでございます。

先ほど幾つかの固有名詞が出ましたけれども、伊仙町に宿泊施設が、なかなかホテル等ができない中で、徳之島ビジョンが1か月ほど前に計画書を持ってまいりまして、当初、百菜を1回解体して造るという話でしたけれども、これは補助事業であるためできない中で、4階建てのホテルを造っていきたいということでありました。

このように、今、伊仙町への人の流れをつくり出していくチャンスじゃないかと思います。それはまた、このコロナ禍の中で東京から地方へ出ていきたいという人もかなり出ておる中で、それをやはり、この町が働く場があれば多くの方が帰ってきたり、またIターンの方も来るのではないかと考えておりますので、徳之島ビジョンの取組は、大変、町にとっては大きな追い風になるのではないかと考えております。

それと、糸木名にあります日本マルコのほうで、新しく航空宇宙関係の受注が決定したそうありますので、新しい機材を導入しました。そして今後、特に航空宇宙関係のCADというのはコンピューターを駆使した設計図でありますけれども、それを徳之島に置きたいということで、その若手の男性技術者を5名ほど養成したいという話が、この前、1か月ほど前、社長のほうからありましたので、そういう方がいたらまた連絡をしていただきたいと思います。

先ほど出ましたけれども、木之香出身の芳村潔政さんが、にじいろクラブというのを立ち上げて、今、農業高校跡地を活用して、全島から1日平均40人以上のいろんな発達障害の方々、ダウン症の方々を中心に、この治療、改善、そしてかなり改善した方が相当出ていますので、こういう取組を、これは全国的にも非常に先進的な取組を伊仙町で始まったということは大変画期的なことであり、すばらしい仕事だと思います。このことを多くの方々が視察に来た中で高く評価しておりますので、全国にこのような障害者の方々の働く場も含めて広がっていくのではないかと考えます。

去年、農福連携を含めたシンポジウムをした中で芳村さんも発表していただきましたし、それからアルコール依存症の発表、それから東京の軽度知的障害者の雇用などについて発表していた方々が、着々と今準備を進めておりますので、そういうまちづくりをしていくということは、伊仙町が基本的に取り上げた老若男女、障害のあるなしにかかわらず全ての町民が活躍するということがこれからの時代の大きな流れじゃないかと思っておりますので、そのことを中心に町内多くの大きな企業から、こういう福祉関係の会社から、やってくれることが可能であると思えます。で、そのの

一番の要因はどこにも負けない豊かな大地があるということですから、それをこの農福連携も含めて、今、また集中から分散という形で各集落を中心としたまちづくりをしていきたいと思えます。

このことで、10月21日に、鹿児島県日置市と包括連携協定を結びます。それは、日置市が成功しているのは公民館単位のまちづくりという形で、各公民館に町の職員を配置いたしまして、高齢者の方々が庭で作った野菜を町まで運んでいくというふうな事業が成功しておりますので、10月21日には市長に来ていただいて講演もしていただきますので、そのようなまちづくりをしていくことが肝要ではないかと考えていますので、決して、この航空宇宙関係の会社が島に来ていろいろな事業を進めていくということは考えられなかったかもしれませんが、そういう企業ですら地方に来ることができる、モスク・クリエイションとか、ああいう小さな数人程度のサテライトオフィスであっても、これがどんどんどんどん展開していけば、そこから大きな情報を得たり勉強をしたりすることができると考えておりますので、そのようなまちづくりができる大きなきっかけをつくっていただけるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

○未来創生課長（松田博樹君）

福留議員の質問にお答えします。

現在、島外から企業誘致に1社、お試しサテライト進出企業が1社、その他進出企業で1社あります。

メリットとしましては、人口の流出を抑え、人口の増加を図ることにより雇用の拡大、また法人税等の税収の増加が見込まれております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

福留議員からの質問にお答えします。

福祉分野の事業所として、先ほどもありましたが、NPO「UNISON」という法人がキノコにじいろクラブという事業所を立ち上げております。本議会の冒頭でもありましたが、行政報告の中で、県の町村会長や大島支庁長が視察に訪れ、事業所の運営や理念に感銘を受け、高い評価を受けているところです。この事業所の設立により、今までは他町へ頼らざるを得なかった障害を抱える児童の町内での支援が可能となりました。

そのメリットとして、先ほどもありましたが、雇用の創出、そして人口流出の抑止、そして子供たちになりますけれども、移動の短縮等、様々なメリットが生まれております。

○10番（福留達也君）

幾つかの進出してきた法人の現状を聞きましたけれども、当初予定していた以上に順調な成果を上げて、順調にきているのかなという感じであります。

昨日から出ている、そのNPO法人キノコにじいろクラブというところ、独特なやり方でかなりの注目を浴びていると。あまり知らない、徳之島ビジョンとかマルコとか、そういったのはよく聞くのですけれども、この、にじいろクラブ、もう少し具体的にどういった活動が注目されているということなのですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

この児童発達支援施設になるのですけれども、他の事業所がない、作業療法士等あるのですけれども、音楽療法というのを取り組んでおります。で、この音楽療法というのは島内でも、もちろんございません。群島内でもないと思います。そちらで、今現在、スタッフも17名おまして、ほぼマンツーマンでつけるような体制で支援をしております。

○10番（福留達也君）

音楽療法というやつですね。で、そのスタッフが17名いて、その対象になられている、そういったハンデ持っているお子さんもほぼ一緒ぐらいの17、8名、それぐらいの数に対してそのスタッフも17、8名いると。そういったスタッフというのは、また町内の方が多いのですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

町内の方ももちろんいらっしゃるのですけれども、この事業所を立ち上げることによって、町外そして島外の方もスタッフとして従事されております。

○10番（福留達也君）

分かりました。

初めて聞いて、やっぱり僕ら、もうちょっと知らなきゃいけないと今思っております。

現状はそういったところでありますけれども、今後、先ほど町長がおっしゃったように、アルコール依存症の方、そういった方の就労支援センター、あるいは軽度の知的障害を持った、そういった方の農業就労計画、そういったのも着々と進みつつあると。

こういった現状で今後必要とされてくるスタッフ、いろんな、今、話を聞けば発達障害児の対応する事業所、アルコール依存症、知的障害者、そういった方の就労施設が必要となってくるのであれば、それに応じた保健師さんとか、看護師さんとか、介護員とか、こういったことが必要になってくると思われませんが、そういったことに対する対応というのはどう考えておりますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

事業所において看護師等という設置の義務はございません。ただし、作業療法士、それから保育士、そして児童指導員等も、もちろんその他の支援員もいるのですけれども、保育士等の設置の必要性はありません。

○10番（福留達也君）

今後そういった事業所が増えるに当たっても、きちんとした、そういった今の資格者はいないというのですけれども、他に必要とされる介護員というのか、スタッフ、そういったのはどういったのが必要となってくるのですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

介護員として、もちろん経験、そして資格、必要になってくると思います。伊仙町においても、まだ、この介護スタッフ等、その後の質問にもつながるのですけれども、人材不足というところが課題になっています。

施設のほうは、先ほどもあったのですが、町内外合わせて3名ほど施設開設に向けての検討が今なされているところで、我々の課題としても、この人材不足、人材育成に力を入れていきたいと思っていますところでは。

○10番（福留達也君）

分かりました。

伊仙町へのメリットとして新規雇用が生まれると、あと税収の増加だと、移動手段の短縮化もあると、そういったこともあるのでしょうかけれども、一つ、直売所に関して、直売所がどんどんどんどん、うまく発展していくと、そこに農産物等卸している、そういった農家が潤ってくると。またそれを販売するために広告を出すと、印刷業者が潤ってくると。要するに、一つの事業所がどんどんどんどん経営がうまくいってくると、波及効果的にその周りに関連する事業所も潤っていくと。こういったことをどんどん広げることによって、いろんな、本土からの問い合わせがあったりとか、交流人口が増えたりとか、そういった波及効果が出てくると思いますので、どんどんそういったのも広めたいっていただきたいなと思っています。

先ほどの、最初の、徳之島ビジョンが順調にきて、最初は光ファイバーの維持管理だったところが、百菜の指定管理、こういったのを通じて順調にきていると。で、先ほど言ったように、町内に不足している宿泊施設の建築も考えられていると。これ、もう少し具体的に、どういった、4階建てのホテルだというのですけれども、予算がどれぐらいで、何室ぐらいだったとか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○町長（大久保明君）

ビジョンが、具体的には、今、百菜の南側の駐車場を中心にして4階建ての施設を造ってきたいということで、総工費約5億円という、この前の説明がありました。

1階はAコープも含めた町内の店舗をテナントとして置くということで、3階、4階がホテルで約30から40室の部屋をつくりたいということで、2階に関しては事務所等ではないかと思えますけれども、宿泊は、今東京なんかでもそうですけれども、シャワーだけの部屋で、ほーらい館でサウナ等に入るといことになると思えます。

それからもう一つは、計画書の中ですけれども、滞在型の施設を造ってきたいと。これは20人規模の滞在型の施設で、要するに、法事で帰ってきたりとか、いろんな同窓会で帰ってきたりとかする人たちの施設を、これは、今、仙寿の里の駐車場の東側の土地が空いていますので、あそこに計画をしております。

後ほどまた、皆さんにもその計画書を配付したいと思いますけれども、ここが、庁舎ができたときに、庁舎を造るときの地権者の条件が庁舎から百菜までの間の道をしっかりと通してほしいということがありましたので、期せずして、ビジョンのほうもそこに屋根つきの通路を造りたいというふうな提案がありました。そういうことなどがございます。

もう一つは、ビジョンが福島県で展開している、関与している雪国の夏場の家、20戸ぐらいの、

例えば、移動式の住宅があります。

これは、今、災害時に、災害の避難住宅として造っているようなものを1戸当たり300から350万でできるそうであります。これを町内に30戸ほど、これは町内満遍なく配置した形で造っていきたいということでありました。町有地がありましたら活用していきたいということでもありましたので、進めていきたいと思いますので。

ただ、これだけの事業を展開するために、徳之島町でもこの前、サテライト事務所をつくりましたけれども、話は、この数年の間に沖縄とか、あちこちでいろいろ事業を展開して、社長の弁によりますと、順調に利益も出てきたということで、伊仙町にそのような施設を造っていきたいということでありました。

先ほどの、にじいろクラブの補足をしますと、大阪のほうからいろんな技術者というか、音楽療法士とか作業療法士とかいますけど、本土から3名来ておりますので、その人たちの雇用だけでもこれはすごいことだと思いますし、この連携に関しまして、沖永良部の方も来て、こういう事業を展開していききたいという話は最近あったそうでありますので、このような事業所は国がまだ全国的にやっていない中で、最初に始めたか分かりませんが、国の厚い補助、その1人当たりの診療報酬とか、そういうものが始まる時は非常に高いわけですので、今後どうなるか分かりませんが、この伊仙町のまちづくりの目標にまさにマッチした事業ではないかと思っています。

○10番（福留達也君）

今の、その、ビジョンのホテルの計画、それと20人程度の滞在型の施設と移動式住宅と、一気に何かすごい話になってきているなど。これが実現できればうれしいに越したことはないのですが、これも、これ全て、ビジョンさんの自己資金できちんとやっていける、町は特に関係なくやっていける、こういった計画書でありますか。

○町長（大久保明君）

自己資金プラス、クラウドファンディングという形で、こういう企業は、例えば商社とか、ああいうところにいろんな信頼関係とか人脈、その資金調達などやっている中で、自己資金プラス、これはもう、具体的にはあんまり数字は出せませんが、そういうクラウドファンディングを活用して、今、非常に資金調達が以前よりはできるような状況ではないかと思っております。

○10番（福留達也君）

まだきちんと固まっていない状況で、また、あんまり僕らが言うのもあれなのですが、一つ、うまくいかなかった事例として、生涯学習センターを造るときに企業版ふるさと納税を活用して何億も集めてしようというの、なかなか、これは厳しい話でありました。

今、このビジョンが5億をかけてやっていくのであれば、やはり、これはきちんと自己資金、自分たちでやっていくだけの、そういった力を持った状態でしていただかないと、途中でどうにも厳しくなったよということで、町にまた頼られるとか、こういったことがないように、きちんと対応していただきたいと思います。

ビジョンさんがいろんな構想を出してくる、これは本当にありがたいことでありますけれども、そういった心配のほうもしながら進めていただきたいと思います。

それと、今話が出た、にじいろクラブさんの件ですけれども、これは利用者というのは、まだまだ増えていく感じですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今後も増える予定となっております。今、まだ何名かと話をしている途中ではありますが、増える予定となっております。

先ほど、今後の展望というところで、このキノコにじいろクラブの展望ですけれども、今現在、障害児の発達支援施設として活動をしていますけれども、先ほどありました、その障害を抱える方が働く場所を提供する就労施設、そしてさらに、年齢を重ねていくについて将来に不安を抱える方のために入所施設の開設というところまでの展望を考えているというところであります。

○10番（福留達也君）

分かりました。

今後いろんな事業所が伊仙町に向かってくると、今あるところも一生懸命頑張っていると。こういったところが今後も継続してやっていけるための課題、こういったのがどういったのがあるのか、また聞きたいのですけれども、例えば企業誘致条例を改正するとか、固定資産税の期間を設けて減免していくとか、町内の遊休町有地等をどんどん情報提供して知らせるとか、町長のトップセールスとか、そういったことがあると思いますけれども、今後、それに加えて、また何か課題等、こんなふうに解決していきたい、そういったことがあれば伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

土地の活用に関しまして、阿三に、前回講演に来た町内出身者が旧自動車学校跡地を購入いたしました。そこに滞在型施設等の計画を立てております。

今、大阪のほうで新しい事業を展開中ですので、それが展開終了後にくるということですが、ビジョンの社長と面会しまして、その土地の半分はビジョンのために使ってもいいというふうな話はお互いでしたそうであります。

あと、町有地の活用も含めて、先ほど言った移動式の住宅などは、そういう例はあまり見たことありませんけれども、町有地等あれば、もしくは、具体的には町有地という話しかしていませんけれども、地権者と交渉して、そういった施設の賃貸など土地の借入れとか、そういうことなども考えていくのではないかと考えておりますので、これは、もうとにかく、まだまだ、絵には描いたのですけれども、実現するかどうかは我々次第、やはり会社の意欲ははっきりしていますので、10年間の信頼関係の中でのことでありますし、とにかく民間活力というものは、町が運営した百菜がなかなかうまくいかない中で、あつという間に利益を出すようにしましたし、民間の方々のノウハウ等、それから職員の意欲を高めていく手法などは行政にはできない状況でありますので、とにかくあらゆることを考えて前進していくというふうなことが最大のこの会社の持ち味だと考えておりま

す。

物事は、とにかく決めたら、あらゆる全知全能、英知を結集してやっていけばできないことはないわけでありますので、ビジョンとの信頼関係、私は、いろいろ途中で会社が厳しいときも常に言ったのは、私たちと貴社は、ビジョンは一蓮托生であると、運命共同体であるという覚悟で私はやってまいりましたので、そのぐらいの気持ちでやればそんなに難しいことはないと考えております。

○10番（福留達也君）

分かりました。

先ほどから出ている、その移動式住宅というのが、あまり、ちょっと想像しづらいのですが、今、町でいろんな町営住宅を建築しておりますけれども、言ってみりゃ、町営住宅がまだない集落、そういったところにこの移動式住宅というのですか、これを持って行って住宅代わりに提供するという、こういったことのことですか、この移動式住宅というのは。

○町長（大久保明君）

災害のときのような住宅だそうではございますけれども、町内の阿権に、個人で、資材を集めてきて組み立てた家が1軒あるのですけれども、あのような形だそうです。

○10番（福留達也君）

先ほどの続きで、継続していくための課題等というところで、一つ、情報提供の不足、自分でも感じたことがあって、僕らの同級生で崎原出身の方がいて、大阪で会社経営をしている方ですけど、部品の製造業、そういったのをしながら、いろんな機械の部品の注文を受けて発注があれば提供している。

その方が、そういった受付とか事務処理、こういったことは島においてもできるということで、また本当は、伊仙町につくればよかったものを徳之島町亀津のほうがいっぱいパソコンのスピードとか、そういったデータのやり取りが速くできると思って徳之島町につくったらしいのです。実際問題は、向こうは利用者が結構多いらしくて、パソコンの処理スピードというのが伊仙より全然遅いと。伊仙につくるべきだったなと今言っているのですけれども、しょっちゅう島に帰ってきていたのですけど、このコロナでなかなか帰ってこれずに、今度帰ってきたときには、また、伊仙にそういった適切な事務所等があれば、なるべく伊仙にそういった事務所を置いて、事務員さんも3名程度置いて頑張りたいと、そういった方がいたから、僕らももうちょっと聞いて、そういった情報提供ができればなどの思いでありました。

2番目の歳入確保のあり方について、国勢調査と絡めての、その答弁をお願いします。

○未来創生課長（松田博樹君）

福留議員の質問にお答えします。

平成27年度の国勢調査人口は6,362名で、8月31日現在、住民基本台帳の人口が6,556名です。また、この中で、長期入院、仕事で長期不在の方がいる場合でも、国勢調査のときに3か月以上町外にいるのか、また10月1日には町内に帰ってくるのかなど確認し、一人でも多く、また漏れのない

ように調査していきたいと思っております。

○10番（福留達也君）

昨日の町長の行政報告の中で、仮にそういった人が300人、まあまあ、600人ぐらいの差だったところの半分の300人、きちんと町内在住ということでカウントすることができたら、1人30万として年間9,000万、5年間で4億5,000万の交付税措置が受けることが可能であったかもしれない、こういった話でありました。こうして、本当に、5年間の、そういった積み積もった、そういった額というのを考えると、でかいなと思います。

で、昨日から言っているように、もう意思表示も不能で長期入院している、そういった方というのは厳しいのだけれども、今現在、やがて3か月入院しているのだけれども、それほど重くもなく一時退院もできそうな、そういった方に対して、本人もそうなのでしょうけど、家族等に同意を得て、許可を得て、1日でも伊仙町に戻ってくる、そういったことがあれば3か月のカウントというのは一時的にカットされて、伊仙町の住民ということで国勢調査の交付税対象の、その人数になっていくということですか。

○町長（大久保明君）

そのとおりであります。

ですから、町が、住民基本台帳と国勢調査の差があまりにも、600人前後、5年前は600人でしたが、今時点では大分減っていますから、亡くなられた方も相当いらっしゃいますから。ですから、これは国の法律がそうになっていますけれども、具体的に考えたら、私は、法律が間違っていると思います。

伊仙町で生活して、そして伊仙町の人が徳之島町に入院して3か月あれば、医療費は全部伊仙町が払っているわけですよ。その辺のことですので、私、今、ちょっと大胆なこと言いましたけれども、例えば、ハンセン病でも、エイズでも、これは、治療は、もうとっくに治療薬あるわけです。しかしハンセン病の方々は、なかなか、ちょっとした指が欠損しているだけで一生を棒に振ったわけです。それはもう、小泉内閣、小泉総理が、あれを、国がミスだと認めるまでは絶対認められなかったわけですよ。しかしあれは、ペニシリン、結核と同じような菌ですから、ペニシリンを打てば全部治ったわけですよ。60年、70年も前に、もっと前ですか、治るべき問題をつい最近まで差別をしてきたというのは、例えば一人間として間違いだったと思っておりますので、法律に対する疑いというのはいろいろあります。

これは些細なことですが、このような法律が、今の国勢調査のやり方そのものは、多くの方々が矛盾を感じていると思いますので、それをやれば、我々は、本人と家族と相談して、伊仙町に1日でも帰ってきていただけませんか、長期出稼ぎに行っている方にも1日でも帰ってきてもらえませんかという願いをするのは、これ、違法でも何でもありませんから、町の税収を増やすために担当職員にはそのことをぜひお願いしてほしいと。

半分の方でも、ただ、その行方不明の方とか、いろんな方がいるわけですから、見つけるという

か、連絡取れない方はいるわけですが、そういった作業を、細かい作業を、大変ですが、でもやるということは、町に対する愛情があるかないかということにもつながると思います。ですからそのことを、5年に1回ですから、そのことを職員に今まで3回もお願いと説明をしまして、こういう地道な努力もやることで、職員は、町の職員としてこういうこともしなければいけないのだなということは自覚するし、そのことが継続していけるようになると思います。

この伊仙町の人口の乖離は、他にもいろいろ理由があるかもしれませんが、あまりにも他の自治体に比べて多いということを解決しなければいけないと思います。

○10番（福留達也君）

分かりました。

本当に、こう、自主財源の少ない我が町にとっては、さっき言ったみたいに600人の相違があると、その半分程度としても5年間で4億5,000万もあると。これをみすみす、本当に見逃すことはもったいないことであって、本当にそんだけの交付税が入ってくれば、あんなこともできる、こんなこともできる、そういったことを想像しながら、職員一人一人がどうにかそれを獲得していこうと、そういった努力というのかな、あっていたきたいなど。

今月から始まる、その5年に1回の国勢調査、今月から始まるということですので、これまでは、そういった家族等への協力等、あまりやったことがないというのですけれども、ぜひできるのであればそういったお願い等をして、交付税の獲得に努めていただきたいと思います。

2点目の固定資産についてお願いします。

○くらし支援課長（名古健二君）

福留議員の質問にお答えいたします。

測量を行っていない地区で字図と現地を比較し、実際に建物が建っている地盤を特定することは困難である場合が多く、質問の箇所の特定は難しいと考えられます。把握できる場合は、基本的に測量を行った次年度から現況地目に変更するようにしております。

参考のために、去年の5月に登記された伊仙地区の国土調査結果をお伝えいたします。この調査はおおよそですが、北は手川池、南は農協、東は徳之島老人ホーム、西は農業高校、実測面積が約25町歩9反、385筆であります。そのうち、宅地外から宅地が変わったのが10筆、宅地から他の地目が変わったのが8筆で、一応税額は5万8,700円の増額となっております。

○10番（福留達也君）

聞き方も悪かったと思うのですが、今、分かりづらいのですが、単純に聞いたかったことは、家を建てたら、それはまた宅地じゃないと建てることができない、だけれども、実際この島の現状は、農地とか違う名目のところに建てて、そのまま宅地に変更していないところが結構あると。ですので、それがどのぐらいなのかなあという、今の何かの理由でできないという話でしたね、今。

実際、じゃあ、例えば1反の農地が、じゃあ、固定資産税が100円と仮にした場合、それが仮に宅

地であった場合、その100倍の1万円ぐらいとかいうのが相場ですか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

役場周辺から農業高校入り口、伊仙中学校入り口ぐらいまでは、宅地の評価が高いですので、多少価格が違いますけども、他の地区でしたら、今福留議員がおっしゃったとおり、大体1反で1万円程度です。

○10番（福留達也君）

それが、今宅地だったら1反1万円、これは仮に農地だったら100円ぐらいと。要するに開きが100倍ぐらいですかということですよ、聞いているのは。まあまあ場所によるのでしょうか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

おっしゃるとおり、100倍ぐらいあります。ただし、土地の場合は標準価格が30万円以上じゃないと税金がかからないものですから、畑で1町歩あっても2町歩あっても税金はほとんどかからないのが今現状でありまして、宅地の場合でしたら、もう3畝から4畝ぐらいあれば最低の4,200円の、約標準価格の1.4%が一応税率としてかかりますので、大体4,200円ぐらい一応最低でもかかるということになります。

○10番（福留達也君）

僕が単純に聞いていることと、実際問題、本当に僕が聞くような単純なことではないなあと聞きながら思いますけれども。言ってみれば、問題はこれから家を建てようとするときに、銀行から借入れをして家を建てると、銀行はきちんと担保を取らなきゃいけないものだから、農地だろうが何だろうがきちんと宅地に強制的にでももう変更してもらって、そこに担保を取ると。ですんで、それはきちんと宅地になっていくということですね。逆に、自己資金それなりに持っていて銀行等を頼らずにできる人、そういった人に関しては、農地の上にそのまま家を建てて、そのまま引き継いでいくと。こういった現実があると思いますけれども、こういったのを聞いたことがありますか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

2代前か3代前かちょっと分からないですけども、先祖からの登記ができずに、どうしても家を建てたい場所にその土地がありまして、どうしても登記ができないということで、現金で建てられる場合があるのですけども、その家の地番と、また土地の地番の持ち主が違うということで、なかなか我々も徴収率を上げるために、そういう人にも宅地にしてという形でお願いに回るのですけども、なかなか宅地に同意がいろいろもらえないということで、できないという方が結構いらっやいまして、そういう話はちょくちょく聞いたことがあります。

○10番（福留達也君）

はい、分かりました。

今後、なかなか難しいと思いますけれども、ひとつ天城町の取組、聞いたことがあって、この税収確保の一つの取組。天城町は新たに家を建てたりするときに、水道引込料というのが、その町の

土地から自分のところに引き込む、それは10万円ぐらいかかるものらしいですね。そういったのを無料化にしたりとか、建築している間の水道料をちょっと減免したりとか、そういったことをすると同時に、きちんと農地であればそれを宅地に変更してくださいとか、そういったお願いをしたり指導しながらやっている。

伊仙町もそういったところを、何ていうのかな、引込料を無料にするとか、一時的に水道料減免するとか、そういったことによって、長い目で見れば、きちんとした宅地として評価した固定資産税を徴収できる、そういったことを検討することは考えられないですか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

ただいまの質問ですけれども、水道課とも協議しながら、また財務のほうとも協議しながら前向きな方向で進めていきたいと思います。

○水道課長（徳永正大君）

今の話を聞いてちょっと、引込みをただに、無料にするとかはちょっと難しいのではないかなと思います。距離が異なったり、すぐそこに管があったり、距離が遠くにあたりして、かかってくる負担金も個人個人で相当差があるので、ちょっと引込みのことは、ちょっと考えづらいのかなというのが現状です。

○10番（福留達也君）

ただここに家を建てるとした場合に、町が工事をするわ、管がありますでしょ、そこからその個人の家の敷地に引き込む、それが10万ぐらいかかるということなのですか、どういうことですか。

○水道課長（徳永正大君）

大体7、8万ぐらいかかると思うのですが。本管から距離が遠いとその分高額になって、一律に5万円ぐらいとか10万円ぐらいとかいうことではないと思います。

○10番（福留達也君）

いろいろ難しいことがあるのだらうなとは思いますがね。

これ、くらし支援課長、僕がこう質問している趣旨というのは分かると思いますけれども、きちんと宅地として評価して固定資産税を徴収して、それを伊仙町の税収をきちんと確保したいとそういった思いで聞いているというのは分かりますけれども、この現状を見て、課長なんかみたいに詳しい方は、どういうふうな取組をすれば改善していけると考えますか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

死亡者課税というのが今特に問題ですけれども、亡くなった後、身内がいなくなったりと、あと、そういう形で払えない方や、また身内がいても滞納するとか、そういう方がいらっしゃるということですが。

この前の9月4日の新聞に、総務省のほうから固定資産税に関する判断基準が変わるということで、来年の4月から始まるということですが。今までは納税義務者が税を支払わなければいけなかったのですが、家でしたら住んでいる方、土地でしたら利用している方が支払わないとい

けないという納税の義務を負うということになりましたので。

それで我々くらし支援課の職員も、徴収担当も、また固定資産税の賦課担当のほうも、こういう話が出たということで前向きに調査をしまして、これから少しずつ徴収率は上がるのではないかなということと、また、去年から税務課と町民生活課が統合したということで、町民生活課のほうへ行けば戸籍の調査ができるということで、戸籍で随時、明治時代の人から納税義務者の方がいますので、そういう方を追いかけられるじゃないかということで、今この話が出て、より一層、徴収、自主財源確保に努められるのではないかなと思っております。

○10番（福留達也君）

ぜひそういった感じで、町長やら議会ばかりがばたばたしたって、やはり実際その現場に、実務に携わっている職員の方がやっぱり一番詳しくて、どこをどういうふうにすれば徴収率が上がるとか、変えていけるとか、やはり職員の方が詳しいと思うので、やっぱり課長とか、どんどん率先してそういったことを指導しながら、徴収率アップというのかな、自主財源の確保に努めていっていただきたいと思います。

じゃあ、技術職員のほうをお願いします。

○総務課長（久保 等君）

質問3で技術職員の確保についてであります。今現在不足している部署というのが建設課、それから耕地課、それから教育委員会の総務課等であります。主に建築の技師、それから土木関係ということになるのですが、土木は経験年数を酌んで、講習を受けてということであれば、町のほうで養成という形を取っていけると考えております。しかし建築に関しては、なかなかそういうわけにはいかないのかなという感じをしております。

②の委託経費の削減であります。委託をすると成果品ということで、設計であったり工事であったり出てくるわけですが、その中で、そのものが本当にちゃんとしているものか、精査、チェックしたり、その辺のことが、やっぱり技術を持っている人とならない人では差が出るのかなというところが懸念されますので、やっぱりそういった技術師がいたほうが、チェック体制にも役立つのかなというところはあります。

今後、採用、養成を含め、どのように対応していくのかということですが、もちろん採用試験のあるたびに、こういう資格を持っている人の募集をかけているわけですが、実際のところは、受けてもらえないということが現実ありますので、かといって、このまま募集をかけても来ないということだけではなくて、先ほど申し上げました、土木技師については、養成を行うなどの取組を図っていきたいと思っております。建築士等に関しては年齢にかかわらず、もし来てくれるのであれば、他の看護師とかそのようなことと併せて、専門的な知識を持っている人の職への雇用というのもできないかということは今検討しているところであります。

○10番（福留達也君）

議会の議事録をちょっと調べてみたら、平成28年の3月に質問されていることがあって、そのと

きにも、なかなか募集をかけるのだけでも集まってこない。いろんな課で不足していると。今後は採用のときに、特別なちょっとだけ、魅力がある待遇ではないとか、そういったのがあるものだから、そういったのを改善しながら、今言ったそういった技師以外にも、農業土木技師、あるいは農業の専門員の確保も行いたいと、こういったことを言っておりましたけれども、なかなか本当にこういったのは募集をかけても集まってこないというのは、どの市町村も同じだという話は聞きません。だからといって、また今課長が言ったように、このまま放置していくわけにはいかないという現実もあると思います。

実際、災害とか道路、港湾事業、そういったことにおいて、技術職員あるいはその専門職員の配置、こういったことがそういった当該事業の進捗に大きな影響を及ぼすと言われております。国や県との交渉段階においても非常に重要なことだと言われておりますが、実際、担当部署の方に聞きたいのですけれども、こういったことは感じたことはありますか。

○耕地課長（穂 浩一君）

福留議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、これは大分長い間、長年の間、議会で度々質疑をされている問題でございます。私どもの耕地課につきましても、災害復旧工事等で技術職が必要とされております。技術職員がいないとやっぱり施工方法の検討や、施工業者への質問に対する指導とか、そういうことができずに、やはり技術的に高い知識と経験がある技術職員が大切と考えております。ダム管理につきましても、資格や経験が必要な部分がございます、必要性については強く認識しているところであります。

続いての2番目の効果につきましては、近年、毎年のように大きな台風やら豪雨やらが襲来しまして災害等も多くなっております。併せて道路、水路等のインフラの老朽化による補修がかなり多く出てきております。こういうことに対応できるのも、技術職員がいないと、工事の積算やらその現場の補修方法等を簡単にできるものではと考えております。さらに、技術職員が多く育成ができた場合、本土とかでも今年も大きな災害が出ておりますので、そういうところに応援とかしていく必要もあると考えているところでございます。

一番難しい今後の採用や養成についてでございますが、技術職員につきましては、その職員の適性も見なければ、向き不向きもあるように感じております。特に災害時、災害が多く発生した年につきましては、休日出勤やら長時間の時間外労働等もありますし、被災者との交渉やいろいろあって、ストレスを抱える職員も出てまいります。

こういういろんな難しい問題もあるのですが、今後、来年に向けて、今年は関係各課と総務課と連携して、定期的にそういう採用、育成ができるような具体的な話し合いを持っていきたいと考えているところであります。

○建設課長（福島隆也君）

建設課においてですが、どのような技術職員が不足しているかということですが、8名の職員が

いるのですけども、全職員が技術ないし資格が求められております。その中で、現在1級土木技師が1名、2級建築士が1名、この2人で業務を他の職員に教えているところですが、業務量が多く、また忙しい中で指導するのも、大分負担がかかっているという思いであります。今後また新庁舎、また学校関係、住宅等、建築ラッシュになっておりますので、その辺、また総務のほうとも相談しながら、こういう建築士関係の資格を持った方の採用を求めたいと思っております。

2番の補充することでどのような効果があるかということですが、ここ数年災害が多発しており、災害復旧では繰越事業となるケースも出ております。基本、災害復旧は迅速に行わなければならないものであり、漁港、港湾や大規模な災害以外、小規模災害については課内で測量設計を行える人材を育て、多発する災害については、早期対応できる技術職員を求めているところであります。

○10番（福留達也君）

今2人の課長さんが言ったとおりなのかなと思っております。

また、民間の業者は、きちんとした資格を持った施工管理者なり建築士なり測量士なり、こういった人がきちんと出てきて町側といろいろ交渉するわけであります。町としてもそういった有資格者というのかな、きちんとした民間の資格を持っている方にきちんと指導できるためには、やはりこちら側もきちんとした資格なり何なり持って対応しなきゃ、うまく指導できないのかなあと思っております。そういった意味合いからも、ぜひそういった資格者、きちんと、専門職ですね、確保していただきたい、そのように思っております。

ひとつの効果、先ほど2人の課長さんからありましたけれども、ひとつ、違う視点からこういった専門技術職員を補充というのかな、そういったことをすることによって、外部委託の削減以外にどのような効果があるかと聞いているのですけども。

昨日の一般会計の審議の中で、委託費がえらい多いなと思っておりました。数えてみたら、新たな増加というのかな、委託費の計上されていたのが16件の6,006万円、三角で落とされていたのが5件の1,121万、4億6,500万のうち6,000万業務委託というのかな、そういったことがされておりました。

こういった中でひとつ感心だなと思ったのが、地域福祉課の大山課長が言っていたのですけれども、公社機能フォローアップ委託料、これ600万マイナスにしてあったのですね。これまでいろんな成果、データ、こういったのを、ただ単に業者に、コンサルに業務委託せずに、独自に活用してそういった委託経費を落としたと。大変であったと思いますけれども、非常に大切な取組というのかな、向き合い方なのかなあと。職員も、大変であるのですけれども、コンサル業に、そういったのに頼るばかりでなくて、大変でも自分で勉強しながらつくりあげると、味も出てくるし、そういった仕事が身近に感じるし、やりがいも出てくると。こういった思いで昨日は聞いておりました。今後も、職員としてそういった態度を忘れずに、取り組んでいただきたいなと思った事例でありました。

いろいろ聞いてきましたけれども、有資格者の育成、今後非常に重要な事項になってくると思っ

ております。3番目に聞いた役場職員の役場内の技術職なり専門職の確保、こういった問題だけじゃなくて、今後増えていくであろう、先ほど言った農福連携、そういったときに対応してくる福祉従事者、介護従事者、そういった人たちの資格を持った人材の確保もしていかなきゃいけない。世界自然遺産登録になっていった場合のエコツアーガイドだの、認定ガイドだの、そういったことも必要になってくるのだらうと思います。将来を見据えた徳之島が、大きな目標としているヘルシーリゾートアイランド構想、こういったのに向かうにしても、そういった資格者というのが必ず必要になってくると思われま。こういったことを前向きに検討しながら、先を見越して、そういった人材の育成というのかな、確保に努めていっていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

これで福留達也君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時28分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

2番、牧本和英です。まずは、台風10号の接近に伴い、避難所での台風対策並びに避難してきた町民への対応など、家族を顧みず、住民に寄り添った職員並びに消防団の方々に感謝いたします。

それでは、令和2年第3回定例会において、議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、一般質問に入らせていただきます。

まずは、農業支援センター運営について。

令和元年度の実績の報告及び導入した機械、設備等について伺うものであります。

2番目に、鳥獣対策事業についてですが、鳥獣被害防止施設管理委託料についてです。これをどこに委託してあるのか、また、委託契約書などはちゃんと交わされたのかを伺います。

次に、糖業振興についてですが、今年は、7月、8月にかけて台風の発生が少なかったため、雨量が少なく、作物の成長が心配しておりましたが、台風8号の発生により、島は恵みの雨となり、農家は安心しましたが、町として、干ばつや塩害被害に対しどのような対策を行っているのか伺います。

②に、糖業振興会で購入してあるタンク車、散水車はどのように管理されて使用されているのかを伺うものであります。

これで1回目の質問を終わります。2回目から自席で行いたいと思ひます。よろしくお願ひしま

す。

○町長（大久保明君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

農業支援センターは、設置して長年になりますけれども、研修生が今1人卒業した状況だと思っております。今後、いろんな形で支援センターの指導者に対しましては、出身者の方々を含めていろんな方に当たっていきたいと考えております。今、先ほど出ましたキノコにじいろクラブの子供たちと農業支援センターを活用して、いろんな作業を行っていくというふうなことも始まりましたので、今後、何とか英知を絞って、この支援センターがもっとさらに地域に貢献できるように努力してまいりたいと思っております。

○経済課長（仲島正敏君）

牧本議員の農業支援センターの運営について、実績の報告及び導入した機械、設備などについて問うという質問にお答えをいたします。

令和元年度における実績ということでございますけれども、先ほど町長からありましたように、7月までは研修生が1名在籍しておりましたが、この研修生が卒業後、今日に至るまで募集はかけておりますけれども、研修生の在籍はない状態になっております。昨年度の実績と申しますと、あと農家からの土壌分析であったり、昨年度は地域福祉課のむっじいらん教室という農福連携事業ということで、介護予防の教室等行っていただいたり、Aコープの隣の圃場で、ジャガイモの実証ということをしたりとか、あと小中学校向けの出前講座などを昨年は実績として計上させていただいております。

また、先ほど町長からありました農福連携ということなのですが、先ほど福留議員のほうからも農福連携ということで、キノコにじいろクラブの話が出たいたですけれども、こちら、農業支援センターの隣の敷地というか、部屋でにじいろクラブ活動しているということで、8月から、支援センターに福祉関係のことにちょっと思いがあるというか、そういうところで勤務されていた方が会計年度任用職員ということで配属にもなりましたので、それより以前からまた代表の方とは農福連携、同じ敷地内にあるので、連携取れないかということをしてございましたけれども、そこで話し合いを持ちまして、8月の終わりから、現在、キノコにじいろクラブさんと放課後、新たに作物の植付けから、種まきから、そういう感じの芽が出る様子とか、そういうのを日々の観察を一緒にしながら、先ほど、将来就労できるような施設にできるような感じになるようなことを模索してまいりたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。作業日誌などを拝見して、そういうことは分かりますが、令和元年度にビニールハウスや苗床などを整備してあります。補正で急ぎよした事業でありましたが、利用状況、またちゃんとした場所に設置をされているのか、お伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ちゃんと実績があるかということでございますけれども、ビニールハウスに関しましては、建てた後に夏場ということでなかなか、この高温の中で使えないということで、棚のほうを旧農業高校の渡り廊下のほうに置いて活用させていただいております。今後、また、張ってありましたハウスにつきましても、現在は先般の続けての台風が来るということで取り外しをしているような状況になっております。

○2番（牧本和英君）

分かりました。利用されているハウスは慌てて作らず、ちゃんと時期に作って、ちゃんとしたものを作ったほうが、ちゃんとしたものという言い方も悪いですが、慌てずに作っていただいたほうがよかったのではないかなという自分の思いです。

そしてまた、土壌分析等を元年度は200件余り行っておりますが、これは、農家のほうから代金等々は発生するものですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今現在は、農家さんのほうからそういう利用料というのは徴収いたしてはおりません。

○2番（牧本和英君）

分かりました。そのお金取っていないということで、農家の方々は助かってはおるのですが、その分析結果を、どのような方法で農家のほうに伝えているのか、口頭でその場で伝える、伝えたら農家の方々は、家行っただってなんもならないし、この畑はどうですよというのをちゃんと文章化されているのか、お伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

分析件数は聞いておりますけれども、その結果は、たしか口頭でお知らせしていると思いますので、今後、議員の指摘がありましたように、やはり文書というか、書類で返せるようにしたいと思えます。

○2番（牧本和英君）

口頭で言われても、1か所であればいい、それが2か所、3か所になった場合、家に帰れば何がどうだったのか、全く分からないと思えます。

そして、ハウスも建てられてあります。そして、Aコープ横の農場、他に、利用している畑などはあるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

現在は、そのハウスとAコープ隣の圃場でございます。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。作業日誌等を見ながら、照らし合わせて、そうなのだろうなという思いでした。その結果はまた後から報告したいと思えますが、日誌を拝見したところ、種まきから鉢あげまでの管理はこの日誌を見れば分かるのですが、その苗がどこに行ったのか、店で販売された、

百菜なりでも販売されたのか、また、学校等、施設などに寄附をされたのか、結構な花の苗とか、花の種をまいたり、野菜の苗作りをしてあるように書かれているのですが、その後はどうなっているのかお聞きいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

私が聞いている範囲では、まず歳入のほうで、款項目節ちょっと今しているのですが、販売、農作物の販売代金というところで歳入が取ってありますけれども、そちらのほう、町内のお店のほうに置かせてもらいまして、昨年度は苗の販売をしているように聞いています。また、あとできた花等につきましては、学校のほうなどに配付しているというふうに聞いております。

○2番（牧本和英君）

課長、これは、やっぱりその担当課であるわけだから、ちゃんとしっかり把握していただきたいと思います。そして、また歳入であったとか言っていましたので、Aコープ横の農場でバレイシヨを植えて、様々な実験をしている看板まで設置してあるのを見ましたが、そういうのはまた農家のほうに知らせたり、そういうことはなされたのですか。

そして、また、そこで収穫し、日誌には、個人業者などに出荷をしてあります。また、そういうのもちゃんと伝票と会計処理等が適正に行われているのかを一緒に、一括してお聞きいたします。

（発言する者あり）

○議長（明石秀雄君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時45分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

大変、失礼をいたしました。まず、そのジャガイモ等の売り上げでございますけれども、財産収入の農作物売払い収入ということで25万3,879円、予算のほうに計上をさせていただいております。

あと、バレイシヨ実証法の実績につきましては、今年のジャガイモの植え付け時期までに農家のほうに広報できるようにしたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。そうして、ちゃんとそれができておるのだったら安心いたします。

では、平成29年度でトラクターを導入してありますが、これが適正に管理されているのかをお伺いしたい。そして、自動動噴機が2台導入されている、これもどのように使用されているのかをお伺いしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほどから答弁いたしましておりますとおり、今現在、圃場が、Aコープの隣だけということで、そちらのほうで利用はさせておりますけれども、確かに機械の能力を考えましたら十二分に活用されているとは今、言い難い状況ではございますけれども、現在旧農業高校の東側の農地を経済課のほうで、県に対しまして無償譲渡ということで協議を行っておりますので、ここがまとめ次第、使用回数も増えてくるのではないかなと思っております。

○2番（牧本和英君）

私も日誌を見て、自分なんか事業をとるに当たっては、経済課に行けば畑が何反ある、あなたは何反だからこれだけの馬力と制限かけられてきます。だけど今、この伊仙町のこういう支援センターで使うのは、このくらいのトラクターであればいいだろうという感じでとったのだと思います。農地がないのに、本当に住民もこれでとってどこで何しているのっていう意見が、ものすごく聞かれます。

ですが、本当に1回導入したときに、見に行ったとき外に置いてあった。やっぱりこういうのは車庫に入れてちゃんと管理せんといかないという、議員からの指摘もあったと思います。

この間、ある整備工場に行ったときに、そこに修理に持ってこられてました。本人はおらなかったのですが、ものすごい錆がひどくて、どこ修理するのって言ったら、配管パイプを修理する。確かに配管の周りみたらもうものすごい錆、自分の見ただけで言うともうほんとにずさんな管理だなど。そしてまた、こういうのを農家の皆さんに見せるわけにはいかないけどなど思いながらけど、どこどこねって聞いたら、そこ1本替えるだけ。そしたらすぐ終わるねという話ですませたのですが、あとからそこ1か所だけ替えただけでは、次から次、パイプは穴開いていくよという話をちらっと聞きました。

ですので、やっぱり管理、私もトラクター持っている、もう20年選手がありますが、もうそれよりかひどい状態というのが、本当にもう第一印象でした。ですので、やっぱりせつかく導入し、また税金でしているわけですので、管理などを徹底していただきたい。

そしてまた、前年度もですが、今年度も決算書、別紙1の公用車保有台数帳に記載されないのはなぜですか。

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時57分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいま、牧本議員の指摘でございますが、計算書の中の台帳に載っていないということであり
ます。水道課のバックフォーとかを乗せていますので、自動車とまたその機械等を分けて、今回の
そのトラクターについては記載できていなかったことは反省して、機械等またこの自動車とを分け
て、見やすい、また分かりやすいような管理をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いし
ます。

○2番（牧本和英君）

すいません、よろしくお願いします。もうせっかく皆さんの税金で買われた者だと思しますので。

そしてまた、自動動噴機が2台購入されている、そういうのもちゃんと備品台帳にはちゃんと載
っているものだと思いますが、仕事内容と別に2台なぜ必要かというのは、除草剤まくのと消毒す
るので分けているのだと思います。ですが、去年1年間見た限りでは全然稼働していない機械です
ので、今回の補正予算にも動噴がほしいという課がありましたので、そういうのをちょっと回して
使うようにして、予算の削減をお願いいたしたいと思います。

それと本当に、予算を大事に使うということをお願いしたい。9月1日に天城町で農業研修1年
課程の修了生2名、新研修生3名の入退所式が行われたと新聞で読みました。

天城町の農業支援センターでは、年間を通したフルタイム研修により花卉、園芸品目などの農業
者後継者育成を推進し、研修終了後、また引き続き町のハウス1棟を2年間無償で貸し出すという、
すばらしい魅力のある事業計画をされております。今、こうして聞いてみますと、研修生が1人お
ったのですが、その研修生を雇って、研修生にさせる農地もなければハウスもないし、どういった
目的の計画でこの支援センターを立ち上げたのかもちょっと、また原点に戻る必要があるのでは
ないかなと思います。

毎年1,000万余りの予算を組んで、本当にこれが費用対効果あるのか、そういうことをどういふ
うに考えられているのか、町長の考えをお聞かせください。

○町長（大久保明君）

今、天城町の例が出ました。旧農業試験所跡地のハウスを使って、メリクロン苗等をやって、い
ろんな施設がありまして、以前は宿泊施設もあった中で、前回視察に行ったときに、確か3人ぐら
いの方がいまして、そうしてまたそこで集落の高齢者女性の方々も手伝っているという形で、本当
にすばらしい農業支援センターでありました。

天城町がもともとあった試験場跡地を払い下げしてやった中で、あそこまでいったと。それから、
県の農業普及課の徳之島の課長さんが定年して就職したということなど、しっかりした準備をした
中での、天城町の取組に関しては、伊仙町は今、議論したとおり非常に遅れた劣悪な環境でありま
すので、そこまで追い付くまでには時間がかかりますけども、伊仙町も土地もありますけど、それ
をしっかりと活用していくと。いろんな設備なども、継時的に作っていくということで、メンバー
指導者もまた募集等したり、いろいろ今、考えております。出身者の中で農業の指導者である方々

を、場合によっては一本釣りという形ぐらいしていかないと、なかなか見つからない状況でありますので、そういうことも含めて、将来的には農業高校の跡地全体が町に無償で移管になるわけですから、そのときは新しく作ったハウスですら、町の所有になる可能性がありますので、そのような状況を見ながら、計画的に今後やっていかなければならないと思っておりますので、今は牧本議員の本当に懇切丁寧な形で調査して指摘したことを肝に銘じて、課長以下計画的に取り組んでまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

本当に、町長を初め課長が動かないと、本当に所長は置いて、所長が仕事しているわけじゃなくても、限られた仕事しかできない状態に追い込まれている。私はこの日誌を見て思ったのです。トラクターを買った、トラクターを稼働させんといかん、稼働させるための畑をロータリーで畑を耕さんといかん、その時間を稼ぐためにロータリーしかできない作業しか与えていない。

だから、もうちょっと、やっぱり真剣にするのであればする、やっぱり計画見直してちゃんと前向きに考えて進めていってほしいと思います。

次に、鳥獣被害対策事業についてお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

続きまして、牧本議員の鳥獣被害防止施設管理委託料はどこと委託し、委託契約書等を交わしているのかを問うという質問にお答えをいたします。

今月の経済課通信と一緒に啓発用のチラシを入れておりますが、毎年9月から10月が鳥獣被害防止運動強化月間となっておりますので、これに合わせて伊仙町イノシシ防止柵管理組合と8月末に委託契約を交わしております。

○2番（牧本和英君）

前回、第2回の定例会で金網柵については、課長は今年度まだ見回りにしていないとのことでした。確かに今、この今のそれからこっちとなれば、山の中に入るのは危険であるため、まだ見回りをしていないことだと思います。そしてまた、その委託契約書などをちゃんと交わして、そしてまた見積もり等などしっかりとって、協議していただきたいと思います。

先般、8月29日、30日にかけて、徳之島で初めて狩猟免許受験が行われました。島内で約120名の方が受験されましたが、伊仙町のほうからは何名の方が受験されたのかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

31名でございます。

○2番（牧本和英君）

伊仙町から31名、そして島内、永良部から2名だったかな、来ました。なぜやっぱりこれだけの人が一気にこの狩猟免許を取ろうと思ったのか。言わずとしても分かると思います。本当に農家が今までも何回も、自分はこのイノシシ鳥獣対策について一般質問したり、予算等で発言したりしておるのですが、なかなか改善策が見つからない、3町ともに模索中です。そういった答弁ばかりで、

前に進まない、そういったものを含め、農家が自らやはりこういう資格をとって、自分の畑の周りなどを守るという思いで、行政を頼らずに行動して、伊仙町では受験料の補助等が出てはいるのですが、やはりもうこんだけの人が受験されているわけです。被害がものすごくある、実際役場には届いてないけど、周りには被害がものすごく山積していると私は思います。

それを含め、予算にもあるイノシシ対策債補助として毎年50万、そして今回の3号補正で150万、計200万組まれている。昨日の答弁で、補助金を利用して防止ネット、電気柵などの2分の1の助成ができないか考えているところという答弁がありました。ネット、電気柵もう既に農家はやっているのです。そしてまた、その効果がある、やったときは効果があります。だけど2回、3回、イノシシが近づいて、これは大丈夫というところから絶対、畑の中に入って荒らす。本当に効果があるとは無いという、議会でも課長も答弁していたと思いますが。

せっかく今回、これだけ31名の方が、伊仙町で、狩猟資格を習得されたわけですので、この予算にある200万円を伊仙町猟友会辺の加入者に対し、大型、箱罠、くくり罠、そして発信機のセットとして半額助成ができないか、要望したい。要望するというのは、自己所有であれば物も大事にするし、長持ちもするし、1個でも増えるだけで、1個というか罠が1個増えるだけで、かかる率がものすごく上がってくる。

そしてまた、1頭でも多く捕獲し、被害が少なくなるのではないかと考えらえるので、どうかこの予算を使って2分の1、今回を含め伊仙町の猟友会に加入された方々にできないものかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

牧本議員、私も答弁しましたとおり、今回31名の方が新たに罠及び鉄砲の免許の講習を受けて、合格をされたと聞いておりますけれども、町といたしましても今後、猟友会の加入や実施隊と云うのですか、追いかけて活動をされる方への加入をお願いしたいと思っておりますので、今、議員のおっしゃりました、箱罠、くくり罠、箱罠、ここら辺についても前向きに検討してまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、検討していただきたいと思います。狩猟免許講習資格をとっても、すぐには罠とか仕掛けられない、とにかく猟友会に加入して、またその加入届が届いてからそういうのができるという仕組みとなっていますので、罠の資格をとったからといってすぐ罠が仕掛けられるものでもないようですので、そういう猟友会に加入された方々には、ぜひそういう、今のうちに手厚いというのですか、助成をしていただきたい。そしてまた、このイノシシ問題をスピーディーに解決していただきたいと思います。

次に、糖業振興についてお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

町は、干ばつや塩害被害に対してどのような対策を行っているのかを問うという質問に対して、

お答えをいたします。

干ばつが予想される場合には、徳之島サトウキビ生産対策本部の幹事会を中心に、干ばつ被害対策本部の設置の判断を行い、本部が設置された場合には防災無線などで早目の灌水の呼びかけ、灌漑施設の利用の促進及び呼びかけ、散水器具の貸出しなどを実施いたしております。

塩害被害対策としましては、早目の灌水などを呼びかける他、今後は糖業係において暴風時の苗木の助成など、抜本的な対策も実施の検討をしてみたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

糖業振興会で灌水タンクなども購入されてあるとお聞きしますが、その灌水タンクは伊仙町には何基用意されているのかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

灌水タンクは徳之島全体で9基ありまして、伊仙町で3基あるのですが、そのうち今年度は1基、一応8月の段階では渇水が予想されるということで、事前に準備をしていたのですが、その準備した直後に恵の雨が降りましたので、今のところ3基あるうちの1基はいつでも稼働できるように準備をいたしております。

○2番（牧本和英君）

その灌水にあたってですが、反当たり農家負担、やっぱり料金が発生すると思いますが、幾らになっているのかをお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、値段的にはちょっと張るのですが、散水1回当たり8,000円かかるうち、農家が4,000円、町が2,000円、農協が1,000円、南西糖業が1,000円という費用負担になっております。

○2番（牧本和英君）

そんなにかかって、まかす人が本当におるのかなと思います。確かに、これはキビ積ダンプですが、それに積んであるはずですが。もうちょっと何か方法がないのかな。これで本当に農家のために対策されているのかなと思います。正直なところ本当だと思います。もうちょっと農家負担を減らすような、どうか方法があると思いますので検討していただきたいと思います。それはもう分かりました。

②の糖業振興会で導入してある、タンク車、散水車ですが、それはどのように管理されているのかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

糖業振興会で購入している灌水タンク車という質問でございますけれども、こちらのほう平成16年度に国産農林水産物販売促進緊急対策事業という事業で導入をいたしました。平成20年代後半から、ポンプの故障や車両自体のエンジントラブルなどが頻繁に見られるようになり、使用できない状態になりました。

また、このポンプ等も廃盤になっており、車両も老朽化していることから修理はできないという

ことで、今、平成29年10月に廃車を依頼し、同年度中に備品台帳からは今、削除されている状態になっております。

○2番（牧本和英君）

この車は私も利用したことがあります。本当に助かります。①で聞いた農家負担を考えると、私はもうこれで、こういうのを導入してしたほうがいいのじゃないのかなと思うところですが、それも所有台帳に載っていないことを指摘しようと思ったのですが、廃車手続きで外している。これは29年度にそこから外した、廃車手続きをしたということでもいいのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい、29年の10月に廃車を依頼したということを知っております。

○2番（牧本和英君）

29年廃車依頼をしてある。分かりました。それはちょっと、公用車のことですので、自動車税とかはどのようになっているのですか。公用車の自動車税は。

○経済課長（仲島正敏君）

経済課のほうで税金等は払っていないので、今の段階ではかかっているかかっているかと思っております。

○2番（牧本和英君）

その車とかではなくて、公用車がありますよね、各課。それは税金がかかっているのか、かかっていないのかをお聞きしたいのですが。

○くらし支援課長（名古健二君）

公用車におきましては、免除になっております。

○2番（牧本和英君）

なぜ、こんなことを知っているかと申しますと、ある整備工場の廃車置き場に、いまだにナンバーが付いたまま2年余り放置されているということです。免税だから放置してある。普通は、一般であれば督促状とか差し押さえ状とか国とか税務署から送られてくるはずですが、免税だから来ないから気づいてないのか、故意にそのまま放置されているのか、お伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

廃車を依頼したということですがけれども、議員のおっしゃられているとおり、業者のほうにあるということであれば、こちらのほう手続に落ち度があるかと思われしますので、速やかに手続は進めてまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

午前中も美島議員のほうから、美島議員も誰かが言ったって言っていましたが、書類に始まって書類に終わるといふ、まさにこういうこともこうだと自分も思いながらしていたのですが。

でも、これ29年度10月に依頼をして、いまだにナンバーが付いている。依頼をするのは分かるのですが、その車自体を競売などすれば、やっぱり財政が助かると思うのです。そういうことを考えずに、そのまま放置してあるのか。お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただ今の質問であります、確かに特殊車となれば、まだ動くのであればその入札において払い下げという方法も考えられます。昨日お答えしました消防車については、そのような形をとっております。でも、またエンジン等、そういうところでトラブルがあれば廃車手続というふうになるのですが、うちの財産管理も含めて、各課のほうでそういった自動車及び機械について、このような状態でこういう処理をしたいということを、的確に処理できるようにとりまとめ、それから報告、その辺を徹底していかないと、このようなことが起こるのかなと、今聞いていて考えているところでもあります。

今、そのような状態であるということは、それだけの事務ミスが起こったということでもありますので反省しなければならず、またこのようなことがならないように、事務の徹底をしていきたいと思っています。

○2番（牧本和英君）

本当に事務の徹底も必要だと、私も一番必要だと思います。

だけど町長、29年10月に依頼をした、どう思われますか。

○町長（大久保明君）

今、総務課長が答弁したとおり、このことはしっかりと再度、確認をして調査をして、そしてこのどういう時点でこういうふうな結果になったかも追求、ちゃんと調べて、今後そういうことのないように、これは庁舎内全体がそういうふうに緊張感を持ってやっていけるようにしていきたいと考えます。

○2番（牧本和英君）

私の正直な気持ちとして、非常に残念でした。29年度10月に依頼した、依頼した業者が悪いのですか、廃車しなかったのは、町民のせいにするのですかということ、私が言っているのは、依頼をした、29年10月に依頼した、町の責任としては何もないの。これは依頼された方にとっては、聞いたところ修理で持ってこられたと、私は聞いています。それがもう廃車手続の依頼をしてそのまま、2年間もその業者が放っておいた、だから業者が悪い、私はそうじゃないと思います。もう29年度のことだから、つい昨日、おとといのことであれば、それはまああれですが。これだけ年月がたっているのに対して、住民になすりつけるのは、ちょっと私は考えられないと思います。

もう質問はこれ以上したくないので。本当に、私も施政方針に書かれていることとかけ離れているのではないかなと。やっぱりもうちょっと課長、全ての課長にも関わりますが、もう一度施政方針を見て、掲げ挙げられていることを頭に置き、また課長自ら率先して働き、職員を引っばって行って頑張っていたきたい、そういう気持ちです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（明石秀雄君）

これで、牧本和英君の一般質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時38分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

清 平二君の一般質問を許します。

○5番（清 平二君）

令和2年第3回伊仙町議会での議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、先般の台風10号で、各小中学校の体育館等を避難場所として指定くださるよう議会事務局長に代弁をお願いしましたが、管理できないので無理とのことでしたが、しばらくしてから災害無線で、小中学校の体育館も避難場所として設置でき、町民の方々も喜び、安心して避難できたことに感謝しています。

今回の台風災害対策に職員一丸となって危機管理体制が取れました。また、教育長や職員の見守り活動で、被害も最小限に収まり、死傷者も出なかったことに安堵しています。この場を借りまして、町長、教育長、職員皆様の見回り活動危機管理体制に経緯を表します。

さて、一般質問に移ります。

徳之島交流ひろば農林水産物直売所百菜について。令和元年第4回定例会において補正した、補償補填及び賠償金の1,853万2,000円が議決されましたが、これがなぜ執行できなかったのかを問う。

2番目のほうに、今年2年度の徳之島交流ひろば農林水産物直売所の管理に関する年度協定についてということですが、2年8月25日に協定されていますので。

あとは、自席においてこれを質問いたします。よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

清議員の質問にお答えいたします。

まず、清議員のほうから糸木名小学校を開放するということ、一番最初に要望がございました。そのことが議員の要望の結果、実現したということは大きな前進であります。ありがとうございました。

百菜の件に関しましては、長い間、議論してまいりました。その中で、この監査に関しまして、また住民のほうからいろんな要望等もございましたので、今は停滞している状況でありますけれども、このことがいい形で解決ができますよう、また全力で取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも議会のほうのいろんな質問のチェック等をお願いしたいと思います。

あとは、担当課のほうからしっかりと答弁していただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員の質問にお答えをいたします。令和元年3月30日付で直売所百菜に関する補填金及び代表

者借入金について、予算執行停止を求めた住民監査請求を受け、同予算は予算の暫定的執行停止状態にあり、令和元年度の予算執行はできませんでした。

○5番（清 平二君）

住民監査請求があったからできないということですが、これは12月が議会で議決され、住民監査請求が出されたのが3月何日ですか、30日か31日あたり、最終日あたりだったと思います。その間に、12月の議決された日から1月、2月、3月、この間になぜ、この歳出ができなかった、執行できなかった。監査請求があったのは3月の終盤だったと思いますけども、なぜそれが1月、2月、3月まで滞ったのかをお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

予算を受けまして、その後精査するというので、何回かにわたりましてやっていますけども、3月末日までにそれに至らなかったということでございます。

○5番（清 平二君）

これ12月の議会の中でも、私もいろいろ質問をしました。その中で町から借り入れている500万、これを360万までに少なくなってきた、その金も補填金の中に入っているわけですので、その町に入る借入金もこの補填金の中から出されてないわけですよ。今後、これをどのように処理していくのか。どういう方法でこれを、360万の百菜の借入金を回収していくのか、どういう方法ですかをお尋ねします。

○副町長（稲 隆仁君）

清議員の質問にお答えしたいと思います。元年度第4回12月定例議会でありますけども、1,853万2,000円、補填賠償金ということで予算化していただきましたけども、この執行に当たって、議員のほうから、議会のほうから、代表者借入についても処理すべきじゃないかということと意見が出まして、それについて全員協議会等々でもいろいろとご説明申し上げたところでありますけれども、そういう流れで令和2年の3月議会定例議会において、補正予算において計上させていただいたわけでありますけども、それが3月議会、そしていざ執行という段階で、3月の補正によって住民監査差し止め請求がきたということによるものでありますけども、それまでになぜ360万借入金の残高等々、また1,853万についてなぜ執行できなかったということでもありますけども、執行するという段階で精査が必要であるということ等もありましたけれども、代表者借入の補填もすべきと、いやすべきではないという等々の議論があったために、一括してしないことにはこれだけ、一方はやって一方は実施できなかったということになると、さらに問題が大きくなるということ等、危惧されているところでありましたので、執行をできなかったということでもあります。

○5番（清 平二君）

代表者借入も一緒に施行をやるということということですが、3月の補正の中で、当初はその884万5,000円も出てきていなかったのですよね。後で、私たち約束をしたからそれも補正をしてくれということをやったのですけども、その3月の間までに、例えば分かっているだけの問題、

360万、他にもまだまだ1,853万2,000円の中に支払いができないのがあるのですけども、こういうのをどうやって処理するのか。

これを議会のほうで、何か884万5,000円が一括できなかったのもそのままにしてあると。私たち議会のほうに投げかけるのではなくて、1、2、3月で、私が話しているのは1,853万2,000円、1月、2月、3月までの間にできたのではないかなと。そして、12月議会で必ずこれを精査して出しますという答弁をして、私たちは議決をしたわけです。だから、360万ははっきり精査しなくても借入金が残っているということはありますので、この1,853万2,000円から360万を町に返していけば、補填金の借入金が消去というか、借入金のほうは削除できたのだけでも、それもしていない。

12月議会でその内訳を、決算書の内訳を見て、私たちに黒塗りで示して、1,853万の内訳はこうですよということをして、この中には町の役場の中にある水道料金も入っている。農高跡地の電気代も入っている。いろいろこの中にあるわけですので、こういうものが全然処理されていないように見えるのですけども、1,853万2,000円から。

こういうことを、私は処理できたと思います。1月、2月で。そのことを処理できなかったわけですか。

○副町長（稲 隆仁君）

議員の質問のとおり、その間で整理できなかったかということでありましたけれども、整理するために、黒塗りと言いはしましたけども、業者名、個人名等々が載っている関係上、その部分については黒塗りでお示しし、そしてその他の未払い金の1,853万の根拠を示したわけでありまして、そして、監査のほうにも経済課とともに百菜のほうでも確認させていただいたところでもあります。

それで、1,853万については、360万を含んだ1,853万については精算できるものと我々も思っておりましたけども、それと並行して先ほど申しました代表者借入の部分を整理すべきじゃないか等々の意見が出て、元代表者とも協議をし、話しをしており、10月末に、11月いっぱいぐらいで、15日までに処理するよう通知等々をしたところでもありますけれども、本人からそういう協議がその後なかったというところで、精査が進められなかったというところもあるわけでもあります。しかし、360万を含んだ1,853万だけを整理すると、3月議会においても884万5,000円計上しなかったということで、約束が違うのではないのかという等々もありまして、再度計上させていただいて組んだわけでもありますけれども、その後も代表者に連絡をとって、ちゃんと整理をするようにという形で、その精査がないと支払う方法がないということを本人に説明をし、そしてずっと待っていたところでもありますけども、そういう待っている時間帯で、間で時間も過ぎてしまったということがありましたけれども、代表者からは何の連絡もなく時間が過ぎたというところも一つの原因であるわけでもあります。

○5番（清 平二君）

代表者借入が云々できなかったとか何とかありますけれど、私たち12月議会に出して議決されました。その後の処理の仕方が1月、2月、3月でされなかったのは、代表者借入金があったからと

いうことじゃなくて、やはり1,853万2,000円はもう議決されていますので、これを最初に処理すべきであったのではないですか。精査するというのもありますけれども、その精査中にはっきり町が借入者の360万とあるわけです。この金さえも処理されていないからどうしてですかと、私は聞いているのです。

今後、この問題は どうやって解決していくのか。解決の方法がありますか。私たちに1回議決をさせて、支払いしないで置いてある。再度、私たちに議決をなさいということで持ってくるのかどうか、どういう方法でやるのか。せいぜい、私が言いたいのは360万町に返しておけば、借入金は補填金で済んで、それだけでも問題が解決したはずですよ。そういうところを私は聞いているのですけれども。

○副町長（稲 隆仁君）

360万を含んだ1,853万2,000円、確かに360万は極端に言えばこの予算から町に返すお金であります。根拠がしっかりしているわけでありまして、同じ1,853万未払い金という中で、町がはっきりしているから、これだけ返そうということだったのですけれども、後々でもって精査をしなければいけないというふうなところでありまして、監査の締め結びの部分にもありますけれども、直売所百菜については、元年度の1,853万2,000円、そして令和2年度3月第1回定例会におおいての884万5,000円にて可決された補填、賠償金について、補填費用の内訳についてまだまだ精査すべき点が多々あるということを指摘されているわけでありまして、この指摘をすっきりさせるためにも、ぜひ議会のほうでもあるいは監査、そしてもちろん担当課もありますけれども、合同で精査をしていただいて、各人の裏付けのあるものについて、これについてはやはり精算していかなければいけないと思っるところでありますので、そこのご理解いただきたいと思っます。

ぜひ、合同で監査できるような体制づくりをお願いしたいと思っます。

○5番（清 平二君）

合同で監査できるという組織づくりと言っますけれども、もし、そういう考えがあるのだったら、12月の補正の段階で出っして、その後やるべき問題だったのじゃないかと思っますけれども、今頃になってから合同でっして、精査していくと。年度も過ぎて、このお金は出せないようになっている。それを今後どうするか、再度また1,853万2,000円、議会に上程するのかどうか、お伺っします。

○経済課長（仲島正敏君）

ありまっすとおり、精査した上で、改めてまたお願いしたいと考えておっります。

○5番（清 平二君）

やはり、これを見て見まっすと、前百菜から今の徳之島ビジョンに協定をしてやるまでの間に、こういうことを済ませせおかなければならなかつたのに。慌てて百菜と協定を無理やりゴリ押しにして協定を通し、そして、百菜ビジョンがいつて精算したら1,853万2,000円の赤字が出っている。これを4月にビジョンが動いて、補正に出てきたのが12月。非常に、半年もしてからこういう金が出てきて、その間に町としてこれは精査も何もしてない、また1,853万2,000円出てきて、3月まで出

せたのに、それも精査してから、みんな精査してからと。何か私はここに疑問が残りますけども。

そして、また今聞いてみたら、もう一回また議会に出す。これもう一回議会出して、私たちは議決これできるのでしょうか。1回私たちに1,853万2,000円赤字になっていたから、12月議会に通してきて、議決をさせて、全然執行もされていない、再度またお願いしますと。これ再度、私たちに議決をなささいということはできると思いますか、これは再度、議会に上げることができると思いますか。

○副町長（稲 隆仁君）

1,853万の予算が確定したのが第10期、30年度の決算額で決算書ができ上がった段階ということで、でき上がりが6月、3月締めて、5月、6月過ぎに上がってきたものだと思いますけども、その後の9月議会と先ほどの12月議会に予算計上をしたわけでありましてけれども、その間、監査委員のほうも徳之島農林水産物直売所の管理責任者に送付して、ビジョンと経済課の立ち会いのもと、説明を行った等々、いろいろとやって対応はしてきたわけでありましてけれども、その中においても精査が必要、精査が必要ということで、そんな間違っただけを支払うというわけにはいかないというところで、のびのびになってきたところであります。

○5番（清 平二君）

これは、途中から私が監査になっているのでビジョンと言って、会ってくださいということでありましたけど、最初から私は百菜の監査にはなっていないですよと、私が行って監査するのは越権行為に当たるのではないですかと。参考にまでするのだったらいいのですけども、百菜の監査をするとなれば、ちゃんとそれは百菜で監査をしてやるのが当たり前だということで、私も少しは立ち会いをしました。その中で納品書、この納品書はありますかということを確認したのですけども、全部倉庫にあるから倉庫を探さないとならないということで、なかったんで、じゃあそれはちゃんと監査をして役場で見てなささいということでやったのですけども。

この監査を、百菜の監査を私たち役場の監査がするのはちょっと間違っていると思いますけども、どうでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

私が申し上げたのは、百菜を見て監査しろということじゃなくて、お願いするということじゃなくて、百菜のこの精査を監査という立場というか、監査を全員、全員という言い方おかしいですけど、本来であれば議会のほうにもお願いをして、立ち上げていただいて、委員会等を立ち上げていただいて監査していただければと、監査というか精査していただければということでもありますので、監査という言葉も出ますけども、私は精査ということではあります。

なお、清議員のほうからこの幾つかの黒塗りを精査させていただきませんかということで、いや、見るにおいてはどれでもいいですよということで直接行って、お伺いして、確認をしていただいたところでもあります。

しかし、その後、我々も今見た360万等々のはっきりしたもの、未払い分についての電気代とか、

ほーらい館への電気代等々とか、そういうはっきりしたものは分かっているところもあるわけでありまして、しかしまだ、了承等添付されていないのを、数字的には押さえられていますけれども、実際のその裏付けがとれるかとれないかということを含めつつ、精査しようということで、その作業に時間もかかっていたところも現実的にあるところでもあります。

○5番（清 平二君）

百菜の損失補填補償に関するということで、令和2年1月30日13時から、木曜日、場所、百菜事務所にて、監査委員、重村宏明、清 平二、書記、穂 浩一、経済課長仲島課長、百菜のほうから宮崎専務、島田支店長、幸野さんで立ち会いというか、私たちは監査じゃないから指摘というか、こういう具合にしないさいということを行いました。別紙資料や関係書類により指定管理時点での財務状況説明ということで宮崎さんのほうからありましたけれども、私が請求書に関する納品書を確認したいということを行いましたら、清監査委員の指定した分を業者よりファックスでもらい掲示した。その他は倉庫を探し、後日提示する。

出荷組合からの借り入れについては、預金通帳を確認したい。幸野氏は数回にわたり借り貸ししている状況を説明、穂局長が出荷組合通帳は早期に精算しないといろいろ難しい問題が起きる可能性があるのではということをおっしゃっています。そして、私のほうから、副町長から聞きとり時に支払いについて、役場も確認しながら振り込むようにという説明でしたので、役場と連絡をとりあいながら間違いのないように支払い事務を行ってくださいということで、1月30日に終わっています。

その後は、私は会っていません。また、私が会う必要はないということで、私は会っていませんので。

だから、こういうことをしているわけです。だから、支払い事務の確認できたものは、なぜそういう支払いをしないで、1,853万2,000円を議決させ、そのままほったらかし、今後はこの町からの借り入れの360万はどうなるのか。この中で給料も支払いしていないとかいうのありましたけれども、そういうのはそれとしてやることであろうと思いますけれども、町の借入れを今度どう解決していくか、どのような考えでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほどから説明いたしておりますけれども、町の借入れも旧百菜の賠償金補填という形の中に入っているわけですので、町が町に支払うと、返済するという形であるから、裏付けがはっきりしているから返せばいいというところでもありますけれども、歳入歳出全部1,853万含めて884万5,000円含めて、旧百菜の整理をどうするかということに係ってくるわけでもありますので、一括でない部分は部分的で、部分的に一方はやって一方はまた後回しとかいう形はとれるかどうかということも一つの問題じゃなかろうかと思ったところでもありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

支払先が借入れの残高分と、返納残高分ということでもありますので、旧百菜の整理ということに係ってくるわけですので、確かに役場への返済金ではあるわけでもありますけれども、その裏付けもはっきり分かっているわけでもありますけれども、しかし性質的には旧百菜の整理ということに係

っているわけでありますので、一括するのが当たり前じゃないかというか、精算すべきことではないかということで、一括ということやってないわけでありまして、処理には精査を確認し、ということは新百菜が旧百菜の整理に係っている部分について、裏付けがとれたものについて、それは精査しながら役場と一緒に、経済課も含めて整理きちっとして、精査をし、支払いなりしていかなければいけない、処理していかなければいけないというところであるわけです。

○5番（清 平二君）

じゃあもう一回、議会に提案するということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほども答弁させていただきましたように、改めてお願いをしたいと思っております。

○5番（清 平二君）

私一人の考えで提案してするとかしないとかいうのは、ちょっと分かりません。また、ここで私がそうしなさいというのでもできませんので、もうこの問題は噛み合いませんので、次に移らせていただきます。（発言する者あり）専門家入れて、できるできないどうでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

申し遅れましたけれども、百菜のビジョンの今年度の第1年目の決算が出たということで、この前の台風と、全員協議会で皆さんにご説明申し上げるところで準備しているわけでありすけれども、台風の都合等々でできませんでしたが、百菜の経理担当が来て、今年度の元年度の決算の報告と、そしてこの処理分についてのご説明をぜひ議会のほうでさせていただきたいということ等がありましたので、それを踏まえて、また皆さんのほうにまた相談していくものと思いますけれども、そこでご理解いただければと思っております。

○5番（清 平二君）

顧問弁護士もいるということですので、これを顧問弁護士も聞いていただきたいと思います。

この町が負担行為もしていないのに、町が補填義務をしていいのかどうか。弁護士と相談をして答えていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（明石秀雄君）

しばらく、ここで休憩します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時20分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

もうこの問題は非常に、やったやらないで決着はつきませぬので、早く解決するようにしてほしいと思います。

次に移ります。次に、現百菜との協定書が8月何日ですか、令和2年8月25日に行われています。そして、これが令和2年4月1日より適用するということを行われています。

この中に、管理施設料について月額30万円とするとあります。私は、この30万円が今議会の中で歳入として入ってくると思ったのですが、今度の補正の中に歳入としてそれは入っているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

契約を締結したのが8月25日でしたので、今議会には間に合わずに予算化してごさいませんので、12月議会には予算化をしたいと思います。

○5番（清 平二君）

8月25日は協定し、今議会に間に合わなかったということですが、予算のその総務課長、これは間に合わなかったのは事実ですか。

○総務課長（久保 等君）

補正予算のこの予算の締め切りが、議会に間に合わせるためには20日までに全部まとめないといけない、製本も全てまとめないといけないということで、もうこの25日という日付では予算化できないということになります。

○5番（清 平二君）

間に合わなかったということですが、やはりこういう締結も去年の締結、中身ほとんど一緒です。ただ家賃30万円、去年は1年間猶予するということ、それを削除するだけのものだったのですけども、8月25日までにかかったということ、これは責任をもって360万家賃は徴収するようにお願いしたいと思います、できるでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

支払い方法については今後、締結した直後でございますので協議してまいりますけども、鋭意努力したいと思います。

○5番（清 平二君）

鋭意努力じゃなくて、必ず執行する。これは3月になってから鋭意努力したからできなかったということじゃなくて。お互い協定書を交わしたから、真摯に徴収してやらないといけないのに、鋭意努力じゃなくてイエスカノーかで答えてくださいよ。

○副町長（稲 隆仁君）

今、課長が鋭意努力という言い方をしましたけれども、じゃなくて、そうですね、支払い方法1回ずつ払うのか、あるいは半年分ずつ払うのか、またまとめて年間分払うかというところの支払い方法を協議するということ（「徴収でしょ、支払いじゃなくて徴収」と呼ぶ者あり）すいません、徴収の方法を分割にするのか、半年半年にするのか、1年分にするかというところの協議をするということで、月30万の360万の年間の家賃については支払うということでもあります。

○5番（清 平二君）

支払いじゃなくて徴収。いずれにしても、なぜ役場が支払いしたら、全然……（「向こうからの支払い」と呼ぶ者あり）役場は徴収、徴収と支払いと言われたら全然違うのではないですか、やっぱりそういうのをちゃんと議会の中でも、ちゃんとした言葉づかいで私たちに示してほしいと思いますけども。支払いというのだったら役場から支払うようなことになりますので。

これに不納欠損が出ないように徴収をして、責任を持ってやっていただきたいということで私は理解しましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（明石秀雄君）

これで清 平二君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 4時27分

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和2年9月11日

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和 2 年 9 月 11 日（金曜日） 午前 10 時 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第 1 令和元年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山肇君	2番	牧本和英君
3番	西彦二君	4番	佐田元君
6番	岡林剛也君	7番	牧徳久君
8番	上木千恵造君	9番	永田誠君
10番	福留達也君	11番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1 オブザーバー（2名）

5番 清平二君 12番 明石秀雄君

（※清議員及び明石議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田良和君 事務局書記 元原克也君

～令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

失礼しました。

当特別委員会は、令和2年9月9日の本会議におきまして付託されました令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は本日9月11日から16日までの6日間、実質4日間を予定しております。

詳細につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営が行えるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してあります委員派遣要求書（案）のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。

したがいまして、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午前10時05分

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和2年9月14日

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和 2 年 9 月 14 日（月曜日） 午前10時45分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 7 認定第 7 号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（2名）

5番	清 平 二 君	13番	明石 秀雄 君
----	---------	-----	---------

（※清議員及び明石議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	稲田 良和 君	事務局書記	元原 克也 君
--------	---------	-------	---------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

～令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前 10 時 45 分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会いたします。

審議を始める前に、本日は令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算についての補足説明のみを行います。

説明をする際には、歳入歳出それぞれ各款項目順に各課長により決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に、徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

日程第 1 認定第 1 号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、認定第 1 号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書 77 ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、歳入総額 65 億 4,690 万 2,000 円、歳出総額 65 億 2,112 万円、歳入歳出差引き額 2,578 万 2,000 円、この中から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額 1,253 万 2,000 円、実質収支額 1,325 万円、実質収支のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金 700 万円といたしました。

続きまして、総務課所管事務について詳細説明をいたします。

決算書 7 ページから 8 ページにかけて、成果説明書については 10 ページをお開きください。

また、総務課関係歳入としましては、成果説明書 27 から 28 ページに詳細を記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税、2 項自動車重量譲与税、自動車重量税であります。町道等の延長、面積により案分して交付されるものであります。4 項森林環境譲与税が含まれ 7,339 万 1,000 円となり、前年度比 0.6%、42 万 2,000 円の減額となっております。

3 款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分されて交付されます。元年度の交付額は 23 万 1,000 円となり、前年度費 59%、33 万 3,000 円の減額となっております。

4 款配当割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。元年度の交付額は 70 万 8,000 円となり、前年度比 13.5%、8 万 4,000 円の増額となっております。

決算書は9ページに入ります。

5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡による所得等の金額に対して課税される県民税を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。元年度の交付額は40万7,000円となっております。前年度比44.6%、32万8,000円の減額となっております。

6款地方消費税交付金、これは国勢調査時の人口及び事業所従事者数により案分して交付されます。元年度の交付額は1億59万7,000円となっており、前年度比5.8%、622万円の減額となっております。

7款自動車取得税交付金、これは自動車の取得に対して所得の県において課税される県民税を市町村の道路台帳に記載されている町道の延長及び面積により案分されて交付されるものです。元年度の交付額は655万円、前年度比49.8%、649万6,000円の減額となっております。これは、元年度10月から消費税の増税時において新設された環境性能割交付金に割り振られたことにより、大幅な減額となっております。

8款地方特例交付金、この交付金は、住宅借入金特別税額控除及び先ほどの環境性能割交付金が当初の予定より1%の減額になったことにより、町に入る収入が減収するため、その補填をするため交付されるものであります。元年度の交付額は831万5,000円、前年度比1,908.5%、790万1,000円の増額となっております。

9款地方交付税、これは、普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであります。

特別交付税額は31億4,708万7,000円、前年度比1.5%、4,876万5,000円の減額となっております。決算書は10ページに移ります。

10款交通安全対策特別交付金、これは、道路交通法の規定により納付される反則金に係る収入を財源として、道路交通安全施設の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として自治体の基準により交付されるものであります。元年度の交付額は105万9,000円、前年度比13.8%、16万9,000円の減額となっております。

決算書は12ページに移ります。

12款使用料及び手数料1項使用料5目総務費使用料、これは、職員の駐車場使用料であり169万円、2項手数料1目総務手数料、これは、総務課所管の臨時運行許可手数料であり108件、10万9,000円、合計額179万8,000円が、7,071万7,000円の中に含まれております。

決算書は17ページに移ります。

14款県支出金2項県補助金7目消費費県補助金、これは、30年度からの明許繰越で実施した防災行政無線デジタル化に関する補助金であり、5億231万3,000円の中に4,428万6,000円が含まれております。1億3,511万4,000円の減額としましては、南西糖業のハード整備事業1億3,405万2,000円、消防車購入事業3,873万円が30年度には事業が実施されましたが、元年度においては対象年度でなかったことが主な要因であります。

決算書は19ページに移ります。

15款財産収入 1項財産運用収入 1目財産貸付収入であります。駐車場及び無線局敷地貸付収入、道路占有料、町有財産使用料であります。

2目利子及び配当金であります。主なものとして、調整基金の利子であります。

2項財産売払い収入 1目不動産売払い収入、これは、町有地の売払い収入であり、2目物品売払い収入については、消防車の売払い収入であります。

総務関係の財産収入につきましては、総額918万9,101円の収入であります。減収の要因としましては、株式配当金の収入がなかったことによるものであります。

決算書19ページから20ページをご参照ください。

16款給付金 1項 1目給付金、総務関係としまして、一般寄附金であります。郷友会関係3件の11万減であります。

17款繰入金 1項特別会計繰入金、これは、介護保険特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金であり、実績による繰戻しであります。

2項 1目基金繰入金 1節財政調整基金繰入金8,700万円のうち、収入不足額の補填に約6,100万、学校施設、町道等公共施設の維持補修に約2,600万円となっております。

2目きばらでえ伊仙応援基金繰入金4,641万2,753円のうち、返礼品を主としたふるさと納税関連に約3,100万、世界自然遺産登録に向けた推進事業に417万円、スポーツ少年団に対する補助金200万円が主なものであります。

18款繰越金、令和元年度決算剰余金として7,731万122円でありました。

成果説明書21から22ページをご参照ください。

19款雑収入、項目が多数あり、総務関連の主なものについてご説明いたします。

2項雑入 1目総務費雑入、これには出向職員清算金485万5,746円、県後期高齢者医療広域連合出向職員の精算金であります。

県市町村振興協会交付金246万6,261円、宝くじに関する交付金であります。

建物災害給付金2,468万9,813円、災害共済の給付金であります。

その他を含め3,223万6,268円の収入であります。

決算書23ページをお開きください。

20款町債、元年度においては5億2,260万3,000円の借入れを行っております。成果説明書16ページに事業ごとにおける起債額、借入れ先、償還利息、期間等を示しておりますので、ご参照ください。

決算書24ページをお開きください。

21款県環境性能割交付金183万7,000円あります。これは、先ほどの7款自動車取得税交付金において説明しましたが、元年度の消費税引上げに伴い新設された交付金であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。

まずは、各課共通する人件費について説明いたします。

成果説明書12ページをお開きください。

1、人件費の内訳、(1) 議員、委員等報酬手当は、議員の皆様、農業委員、教育委員、監査委員、嘱託職員の報酬1億72万6,000円、(2) 特別職の給与は町長、副町長、教育長の給与3,163万2,000円、(3) 職員給与6億800万6,000円、(4) 職員共済組合負担金1億4,406万8,000円、退職手当組合負担金1億4,712万4,000円、災害補償費82万1,000円、(7) その他として、旧恩給条例に関する給与負担金及び嘱託職員の社会保険料として5万8,000円支出してございます。

成果説明書14ページには、1、議員費から、10、教育費まで費目ごとの人件費を示してございます。総額としまして10億3,243万5,000円、3.5%、3,492万8,000円の増であります。

続きまして、総務課関係事業費歳出について説明いたします。

決算書25ページから27ページにかけて、成果説明書については22ページから27ページをご参照ください。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、これは、役場全体に係る維持管理費で、需用費についてはコピー用紙等の消耗品、庁舎の光熱水費、条例追録費等で1,441万6,568円、役務費については、切手、レターパック等の通信運搬費、電話料、登記手数料等で265万1,073円、委託料については、宿日直警備、高圧電気管理、健康診断、公会計制度導入指導、助言の委託で671万4,541円。使用料及び賃借料については、コピー機、印刷機、高速カラープリンター等の使用料で207万2,431円。公有財産購入費については、庁舎建て替えに伴う用地購入で8,640万5,000円。負担金補助及び交付金については、県町村会、郡町村会、防犯連絡協議会等の負担金、8 集落に交付したがんばる集落支援事業補助金などで630万7,280円を支出してございます。

2 目財産管理費2,048万3,228円の支出であります。主なものとして、燃料、庁舎の修繕、車検整備に係る需用費598万5,821円、市町村建物共済分担金、市町村自動車損害共済分担金、全国町村会損害賠償保険料で666万5,637円。36万8,267円の執行残におきましては、町営住宅の取壊し及び町営住宅の政策空き家等を精査し、掛金を減らしたことによるものであります。浄化槽管理、個別施設計画策定支援の委託料で583万6,470円、駐車場用地、国有林野借り上げ料の使用料及び賃借料で196万2,500円。

3 目交通安全対策費343万6,122円の支出であります。主なものとして、交通安全指導及びガードレール、カーブミラー等の設置に伴う賃金で188万9,200円。ガードレール設置等の重機借り上げ使用料及び賃借料で72万2,120円。交通安全施設設置に伴う原材料費で67万3,054円。50万4,826円の執行残については、想定より材料費がかからなかったためであります。

4 目電算システム費3,694万9,782円円の支出であります。主なものとしてPCの修理費の需用費23万3,348円、総合行政ネットワークシステムクラウド回線使用料の役務費で156万8,580円、電算システム保守、電算システム改修、プリンター保守、パソコン設定、ホームページサーバーシステム、

コンビニエンスストア収納代行等の委託料で1,137万6,096円、住基ネットシステム機器、総合行政ネットワーク機器、町村会CS機器、総合行政システム機器、自治体セキュリティクラウド等の使用料及び賃借料で426万8,338円、パソコン購入に伴う備品購入費で397万7,454円、町村会総合行政システム負担金、中間サーバープラットフォーム利用負担金、自治体クラウド負担金等の負担金補助及び交付金1,552万5,966円であります。

5目男女参画事業費8万7,560円の支出であります。

男女参画に関する職員のスキルアップのために研修会出席に伴う旅費としての支出であります。

決算書60から61ページにかけて、成果説明書は84ページをご参照ください。

8款1項消防費1目常備消防費、これは、徳之島地区消防組合の事務執行経費を負担割合に応じ、1億2,777万5,000円支出してございます。

2目非常勤消防費、これは、災害時等から町民の生命と財産を守るという消防の使命の下、消防防災全般にわたる施策を実行するため801万5,986円の支出をしてございます。主に消防団員の人件費、研修及び出動に係る旅費であります。執行残の66万4,200円については、出動回数が少なかったためであります。需用費の執行残64万7,591円については、当初黒潮号の車検整備を計上してありましたが、売却処分としたためのもので、あと出動回数が少なかったため燃料費においても執行残がありました。市町村消防補償等組合負担金等について271万7,291円を支出してございます。

3目防災まちづくり事業費、これは危機管理の周知、広報を行う防災施設設備と災害への迅速な対応ができる環境づくりを目指す事業であります。前年度から繰越事業として奄美群島防災関連施設整備事業を活用し、防災無線のデジタル化、防災行政無線個別受信機の設置を行いました。委託料と工事請負費の不用額については、入札における執行残であります。また、同節における令和2年度への明許繰越額については、2地区の公民館改修費用であります。設計委託については、委託契約を締結し、現在設計事務が進行中であります。工事については、11月中に入札を執行し、年度内完成に向けて努めてまいります。

決算書73ページをお開きください。

9款教育費7項高等学校費1目高等学校総務費335万円の支出であります。この中に総務課扱いの経費として300万円、樟南第二高等学校校舎改築事業補助金として支出してございます。当校の校舎改築に要した事業費の返済補助として、伊仙町においては、元年度より実施してございます。

決算書75ページをお開きください。

10款災害復旧費5項1目その他公共施設公用施設災害復旧費141万円の支出であります。これは、前年度からの繰越し事業で台風被害に遭った庁舎軒天張り替え及び消防車庫テラスふき替えに要した復旧費でございます。不用額59万円については、執行残であります。

決算書76ページをお開きください。

11款公債費、元金7億8,852万8,388円、利子5,978万9,406円、総額8億4,831万7,794円の元利償還を行いました。

成果説明書16ページを開き、下段の合計額をご参照ください。

地方債現在高の状況についてご説明いたします。平成30年度末現在高として79億2,058万3,000円、令和元年度発行額5億2,260万3,000円、令和元年度元利償還額8億4,830万5,000円。令和元年度末現在高として3.36%、2億6,592万6,000円の減、総額76億3,665万7,000円となっております。

成果説明書17ページにおいて、年度末工事代金の支払い等で一時借入れを行いました。その状況を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

成果説明書18ページをお開きください。

地方債の借入先別利率別現在高、今後10年間の年度別償還の状況を示してございます。

以上、総務課関係の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○未来創生課長（松田博樹君）

それでは、未来創生課に関する認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

最初に歳入について説明いたします。

決算書12ページ、成果説明書36ページをお開きください。

12款使用料及び手数料1項使用料4目商工費使用料2節貸工場使用料360万円ではありますが、これは糸木名工業団地にあります貸工場施設の月額30万円の使用料でございます。

続きまして、決算書12ページ、そのままですね、13款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金3,474万2,705円中、1,901万1,705円が地方創生事業に関する国費分の歳入となっております。

続きまして、決算書16ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節土地利用対策費補助金8,000円につきましては、土地利用に関する届出受付事務の県補助金であります。

同款項目2節企画費補助金310万4,000円につきましては、地方公共交通対策事業に関する県補助金であります。

同款项5目商工観光県補助金508万8,675円の中に消費者行政活性化事業補助金85万4,000円が含まれております。

続きまして、決算書の17ページ、14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金3節統計調査費委託金247万8,546円につきましては、教育統計、工業統計、経済センサス、農林業センサス等の各種統計に関する県からの委託金でございます。

続きまして、決算書20ページ、成果説明書34ページ、16款寄附金1項寄附金1目寄附金2節指定寄附金8,654万1,157円につきましては、内訳として、きばらでえ伊仙応援寄附金8,077万1,157円、企業版ふるさと納税としまして510万円であります。

決算書20ページを御覧ください。

19款雑収入3項雑入1目総務費雑入1節総務管理費雑入3,564万3,669円には、一般コミュニテ

イー助成金250万円が含まれています。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

決算書27ページ、成果説明書は35ページになります。

2款総務費1項総務管理費7目文書広報費11節需用費320万9,500円については、毎月発行している広報誌の印刷製本であります。

続きまして、決算書28ページ、成果説明書は35ページになります。

8目企画費について説明します。11節需用費392万7,099円、主なものとしまして、光熱費、内容としましては、サーバー室の電気料になっております。171万5,839円修繕費、主なものとしてセンター室空調設備修理及び台風17号災害復旧費、伊仙町放送サーバーHDDの交換費となっております。

13節委託料4,108万6,492円につきましては、光伝送路施設保守委託料1,248万6,492円、ホームページ改修委託料891万、公衆無線LAN環境整備事業委託料1,969万円が含まれております。

14節使用料及び賃借料644万2,223円は電柱使用料636万3,263円が含まれております。

18節備品購入費49万1,700円については、プロジェクター、スクリーン、プリンター等の購入費であります。

19節負担金補助及び交付金5,127万3,200円の主なものとしましては、奄美群島広域事務組合負担金987万8,000円、徳之島空港利用活性化事業負担金20万円、コミュニティー助成事業補助金250万円、地方公共交通特別対策事業補助金1,233万8,904円、航路航空路運賃軽減事業負担金に2,299万1,769円、伊丹徳之島空港線臨時直行便就航記念助成事業負担金として254万円などが含まれております。不用額の323万4,800円につきましては、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会の見込額の誤差によるものであります。

続きまして、決算書28ページ、お聞きください。

9目企業誘致対策事業費9節旅費につきましては、担当者が出席しなかったため支出がゼロとなっております。

13節委託料46万9,427円については、貸工場施設の高圧電気管理委託料、浄化槽管理委託料となっております。不用額の100万円につきましては、ふるさと雇用再生事業委託料で、事業者との調整がうまくいかず実施ができませんでした。

19節負担金補助及び交付金153万7,000円、起業家支援補助金1件150万円と企業誘致対策協議会負担金3万7,000円が含まれています。

続きまして、決算書28ページから29ページ、成果説明書37ページをお願いします。

10目きばらでえ伊仙応援基金事業で1億1,204万2,932円、主なものとしまして、8節報償には返礼品代の1,953万5,527円、12節役務費804万1,864円につきましては、返礼品に係る通信運搬費、234万9,551円、ふるさと納税に関する広告料142万428円、クレジットカード決済手数料、426万8,525円であります。13節委託料につきましては、ふるさと納税システム保守委託料116万1,114円です。

25節積立金につきましては、基金への積立8,078万6,233円であります。

決算書29ページ、11目企業版ふるさと納税事業費11節需用費は、当初の予定していた学習支援センターの図書購入を予定していましたが、当初予定していた寄付額より額が少なかったため、図書購入をできませんでした。

18節備品購入費162万8,000円で、不用額につきましては、ある事業者からパソコン20台、タブレット18台、テレビ3台の寄附がありましたので、不用額237万2,000円となっております。

12目地方創生推進事業、1,886万9,907円の主なものとしまして、4節共済費78万6,329円、7節賃金276万200円につきましては、事務推進費の人件費であります。

8節報償費16万7,000円は、シンポジウム講師謝金、地方創生効果検証委員会委員謝金となります。

9節の旅費の106万9,470円につきましては、各シンポジウム開催時の講師旅費77万1,610円、地方創生推進交付金事業ヒアリングで29万7,860円、これは職員の旅費となっております。

11節需用費68万6,389円につきましては、消耗品、燃料費、印刷、製本費であります。

12節役務費50万4,574円は、通信運搬費広告料です。

13節委託料1,275万1,325円は、伊仙町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務、徳之島学び・育ち・島づくり事業業務委託、集落活性化調査研究委託料となっております。不用額の84万3,885円につきましては、コロナ発生に伴い、海外体験プログラムの実施ができなかったものであります。

14目地域おこし協力隊推進事業費1,108万6,417円、主なものとしまして、1節報酬512万円、4節共済費105万7,820円につきましては、協力隊員の人件費でございます。

9節旅費42万314円、11節需用費134万9,332円につきましては、協力隊員の活動旅費及び消耗品代、燃料代であります。

14節使用料及び賃借料223万9,331円につきましては、車、パソコンのリース及び住宅使用料であります。

18節備品購入費38万円につきましては、コーヒーの葉を加工する揉捻機代であります。

続きまして、決算書30ページ、16目長寿子宝のまちサテライトオフィス事業512万6,453円につきましては、9節旅費133万7,711円はサテライトオフィス参加企業の費用弁償95万5,351円、それに担当職員の普通旅費で38万2,360円となっております。

13節委託料310万円は、伊仙町お試しサテライトオフィス事業業務委託費でございます。

続きまして、決算書33ページ、35ページ、成果説明書は39ページから40ページ、5項統計調査費687万3,436円、主なものとしまして、1節統計調査総務438万5,022円、統計調査担当者の人件費であります。また、その他の統計調査費につきましては、県からの調査委託業務であります。

続きまして、決算書55ページ、成果説明書40ページ、6款商工費以降商工費3目消費者行政推進費216万7,486円につきましては、相談員の人件費及び弁護士相談会の経費等でございます。

以上、未来創生課所管の令和元年度歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

〇くらし支援課長（名古健二君）

皆さん、お疲れ様です。くらし支援課から補足説明をさせていただきます。

まず、決算書の7ページをお開きください。

1款町税1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市町村たばこ税について説明がありますが、成果説明書のほうが分かりやすいのでそちらのほうで説明させていただきます。

成果説明書の41ページから45ページをお開きください。

41ページから42ページは、賦課事務の説明となっておりますので、お目通し願いたいと思います。

43ページをお開きください。徴収事務の説明となっております。ご説明いたします。

まず、表2の町民税個人分の現年度分から説明いたします。令和元年度調定額1億2,367万4,960円に対しまして、収納額が1億1,956万8,885円であります。徴収率が、96.68%になっております。これは、前年度と比較しまして1.49%の減になっております。ある1軒の業者の所に税務署の立入がありまして、過年度分の追徴金等がありまして、目標徴収率98%には届きませんでした。

続きまして、個人分の滞納繰越し分は、調定額1,014万5,276円に対しまして、徴収額は227万3,826円、徴収率22.41%で、前年度より7.02%の減であります。財産調査は行いましたが、差押さえ財産等がなかったのが大きな要因であります。

続きまして、法人税は、現年度1,054万4,100円の調停に対しまして、収入額が1,031万4,100円になっております。徴収率は、97.82%で、前年度より1.27%の減になっております。今現在の滞納者の内訳は、小売店1軒、業者2軒、その他4軒であります。

続きまして、固定資産税現年度分調停1億906万8,200円に対しまして、収入額1億310万2,300円あります。徴収率は、94.53%であります。前年度より0.36%の増になっております。

滞納繰越し分は、2,498万6,662円に対しまして、収入額は372万1,462円になります。徴収率は、14.89%で、2.14%の増であります。

続きまして、軽自動車税、現年度調定額は3,098万9,900円に対しまして、収入額は、2,858万4,500円になっております。徴収率は、92.24%で、昨年度より1.56%の増になっております。

続きまして、たばこ税は4,669万4,534円の調停に対しまして、収入額も同額、100%の徴収率であります。昨年度比較しまして、収入額が62万866円の増であります。電子たばこの税率アップが要因と考えられます。

続きまして、収入済額の下の方の合計額を見ていただきたいですが、30年度の3億1,693万6,380円に対しまして、元年度は3億1,682万7,307円と、ほとんど変わりませんでした。

次に、収入未済額の下の方の合計額を見ていただきたいと思います。30年度が4,438万8,379円に対しまして、元年度が4,352万4,945円になります。86万3,434円の減になっております。

続きまして、表3のほうの(2)の滞納処分の実施状況を見ていただきたいと思います。

差し押さえ額は、昨年より11万4,000円伸びております。家宅搜索も2軒行いましたが、新型コロナの影響で3月予定していた公売会がいまだにできない状態であります。

表4のほうに、不納欠損額の税別状況が書かれております。お目通し願いたいと思います。これは、消滅時効分と執行停止後3年経過の案件であります。これは、通知書、督促状、催告状などを送っても返答がなく、訪問しても接触できないものや、住所だけおいて出稼ぎに行っているものや、行方知れずや財産調査したがないなどの案件であります。

以上で、徴収の説明を終わります。

次に、決算書の30ページから31ページをお開きください。

くらし支援課のほうは、前年度とほぼ同じでありまして、徴収事務費であります。2年度の2月21日から25日にかけて、行く予定にしていた関東出張徴収が、コロナの影響で中止になりましたので、不用額として旅費が残っております。他は、徴収事務費でございますので、お目通し願いたいと思います。

これで、くらし支援課の説明を終わります。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

それでは、子育て支援課関連の補足説明をいたします。

まずは、歳入から主なものを説明いたします。

決算書10ページをお開きください。成果説明書は60ページから65ページとなります。

11款2項1目民生費負担金2節私立保育所費負担金収入済額1,995万9,430円は、これは保育所に入所している児童の保護者負担金となります。収入未済額23万2,000円につきましては、今年6月までに全額納入されております。

11款2項2目衛生費負担金1節保険衛生費負担金収入済額297万9,147円の内金としまして、養育医療費自己負担金25万37円が含まれております。

決算書12ページをお開きください。

13款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金収入済額1億5,557万3,777円の内訳は、子供のための教育保育給付費私立保育所分としまして、1億3,101万5,383円、へき地保育所分としまして848万3,974円、認定こども園分としまして、1,607万4,420円となっております。

3節児童手当負担金収入済額8,450万999円は、児童手当国庫負担分でございます。

13款1項2目衛生費国庫負担金1節保険衛生費負担金収入済額84万4,750円は、養育医療費の国庫負担分でございます。

決算書13ページ、13款2項1目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金収入済額1億2,853万3,000円の内訳は、保育所整備交付金1億1,514万9,000円、プレミアム付き商品券事業補助金457万円、同事業事務費補助金450万2,000円、子ども・子育て支援交付金214万2,000円、子ども・子育て追伸支援交付金77万円、幼児教育保育無償化実施円滑化事業補助金90万円、児童健全育成対策費補助金50万円の総額となっております。

決算書15ページをお開きください。

14款1項1目3節児童福祉費負担金収入済額6,768万6,070円の内訳は、子供のための教育保育給

付費私立保育所分としまして、5,698万3,011円、へき地保育所分としまして、370万1,373円、認定こども園分としまして、700万1,686円の合計でございます。

4節児童手当負担金収入済額1,966万9,332円は、児童手当の県負担分でございます。

決算書16ページをお開きください。

14款2項2目1節社会福祉費補助金収入済額490万9,500円の内金としまして、ひとり親家庭医療費助成事業補助金195万円、乳幼児医療費補助金196万1,000円、合計391万1,000円が含まれております。

3節児童福祉費補助金収入済額206万6,000円の内訳としまして、子ども・子育て支援交付金162万4,000円、多子世帯保育料軽減事業費補助金44万2,000円が含まれております。

続きまして、支出の主なものを説明いたします。

決算書38ページをお開きください。成果書は、同じく60ページから65ページでございます。

3款2項1目児童福祉総務費13節委託料支出済額534万1,918円の内訳としまして、児童館管理運営委託料280万2,000円、幼児教育無償化に伴うシステム改修委託料77万円、第2期伊仙町子ども・子育て支援事業計画策定委員委託料79万2,000円、子育て支援病児保育委託料97万7,918円となっております。

決算書39ページをお開きください。

20節扶助費支出済額1億2,386万円は、児童手当給付費になります。

3款2項2目へき地保育所費7節賃金支出済額1,767万3,862円の主なものは、へき地保育所3園、阿三、古里、喜念、3園の保育費及び支援員の賃金でございます。

11節需用費支出済額263万255円の主なものは、へき地保育所3園の光熱費、修繕費でございます。

3目私立保育所19節負担金補助及び交付金支出済額4億5,318万4,080円の内訳は、私立保育所整備負担金1億2,954万2,000円、私立保育所3園及び認定こども園の給付費3億2,364万2,080円の合計でございます。不用額242万920円については、保育所給付費において、年度末に確定する公定価格等を反映した各園からの給付請求の一部に返納戻入れがあったために発生したものでございます。この点につきましては、監査室からもご指導がございましたが、不用額は多額とならないように今年度6月からは、各月ごとに概算払い精算を行うこととしております。

4目子育て支援事業費1節報酬支出済額96万円は、子育て世代環境教育推進事業の活動をしている地域おこし協力隊員の報酬でございます。

7節賃金支出済額129万4,600円は、プレミアム付き商品券事務員の賃金でございます。

11節需用費支出済額128万5,351円、不用額144万649円、不用額の主なものは、プレミアム商品券事業の需用費123万3,161円となっております。

決算書40ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金支出済額567万8,600円のうち、457万円がプレミアム付き商品券事業の支出分でございます。また、不用額664万5,400円のうちプレミアム付き商品券事業の不用額として、

664万5,000円でございます。本事業は、非課税世帯、子育て世帯が対象と条件付きだったため、商品券の販売が伸びなかったものと推測されております。

5目乳幼児家庭全戸訪問事業費支出済総額27万3,991円は、助産師さんへの報償費等全戸訪問に係る経費でございます。

8目子供医療費20節扶助費支出済額1,165万8,076円の内訳は、ひとり親家庭医療費助成事業394万6,596円、乳幼児医療費助成事業及び給付事業507万6,673円、義務教育就学児医療費助成事業263万4,807円の扶助費でございます。

決算書43ページをお開きください。

4款1項8目母子衛生費13節委託料支出済額474万1,699円の主なものは、医療機関に委託する妊婦、幼児検診審査委託料435万9,632円でございます。

19節負担金補助及び交付金支出済額608万5,200円の主なものは、産科費確保支援事業補助金600万円でございます。

20節扶助費支出済額227万5,739円の主なものは、養育医療費助成費事業扶助費165万931円、ハイリスク妊婦旅費一部扶助費42万7,888円、母子栄養ミルク扶助費15万6,520円の合計額でございます。

決算書44ページをお開きください。

4款1項11目子育て支援推進事業費13節委託料支出済額300万円は、子育て支援事業委託料でございます。本事業は、子育て支援中の親子を対象に、各種イベントを開催して、不安感、孤立感等の解消を図るものでございます。

以上、子育て支援課関係の補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここで、しばらく休憩をいたします。

午後は、13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時44分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

それでは、選挙管理委員会の令和元年度決算について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

決算書15ページ、成果説明書40ページをお開きください。（発言する者あり）決算書15ページ、成果説明書40ページ、40ページの下のほうに成果説明書があります。

3項国庫委託金1目総務費国庫委託金2節選挙費委託金608万1,705円は、参議院選挙の選挙費で

す。

次に、18ページをお開きください。

3項県委託金1目総務費委託金特設選挙費委託金307万4,753円は、県議会議員選挙費です。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書32ページから33ページ、4項選挙費1目選挙管理委員会費。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ページ数位置から後はしばらく、間を置いて。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

決算書32ページから33ページです。

4項選挙費1目選挙管理委員会費支出済額908万3,984円については主に職員手当です。

2目選挙啓発費は支出済額21万1,260円。これは、明るい選挙推進協議会の分です。

次に、6目参議院選挙費は611万7,804円の支出です。

次に、7目県議会議員選挙費は307万4,753円の支出です。

以上、選挙管理委員会の説明を終わります。

○地域福祉課長（大山 拳君）

令和元年度一般会計決算地域福祉課に係る補足説明をいたします。

成果説明書は47ページから49ページになります。

主に決算書での説明をいたしたいと思います。

歳入につきまして、決算書10ページをお開きください。

11款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉負担金として、720万7,118円ですが、これは、徳之島老人ホームへの入所措置費としての歳入であります。

次に、決算書の12ページ、13款国庫支出金1項1目1節社会福祉費負担金国保基盤安定負担金として811万5,385円、障害者自立支援給付費等負担金として1億1,225万6,286円、障害者自立支援医療給付費負担金として750万円の合計1億2,787万1,671円の歳入となっております。

次に、決算書は13ページになります。

13款2項1目1節社会福祉補助金210万5,000円。こちらは地域生活支援事業費補助金として197万6,000円、システム改修補助金として12万9,000円の合計歳入であります。

4節老人福祉費補助金介護保険低所得者保険料軽減負担金として726万7,020円の歳入となっております。

決算書15ページとなります。

14款1項1目1節社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費等負担金、障害者自立支援医療給付費負担金、重度心身障害者医療助成金それぞれの合計額1億444万3,609円の歳入となっております。

その下、2節老人福祉費負担金、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金として3,110万8,395円

の歳入となっております。

続いて、決算書16ページをお開きください。

2項2目1節社会福祉費補助金490万9,500円の中に、地域支援事業補助金98万8,000円と民生委員推薦委員会補助金として1万5,000円が歳入として含まれております。

2節老人福祉費補助金、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者利用者負担軽減措置事業費補助金、介護保険低所得者保険料軽減負担金交付金、元気度アップ地域包括ケア推進事業の合計額525万9,958円の歳入となっております。

決算書18ページとなります。

3項2目1節権限移譲委託金21万4,000円のうち、障害者を支援するための法律に関する事務の権限移譲委託金として3万2,000円歳入として含まれております。

決算書20ページになります。

17款1項2目1節介護保険特別会計繰入金として77万372円。その下、3目1節後期高齢者保険医療特別会計繰入金として22万4,354円の歳入となっております。

続きまして、21ページです。

3項2目2節社会福祉費雑入、徳之島地区介護保険組合負担金、障害者自立支援給付費等負担金（国庫分）、障害者自立支援給付費等負担金（県費）、電気料金基本料超過料分の収入、水道料金基本料超過料分の収入、電気料金過年度分の超過料金の収入として合計324万9,174円の歳入となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

決算書36ページになります。

3款1項1目28節繰出金、国民健康保険基盤安定繰出金5,917万471円、国保会計財政安定化支援事業費繰出金2,243万円、助産費等補助金繰出金420万円、国民健康保険事務費繰出金671万2,000円の合計9,251万2,471円の歳出であります。

なお、不用額の112万529円については、国保基盤安定事業など各事業の実績確定に伴い減額となっております。

3目老人福祉費13節委託料、主なものとして、高齢者福祉計画ニーズ調査委託料、高齢者実態調査委託料としての委託料147万1,250円であります。

同じく、老人福祉費20節扶助費、主なものとして、敬老祝い金、徳之島老人ホーム入所に係る措置費での歳出となっております。

決算書37ページになります。

6目障害者福祉費20節扶助費、障害者自立支援給付費等事業費、障害者自立支援事業総合対策事業、障害者自立支援医療給付費事業、地域生活支援事業、重心障害児者施設訪問旅費助成としての歳出となっております。自立支援や給付費の実績に伴い、不用額が大きくなっております。

8目重心医療費20節扶助費、重度心身障害者医療助成金として1,660万7,437円の歳出となっております。

ります。不用額については、こちらの実績に伴うものとなっております。

決算書38ページになります。

地域包括支援センター運営費11節事業費、内訳として公用車の修繕費、そして車検整備費としての歳出となっております。

13目元気度アップ地域包括ケア推進事業費委託料、長寿・子宝社へ委託しているグループポイント事業の委託料で、事業実績に応じて歳出をしております。

続きまして、決算書41ページになります。

4項1目19節負担金補助及び交付金は、災害時、福祉避難所として開設される事業所への負担金ですが、昨年度の支出はありませんでした。

その下の20節扶助費、火災等による災害見舞金としての歳出であります。

決算書44ページになります。

4款1項9目13節委託料、自殺対策事業に係る若年層対策事業と普及啓発事業の委託料として109万6,700円の歳出となっております。

以上、地域福祉課における一般会計決算についての説明を終わります。

○健康増進課長（澤佐和子君）

令和元年度健康増進課関連一般会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。

成果説明書は85ページから87ページになります。決算書は10ページをお開きください。

11款分担金及び負担金2項負担金2目衛生負担金1節保健衛生費負担金、収入済額297万9,147円うち272万9,110円は、各種検診の自己負担金であります。検診実績につきましては、成果説明書86ページをご参照ください。

次に14ページをお願いします。

13款国庫支出金1項国庫補助金2目衛生費国庫補助金2節保健衛生費補助金64万4,000円うち53万4,000円は、感染症予防事業の新たなステージに入ったがん検診と風疹抗体検査に関する国からの補助金であります。

16ページ、14款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金2節保健衛生費補助金191万1,600円のうち48万9,000円は、実績に伴う健康増進事業県補助金であります。

18ページ、お願いします。

3項県委託金2目民生委員委託金1節権限移譲委託金21万4,000円うち16万2,000円は、医療関係各種免許申請事務の権限移譲に関わる県からの委託金であります。

次に、歳出についてご説明します。

42ページ、お開きください。不用額の大きいものについてご説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費5目保健センター運営費19節負担金補助及び交付金45万8,800円につきましては、主に医師修学資金助成申請者がいなかったため、うち45万円が不用額となっております。

その下、20節扶助費145万8,000円につきましても、若年がん患者に対する療養支援事業の申請対

象者がいなかったため、不用額となっております。

6目予防費については、13節委託料において749万8,674円が不用額となっておりますが、主には、元年度からスタートしました成人男性の風疹抗体検査及び風疹ワクチン接種委託料が、実績により抗体検査受診者やワクチン接種者が少なかったことによるものでございます。予防接種の実績につきましては、成果説明書85ページを参照ください。

7目健康増進事業費については、13節委託料616万5,765円が不用額となっておりますが、各種がん検診などの実績によるものであり、2月13、14日に元年度最後のがん検診が計画されていたため、不用額となっております。

いずれにしても、年度末まで委託料等が実施されるものもありますが、年度途中での執行計画の見直しなどを行い、年度内に早めに減額補正を行うなど対処をしていきたいと思っております。

成果説明書86ページにおきまして、先ほども申しました各種がん検診実績や特定健診、特定保健指導実績などが記載されています。特定健診、特定保健指導は実施率が高くなっていますが、がん検診は実施率が低迷しています。さらなる受診率向上を目指し、早期発見、早期治療につなげていきたいと思っております。

また、国保保健指導事業においては、早世対策など、早期から生活習慣改善を図ることで、重症化・重度化防止を図っていきたくと考えております。

以上、健康増進課関連の一般会計補足説明を終わります。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

きゅらまち観光課の歳入歳出の決算書をご説明いたします。

決算書の12ページ。成果説明書は66ページから69ページになります。

12款歳入についてご説明いたします。

12款使用料及び手数料1項使用料4目商工費使用料1節観光施設使用料385万8,832円の歳入で、内訳としまして、なくさみ館での闘牛大会施設使用料、資料館利用料、看板広告料、自動販売機使用料などがございます。詳細につきましては、成果説明書に記載しております。

12款使用料及び手数料2項手数料2目衛生費手数料1節衛生費手数料29万700円の歳入で、内訳としまして、一般廃棄物処理業浄化槽清掃業許可手数料1万6,000円、犬の登録手数料、狂犬病予防接種、注射済票交付手数料14万4,100円、猫の登録手数料3万5,000円でございます。

決算書の14ページになります。

13款国庫支出金2項国庫補助金2目衛生費国庫補助金1節環境衛生費補助金401万4,000円の歳入で、内訳としまして、循環型社会形成推進交付金、合併浄化槽設置補助金、国の分の歳入でございます。

決算書の16ページになります。

14款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節環境衛生費補助金640万8,000円の歳入で、内訳としまして、浄化槽整備事業交付金、合併浄化槽設置補助金、県分の歳入335万8,000円と、奄美

群島成長戦略推進交付金ネコ対策事業305万円の歳入でございます。

決算書の17ページになります。

14款県支出金 2 項県補助金 5 目商工観光費県補助金 1 節商工費補助金508万8,675円の歳入のうち、385万6,000円は、地域振興推進事業補助金375万6,000円、景観形成環境保全推進事業補助金10万円でございます。

決算書の18ページになります。

14款県支出金 3 項委託金 3 目衛生費県委託金 1 節環境衛生費委託金2,199万7,000円の歳入で、これは、海岸漂着物地域対策推進事業費でございます。

2 節権限移譲委託金40万9,000円のうち36万7,000円は、内訳としまして、化製場等に関する事務費 2 万円、浄化槽法に関する事務費31万9,000円、県ウミガメ保護条例事務費 2 万8,000円に関する権限移譲事務費になります。

14款県支出金 3 項県委託金 5 目商工費県委託金 1 節権限移譲委託金 6 万8,000円の歳入で、内訳としまして、屋外広告条例に関する事務費 2 万円、中小小売商業振興法に関する事務費 2 万円、自然公園法に関する事務費 2 万8,000円であります。

決算書の21ページになります。

19款諸収入 3 項雑入 3 目衛生費雑入 1 節保健衛生費雑入347万5,659円の歳入で、内訳としまして、徳之島 3 町ネコ対策協議会負担金返納分84万8,354円、ハブ駆除対策費補助金216万9,000円、ヤスデ個人負担金 4 万1,650円、徳之島愛ランド広域連合食肉センター負担金41万6,655円です。

同款同項同目 2 節清掃費雑入87万8,843円の歳入で、徳之島愛ランド広域連合負担金精算返納金でございます。

続きまして、歳出の決算のご説明をいたします。

決算書41ページになります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目衛生総務費5,033万3,131円の支出で、主な支出としまして、徳之島食肉センター負担金でございます。

2 目環境衛生費3,570万5,060円の支出で、主な支出としまして、ハブ買上代・ハブ咬傷費、合併浄化槽設置補助金、徳之島 3 町ネコ対策協議会の負担金でございます。その中の負担金補助及び交付金650万700円の不用額に関しまして、合併浄化槽設置補助金が332万6,000円、県合併浄化槽推進協議会負担金700円、徳之島 3 町ネコ対策協議会負担金317万4,000円になります。

この合併浄化槽設置補助金332万6,000円に関しましては、年度末までの補助金申請が何件あるのか不透明な状況で、年度をまたぐ申請は控えるようにと業者に依頼しました。

予算の内訳としまして、合併浄化槽 5 人槽分 5 機、単独浄化槽撤去費用分 5 件、宅内配管工事費 5 件分を予定していましたが、申請がなかったための予算の失効残でございます。この件につきましては、8月18日に監査事務局より不用額についてのご指摘を受けまして、今後このような多額の不用額を出さないように努めてまいりたいと思います。

徳之島3町ネコ対策協議会負担金317万4,000円に関しましては、TNR事業での避妊手術を行った猫の増加による手術費の減少、また昨年11月から1月までの間、猫捕獲員の不在になり、賃金の支払いが不要になったため、第3四半期の負担金の請求がなかったためによるものです。この件につきましても、8月18日に監査事務局より不用額についてのご指摘を受けまして、今後このような多額の不用額を出さないように努めてまいりたいと思っております。

決算書44ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費10目海岸漂着物地域対策推進事業費2,444万1,184円の支出で、これは海岸漂着物地域対策推進事業としまして、喜念から小原までの13か所の海岸において海岸漂着物を清掃作業員で回収しております。また、美ら海・美ら島大作戦においては、住民参加において、きれいな海岸を保っていただきました。平成31年度の実績として、成果説明書に記載しているとおりであります。

4款衛生費2項清掃費10目清掃総務費1億4,227万3,160円の支出であります。主な支出としまして、ごみ収集運搬委託料、徳之島愛ランド広域連合への負担金でございます。

決算書45ページになります。

4款衛生費2項清掃費2目美しい村づくり総合整備事業費402万7,635円の支出で、主なものとして、不法投棄回収作業でございます。

決算書54ページになります。

6款商工費1項商工費1目商工振興費576万500円の支出で、主なものとして、商工会事業補助金、プレミアム付商品券発行事業負担になります。

商工会事業補助金につきましては、商工業の振興発展と地域社会の活性化のため、伊仙町商工会を支援するものであります。また、プレミアム商品券につきましては、行政及び商工団体が一丸となって、伊仙町で確実に消費がなされるものを目的として補助しております。

決算書54ページになります。

6款商工費1項商工費2目観光費1,893万7,136円の支出で、主なものとして、徳之島観光連盟負担金、徳之島地区トライアスロン負担金、夏祭り補助金等でございます。平成31年度の実績として、成果説明書に記載しているとおりであります。

決算書55ページになります。

6款商工費1項商工費4目徳之島地域文化情報発信施設運営費1,837万5,343円の支出で、主な支出としまして、平成31年度は、なくさみ館の通路回廊仮設テント、控室の整備を行いました。その分の設計委託料、工事費、あと、なくさみ館の管理運営費などによるものです。

6款商工費1項商工費5目世界自然遺産登録事業費417万354円の支出で、主な支出としまして、世界自然遺産登録に向けて外来種の駆除や希少種の保護などの人夫賃金、調査賃金、また、徳之島地区自然保護協議会負担金などによるものです。

決算書56ページになります。

6 款商工費 1 項商工費 8 目景観形成環境保全活動支援事業費20万円の支出で、主なものとして、景観形成環境保全活動支援として、西犬田布集落、中伊仙西集落に補助金を交付しております。

以上で、きゅらまち観光課の決算書の説明を終わります。

○農委事務局長（豊島克仁君）

それでは、農業委員会の令和元年度歳入歳出決算書の補足説明をいたします。

決算書、歳入につきまして、16ページをお開きください。

14款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費補助金 1 節農業委員会補助金、収入済補助金は、758万6,333円となっております。内訳といたしまして、農業委員会補助金216万9,000円、機構集積支援事業補助金130万4,000円、農地利用最適化交付金411万3,333円となっております。

続きまして、22ページをお開きください。

19款諸収入 4 項受託事業収入 1 節農業者年金収入済額は、39万2,200円となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

決算書46ページをお開きください。

5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費 1 節報酬。これは、農業委員会会長及び推進委員の報酬になります。

13節委託料は、農家台帳システム管理委託料です。

19節負担金の補助及び交付金は、主なものとして、農業会議所及び奄美地区農業委員連絡協議会の負担金になります。

続きまして、成果説明書69ページをお開きください。

農業委員会開催状況につきましては、毎月15日前後を開催日と決めております。主な議題といたしましては、農地法第3条許可申請の議案、農地法第4条、5条許可申請を議案として、主に取り扱っております。令和元年度の農地法第3条許可申請は、71件、26万4,482m²が売買及び贈与での申請となっております。農地法第4条許可申請は2件、691m²、農地法第5条許可申請は6件、5,500m²が転用されております。

70ページに移りまして、農地料集積結果につきましては、40件、25万3,001m²となっております。

続きまして、農地の利用関係をめぐる紛争につきまして、平成31年度は、境界線等の和解の仲介申立てがなかったため、ゼロ件となっております。

続きまして、農業者年金加入状況につきまして、平成31年度の加入がゼロ件、受給者数が161名となっております。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。

○経済課長（仲島正敏君）

引き続き、経済課の補足説明をいたします。

まず、8ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税 4 項森林環境譲与税 1 目森林環境譲与税 1 節森林環境譲与税28万8,000円は、市町

村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに市町村による森林整備に関する支援等に費用を充てなければならないということで、まずは基金積立て後に森林整備等に活躍してまいりたいと思います。

続きまして、11ページをお開きください。

12款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目農林水産業費使用料 1 節生活改善センター使用料14万9,530円は、年間延べ118回、利用人数は319人のセンター使用料でございます。

その下の2節農業支援センター使用料1万4,228円、主なものといたしましては、ドローン講習による会場使用料でございます。

続きまして、15ページ、上からつながってきておりますけれども、13款国庫支出金 2 項国庫補助金 6 目農林水産業費国庫補助金 4 節農業費補助金、こちらは、平成30年度にございました台風24号に伴う被災者農業資本形態育成支援事業補助金の予算が繰越費及び繰越明許充当費ということで、3,120万計上されております。

また、収入未済額の660万9,000円につきましては、経済課の私どものほうのミスでございまして、この際に園芸の102万7,000円と畜産のほうの660万9,000円と2つ調定を挙げないといけないんですけれども、畜産の660万9,000円を二重に計上していたことによる収入未済額でございます。

続きまして、16ページから17ページにかけて、14款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業補助金 2 節農業費補助金、収入済8,802万2,330円のうち、主なものといたしまして、農業次世代人材投資事業補助金427万6,848円、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業補助金7,295万8,246円、農業創出緊急支援事業交付金466万5,000円が含まれております。

また、予算減額の節の金額の2億2,780万1,000円に対しましての差額につきましては、南西糖業さんが実施いたしております産地パワーアップの翌年度繰越金1億1,880万円が主な原因でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

4 節林業費補助金収入済141万4,000円のうち、主なものといたしましては、森林環境直接事業補助金364万円並びに里山林総合対策事業補助金105万円になります。

その下の5節水産事業補助金65万4,000円は、サンゴ礁保全対策事業補助金でございます。

続きまして、18ページの中段、3項県委託金 4 目農林水産業県委託金 1 節農業費委託金687万5,000円は、奄美群島移動規制害虫特別駆除事業委託金になります。いわゆるCG調査に関わる費用のことでございます。また、3節権限移譲委託金6万2,000円のうち4万2,000円は、経済課で行っている有害鳥獣に関する事務に対する委託金でございます。

続きまして、19ページ、15款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 1 節利子及び配当金8万3,436円のうち、689円が肉用牛基金利子になります。

続きまして、2項財産売払い収入 3 目生産物売払い収入 1 節生産物売払い収入68万3,399円のうち、25万3,879円が農業支援センターの農作物売り払い等の収入になります。

続きまして21ページ、19款諸収入3項雑入4目農林水産業費雑入1節農業費雑入収入済み額463万8,676円のうち342万4,000円が農地中間管理事業事務委託費、105万円が味の素AGF株式会社から、徳之島コーヒー生産支援プロジェクト負担金になります。

続きまして、次のページ22ページの畜産業費雑入収入済み額1,613万9,000円は、平成30年度の明許繰越予算の畜産基盤再編総合事業奄美南部地区の農家さんの個人負担金になります。

その2項下の5節水産業費雑入、収入済み額80万円のうち3万5,000円が農業集落支援事業違約金、こちらの収入未済の32万7,600円が残りの残金でございます。

また、76万5,000円が漁業集落の返納金、いわゆるサメ駆除等の一部自主返納金に当たる金額になります。

その下の5項貸付金元利収入の1目農林水産業費貸付金元利収益は、収入がございませんが、こちらが、いわゆる「百菜」への貸し付けされている360万でございますが、収入がございませんでした。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

決算書は、47ページから54ページになります。また、成果説明書は71ページから74ページになります。

では、決算書47ページをお開きください。

まず、5款農林水産業費1項農業費4目農業総務費の継続費及び繰越事業費繰越額170万円は特産品加工工房キビ搬入口上屋改修工事でございます。こちら昨年度、製糖期終了後に着工し、工事は終了いたしております。

11節需用費の737万4,393円の主なものといたしましては、各営農研修センターの修繕費でございます。

19節負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、環境にやさしい農業推進事業、いわゆる堆肥助成でございます。こちらのほう成果説明書の修正をお願いいたします。事業費が600万円になってはいますが、こちらは400万円の誤りでございました。

令和元年度は20haで600tの堆肥投入の実績がございます。

22節補填補助及び賠償金の2,737万7,000円の不用額は、「旧百菜」の平成29年度決算に対して、平成30年度より指定管理を行っている徳之島ビジョンの立て替え分1,853万2,000円と「百菜」の代表者借入金884万5,000円の合計でございます。

令和3年3月31日付けで直売所「百菜」に関する補填金及び代表者の借入について予算の執行停止を求めた住民監査請求及び同予算は、予算の暫定的執行停止状態になり、令和元年度の予算執行はできませんでした。

続きまして同じく47ページ、成果説明書同じく71ページの5目特殊病虫害駆除対策費、主なものといたしましては、11節需用費、こちらはカンキツグリーンング病の防除に係る薬品代でございます。

続きまして、ページをめくりまして48ページ、6目糖業振興費13節委託料179万9,438円は、サトウキビ優良種苗提供確保事業サトウキビ原材料委託料でございます。

また、19節負担金補助及び交付金の翌年度繰越額1億1,880万円は、先ほど歳入で申しましたとおり南西糖業さんが実施いたしております産地パワー事業によるものでございます。

不用額457万3,668円の主なものといたしましては、ハリガネムシ防除農薬負担及びサトウキビ増産推進事業補助金の実績に伴う不用でございます。3月議会までの予算の締め切りが2月でしたが、この事業自体が例年、春植えのサトウキビ増産推進に係るということで3月までしている関係上、見込める実績が下回ったための不用額として残っております。

続きまして、7目有機物供給センター管理費、主なものといたしましては、11節需用費1,422万69円のうち、主なものとしてポンプ修理費279万5,513円とアンモニアキラー等薬剤代682万5,600円があります。また、委託料の992万6,000円は有機物供給センターの指定管理の管理運営委託料になります。

翌年度繰越額1,804万につきましては、液肥散布車購入事業ですが、平成2年4月3日に完成検査及び引き渡しを終え、現在、有機物供給センターにおいて稼働いたしております。

続きまして、同じく48ページ成果説明書の72ページの8目園芸振興ですが、継続費及び繰越事業繰越額200万円は、被災者向け経営体育成事業補助金、平成30年度台風24号により被災したハウスに対する補助でございます。

こちら実績として6件で141万6,490円ございました。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金の支出済額937万9,316円のうち543万6,025円は、青果物安定強化負担金でございます。

続きまして、9目畜産振興費継続費及び繰越事業繰越額4,300万でございますが、3,000万円は先ほどの園芸のハウスのように、こちらのほうも牛舎等被災者向け経営体育成事業、また残りの1,300万円は畜産基盤総合整備事業参加者負担金でございます。

続きまして、11目農林水産物輸送コスト支援事業、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金8,456万9,844円、こちらは平成31年3月より令和2年2月までの農林水産物輸送コスト支援事業の補助金になります。過去の実績を基に見込みで予算を大目に計上する関係上、どうしても多額の不用額が出るようになっていきます。

続きまして、12目農業次世代人材投資事業、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金456万3,563円は、成果説明書にありますとおりに受給者が3名おります。その中の2名が1年間に150万円を受給、残りの1名が変動制ということで、収入などほかにございまして、この基準額を超えた場合は減額になるということで、1名が115万2,763円の交付になっております。

続きまして、50ページの15目鳥獣被害対策事業費、主なものとしましては8節報償費347万円、有害鳥獣駆除として成獣154頭、幼獣6頭分になります。また、19節負担金補助及び交付金の50万円は、イノシシ対策資材補助として計上いたしましたが、有効な資材の決定に至らず実績ゼロでございます。

す。

今年度以降は速やかに、こちらのほう、また、補正予算等もお願いしているのですが、成立次第速やかに事業等実施してまいりたいと考えております。

続きまして、16目奄美農業創出支援事業費19節負担金補助及び交付金413万2,000円は、ポテトハーベスター1台の購入に係わる補助でございます。

続きまして、50ページから51ページにかけまして成果説明書が74ページ、17目農業支援センター運営費、主なものとしてトラクター格納庫材料代27万7,573円、パイプハウス材料代35万7,754円、備品購入費で育苗棚代ということで49万8,000円、19節の負担金補助及び交付金35万1,000円は、研修生1名の4月から8月までの4カ月分でございます。

続きまして51ページ成果説明書が74ページ、26目ふるさとレストランプロジェクト事業費、今年度、ふるさと納税の申し込み件数が357件で寄附合計が4,053万3,000円でございます。

続きまして53ページ、移動をお願いします。成果説明書は74ページ、3項林業費1目林業振興費13節委託料218万8,600円のうち、150万円が里山林総合対策事業費と支出をいたしております。

続きまして54ページ成果説明書74ページ、4項水産業1目水産振興費、主なものとして、13節の委託料93万3,000円、珊瑚礁の保全対策事業に関する委託料でございます。

また、19節の負担金補助及び交付金332万8,038円のうち、313万8,038円は、実績としては平成28年度に購入した材料の残りを整備し、魚礁設置を行ったことに対する補助でございます。

23節償還金利子及び割引料の97万8,934円は、歳入のほうでも言いましたけれども過年度の県補助金返還金といたしまして、鹿児島県の会計管理者へ平成29年度の離島漁業再生支援事業に係る返還金でございます。

以上、経済化の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここで、しばらく休憩いたします。10分間。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時57分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○耕地課長（穂 浩一君）

それでは、令和元年度一般会計歳入歳出決算、耕地課関係について、歳入の補足説明をいたします。成果説明書は、75ページから78ページでございます。

まず、決算書10ページ。11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業分担金1節現年度分調定額500万円、収入済額110万261円、収納率が22%でございます。滞納繰越分調定額5,439万7,834円、収入済額が729万3,043円、徴収率が13.4%、両分担金合わせた調定額5,939万7,834円の調定に

対しまして、収納額が839万3,304円、徴収率が14.13%となっております。分担金につきましては、長年低迷をしております。徴収対策を強化するとともに徴収強化を図り、徴収率の向上を図ります。

なお、分担金につきましては、令和2年度より畑総事業推進支援協議会が設立されまして、農家分担金2万1,000円のうち1万4,000円の支援により、農家負担については1反当たり7,000円となり、同意徴収の向上が進むものと思われまます。

続きまして、12ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金、調定額2億159万8,877円、収入済額2億159万8,877円。この国庫負担金につきましては、平成30年度債の繰越、並びに令和元年度の災害事業の国庫負担金でございます。

続きまして、14ページ。13款国庫支出金2項国庫補助金6目農林水産業国庫補助金1節農地費補助金、調定額1,042万円、収入済額も1,042万円でございます。これにつきましては、水利施設等保全高度化事業、試験場の北側の水路の工事費の国庫補助金と農村環境計画策定事業費、中山間事業等の将来の申請を見据えた策定事業費の国庫負担金、補助金分でございます。

続きまして、17ページ、一番上段のほうです。14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金3節農地費補助金、調定額4,360万9,640円、収入済額も同額でございます。これにつきましては、多面的支払交付金2,500万円、多面的支払交付金の推進交付金分74万円、地籍調査事業の補助金1,785万円でございます。

続きまして、18ページ、真ん中、中段のほうに、14款県支出金3項県委託金4目農林水産業費県委託金3節権限移譲委託金でございますが、調定額6万2,000円、収入済額6万2,000円、このうち2万円が土地改良法に基づく事務ということでございまして、土地改良区の検査、指導についての権限移譲費が2万円、収入がございました。

次が22ページの上段のほうに、農地費3節農地費雑入45万円がございます。これについては、調定も収入済額も落としてございますが、これについては、12月補正でお渡ししました、理由としましては、県道拡張のための木之香地区ののり面掘削によるスプリンクラーの移設工事費の県からの雑入でございましたが、スプリンクラーの移設費が45万円もかからずに7万円程度で終わりましたので、町の補修費としてそちらから執行して、こちらからは収入をいただきませんでした。

続きまして、23ページ、20款町債1項町債1目過疎対策事業債4節農林水産業費につきましては、この中の主なものは畑総事業の町負担金でございます。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。決算書52ページをお願いいたします。成果説明書は、同じく75ページから78ページでございます。

51ページ、5款農林水産業費2項農地費1目農地総務費9節旅費につきましては、研修会等の旅費でございます。11節事業費につきましては、地下水ポンプの電気料並びに修繕費が主なものでございます。

52ページ、役務費につきましては、主なものとして切手代、電話代、浄化槽の管理委託費でございます。13節委託料につきましては、主なものは水利施設等保全高度化事業、目手久の水路と農村

環境計画策定補助でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、車のリース料とシステムの使用料でございます。15節工事請負費721万6,000円につきましては、試験場北側の排水路工事155m分の工事費でございます。19節負担金補助及び交付金、主なものにつきましては、多面的機能支払交付金の町負担分等でございます。27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

費目、特定地域生産基盤整備事業の1節賃金につきましては、補修工事等の人夫賃金でございます。11節事業費につきましては、主なものとしては、補修時の燃料費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、補修時の重機借上げ料でございます。16節原材料費につきましても、同じく補修費の原材料費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましても、主なものとしましては、畑総事業の町負担分でございます。

4目ダム管理費7節賃金につきましては、ダムの除草作業時の人夫賃金でございます。11節事業費につきましては、ダムの光熱水費、修繕費でございます。13節委託料につきましては、ダムのテレメータ管理委託料及び高圧電気の管理委託料でございます。

5目多面的機能支払交付金事業費7節賃金につきましては、多面的機能支払交付金の事務賃金でございます。8節報償費3万円につきましては、研修会時の講師の報償費でございます。9節旅費につきましても、研修会費の出張旅費でございます。11節事業費につきましては、多面における消耗品費、食糧費、燃料費でございます。12節役務につきましては、切手代でございます。

53ページ、6目地籍調査事業費につきましては、まず7節賃金につきましては、草刈り等の人夫賃金と事務職員並びに調査員の賃金でございます。9節旅費につきましては、担当者等の出張旅費でございます。11節事業費につきましては、消耗品費、燃料費、車検代でございます。12節役務費につきましては、調査地のお知らせの切手代等でございます。13節委託料につきましては、立会いした後の測量委託費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、地籍調査のシステム使用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県と郡の地籍調査事業の協議会の負担金でございます。17節につきましては、車の重量税でございます。

次は、74ページ、4目農地災害復旧費、これの工事請負費につきましては、30年度の伊仙地区の災害の繰越工事費と八重竿義名山地区の災害の工事費でございます。

以上、耕地課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（福島隆也君）

それでは、建設課関係の令和元年度歳入歳出決算の主なものについて説明をいたします。

決算書の11ページをお開きください。成果説明書は78ページからになります。

12款使用料及び手数料1項使用料2目土木費使用料1節公営住宅使用料につきましては、調定額5,358万2,240円に對しまして、収入済額4,776万6,340円、収入未済額581万5,900円、徴収率が89.15%になります。2節の滞納繰越分、調定額4,063万2,360円に對しまして、収入済額334万3,200円、収入未済額3,728万9,160円、徴収率は8.23%になります。

次に13ページをお願いします。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金 3 目災害復旧費国庫負担金 2 節公共土木施設災害復旧費負担金、収入済額 2 億4,973万1,000円は、港湾、漁港、河川、道路の災害復旧負担金。款に同じく 2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金 5 節地方改善施設整備費補助金1,250万円です。

次に14ページをお願いします。

款に同じく国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目土木費国庫補助金 1 節社会資本整備総合交付金 1 億731万円は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業費及び防犯等整備事業費、阿権馬根線整備事業交付金の事業費に。2 節防災安全社会資本整備交付金 1 億9,311万5,000円は、道路整備事業費交付金の事業費になります。

次に18ページをお願いします。

14款県支出金 3 項県委託金 7 目土木費県委託費652万7,800円は、県道路維持管理費及び権限移譲費委託金であります。

次に23ページをお開きください。

20款調査費 1 項調査費 1 目過疎対策事業債 6 節土木費、9,250万円は、過疎対策事業費に。2 目辺地対策事業債 1 節土木費3,690万円は、社会資本整備交付金、阿権馬根線への事業費であります。

次に、歳出のほうをご説明いたします。38ページをお開きください。

3 款民生費 1 項社会福祉費17目地方改善施設整備費15節工事請負費2,597万7,000円は、東伊仙西の生活排水路の工事に係るものであります。

次に57ページをお願いします。

7 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目河川対策事業費の13節委託費130万円は、糸木名中央線と東花津川線の測量設計費になります。15節の工事請負費664万8,000円は、糸木名中央線の工事費であります。17節公有財産購入費47万円は、東花津川線の用地買収費であります。これは、令和元年度から令和2年度への繰越となります。

3 目の道路維持費、13節委託料849万2,000円は、道路台帳作成業務委託料。14節委託料及び賃借料540万6,150円は、重機借上げ料になります。16節原材料費649万1,740円は、道路補修材料費になります。

次に、款、項に同じく、4 目権限移譲を受けた県道維持管理費になります。

5 目社会資本整備交付金事業費についてご説明いたします。

予算額 1 億5,367万4,400円のうち、支出済額 1 億2,826万9,972円、翌年度繰越額が2,539万6,178円、不用額8,250円となっております。社会資本整備事業については、阿権馬根線の委託工事費になります。翌年度繰越額についてですが、用地交渉に時間を要しているために繰越となっております。

6 目防災安全社会資本整備交付金事業について、ご説明いたします。

予算額 3 億1,171万9,600円のうち、支出済額 2 億8,936万1,687円、翌年度繰越額2,228万7,818円、不用額 7 万95円になります。

13節の委託料3,538万3,420円は、路面性状調査費と橋梁補修設計委託料になります。繰越額の354

万8,600円は、橋梁補修の積算委託料であります。15節工事請負費2億4,964万6,362円、町道の舗装補修工事は、第二鹿浦橋を含む13か所の舗装工事になります。詳細については、成果説明書の79ページに記載しております。22節の補償補填費125万5,079円は、第二鹿浦橋に係る電気通信の移転料であります。これは、繰越になります。

次に、3項港湾費1目港湾管理費14節使用料及び賃借料は、台風通過後の水槽用重機借上げ費になります。19節負担金、補助金及び交付金、7万円については、港湾協会費負担金になります。

次に、4項住宅費1目住宅管理費11節事業費306万4,954円は、主に住宅修繕費が含まれております。12節の役務費644万2,483円は、主に産業廃棄物処理手数料になります。14節使用料及び賃借料617万3,000円については、公用車リース料及び公営住宅の取壊し用重機借上げ料であります。

この住宅管理費は、主に住宅の修繕、政策空き家の取壊しに係る費用が計上されております。

次に、2目公営住宅建設事業費13節委託料は、西大田布住宅候補地の測量委託費であります。

3目定住促進住宅運営費、次のページになります。

14節使用料及び賃借料2,179万1,478円は、定住促進住宅のリース料になります。

次に74ページをお開きください。

建設課管轄の災害復旧事業をご説明いたします。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費3目漁港施設災害復旧費12節役務費209万円は、漁港内の産業廃棄物処分費であります。13節委託料は、港湾内の測量委託費であります。15節前泊漁港災害復旧事業沖防波堤B道路の災害復旧工事費であります。詳細については、成果説明書82ページをお目通しください。

次に、2項公共土木施設災害復旧費2目道路橋梁災害復旧費15節工事請負費4,603万8,000円は、阿三木の香線と木の香糸木名線の道路災害の復旧費であります。

4目港湾施設災害復旧費14節使用料及び賃借料、15節工事請負費、16節原材料費については、港湾管轄である主な鹿浦港の災害復旧費であります。詳細のほうは、成果説明書に記載されております。

6目河川災害復旧費14節使用料及び賃借料1,110万円は、鹿浦川護岸工事に係る、ウォータージェット試験打設費。15節工事請負費7,133万円は、鹿浦川の災害復旧費になります。

この、10款災害復旧費の中の、全て工事請負費の不用額が大きいのは、全ての工事に、全ての災害が激甚の指定を受けている災害であり、緊急時の概算での費用を上げておりました。その後、災害査定を受けたときの減額。さらに、実施設計から入札による、執行残によるものであります。

建設課に係る施設の成果説明は、79ページから83ページに記載しておりますので、お目通し、ご確認ください。

以上で、建設課の歳入歳出の決算のご説明を終わります。

○教委総務課長（上木正人君）

それでは、教育委員会総務課の令和元年度歳入歳出決算について、補足説明をいたします。

まず、歳入より説明をいたします。決算書の11ページをお開きください。成果説明書は、94ページから98ページでございます。

11款分担金及び負担金2項負担金3目教育費負担金1節幼稚園負担金151万2,360円は、幼稚園の保育料と預かり保育の保護者負担分でございます。2節小学校費負担金20万3,480円は、日本スポーツ振興センター小学校分の災害共済の保護者負担分でございます。3節中学校費負担金8万9,380円は、中学校分の日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担金でございます。

続きまして、13ページをお開きください。13款国庫市支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金3節公立学校施設災害復旧費負担金1,269万円は、平成30年度発生の災害復旧事業に伴う3小学校、2中学校体育館災害工事の補助金でございます。

4目教育費国庫負担金1節幼稚園費負担金357万236円は、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園及び預かり保育の国庫負担金でございます。

14ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金4目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金466万9,000円は、高度僻地修学旅行に対する補助金でございます。4節保健体育費補助金52万3,000円は、小中学生の入学時の心臓検診事業の補助に関するものでございます。6節教育費補助金1,140万7,000円につきましては、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例補助金でございます。

14の使用料及び賃借料、支出済額798万1,486円は、電子黒板、校務用パソコンリース代でございます。

ごめんなさい。すいません。飛んでいる。ごめんなさい。飛んでしまった。

すみません。ちょっとストップしてもらっていいですか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

上木教育委員会総務課長。

○教委総務課長（上木正人君）

14県支出金1県負担金1節幼稚園費の負担金、市立幼稚園、認定子ども園預かり保育の負担分でございます。

続きまして、同じく17ページ県支出金の県補助金6目教育費県補助金の2節保健体育費補助金29万円につきましては、スクールガードリーダー活動の補助金でございます。

19ページをお開きください。

15款財産収入費 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 1 節土地建物貸付収入869万965円のうち565万1,000円につきましては、教員住宅の家賃収入でございます。

同じく、15款財産収入 2 項財産売却収入 3 目生産物売却収入 1 節生産物売却収入の68万3,399円のうち42万9,250円に関しましては、伊仙小学校の太陽光発電の収入でございます。

歳入に関しては以上でございます。

歳出に関しましては、61ページをお開きください。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費11需用費の227万1,375円に関しましては、事務局で使用しておりますコピー代、電気代が主なものでございます。

13委託料874万2,900円に関しましては、伊仙町学校施設長寿命化の委託料の残でございます。

続きまして、9 款 1 項 5 目の学習向上プログラム、報償費に関しましては、こちらのほうは学校側が希望する支援員の募集をかけたが応募がなかったということで、途中で、また、2 名の方が辞められるということで残が残って降ります。

使用料及び賃借料の支出済額798万1,486円は、電子黒板公務用パソコンリース代でございます。

15節工事請負費1,638万9,637円につきましては、ネットワーク構築作業の執行残でございます。

備品購入費の1,355万円は、学校情報ネットワーク環境整備事業で繰越事業でございます。参考までに13委託料と備品購入費は、令和 2 年第 2 回伊仙町議会定例会で報告第 1 号一般会計繰越費としまして報告してございます。

64ページをお開きください。

11目学校建築費13節委託料302万1,594円は、喜念小学校校舎体力度調査委託料の残でございます。

12目学校設備費13節委託料174万1,000円は、ブロック塀改修設計委託業務、空調設備設計委託業務の執行残でございます。15節工事請負費5,779万円、ブロック塀、冷暖房対応臨時交付金空調設備設置工事の執行残でございます。

当初の計画では、全校のブロック塀の安全対策事業も計画しておりましたが、国の基準に充てはまらないということで、見送った経緯があるようでございました。

65ページ、4 目学校管理費11需用費103万4,154円は、教職員住宅の畳替えの時期でございましたが、損傷が少なかったためで残になってございます。

同じく65ページ、6 目学校建築費7,373万1,060円は、伊仙中学校10号棟耐震補強大規模改造事業で繰越明許費でございます。

続きまして、以上で、教育委員会総務課関係終わりたいと思います。

続きまして給食センターのほう、そのまま説明をさせていただきたいと思います。

歳入が21ページをお開きください。すいません、22ページでございます。

中段の19款諸収入 4 項受託事業収入 1 目受託事業収入 2 節製パン加工費と米飯加工費の受託料でございます。

歳出に移らせていただきます。

72ページをお開きください。73ページです、申し訳ないです。

6項保健体育費2目給食センター運営費7節賃金61万9,750円につきましては、7月いっぱい退職者が2名出たために残になっております。

下の役務費支出済額が89万9,554円に関しましては、検便手数料、それとノロウイルスの検査料の残でございます。

19節負担金補助及び交付金、残が183万1,311円でございますが、こちらのほうはコロナウイルスの影響、学校が休業したために残になっているようでございます。

以上、給食センターの補足説明を終わらせていただきます。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

伊藤社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

それでは社会教育課関係の令和元年度歳入歳出決算について補足説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。決算書11ページをお願いします。

12款使用料及び手数料1項使用料3目教育費使用料1節社会教育使用料145万1,530円は、総合体育館、公民館使用料及び歴史民俗資料館の入館料でございます。

14ページをお願いします。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金1億731万円のうち、義名山公園管理棟改修設計業務委託料220万円が含まれております。同ページ4目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金437万円。

18ページをお願いします。

14款県支出金3項県委託金6目教育費県委託金1節社会教育委託金473万4,000円につきましては、町内遺跡確認調査事業、埋蔵文化財活用事業及び畑総事業に伴う埋蔵文化財調査事業の国・県の補助金及び委託金でございます。

その下の3節権限移譲事務委託金2万円は、県青少年保護育成条例に関する事務の委託金になります。

22ページをお願いします。

19款諸収入3項雑入8目教育費雑入5節社会教育費雑入16万1,994円のうち、16万円は契約業者からの入金分でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について補足説明いたします。

決算書60ページをお願いします。

成果説明書は99ページから106ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

7款土木費5項公園費1目特定地区公園整備事業費13節委託料の440万円は、義名山公園管理棟改修業務設計委託料になります。残りの160万円及び15節工事請負費3,400万円は、明許繰越となって

おります。

続きまして、67ページお願いします。

9款教育費5項社会教育費1節社会教育総務費19節負担金補助及び交付金は、地域助成連、PTAや青年団等、各種団体の補助金及び県・地区の負担金でございます。

68ページをお願いします。

3目学習支援プロジェクト事業費でございますが、7節賃金につきましては、図書室の司書及び司書補の賃金でございます。

4目社会体育費11節需用費、主に体育館の光熱費となっております。同日19節負担金補助及び交付金は、町体育協会、スポーツ少年団の補助金及び県・地区の負担金でございます。

5目義名山公園管理費11節需用費ですが、こちらは体育館の換気扇及び防火戸の修繕費等になります。

69ページ、6目公民館費11節需用費ですが、主に東公民館の光熱費でございます。

8目図書室運営費13節委託料ですが、こちらは蔵書システム保守管理委託料でございます。

続きまして、70ページをお願いします。

10目及び11目につきましては国の補助を受けまして、町内遺跡確認調査の事務及び発掘作業員の賃金等が主になっております。

71ページから72ページになります。

12目、17目、18目につきましては、県の委託を受けて実施しております。主なものとして、発掘整理作業員の賃金及び委託料の報告書作成などがございます。

16目青少年健全育成事業費ですが、毎月開催の親子チャレンジ教室、8月に行うリーダーキャンプ等を実施しているものでございます。

以上、社会教育課関係の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

お諮りします。本日の会議はこれで閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。本日は、これで延会いたします。

延 会 午後 3時47分

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和2年9月15日

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和 2 年 9 月 15 日（火曜日） 午前10時02分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第 1 認定第 2 号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 2 認定第 3 号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 3 認定第 4 号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 4 認定第 5 号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 5 認定第 6 号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 6 認定第 7 号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 7 認定第 1 号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 8 認定第 2 号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 9 認定第 3 号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 10 認定第 4 号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 11 認定第 5 号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 12 認定第 6 号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第 13 認定第 7 号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（2名）

5番	清 平 二 君	12番	明石 秀雄 君
----	---------	-----	---------

（※清議員及び明石議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	稲田 良和 君	事務局書記	元原 克也 君
--------	---------	-------	---------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

～令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前 10 時 02 分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

本日の委員会につきましては、9月14日の委員会に引き続き、まずは補足説明を行い、その後、質疑から採決までを行います。

日程第 1 認定第 2 号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第 2 号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明を致します。

決算書80ページをお開きください。成果説明書は50ページから52ページとなります。

収入済額10億786万6,211円から支出済額10億674万3,622円を差し引き、歳入歳出差引額が112万2,589円、そのうち109万2,000円を基金積立金とし、残りの3万589円を翌年度繰越金としております。

決算書83ページになります。

5款1項2目1節システム整備費補助金、オンライン資格のためのシステム改修費としての歳入となっております。

6款1項1目1節普通交付金、保険給付費での歳入で、県の100%補助となっております。その下、2節特別交付金は、保険者努力支援分交付金、特別調整交付金、市町村分交付金、県繰入金、2号分交付金、特定健康診査等負担金としての歳入であります。

8款1項2目1節利子及び配当金は基金積立金の利息分の歳入であります。

決算書84ページになります。

10款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、保険基盤安定繰入金保険者支援分、職員給与費等繰入金、出産・育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、それぞれの合計9,251万2,471円が歳入となっております。

続きまして、決算書86ページとなります。

12款4項6目1節退職者被保険者等第三者納付金は、収入実績がなかったため歳入なしとなっております。7目一般被保険者返納金は、資格喪失後の受診による返納金として13万4,344円の歳入となっております。11目特定健康診査負担金、前年度の実績に伴う国庫、県費、3万円ずつの追加交付としての歳入です。12目雑入は過誤請求による返納金の歳入となっております。

続いて、歳出について補足説明を致します。

決算書87ページです。

1 款 1 項 1 目 12 節 役務費、電算事務処理手数料、レセプト縦覧点検業務手数料、国保情報収集システム手数料などでの歳出となっております。

続いて、決算書 88 ページから 89 ページになります。

2 款 1 項 療養費、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、審査支払手数料での歳出で、それぞれの実績に応じて不用額が出ております。2 項 1 目 19 節 負担金補助及び交付金、そして、次ページ、2 目 19 節 退職被保険者等高額療養費について、一般被保険者、退職被保険者、それぞれの高額療養費としての歳出となっております。こちらの実績に応じて不用額が出ております。3 項 移送費、こちらは実績がなかったため歳出はありませんでした。4 項 出産・育児諸費、こちらは出産一時金として 630 万円の歳出となっております。こちらの実績に応じ、168 万円の不用額が出ております。5 項 葬祭諸費についても、葬祭の実績に応じ、34 万円の歳出となっております。

決算書 90 ページになります。

3 款 1 項 医療給付費分について、医療費に係る費用の県への納付金として 1 億 3,803 万 4,041 円の歳出となっております。2 項 後期高齢者支援金等分は国保会計から後期高齢者医療支援として 5,025 万 4,953 円の歳出であります。3 項 介護納付金分も同じく介護保険支援として 2,244 万 1,358 円の歳出となっております。

4 款 共同事業拠出金、こちらは国保連による帳票作成に係る手数料としての歳出となっております。

決算書 92 ページになります。

7 款 基金積立金について、年度内積立ての必要がなかったため歳出はありませんでした。

9 款 1 項 6 目 療養給付費等負担金償還金、療養給付費等負担金、第三者行為求償費に係る国庫負担返納金としての歳出となっております。

続いて、決算書 93 ページです。

7 目 療養給付費等負担金償還金、国保保険給付費等負担金、普通交付金の交付額確定に伴い、返還金として 212 万 422 円の歳出になっています。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、認定第 2 号について補足説明を終わります。

日程第 2 認定第 3 号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があればこれを許可します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第 3 号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明を致します。

決算書 97 ページをお開きください。成果説明書は 53 ページから 54 ページとなります。

収入済額 9 億3,897万5,743円から支出済額 9 億1,694万6,895円を差引き、歳入歳出差引残高が 2,202万8,848円、そのうち900万円を基金積立金とし、残りの1,302万8,848円を翌年度繰越金としております。

決算書の98ページをお開きください。

1 款保険料について、調定額が現年度分滞納分、合わせて 1 億4,279万4,718円に対し、収入済額が 1 億1,603万8,014円で現年度収納率が97.5%、過年度分が5.4%となっております。

成果説明書に参りますが、納め忘れを防ぐために督促の通知等を徹底し、年々、収納率が向上するよう努めてまいりたいと考えております。

また、不納欠損額として 4 万2,780円ありますが、こちらは亡くなられた方の時効が来ている保険料を落としております。こちらについても不納欠損することないように努めてまいりたいと思います。

2 款国庫支出金、介護保険給付費や包括支援センターでの事業に係る国庫負担金等であります。

施設介護給付サービスに係る費用の法定割合分15%、居宅での介護給付サービスに係る費用の法定割合分20%が介護保険給付費の歳入となり、地域包括センターでの地域支援事業として、一般介護予防事業、生活支援サービス事業、総合相談事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業などによる 1 億3,510万1,715円の歳入となっております。

決算書99ページになります。

3 款支払基金交付金は、国庫支出金と同じく介護保険給付費や包括支援センター事業への支払基金から 2 億3,643万5,956円の歳入となっております。

4 款県支出金について、先ほどの 2 款で説明した介護保険給付費、包括支援センターでの地域支援事業に係る事業の県の法定負担割合による県支出金で、1 億3,188万2,020円の歳入であります。

決算書100ページから101ページになります。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金は介護給付費地域支援事業費、低所得医者保険料軽減措置、一般事務費としての一般会計からの繰入金となっております。

2 項基金繰入金については、介護給付費の不足分を基金から繰り入れるものです。

6 款諸収入、2 項雑入につきまして、こちらは督促手数料収入、徳之島地区介護保険組合負担金返還金、プランの作成による収入としての歳入となっております。

決算書102ページになります。

7 款繰越金について、平成30年度決算の剰余金から184万9,488円を次年度へ繰り越すするものであります。

続きまして、歳出について補足説明いたします。

決算書は103ページです。

1 款 1 項 1 目13節委託料システム保守料として計上してはいましたが、他の科目で計上しており、項目誤りのための全額不用額となっております。

19節負担金補助金及び交付金については、県町村会への電算事務処理負担金システム改修負担金

としての歳出であります。

2項介護認定審査会費、徳之島地区介護保険組合の認定審査に係る負担金として実績に応じた歳出となっております。

2款保険給付費は各種介護サービスに係る給付での歳出となっており、1項1目19節負担金及び交付金について居宅での介護サービスに係る給付費として2億6,376万7,378円の歳出となっております。

決算書は104ページになります。

5目施設介護サービス給付費、施設における介護サービス給付費として2億7,881万6,004円の歳出で、不用額が1,118万3,996円となっております。

8目居宅介護費、住宅改修費について、要介護者への手すり等住宅改修費用として163万9,873円の歳出となっております。

決算書104ページから105ページです。

2項1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金について、要支援者へのサービス給付費として618万5,475円歳出しております。

7目介護予防サービス計画給付費、19節負担金補助金及び交付金は、事業所での介護予防サービスのプラン作成に係る給付で、127万9,250円の歳出です。

決算書106ページになります。

4項1目19節負担金及び補助及び交付金、高額介護サービスの費用負担として2,154万1,405円の歳出となっております。

6項1目19節、負担金補助及び交付金、介護老人福施設や介護老人保健施設等への特定施設へのショートステイを含む入所に係る費用として4,581万5,356円の歳出となっております。

決算書107ページになります。

3款1項1目19節負担金補助及び交付金、通所サービスや訪問サービスに係る費用として介護事業所への573万7,055円の歳出となっております。

2項1目13節委託料、ほーらい館や徳之島老人ホームでの各教室、社会福祉協議会や各集落での地域サロン等委託料として541万円の歳出となっております。

決算書108ページです。

2目12節役務費について、成年後見人制度の申請手数料として予算措置していたものですが、申請がなかったため予算全額を落としております。

4目13節委託料、食の技術支援事業として、独居高齢者や高齢者のみの世帯などへ食事を提供する配食サービスとなっております。608万5,500円の歳出となっております。

決算書108ページから109ページになります。

6目13節委託料生活支援コーディネーターによる地域での介護予防活動の支援や協議体の設立など、地域力を高める事業として長寿子宝社へ委託しているものです。委託費として246万8,870円の

歳出となっております。

5款1項2目23節償還金利子及び割引料、地域支援事業償還金として345万7,365円、介護給付費償還金として1,609万7,792円、合計1,955万5,157円が償還金として歳出されております。

以上、介護保険特別会計の補足説明を終わります。審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、認定第3号について補足説明を終わります。

日程第3 認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、補足説明いたします。

決算書114ページをお開きください。

成果説明書は58ページから59ページとなります。

収入済額1億7,680万9,844円から支出済額1億7,448万3,668円を差引き、歳入歳出差引残高が232万6,176円、差引残高全額を翌年度繰越金としております。

決算書115ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料について、調定額が特別徴収分、普通徴収分合わせて3,869万3,700円に対し、収入済額が3,793万7,400円で現年度収納率が98.08%、過年度分が21.7%となっております。

不納欠損額として、7万2,100円ありますが、2名の方が生活保護受給者となり、徴収困難となったことから落としております。不納欠損を起こさないためにも電話催告や納付相談を行い、収納率向上に努めてまいりたいと思っております。

また、収入未済額がマイナス21万1,800円となっておりますが、こちらは特別徴収したものの死亡により返還した金額となっております。本来、調定額を落として決済額も同額となるものですが、係る事務は県の後期高齢者医療広域連合にて行われており、死亡確認の事務報告の上、調定額は落としているものの決済額についてはそのままとなっており、広域事務組合からの連絡により町が処理を行うため、表記上、マイナスと表記しております。

3款1項2目1節保険基盤安定繰入金について、低所得者の保険料軽減分として町負担分が4分の1、県負担分が4分の3の4,147万7,861円の歳入となっております。

3目1節療養給付費繰入金、こちらは全額町の負担となっており、9,247万8,962円の歳入となっております。

決算書116ページになります。

5款2項償還金及び還付負担金について、こちらは過年度の保険料更正により生じた還付金とし

て49万1,000円の歳入となっております。

続きまして、決算書117ページです。

5項雑入について、こちらは、療養給付費の過年度清算金として13万6,794円の歳入となっております。

続きまして、歳出について補足説明いたします。

決算書は118ページになります。

1款総務費、主な支出として、被保険者証の印刷、郵送費用、システムに係る保守や修正作業等によるもので、30万1,673円の歳出となっております。

2目賦課徴収費、こちらは通知書や納付書の製本費用と通知書や督促状の送料が主なもので、30万3,257円の歳出となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金について、町負担分の療養給付費として、9,247万8,962円、保険基盤安定負担金として4,147万7,861円、保険料特別徴収分として2,938万2,900円、保険料普通徴収分として791万4,600円、滞納繰越分として11万9,700円の合計1億7,137万4,023円の歳出となっております。

3款1項健康保持増進事業費、1目、こちらは長寿健診に係る費用として102万7,008円の歳出となっております。

2目要医療者等訪問指導事業に係る研修や衛生用品の購入費用等で、59万5,776円の歳出となっております。

3目重複頻回訪問指導事業は、医療費適正化を目的として、重複や頻回受診者に対し、訪問指導を行い、こちらに係る費用として9万7,226円の歳出となっております。

4目、長寿健診増進事業、主にインストラクターへの謝金や食生活、改善推進委員への報償として、22万6,151円の歳出となっております。

4款諸支出金は、所得確定による還付や充当による歳出、そして、療養給付費の精算金としての一般会計への繰り出し金による歳出となっております。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、認定第4号について補足説明を終わります。

日程第4 認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、補足説明を致します。

決算書は121ページから127ページまで、成果報告書は87ページから88ページになります。

まず、決算書のほうから、127ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入歳出総額はいずれも1億1,649万3,000円で、前年度より5.2%減額となっており、歳入歳出差引額や翌年度繰越額はありません。

歳入についてご説明いたします。

決算書124ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、収入済額3,972万4,292円は主に会費等の施設使用料であります。

2 款繰入金、収入済額、6,413万4,409円につきましては、前年度より1.4%、89万2,551円減額となっていますが、運営に関わる一般財源からの繰入金であります。

4 款諸収入、収入済額、1,363万4,496円はショップの売り上げと百菜、法務局の電気代、事業収入等であります。

歳入合計は1億1,749万3,197円で前年度比は5.2%の減額となっています。

次に、歳出です。125ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 億1,680万6,816円ですが、主に職員給与とスタッフ報酬、需用費委託料が多い支出となっています。

需用費では、光熱水費1,993万8,401円、燃料費1,237万8,825円、修繕費が849万668円であります。

委託料は、運転管理委託料、設備、高圧電気を含め701万8,080円、浄化槽委託料が126万6,476円、観覧席保守点検が38万5,000円、特殊建設物定期点検委託料が23万1,000円となります。

1 款 2 項放課後わくわくクラブ推進事業費は、講師の報酬であります。

5 月まではほーらい館で放課後わくわくクラブ会員として会費を頂いておりましたが、6 月からは長寿子宝社が子育て支援課から委託を受けて事業を運営されています。

2 款 1 項健康増進事業費は、介護予防教室の報酬費です。

3 款 1 項文化事業費はほーらい館クリスマスパーティーの運営費用です。

次に、成果説明書88ページをお開きください。

会員ごとに月別集計を計上しています。3 月はコロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としてほとんど臨時休業を致しました。会員は、年間合計で4,348名、月平均では326人となっています。

施設利用者数は、令和元年度トータルで延べ9万3,097人となっています。

また、徳之島町は施設利用負担金を頂き、送迎バスの運行を行っていますが、天城町におきましても11月から負担金を頂き、バス送迎も行ったことから天城町の会員も増えてきています。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、認定第5号について補足説明を終わります。

日程第5 認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

決算書131ページ、成果説明書89ページから92ページです。

主なものについて説明いたします。

まず歳入から説明いたします。

1 款使用料及び手数料 1 項水道使用料及び手数料、現年度分及び滞納を合わせた調定額は1億462万150円に対しまして収入済額が5,590万8,045円、不納欠損額65万5,900円、収入未済額4,803万6,205円、その内訳は現年度分、収入額4,842万5,729円、過年度分の収入額が748万2,316円であり、徴収率が80.03%であります。例年どおりの出納期間に換算すると94.98%となります。

また、令和元年度も9名の方を対象に67万5,900円の不納欠損を実施しております。その対象者は民法173条に定める時効を2年過ぎた後に執行され、相続人がいない、もしくは、不明であることが明らかな方です。

次に、2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 億2,132万8,000円、これは簡易水道老朽化更新事業に係るものでございます。

3 款繰入金8,176万3,000円は、一般会計からの繰入金。

4 款繰越金133万8,121円は前年からの繰越金であります。

5 款諸収入は該当がございません。

6 款 1 項 1 目辺地事業債、6,010万円、同じく 2 目事業債 1 億5,130万円は補助事業に係る事業債でございます。

以上、歳入合計4億7,173万7,166円であります。

続いて、歳出を説明いたします。

決算書133ページをごらんください。

1 款水道事業費、1 項 1 目一般管理費13節の委託料584万5,900円は簡易水道と上水道統合のための認可書類作成委託料と公営企業法適合推進指導助言委託料でございます。

なお、不用額の1,715万7,100円は、公営企業法適合指導助言委託料であります。コロナの関係で来島ができなくなったためであります。

2 項原水浄水 1 目原水浄水費11節1,808万6,232円はポンプや施設等に係る電気代及び薬品代でございます。

不用額の263万7,768円に関しましては、浄水場のポンプ制御を行う電力量の削減と施設消耗費の長寿命化による修繕費削減によるものであります。

次に、134ページをお願いします。

成果説明書90ページです。

3 項配水給水費、2 目西部地区基盤改良工事費448万2,000円は木之香地区の減圧弁設置工事であり、

3目東部地区基盤改良工事費15節工事負担金、負担費2億7,899万5,600円は喜念地区の老朽管敷設取りかえ工事と中山地区給水施設費及び浄水施設改良工事費用であります。

次に、135ページ、2款公債費1項公債費1目残金につきましては、6,358万7,451円であります。2目の利子が1,131万2,555円であります。

続いて、136ページ、実質収支に関する調書歳入総額4億7,173万7,000円、歳出総額4億4,982万8,000円。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

いや、900。

○水道課長（徳永正大君）

982万8,000円。実質収支額2,190万9,000円となっております。

以上で、伊仙町簡易水道特別会計の決算に係る諸説明を終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、認定第6号について、補足説明を終わります。

日程第6 認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の補足説明を致します。

上水道事業会計決算書1ページをお開きください。

収益的収入からご説明いたします。

1款水道事業収益につきまして、決算額1億1,208万4,075円です。予算に対して97.21%の執行率でございます。

主な理由と致しまして、1項営業収益9,219万3,149円は水道料金及び職員の給与や手当に充てる一般会計からの負担金も含まれております。

予算に対する決算額、減の3,219万851円は目的とする費用が減少したためであります。

2項営業外収益1,749万8,598円につきましては、事業償還金利息等に係る一般会計からの繰入でございます。

続きまして、支出について説明いたします。

水道事業費、決算額1億232万7,179円、予算額に対して99%の執行率でございました。

主なものと致しまして、1項営業費9,789万8,138円につきましては、施設維持管理費や事務、減価償却費などがございます。不用額の87万5,862円につきましては、動力費や重機借り上げなどによる、その減によるものです。2項営業外費用275万7,594円につきましては、事業償還金に伴う不足でございます。3項特別損失167万1,447円は過年度分の水道料金の還付金でございます。

次に、2ページをお開きください。

資本的収支及び支出について説明いたします。

第1款資本的収入、決算額は4,707万7,000円となり、予算額に対しまして100%の執行率でございます。

主なものと致しまして、第1企業債、3,500万円は老朽管更新整備の事業費分でございます。2項他会計からの出資金1,207万7,000円は一般会計からの出資金となっております。

次に、資本的支出について説明いたします。

1款資本的収支、負担額5,221万2,470円は予算額に対する執行額は99%であります。その内訳は、第1建設改良費4,020万5,240円、老朽管更新整備等の事業でございます。

第2項事業償還金1,207万7,230円、企業債の元金償還金でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

財務諸表につきまして、損益計算書、下から4段目にあります当年度純利益867万4,654円は当水道事業の利益であります。また、当初から初めとした報告を取りまとめて、8ページの上水道事業報告書としてございます。

報告書中、イの営業欄をごらんください。

有収率80.01%としてございますが、給水と水道料金の反映水量の比率であります。作りだした水の80%しか料金に反映しておらず事業運営を圧迫する大きな原因となっております。

今後も老朽管の更新や施設の効率化を進めてまいります。

最後に料金の収納率について説明いたします。

現年度収納は、通常2か月遅れでありました。よって、5月時点での収納率は95.70%ありました。また、過年度分については、簡易水道事業と同様に14名の対象者に57万4,873円の不納欠損を行っております。

以上であります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、認定第7号について補足説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから審議を始める前に、質疑や答弁をされる場合は決算書に提示されている件について、簡潔、明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑におきましては1項目3回までの質問と致します。それ以上の質疑は、他の委員の質問に支障を来す関係上、許可いたしませんので、あらかじめ申し添えておきます。

日程第7 認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑はござ

いませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑を致します。

まず、最初に、1ページの町税の不納欠損額がありますけれども、不納欠損額について、どういう人、どういう理由で不納欠損にしたのか、お尋ねいたします。

○くらし支援課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

一応、5年時効をたったものがほとんどですけれども、消滅時効分がありまして、18名、3年前に執行停止をしまして、その部分が44万6,000円ありまして、その部分の不納欠損と財産調査等を行ったが何もなかったということで執行停止後に不納欠損をしている額であります。

あとは、何度か、納付書、督促状、催告状を出しても納付がなかった方に接触等も行いましたが、なかなか支払いができなかった方の5年時効分であります。

○14番（美島盛秀君）

毎年、不納欠損を出しているわけですが、普通、5年以上たった、死亡したり、あるいは、身元が分からなかったり、あるいは、いろいろ催促しても応じないということだと思いますけれども、そういう催促をしたり、普段の努力、職員の努力も、夜間徴収をすればいろいろあると思いますけれども、そういう努力はされていますか。

○くらし支援課長（名古健二君）

一応、11月には、電話催告ということで、あと納税相談ということで1週間設けまして、夜8時までくらし支援課のメンバーで行ってはおります。

あと、2月から5月まで、夜8時までということで夜間徴収も行いながら、また納税相談等も行いながら、接触等ができればということで行っていましたが、特に今年はコロナの影響で夜間徴収はやめてくれということで、今年ではできなかった部分で不納欠損額も多少は増えていると思いますけれども、一応、そういう滞納処分として財産調査も行いながら、ないものに対しては執行停止という形、ある人に対しては分納誓約を進めたりしながら行っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

努力していると思いますけれども、ふだん滞納している人たちや町民の声を聴くと、1回、2回、来ても、お金がないと言えはすぐ帰って、あとはそれでいいよという安易な考え方の町民の皆さんがいるかに思います。

ですから、こういう人たちに対しては、法定手続、こういうこと等をして、不納欠損を落とさないように、期間内に徴収できるように努力を今後していただきたいと思います。

次に、予算書の28ページから成果説明書の36ページです。款1の総務費目8の企画費、地方交通特別対策事業について決算書の36ページです。成果説明書の36ページ。

赤字路線負担金1,200万、伊仙町の負担分と伊仙の3と4両方で1,200万ちょっとありますが、こ

ういう負担金に対して交付税措置等はあるのか、あるいは、こういう負担金を地方創生予算で交付金を申請することができないのか、そこら辺りは可能なのか、説明をお願いいたします。

○未来創生課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

交付税措置があるのか、地方創生のあれに充てられるのかは、調べないと分からないものですから、調べてからお答えします。

○14番（美島盛秀君）

これは一般財源だと思えますが、それぞれ、伊仙町の分、また徳之島町や天城町もそれぞれの分があると思えますけれども、交通機関でありまして、島民の利便性を担う負担金補助金だと思えますので、ぜひ、そういう辺り、交付税措置が可能か、あるいはするのかどうか、また調べて後でもってお知らせをお願いいたします。

その下の伊仙町地域情報発信基盤整備事業。成果説明の36ページです。光伝送路施設 I R U 契約の委託料の1,969万円。この委託料については、1年分なのか、あるいはずっと10年間の契約料なのか、お尋ねいたします。

○未来創生課長（松田博樹君）

これは1年分の委託料になります。

○14番（美島盛秀君）

1年分の委託料ということでありまして、今年、3月末になって当初予算でまたこれだけの委託料が出てくるわけですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

はい。1年分、また今年も出てきます。

○14番（美島盛秀君）

あまりにも、これは、災害というのは。その説明に災害発生時という、安全に利用できるセキュリティ、万全を期すということですが、災害はほとんど豪雨とか台風災害だと思えますけれども、しょっちゅうあるわけではないです。

それに1,900万も予算を委託するというのはあまりにも高過ぎるような気が致しますけれども、今後、この委託料について、何%削減とか、あるいは半額にしてもらえというような、そういう要望や要請等はできるのか、お尋ねいたします。

○未来創生課長（松田博樹君）

1,900万に関しては避難所に無線LANとかを設置した委託料でありまして、来年はありません。光の先ほどのあれは、一応、10年間契約していたもので、1,200万という委託料が発生しております。

○14番（美島盛秀君）

その下の成果説明書の37ページ、きばらでえ応援基金事業。8,077万1,157円、これから、その総額、企業版ふるさと納税で3,125万6,699円になりますけれども、これを引いた4,951万4,458円、こ

れが実質的な収入と受け止めてよろしいでしょうか。この企業版ふるさと納税の。

これを総額から8,000万にして引くと、実質的に入ってくる収入、これが大体5,000万ぐらいになりますけれども、3,125万6,669円を8,000万から引くと5,000万ぐらい。この5,000万ぐらいが実質の収入になって財政に入ってくると。基金に入ってくるという受け止め方でよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

その年度に寄附があったものは、全て基金のほうに積み立てて、運用、翌年のふるさと納税に対する返礼品等、あと送料等、それを基金から繰り入れてしていますので、考え方としては年間それだけになりますけれども、基金に積み立てて次年度の返礼品等に充てるという考えでしています。

○14番（美島盛秀君）

分かりました。ぜひ、返礼品等、地産地消を推進するために地場産のものを返礼品として送れるような努力、そして、徳之島町が3億5,000万だったのですかね、非常に多かったのですけれども、12市町村でも一番多いほうだったのですけれども、ぜひ、今後、こういう財源確保のためにも努力していただきたいと思います。

○未来創生課長（松田博樹君）

先ほどの地方公共交通特別事業補助金ですが、県からの補助金と過疎債のほうで出ております。

○14番（美島盛秀君）

決算書の48ページ、目6糖業振興費、成果説明71ページから74ページにありますけれども、節19の不用額457万3,668円について、どのようなことで不用額が出たのか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらはサトウキビの増産を推進するというところで、いろいろな補助を出しているのですけれども、そちらの実績が予算計上していた金額まではなかったということですが。

例えば、各種作業の植付けとかの補助とか、あとヤソ対策とかチンチバック、そういうものも各補助の実績が。

あと、干ばつ時に、先般、議員の皆様に見ていただいたと思いますけれども、タンクの使用量とか、干ばつがなかったということで、その執行残とか、そういうものの積上げでこの金額になっております。

○14番（美島盛秀君）

この不用額が出るということは、それぞれ事業を受けてやるために個人負担金が必要ですよ。そういう個人負担金が出せない農家がいると思いますけれども、個人負担金が出せない農家、この対策として何か考えていないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

対策ということですが、この時点では特になかったのですけれども、今年においてはサトウキビの補正の中から商品券等を出しましたので、そこで対応してもらっているということですね。

れども、今のところは、そういうのは。今も、結構、補助率は高い。2分の1から3分の2まであったりするので、そこら辺を。

○14番（美島盛秀君）

私が聞きたいのは、例えば、その事業に対して個人がお金を出して何割補助と。負担金を出せばなると。そういうときに個人の負担金がないと。出せないと、現金で申込みをしないとできないと。

そういう事業に対して、いいサトウキビを出荷したら農協から引いてもらうとか取りはぐれのないようにするためにそういうこと等はできないか。私の考えですけれども、そういうのは考えたことがないのか。

○経済課長（仲島正敏君）

たしか、農協さんのほうに、運転資金と申しますか、営農用の資金があって、出荷でというのが、出荷した際に引き落としができるような仕組みがあるかとは思いますが、こちらのほうは今のところ窓口での対応なので、今後、検討してみないと、今、この場でできますという答えはできないかなと思います。

○14番（美島盛秀君）

運転資金とかそういう活用ができることもあると思いますけれども、そういうのができない人が現金を持って出していないわけだから、そういう農家の支援や手助け等は今後またいろいろなことで考えていただきたいと思います。そして、農家の支援をできるだけ努力していただきたいと思っております。

続いて、成果説明書の71ページ、有機物供給センター管理運営について。

その説明によると、施設の老朽化で機能の低下が見られるということですのでけれども、私も行って見たこともありますし、この予算審査の期間も全議員で行って調査をしました。

見たら、非常に老朽化して、造りかえないと大変な問題になるなということ等を感じたわけですので。

あれが2月か3月ごろでしたけれども、見たときに、その後、徳之島町の液肥センターに行って、徳之島町の期限があそこは今年度で切れるということで、今後はその施設はどうなるのかということで行って尋ねてきました。

そうしたら、三井だったですかね、その本社のほうから徳之島町が借りて委託を受けてやっているから、その後は会社に返却するというので、あそこが利用できたらなということ考えたわけですけれども、今後、有機センターを造ろうと思えば相当な予算が必要になってくるだろうし、徳之島町にある施設はまだまだ有効活用できるような施設じゃないかなということですのでけれども、あそこの施設等を見たり、調査したり、今後、借り受けるような、そういう考え方はないのか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

確かに議員がおっしゃるとおり、以前の答弁でも、徳之島町の施設を使用できないかということ

で、うちの、特にし尿処理に関しましては、きゅらまち観光課のほうが主管ということで、きゅらまち観光課長が徳之島町と協議したのですけれども、まず、1日の処理、そのときは、もしよければ隣の町の天城町さんも一緒にできないかなということだったのですけれども、まず天城町から見ると距離が遠いというのと、処理量を考えますと、あとそちらの費用を考えるとなかなか徳之島町でやるのは得策ではないのではないかなということ、今後、できますれば今の施設を長寿命化できるように手を入れてやっていかねばいけないのかなと思っております。

○14番（美島盛秀君）

目手久にあります有機物供給センター、これは恐らくあと1年2年では使用不可能じゃないかと思えますけれども、さっき言ったような天城町と伊仙町であそこを借りるような計画は立てられないのか、きゅらまち観光課のほうでそういう考えはないのか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、経済課長のほうからもあったのですが、いろいろ協議した結果、現在の有機物センターは、長寿命化計画、どれぐらい改修すればあと10年ぐらいもつのかということとを調査して、そこを改修したほうが財政的にもいいのではないのかという考えもありまして、そこを調査し、10年ほどこれから使っていけるような改修を進めたほうが財政的にもいいのではないかという、そこを今考えて進めているところであります。

○14番（美島盛秀君）

この目的に書いてあるのが、し尿とか畜尿とか、あるいは堆肥センターの出た汁、ああいうのは全部入れて、それを液肥にして農家に還元するというのが目的ですよ。

今の場合、し尿だけ。人間のだけしかやっていない。果たしてそれが農家に生産額50億円を達成するために役立つような施設であるのかどうか。液肥として十分役立っているのかどうか。

そういうことを考えたら、あと何年使えるかを調査したりして改善していくということをするよりも、新しく建設するか、あるいはさっき言った徳之島町にあります施設を共同で借りてするか。早めに結論を出さないと。

町長は、いつも農業生産額50億円といろんなところで言いますし、こういうようなことを努力することによって、50億円達成、また50億円以上になるわけですから。

とにかく、徳之島あるいはまた伊仙町は、農業立島、農業立町でありますので、この農業を中心とした産業おこし、これを優先していかない限り、私は島あるいは我が町も豊かなまちづくりはできないのではないかとつくづく思いますので、そこら辺りは真剣に今後取り組んで早急な対処をしていただきたいと思っております。町長。

○町長（大久保明君）

私のほうからも補足いたします。

今までの経過の中で私たちの認識が専門家でないために理解できなかった点があります。

一つは、電気の技術者の方、島内の方にいろいろ指導していただいた結果、液肥センターの浄化槽は攪拌を各炉でしっかりやれば農家に非常に有効な形で液肥ができるということは間違いないと思います。

まず、管理に関しまして、今、あの目手久の液肥センターの第1段階の大きな異物を除去する装置そのものがまず壊れているわけです。これは、今、大きなネットで回収していますけれども、それ以外の液肥を進めていく工程において攪拌をしっかりすれば、この施設は十分維持できるというふうな専門家からも聞きました。

同時に、また広域連合の今の新規に造った食肉センターと浄化槽、同じようにあそこの浄化槽が機能不全に陥っています。それは、いろいろ、建物が中国製の製品が多かったということで修理ができないという状況ですけれども、その旧食肉センターの浄化槽を点検いたしまして、攪拌とかそういうものをしっかりとやった結果、あの浄化槽も最低10年は管理をしっかりしていけばもつというふうになります。

同じように、目手久の浄化槽にしても維持管理を適正にやれば十分に管理できるというふうになるし、畑に散布して土づくり等に有益な液肥はできるというふうな、技術者、そして、今、抗争中である、裁判をしている、あるメーカーというか、会社の技術者もそのようなことは述べておりますので、先ほど総務課長が話したように、開田という、火葬場の横のあそこ徳之島町は解体していくという計画を立てています。もし仮にあそこを伊仙町が天城町と一緒にやったら処理能力に限界があるということも、そのように聞いておりますので。

ですから、徳之島町は開田の処理の限界があったために新しい公共下水という事業に取り組んでいった状況であると思いますので、今後、このことをしっかりと、再度、いろんな方々の意見を聞きながら、広域連合の食肉センターの浄化槽と同時に、伊仙町の液肥センターの浄化槽を、優秀な専門家の指摘でありますので、そのようにやっていきたいと思います。

要するに、長く維持できるかどうかという維持管理のメンテナンスはそんなに難しい問題じゃなくて、そのことを適正に対応してこなかったということに大きな要因があるのではないかと考えていますので、今後とも、今、美島議員の言ったことも一つの大きな考え方でありましてけれども、財政的な問題等も含めて長寿命化に向かって取り組んでいきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

し尿処理関係は大変重要な問題でありますので、ぜひ専門家等を入れていろいろ予定を立てて早急な対応処置をしていただきたいということを要望いたしておきます。

73ページの成果説明、目10生活改善センター運営費、節11需用費支出額の。（「何ページ」と呼ぶ者あり）決算書の73ページですかね。（「予算書は」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。決算書の49ページ、目10生活改善センター運営費の節11の需用費支出済額の202万2,728円。この需用費は何の事業に使ったのか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

生活改善センターの運営費の需用費ということでございますが、まずは一般的な光熱費でとか燃料費ですけれども、それ以外で修繕費がかかっております。

主な修繕と致しましては、蒸気回転釜の修繕であったり、給水管の修繕であったり、トイレの改修であったり、配管の破損、ボイラーの不調原因の調整であったりということでボイラー関係の補修が多いような感じでございます。

○14番（美島盛秀君）

修繕費が主な予算だということですが、生活改善センター、これは30年以上たっていると思えますけれども、備品も相当古くなって入れ替える時期でもあるだろうし、またそこを利用している人たちからの意見では相当古くなって使えないのもあると。使いにくいという意見を聞きます。

なるべくここを利用して、地産地消、そして、ふるさと納税の返礼品として何か加工品等ができる。今でも大分出ておりますけれども、もっともっと新しい機械等で規模を大きくすればふるさと納税の返礼品にも活用できると思いますので、ふるさと納税基金を使ってもっと改善センターの整備等はできないか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ふるさと納税の予算云々というのは私の答える範囲ではないですけども、今回、9月の補正予算のほうで、議員が今おっしゃっているような中で、和室の畳とかふすまの張替え、エアコンの改修、また、ボイラーの改修等の予算を計上させていただいております。

あと、今日は清議員もいらっしゃらないんですけど、先般、質問を受けました加工センターの利用率が年間118回で延べ人数319名ということで、加工組合を中心にいろんな方々が利用されている施設でございますので、修繕等を行いながら伊仙町の六次産業化の発展に資する施設にできればと思っております。

○町長（大久保明君）

補足しますけれども、ふるさと納税の返礼品に関しまして、この1年前後に町内の女性部の方々があそこを活用してどんどんあらゆる特産品を作っていきたいという意見が出てまいりました。

そういった中で、個人的にも私のほうにあそこをもっともっと改修してほしいという意見が強く強くなってきています。

町民の方々は、ふるさと納税のための加工を伊仙町の百菜の加工は半分以上が町外ですから、ぜひ自分たちの町で加工を増やして百菜のほうからふるさと納税もしていきたいという意見がかなり最近要望も来ていますので、今、経済課長が話したように、もっと安全で、そしていろんな清潔な形の加工施設にやっつけられるよう努力してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、返礼品の製品として、もっともっとすばらしい加工品、誰が見てもこれは伊仙町のいい返礼品だと思われるようなもの、例えば、海の魚等を加工するとか、あるいは、島の牛肉を加工す

るとか、いろいろアイデアはあると思いますので、伊仙町ならではのそういう製品加工ができるような施設に予算を入れて改造なり改築なり増築をしてでも取り組んでいただきたいということをお願いいたしたいと思います。

49ページですかね。目11農林水産物輸送コスト支援事業費の節19不用額1,931万156円。大概がバレイショの輸送費用だと思いますが、天城、徳之島、両JAの分、あるいは、2個人の業者ですか、利用しているということでこれだけ予算が不用になったということなのですけれども、バレイショ以外にはどんな製品が輸送コストに利用されているのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

カボチャ、ニガウリ、オクラ、スイートコーン、実えんどう、バレイショが一番多くて、あとは、ショウガです。あと、果樹では、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツなどが伊仙町の場合は実績として挙がっております。

○総務課長（久保 等君）

それに追加して、今、焼酎も加工品ということで、それもこの中に含まれております。

○14番（美島盛秀君）

その製品を相手に送る、そうした場合には、それは、農協を通す、あるいはふるさと納税で焼酎を送る、そうしたらその輸送コストというのはどういうふうにして還元されるわけですか。役場に入るのか、あるいは個人に入るのか、あるいは農協に入るのか。その区別をお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

バレイショ等に関しては、一旦、農協に入った後に各農家のほうになると思いますけれども、使い道は選果場の補修とかフレコンの購入とかそういうのの一部使われていると思います。

○14番（美島盛秀君）

理解しにくいのですが、例えば個人が品物を農産物も送る、例えばショウガとかカボチャとかニガウリとか、それを送った場合に個人にそれが入るわけですか。それとも、そういうものは、農協を通して送った場合に農協に入って個人の口座に入ってくるのか。また、そういう経緯があるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの担当に確認を取って、またお答えしたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、個人に直接入るような、3か月待ちとか半年待ちという感じらしいのですが、直接送ったら個人に入金分かるような、そういう方法等を今後取り組んでいただきたいと思っております。

次に、説明書74ページ、目26ふるさとレストランプロジェクト事業。ふるさと納税で申込件数が357件あったと、4,533万円もふるさと納税があったということですが、食材に使われるものは、実際にこの島の農産物はそのレストラン等に送られて、それが加工されて、島の味を郷友会とか、

あるいは、そういう人たちに味わってもらおうとか、島のいい食物を賞味してもらおうということだと思えますけれども、島の食材はどういったのが送られているのか、また量的にどういうものを送っているのか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。こちら、今、手元に資料はないのですが、こちらの仕組みと致しましては、ふるさとレストランを活用していただいた方に返礼品として提供しております東京とかのレストランのクーポン券を渡して、それで食事をしてもらうと。

その食事の中に徳之島産の食材が一部使われているというふうに聞いております。島の野菜であったり、あとは、徳之島生まれの牛肉であったりとか、そういうのが使われていると思います。

○14番（美島盛秀君）

成果説明書を見てみますと、8,000万ちょっとあるふるさと納税のうちの4,500万。半分以上です、事業を利用している人たちは、そうすると、そのお店はそれだけ利潤もあるだろうと思われるのですが、またそういうのを島出身の人たちあるいは都会のそういう関連の人たちが利用しているのではないかなという、非常に宣伝効果が広いと思えますけれども、もっと、この島の食材、新鮮な食材が送れる方法として、さっきも言いました改善センター、加工センターの取組に努力が必要だと思いますけども、例えば、冷凍して冷凍食品で送るとか、あるいは新鮮なものを早く賞味してもらおうとか、いろんな考え方やアイデアが出せると思いますが、そういう取組等、今後の取組等について、もっとこの事業を増やしてふるさと納税を頂くということ等が考えられると思うのですが、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

今年はなかなかレストランのシェフとかも徳之島にコロナということで来られてはいないのですが、今、ウェブで会議をしたりする中で広げていくような努力はしております。

先ほどから加工センターの話が出ている中で、加工センターには真空パックの施設がありますので、そこをより活用して、議員がおっしゃっているような返礼品等を島外に向けて出せるように努力してまいりたいと思います。

○未来創生課長（松田博樹君）

今、レストランとここに来てもらってそういう研修はできないですけど、来月ですかね、リモートのテレビ会議のほうで、レストランの事業者さんと仲介してもらっている業者さんと地元の農家さんを集めて、リモートのほうで、どういった料理というので、今度、会議を開くことになっております。

一応、こちらから送っている品物に対して、今回、また今の時期の品物を送って料理をしてもらうのですが、今年、加工品を使えないかということで加工品も一部送って、加工品であれば一年中使えますので、加工品も送って、どういった料理ができるか、先に送るのですが、そこでどういった料理ができるかというまた会議が、来月、何日かは忘れたのですが、することになって

おります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、ふるさと納税については、他町村、他県のものを使用してはならないと。なるべく地元のこと、いろいろな国のほうでもふるさと納税の在り方について議論がなされたわけでありまして、小規模の伊仙町においてはなかなかそういう予算的な措置もできないと思いますけれども、ふるさと納税は返礼品も納税で返礼できるわけですので、またそれだけ投資する効果が出てくるわけですので、そこら辺りをしっかりと検討しながら、今後、ますますふるさと納税の額が増えて活性化できるようにしていただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

美島議員、ここでしばらく休憩したいと思います。ここでしばらく休憩します。

午後は13時から再開いたしますので、お願いいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

午前中に質疑をしましたふるさと納税返礼品について1点だけ聞くのを忘れていましたので、お尋ねします。

返礼品を受け取った人が、農高が作っていた缶詰のみそ、これの賞味期限が切れている上に賞味期限を延ばして貼ってきておったと。外してみたらもう食べられなくなって、二度とこういうのを送らないでほしいということがあったと聞いているのですけれども、そういうのは事実ですか。

○未来創生課長（松田博樹君）

そういった事例が1件ありました。それは、一応、相手方と話をし、新たにまた新しいのを送り、貼り直したというか、期日を貼った後にそれを消して、実際には作った日は合っていたのですが、安易な考えで期日を書き換えたということで、調査した結果でありましたので、その旨をまた相手方に伝えて、相手方に新たに同じ商品をお送りし、二度とこういうことがないようにということで相手方と話したのは実際にありました。

○14番（美島盛秀君）

最近の人といいましょうか、特に若い人たちは必ず賞味期限を見ます。ですから、そういうことは間違ってもないように厳重に注意していただきたい。

いかんせん、百菜から送ったと思いますけれども、百菜は、今、民間に委託しておりますので、そういう危機管理的なことがひよつとすると薄れてきているかもしれません。

そこら辺り、委託しているものは町のものをしているわけでありまして、そういう批判等が今

後ないようにお願いいたします。

それでは、決算書の50ページ、成果説明書の74ページ、目15の鳥獣被害対策事業。侵入防止策は、網のほうは終わって山から下りられないと。しかし、最近、イノシシほど賢い動物はいなくて、網の下をこじ開けて入られていると。大分そこから侵入してきていると。

私も三京のほうでこじ開けられたのを見たことがありますけれども、開けて、そこから入ってきているということで、伊仙町で取り付けた防護柵、そういうものの再点検、そういう箇所などはないかどうか、そういうこと等をやったことがあるのかどうか。

それから、今、箱わなの捕獲を推進しているということでもありますけれども、1個当たり何個で、そして、何個ぐらい作ってこれを場所的に置くのか、計画があるのかどうか。

農業新聞等を見てもみますと、鳥獣被害対策ということで、毎回毎回、載っています。箱わなも10万円以下であるということですが、予算化してその物等も購入して試しにやってみたらどうかという思いもするのですけれども、その3点についてお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

最初の点検という件につきましては、今議会で補正のほうも上げさせてもらっているのですが、防犯管理組合のほうに委託して、そちらのほうで点検してもらい、また補修してもらおうと思っております。今までも、過去に、去年は役場の担当のほうで見て回って、穴を開けられているところは数か所補修したり致しております。

箱わなにつきましては、以前の事業で5基ほど箱わなを作成して、それを猟友会の皆様に貸付しているような状況でございます。また、今、JAのさとうきび部会のほうで囲いわなのほうを作成して、それを各町に2基ずつ、JAあまみの徳之島事業本部のさとうきび部会のほうで囲いわなの天井がついていない少し大きめの2m、3mぐらいのわなを作成いたしまして、今、伊仙町で1基は西犬田布のほうに設置されていると聞いております。

○14番（美島盛秀君）

侵入防止柵、委託をしているということですが、そういうところを点検して、あるいは、担当の職員が点検してそういう報告をきちんとさせるように。

報告を受けてやっていたらどういう処理をしたとか、あるいはやっていなかったら今後どうしようとかそういうことをきちんと答弁なりあるいは報告ができるような事務処理をしていただきたいと思っております。

それから、箱わななんですけど、個人で作って何頭か取ったと。あるいは、5頭を一遍に取ったという話なども聞いております。大きなのを作れば入ってくるという話等も聞いておりますので、箱わなで取れる、猟銃が使えない地域、里に下りてきたイノシシ、網が張られて防護柵ができていますので、山から下りてくるのはこじ開けてくるかもしれないですけども、今度は帰ることができなくなってそのまま里に住み着いてしまうと。

それで繁殖して増えている可能性があるということ等がありますので、ぜひ箱わなで銃が使えな

い里での捕獲の方法をもっともっと強化していただきたいと思います。

糖業振興会も取り組んでいるみたいでありますけれども、今年、サトウキビの収穫量が減ったのは、相当、イノシシ被害という結果も出ておりますので、来年度、再来年度に向けて今後被害が少なくなるようなことを徹底して努力していただきたいと思います。

同じく50ページの日17の農業支援センター、先日、先般、視察を行いましたけれども、かれこれ3年になると思います。備品の管理状況、あるいはできている作物等を見た限りでは、きちんとした予算と費用対効果が出ているだろうかというような思い等がいたしました。

そういう中で、成果説明書の74ページ、研修生を1名受け入れ、野菜の育て方などということが書いてありますけれども、その研修生は、今年3月いっぱい、卒園というのですかね、修了してありますけれども、その修了した方の動向、今、どのような、きちんとした農業支援センターで受けられた技術等を生かして活動されているのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの研修生は昨年の8月いっぱいで一応研修が終わったということで、その後に、年間150万を頂ける農業の補助金があるのですが、次世代のほうに申請できないかということで努力しておりましたけれども、今現在のところは申請に至っていない状況でございます。他のところで働いているというふう聞いております。

○14番（美島盛秀君）

1年だったのですかね。研修を受けても技術が生かされないと。また、そういうのを見たり聞いたりにしている中で、研修生が募集しても来てくれないと。何が問題なのか。どうして研修生が来ないのか。

私は、そういう研修生を指導して研修させて、そして後継者をつくるというのが大きな目的だったのではないかと思います。

今後、こういうことを一つ一つきちんと精査しながら、研修生を早く受け入れて、そして、研修生がまた農業後継者としてそれぞれの地域で活躍できる、そういうことをするためにこういう予算を組んでやっているわけでありまして、これも先ほどから言っています農業所得50億円を目指して、その中でこういう計画をしているわけですので、町長の施策でもありますし、その施策の一つ一つを実現するためには、こういう一つの小さな目標を達成できなければ私は何の意味もないと。

予算を執行しても効果が出てこないと考えられますので、ぜひこういうできることから先に順次手がけて進めていただきたいと思っております。今後の取組についてどのような形で取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今のところ、開設して研修生が1名ということでございます。また、引き続き研修生を募集しながら、今現在、日々取り組んでおります土壌分析とか、また、議会のほうから指摘を受けておりますが、いろんな研修生以外の方に門戸を開くようないろんな学びの場といたしますか、そういうのは

つくっていきたいということで、担当、支援センターの所長、新しく入りました会計年度任用職員も含めて話し合いは持っているところでございます。

また、先般、議員の皆様の視察の中で同じ敷地内の施設のにじいろクラブさんのほうと農福連携ということで、同じ敷地内にあるということで、今後、まだ始まったばかりではございますけれども、夢を大きく、以前、旧農業高校跡地に大島養護学校の分校云々という話があったと思いますけれども、そのような、今後、福祉のほうとの連携も探りながら、支援センターの存在価値というか、利用価値を高めてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、こういう予算を組んだら、結果が問題ですから、結果を出して初めて堂々とできるわけがありますので、とにかく結果を出さなければいけない。「やります。します」だけでは結果はまだ出ていないわけがありますので、予算の費用対効果が出るような取組をしていただきたいと思えます。

次に、54ページ、成果説明書74ページ、項4水産業費目1水産振興費。当初予算額が933万5,000円、これに対して488万円が減額補正をされています。この減額補正をした理由、それから、その予算の中で予備費支出及び流用増減というので97万8,934円が出ておりますけれども、この流用増減の理由や内容を説明お願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えいたします。

水産業費、水産振興費の中で補正488万の減額の理由でございますけれども、こちら、平成29年の離島漁業再生支援交付金事業におきまして不適切ではないかという支出があったということで、その問題を解決するまでは事業を新しくできないという中で、令和元年度におきましても補助金の額を減額したところでございます。ただ、その中で以前に購入してありました漁礁を設置したというところでございます。

また、23節の償還金利子及び割引料の97万8,934円はサメやオニヒトデ等の支出に対しましての返還命令が鹿児島県の会計管理者より出ましたので、そちらに対する返還金でございます。

また、こちらの歳入のほうは、対象となるサメ駆除の一部自主返還がございまして、そちらのほうを財源に充てておりますが、一応、予備費のほうから支出のほうはしております。

○14番（美島盛秀君）

今の問題は、29年度の離島漁業再生支援推進事業が予定どおり執行できなかったということの減額、そして、97万はその補填、返納金ということでありますけれども、資料がここにありますけれども、29年度のこの交付金は、今、4期目で、3期目の29年度に起きた問題でありますけれども、平成17年度の第1期が21年度の5年間、第2期が22年度から26年度、第3期が27年度から31年度まで、去年まで、そして、今年からまた新たに、32年度、第4期が始まっているわけですが、サメ駆除やオニヒトデ駆除、今、その返還金だということですが、私がこの資料を見てみま

すと、サメ駆除、オニヒトデ駆除、面縄、鹿浦、前泊、合わせて292万1,500円あるのです、監視を含めて。

その中の、今年、予算化して返還した合計金額がありました、120万。その額とその後の国のこの事業の在り方等の指導を受けた内容を説明お願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今のサメ駆除等に係る問題につきましては、49万2,000円、先に自主返納があり、また改めて76万5,000円ということで125万7,000円を自主的に返納させていただいております。

国からの指導ということでございますけれども、事の顛末を鹿児島県のほうに伊仙町のほうから報告して、それが認められたので新たに第4期の事業が執行できているものだと思っております。

○14番（美島盛秀君）

第4期が始まったわけではありますが、29年度の漁業集落民が58人、そして、今回、4期目の集落民が9名だったのですかね。そういう中で、125万7,000円を返納していますね。

そして、27年から始まった第4期、27年、28年のいろいろ調査をした結果については、写真のデータがないとか、全く信じられないようなこと等が起きていました。なぜそういうことが簡単に。そういう大事な。ものの1年2年前のことです。資料等がなくなったのか。私は不自然で不思議でならないわけですがけれども。

それはそれとして、県に報告して、県の指導等、国の指導等を受けておりますので、その9人に対する金額、今年の予算額は1人当たり14万で計算されていると思うのですが、当初予算が分かっていたら、額を。

そして、29年度以降、58名分の811万2,000円、これが全く受けられない。これをざっと計算しますと5,000万ほど私は予算が受けられないのではないかなと。

令和6年まで811万2,000円の予算が受けられないで、今の令和2年度の第4期の試算でいくと5,000万近くの予算が交付金で受けられないことになって漁業集落民は大変活動ができなくなると。ここら辺りはどう責任を感じているのか、町長にもお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、先ほどの写真のデータがないということですが、こちら、プリントアウトした写真のデータはあるのですが、いわゆるデジタルデータというのですかね、そちらが過去のものはないということでございまして、27年、28年の写真のデータはあるということでございます。

報告用のやつはちゃんと残っているのですけれども、パソコンの中に容量が大きくなるので、過去の補助金申請等が終わったものに関しては、順次、古いものは処分しておりましたので、それで27と28の当時のやつはないということでございますので、誤解のなきようお願いしたいと思います。

また、今期、やるに当たりまして、先般も一般質問がございまして答弁を致しましたけれども、新たに新しい漁業集落で再出発するというところで、漁業世帯民の皆さん全員に案内を出して、協力してもらえないかということで漁業集落の代表名で全員に出して確認したところ、高齢であるとか

先般の台風災害等によりまして船が使えなくなったとか、そういうことがありまして、新たに新しくやろうというメンバーが9名ということでございました。

ただし、今後、また見直しの機会等がございましたら、活動している人たちの姿を見て、新たにまた参加したいという人が増えるように町としてもサポートしていければと考えております。

○町長（大久保明君）

今、課長から説明があったとおり、新たに9人で出発しようということです。伊仙町は周りの豊かな海を生かしていないという状況ですけれども、地の利はどこもあまり差がないわけですから、伊仙町は、大地、土地が豊かであったために農業が推進されてきた状況の中で、これから新たに、農業や漁業の新しい手法、機械化も進んでおりますし、先ほどドローンの話も出ていましたけれども、そういった形で新しい農業の仕組みをつくっていく。その一つに、今、課長が話した農業と福祉の連携なども新しい可能性があります。

そういった中で、漁業も9人になった中で、これから新しくみんなが伊仙町の漁業をどうつくり上げていくかという大きな転換期になったらと思います。

そのために、町は、今まで漁業がなぜ遅れていたか、そして、なぜ、あのようなことが起きたかなど、しっかりと漁業集落の方とも漁協とも協議していく中で、何が足りなかったかを分析して、どういう支援策があるかなどをしっかりと協議していくことが必要だと考えております。

決してこのまま衰退するわけにはいきませんので、今、コロナ禍の中で確かに地方に移住したいとか地方に戻りたいという方々が出てきておりますので、その人たちが漁業を最初から経験がない中でやっていくことが果たして可能かどうかなども含めて、あらゆる可能性に向かってやっていくのが行政のやるべきことでありますので、そのことを、職員、それから、県との情報交換など、また指導も受けながら、漁業集落の新たな事業、公園化などが他の島では進んでおりますので、そういうことも、町においてもそういう補助事業も取り入れたりしながら、夢の持てる農業を推進していかなければならないわけでありますので、そう簡単なことではありませんが、そういった5年後、10年後の漁業の姿を描きながら計画を立てて、順次、一步一步進んでいくことが大事ではないかと思っております。

○14番（美島盛秀君）

いつも、執行部をはじめ町長の答弁を聞いていると、夢の持てるような、早急にやらなければいけないという反省の弁だけが答弁になっている。

反省をしたら、それをどうすればいいのか。実行に移さなければいけない。この問題も私は何回も一般質問や予算書でやってきました。

今、移住の問題もありました。この予算できちんとした漁業支援体制事業が推進できなければ、移住しても自分の自力でできる資金力のある人はそう私はいないのではないかなと。

今、くら寿司といって全国にすし店を経営している大手の社長が各地方の漁業振興のために全面的に協力したいということが新聞の報道に載っていました。そして、各地方の取れたての味を都会

にいるそれぞれの人たちにも味わわせてあげたいと。

これは、私はふるさと納税の関係にも関連してくるのではないかなということ等を感じたわけですが、そういうこと等をやるにしても、瞬間冷凍設備投資などが必要であります。漁業集落民のこういう予算等があれば、そういう予算の獲得もできると水産庁のしおりに載っています。

ですから、そういうことを一つ一つ、やりますとは誰でも言えます。それを実行するのが執行部であって、そして、それを精査して意見をするのはわれわれ議会の仕事でもありますので、そこら辺りをきちんと執行部のほうも真摯に受け止めて取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、この何千万という今後5年間の赤字といいましょうか、損失を町に与える。また、鍋の予算等はまだ町が立て替えて返納もされていない。こういうことに対して、町長は、私が「自戒措置をする考えはないのか」ということに対して、「ない。それは漁業集落のことだから」ということが答弁であったのですけれども、この事業というのは、町が計画して申請して、812万、今までのお金は町が受けているのです。

県や国のそういう関係で指導を受けたのは、これは町の事業ですよ。ですから、使い込んだそういう返納してあるお金については町が責任を持って解決しなければいけないということを私は聞いております。

私は、一般質問の中でも、備品問題のように、職員の給与削減とか自戒措置、三役の自戒措置、こういうこと等をやって、それをきちんと町の税金の無駄遣いにならないように、責任を取るのが、執行部、町長の責任ではないかということを行いましたら、町長それは漁業集落だということで私の質問に答えてもらえなかったのですけれども、改めてお尋ねします。

もしこの問題で監査請求が出て払いなさいという結果が出た場合には払うつもりがあるのか、また自戒措置等はやらないのか、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今、鍋の問題もまだ継続中でありまして。最終結果がまだ出ていない中で私の結論は出せませんけれども、あらゆる事業やあらゆる違法な行為が出た場合に町長がどこまで自戒措置を取るのか、その辺は非常に難しい判断が必要だと思っております。

あらゆる件で最高責任者である町長が責任をどこまで責任を取るかということは常に課題になります。いろいろな報告等、それから、今回の件に関しましても、漁業集落の件に関しましても、職員ですらそういう情報がなかった中での件でもありますし、漁業集落という町との契約の下でやっている方々の問題でもあるわけですけど、今、そのことが徐々に解決に向かっていっている途上だと考えておりますので、そのことは、今、しばらく私が結論を出すことは控えたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

1回や2回じゃない。たびたびこういうことが起きているわけです。それはどこに原因があるか

ということを私はお尋ねしたいわけですが、答弁は差し控えたいということですので、今後、またこの件に関しては精査していきたいと考えております。

次に、決算書の61ページ、教育費の教育総務費についてであります。節1の報酬、これは何人分か、お尋ねいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

美島議員の質疑にお答えいたします。

こちらのほうは2名分でございます。

○14番（美島盛秀君）

2人ということですが、たしか教育委員は5名いなければならないと思うのですが、以前、お尋ねしたときに5名以内ということですが、この2名になって3人が今いないということですか。5人のうちの3名の教育委員がいないということ。2名か。

○教育長（大山惣二郎君）

2名です。

○14番（美島盛秀君）

この2名が任期満了で退職された。それから、今、何年目になっていきますか。

○教委総務課長（上木正人君）

3年目になっているかと思えます。

○14番（美島盛秀君）

なぜ私がこういうことを聞くかという、教育要覧のことで一般質問もしましたけれども、5名で町の教育行政を担っていかなければいけない。あるいは、11小中学校の指導等、あるいはいろいろな問題に取り組んでいかなければならない。こういうときに2人もいないと。そういうことが3年も続いていると。そういうことで、そういう弊害があるのかないのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

規則の中では5名あるいは3名でも運営はできるということになってはいますが、今のところ、別に弊害はないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

私は、一昨年のも明許繰越で行われた空調設備、クーラーの取付け等、こういう事業の遅れた原因はそこらあたりもあると思えます。みんなで手分けして一つ一つやって、5人の意見が合って初めて伊仙町の教育行政は進んでいく。私はそう思っております。

5名中3人がおれば十分できるということは努力しているあかしだと思いますけれども、そこには無理もあると思えます。教育行政の要覧にもありましたように、まちづくりは教育にありということ等を大きな目標に挙げております。

教育委員の任命権は町長にありますので、町長、3年間もこのまま不在であって、どう今認識しているのか、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今、比較的年齢が若い男性と女性の教育委員と教育長3人体制でございます。いろんな学校関係のトラブル等、最近は、以前はなかったスマホとか、いろんな形でのいじめ等も出ておりますし、それから、各学校での登校拒否とか低学年のいろんな障害のある方々のための支援員など、いろんな課題を聞いております。そういった中で3名は私も少ないと思っております。

そのことも、また教育長とも連携を取りながら、今後は増やしていこうという方向で話をしております。

そのような人選して、また、出身の教員の方々も、今の定年間近の方、この前から考えていますが、かなりの教育委員の候補の方もいるし、また、女性の活用とか民間からの教育委員ということもうたわれておりますので、そういうこともいろいろ分析しながら、どういう形にしていきたいかということで、先ほど話したように、教育長とも人員を増やしていこうという話はしておりますので、今後は、そういう形で、新しい教育、いろんなデジタル化などもありますし、そういうことに精通している方も必要ではないかと考えております。

○14番（美島盛秀君）

早急に解決して、伊仙町の教育行政、他の市町村に負けないような教育行政に取り組んでいただきたいと思っておりますので、ぜひ早急に検討していただきたいと思っております。

それと、64ページ、目の学校管理費、継続費及び繰越費の総額が1億1,548万2,000円ですが、この中に小中学校の空調設備の予算が入っているでしょうか。お尋ねします。

○教委総務課長（上木正人君）

お答えいたします。

今、美島議員がおっしゃったのは、12目の学校設備費のことですか。

○14番（美島盛秀君）

目12です。

○教委総務課長（上木正人君）

こちらのほうは、単独であったと思えますけど、空調設備とブロック塀、そちらのほうも含まれているということで、こちらのほうに。当初、最初の計画であったのですが、県の基準を満たさないということで、こちらのほうがあったかと思えますけども、そちらのほうも入っております。

○14番（美島盛秀君）

この中の小中学校費に翌年度の繰越金が含まれていますが、その繰越金が私は空調設備と受け止めておりますけど、そういう考え方でよろしいですか。

○教委総務課長（上木正人君）

美島議員、もう一度、お願いしてよろしいでしょうか。どこの部門でしょうか。

○14番（美島盛秀君）

64ページの目12中学校費です。その前に、中学校費、小学校費の中の翌年度の繰越明許費。すみません。飛び越してしまいました。

○教委総務課長（上木正人君）

65ページの学校建築費の繰越しに関しましては、こちらのほうは伊仙中学校の10号棟耐震補強型改造事業の繰越しでございますが。

○14番（美島盛秀君）

これは学校建設の繰越費用ということですか。30年度から、去年、実施しているわけですよね。

○教委総務課長（上木正人君）

そういうことです。

○14番（美島盛秀君）

あとは、来年の決算に入ってくるわけか。すみません。間違っていました。

それと、今の報酬、給料の中で、職員の給料、教育委員の前の総務課長が8月で退職されております。それ以前に7月にもう一人の職員が給食センターから経済課に異動したという話を聞いたのですけれども、そういうことがありますでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

3名で給食センターの事務に当たっていたわけですが、再任用の職員もいて、そちらのほうは6月で辞めるということ等もあり、庁舎内の人員不足もあったため、給食センターに配置していた方を、6月だったかな、経済課のほうに異動したという経緯があって、その後、給食センターの所長が9月3日をもって退職という形に今なっております。

○14番（美島盛秀君）

改めて質疑いたします。73ページの目2給食センター運営費、節2の給料、これは職員何人分が出ておりますか。今、言いました7月にその職員が経済課へ異動。そして、8月31日付で当時の教育委員会の総務課長でした人が退職していると。こういう異動、一体どうなっているかと。伊仙町の職員の異動関係、あるいは、規律関係は本当にきちんとしたことができているだろうかと疑わしくなるのですけれども、その給料の内訳、あるいは、何人分か、そして、7月の件、8月の件、この件について説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

元年度の決算における給料は2名分であります。

先ほどおっしゃった規律というところですが、毎回、課長会並びに全体朝礼の中でそういった違反等がないようにということも服務に対して厳しいことを毎回言っているわけですが、その中で給食センターについてはこういう人選をもって対応していきたいということでしたわけですが、今、配置がどうだったかということに関しては、的確に判断し、できていたものだと考えております。

○14番（美島盛秀君）

去年の12月にも、職員が1人、中途退職しています。今度も1人、8月で退職している。なぜ伊仙町で職員がそういう中途退職をしたり、あるいは、途中で異動したり、こういう、私に言わせれば不適切な人事異動、あるいは、管理の方法、あるいは綱紀肅正にもつながると思いますけれども、こういうことが頻繁に起こるのか。

こういうことは、私は最終的には町長の人事権、あるいは、責任問題にも関わってくる大きな問題だと思いますけれども、そういうことと町長は知っていて、あるいはその内容等を認識していて、それをそのまま補充をし、あるいは、理由等を掌握しないままに今まで来たのかどうか、どういう認識をしているのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

職員の綱紀肅正は朝から晩まで頭の中に入れておかなければならないと考えております。職員のいろんな不祥事等に関しまして、それは全体朝礼とか課長会の中で厳しく叱咤激励している中でも、今回、またこういう事件が起きたということは、まだまだ私も含めて職員のあるべき姿に対する厳しい気持ちで対応が足りなかったかもしれません。

また、この事故などは、不可抗力といえますか、予期せぬことで起きることもあるわけですので、再三、注意を払いながらやっていかなければならないと考えております。

議員のおっしゃるとおり、職員の指導、管理、綱紀肅正は少し油断したりするとたがが外れることがあるわけですから、その辺はしっかりと、課長会、そしてまた町民の方々も厳しい目で監視していることがあるわけですから、そういうことを職員一人一人が、自分が軽い気持ちで起こしたことが町全体のイメージを悪くするというようなことなどは、どのような指導がいいのか、徹底して、毎日毎日、指導する必要もあると思うし、ただあまり職員が委縮してもいけないこともあるわけですから、重要なことは、町が、職員も、議会もそうですけども、伊仙町がどうして誇れる町になるかということ、そして、厳しい人口減少社会の中でどのようにして人口を維持することのできる町であるかということを唯一の目標として考えて常に念頭に置いていたらこういう不祥事等は起きないと私は思いますので、常に、職員は、一課の職員であるけれども、伊仙町全体の奉仕者であると。

そして、いろんなことで気が緩んだ場合にはそれは町全体の損失になるというふうな気持ちを今後とも強力に。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

町長、これは予算の決算についてのあれですので、一般質問ではありませんので、この質問に対しては予算の質問ですから答える必要はない。

○14番（美島盛秀君）

関連しているからいいのではない。職員の。

○町長（大久保明君）

このぐらいにしておきますから。また12月に一般質問してください。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、この20年近く、町長が職員を大分採用している、公僕としてあるべきだということを言っておりますので、公僕であるべき優秀な職員を配置したはずであります。採用したはずでありますので、しっかりと町長の下で指導なりしていただきたいと思っております。

続いて、73ページの項7高等学校費。高等学校といたら樟南高校と徳之島高校があるわけですが、この中で、753万円、これの内訳、樟南高校と徳之島高校、この2校に対する助成金の内訳をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

昨日も歳出のところでも説明したわけですが、753万のうち樟南第二高校の校舎建て替えを行ったところであるのですが、その補助金として、伊仙町は元年度からこれの返済に係る補助金ということで300万円を支出しているところであります。残りのものは、徳之島高校の通学、その辺に係る補助金を出すということで組まれている予算であります。

人数等の詳細については教育委員会のほうから説明していただきます。

○教委総務課長（上木正人君）

美島議員の質疑にお答えいたしたいと思っております。

こちらのほうは、離島高校生修学支援事業という事業がございまして、伊仙町にお住まいの高校生、本町に住所を有し、鹿児島県立徳之島高等学校へ通学されている生徒並びに保護者の方を対象にして、通学費、年額、これは定期券の購入の支援を行いますということで、自宅最寄りのバス停留所から徳之島高校までの定期券を発行するものでございまして、当初、2分の1の補助であることと精算払いということ、また新しくできた事業で周知徹底がなされていないということで令和元年度におきましては6人の申請しか出てございませんので、こちらのほうは私たちの周知のほう徹底されていなかったということで反省してございます。

○14番（美島盛秀君）

修学支援事業ということで助成しているということ等々、それから、樟南、あるいは徳高にはそれぞれあるわけですが、今回の地方創生コロナ対策の事業でも高校生や島外にいる子供たちに5万円を支援するということがありますが、伊仙町には農業高校があつて、それが統廃合されて高校というのは永遠になくなるだろうと。見通しは立たないだろうと。

そういうことから考えると、天城の樟南高校、あるいは、徳之島高校、この2校はずっと存続してもらわなければ島の子供たちの教育に支障を来す、あるいは、高校に行かせている父兄のPTAの皆さんにも大きな負担がかかってくるということ等を考えますと、今後もずっと継続して、こういう支援事業を続けてほしいわけですが、今後の支援事業について継続して続けていく考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ありがたいお言葉を頂きましてありがとうございます。

離島高校生修学支援事業補助金ですが、元年度は6名という非常に少ない数だったのですが、令和2年度は31名の方の希望がございまして、こちらのほうは既に発出済みでございます。

コロナ対策で学生支援金に関してもこういったのがあれば、常時、私たちのほうでは続けてまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今回は地方創生コロナ対策支援事業等があつて、島外にいる高校生や専門学校、大学生等々にも支援できるわけでありまして、今後も、こういう予算等は、一般財源でも、半額助成とかそういう支援等を町単独でもやっていくことを要望いたしておきたいと思えます。

大分時間が来ましたので私の質疑を終わりたいと思えますけれども、質疑した、答弁に答えていただいた、そのことは実行していただきたい、このことをお願いして質疑を終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時18分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

○4番（佐田 元君）

決算書の62ページです。お願いします。目4スクールソーシャルワーカー活用事業費。これが当初予算は55万1,000円、補正予算が3万9,000円、落とされていますが、これの説明、あと節7の賃金、これが何名分か、また不用額が出た理由の説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの佐田議員の質疑にお答えいたしたいと思えます。

スクールワーカー活用事業費の賃金、こちらのほうが4月から11月分まで支出されておまして、26万2,000円ということになってございます。旅費に関しましては、1回分のスクールワーカー活用事業連絡協議会、こちらのほうに出会しているようでございます。

○4番（佐田 元君）

賃金は4月から11月分となっておりますが、これは1人分よろしいですか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうでございます。

○4番（佐田 元君）

4月から11月までの活動となっておりますが、その後の活動はないということよろしいでしょうか。そしてまた、スクールソーシャルワーカーさんが1名の方、この方は資格を持っていらっし

やる方ですか。お願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

この方に関しまして資格はあるかと思っております。

その後の活動に関しましては、今現在、2回ほど町の広報紙等でスクールワーカーの募集をかけてございまして、なかなか応募がないという状況でございますが、これからもスクールソーシャルワーカーの募集のほうはどんどんかけてまいりたいと思っております。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

他に質疑はございませんか。

○13番（樺山 一君）

認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑をします。

決算書の12ページ、款12使用料及び手数料項1使用料目5総務使用料1,240万7,000円の予算が組まれて、調定が168万9,748円。これについて説明をお願いいたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時29分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

総務使用料1,240万7,000円に対して160万強しか入っていないということですが、これは徳之島ビジョンとIRU契約の支払いを、先般の、昨年、計上してありました1,085万円の補正予算で未収分のことに関してそれまでに監査請求等があつて、その支払いが遅れるということで、この立て替えである分で当社のあれが行き届かないということで、その分を送らせてもらえないかということでこの分1,090万7,579円が不足しております。

○13番（樺山 一君）

これは、この決算書で令和元年度から新しく総務使用料という目ができる、駐車場使用料150万円、そして、徳之島ビジョンに対するIRU芯線使用料、当初、1,081万9,000円、そして、消費税の補正8万8,000円して1,090万7,000円をビジョンからもらうように調定しなければならない分、不足しているのを。47ページか。

47ページに農林水産業費の農業費、目4農業総務費の中の節22補償補填及び賠償金、昨年12月の補正で1,853万2,000円、百菜のほうの未払金を補填するという形で予算化して、その分の徳之島ビジョンが立て替えた分と相殺したという判断でよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

これを相殺したということではなく、既に1,800万を支払いしておりますので、運営がこのままで町からの1,800万が入らなければ運営が成り立っていかないのでこれを遅らせてくださいということで申し出てありまして、これを相殺してあるという考えではありません。

○13番（樺山 一君）

相殺したという考えではない。明らかに相殺じゃないですか。これは予算の使い方、流用、片や監査請求が出たから払っていない。しかし、逆に今度はビジョンから取るのは猶予している。そこまで行くのだったらなぜ47ページの2,737万7,000円、支出負担行為をしなかったのですか。ビジョンが苦しかったら。町が取るべきやつをとらないでそういう方法、そういうやり方が法的に正しいと思っていますか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時40分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどもあったのですが、支払いしていただけないかということであったのです。その支払いがあれば、百菜の運営もうまくいくので、支払いをしていただけないかということがあったのですが、先ほども言ったように、監査請求があったので、今の時点ではお支払いはできないということで、申し上げた、その支払いを遅らせていただけないかという申し出があって、このような状況に至っております。

○13番（樺山 一君）

問答をしてもらちが私はあかないと思います。ぜひ町民に説明できるような決算を。

これは、去年までの決算書だったら私は全然見抜けなかったですよ。雑入でみんな一緒に入っているわけだから。どの分がIRUの芯線使用料か分からないものですから。やはり、こういうことをしたら見つけやすいようになっていると私は思うのです。ぜひ町民に説明のつくような予算の出し入れを。説明がつかないです。

町民税を払ってくださいと町民に言えないですよ。これが、この間、町長が言っていた徳之島ビジョンとか、一蓮托生、運命共同体だからこういう感じになったのではないかなと私は思っています。

ぜひこれを解決して町民に説明できるようにしてください。

それから、14ページ、目6農林水産業費国庫補助金、節4農業費補助金の国庫補助金の660万9,000円、国庫補助金がなぜ収入未済額になっているか。経済課長の説明を聞けば、二重計上だったとこの間説明していましたが、そのところが聞き取りにくかったので、もう一度、なぜ660万9,000円の収入未済額か、説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、被災農業者向け経営体育成支援事業ということで、園芸のほうと畜産のほう。園芸のほうは102万7,000円、畜産のほうが606万9,000円の収入があるのですが、こちらのほうが606万9,000円を二重に、2日に分けて計上して。

○13番（樺山 一君）

660万9,000円。

○経済課長（仲島正敏君）

すみませんでした。660万9,000円を二重に計上してしまったということでございます。

○13番（樺山 一君）

二重計上で調定を取ってあったと理解すればよろしいということですか。

分かりました。単純なミスをしないようにお願いをしておきます。

22ページ、項5の貸付金元利収入240万円、予算立てされて、調定がゼロですけど、説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら先ほどの百菜の500万の貸付金のうち、今、残りが360万あるのですが、そのうちの240万、月20万ずつということで、予算立てはしてあったのですが、こちらのほう、昨年の議会の中でありましておりに百菜のほうを立て替えしていただくということで、収入のほうのももちろん調定も取ってなかったのですが、収入がゼロということでございます。

○13番（樺山 一君）

これは令和元年度、平成31年度の予算立てで月20万ずつ、前百菜を運営している方々が町からの借入金として返済すると。予算立てして、もちろんビジョンのほうに、百菜の運営が委託になって前百菜の方々は運営ができなくて、支払いできない。

これをなぜ支払いができないと分かって、なぜ当初予算で、運営もしていないのに徳之島ビジョンが運営しているのに、なぜ当初予算で予算化したのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほうの当初予算は12月、2月ぐらいまでに数字を固めるということですが、ビジョンさんに決定したのが3月の議会であったということで、このような形で予算として残った次第でございます。

○13番（樺山 一君）

それを、そうしたら、途中で、本当は補正予算等で落としたりするべきではないですか。全て損

失補填、あれに関連してきますので、あれが実行できれば、こういうのもみんな消える。一つずつ片づけていける。

そして、町長、この240万、そして360万、私は、前百菜の運営の方々から取るのは難しいのではないかと私は思っていますけど、取れなかったらどうするつもりですか。

○町長（大久保明君）

この問題を解決するのは、一番、複雑な状況になってまいりました。その複雑な問題をいかに簡単に分かりやすく解決するのかということにしなければ、これは不明な点がかなりあるわけです。前組合長の、この前、予算書にもあった、当事者がお金を借りてきたというふうな、これが本当に具体的に数値として実際にあったかどうかなどが大変疑問がある中での今回のこのようなビジョンに委託したときのいろんな問題が、その補填した金が、架空、実際にあったかどうか不明で、数字だけ、決算書の中にだけあるような気が致します。

ですから、そのことをつじつま合わせるために、いろんなこのような決算書、また、予算書の中での数字が出てきたような気が致しますので、そのことを、今、議員が話したその方に損害賠償を取るのとは不可能ではないかということ、今、初めてお聞きしましたので、その辺も含めて、どのような形で結論を出していくかということは今後しっかりと議会とも議論をしながらやっていかなければならないと思うし、そのことを徹底して追及して解決しようとするれば、いつまでたっても百菜の運営は前進しなかった中で徳之島ビジョンとのこのような契約に至ったわけでありますので、それは、長い目で見れば、長引けば長引くほど伊仙町の損失が大きくなるわけですから、このような形で今回は指定管理者にさせていただいて、そして、徳之島ビジョンのほうも月30万の家賃を払うという形で何とか解決できないかという意見も出てきたわけでありますので、そういうことを含めて、これはいかにして落としどころを、そして、前進するような形をつくり出していくという思いの中での決算書がこのように少しタイムラグがあるような形で表現しているというように私は思っておりますので、今後ともこの伊仙町が鹿児島県で初めてまちづくり交付金事業で約25億もかけてほーらい館から住宅から取り付け道路からやったこの事業を、どんなことがあっても、やはり守っていくことが伊仙町の発展につながっていると多くの方が考えていると思っておりますので、そのためのことを大局的にやはり私たちは議会も含めて解決していけると確信をしております。

○13番（樺山 一君）

私も、今、ビジョンが百菜を運営して、活況に運営されていると思っていますよ。しかし、委託ありきで、それが先行して、事務処理が後回しになっている。そうすれば、こういう状況がどんどん生まれてきます。そして、その責任の所在を町長が追及する以外ないわけですよ。

それをぜひ事務処理をして。事務処理をするのはわずらわしいですよ。それをしてぜひ正常な状況に戻していただきたい。

町が取るのを減免しているから運営をされているという感じにもなりますよ。これは。こういう状況、ここのテレビを見ている方々は。そういうようになりますので、ぜひ事務処理は的確に処理

をしていただきたいと思います。

それと32ページ、項4選挙費。選挙費の下目6、目7、参議院議員選挙、県会議員選挙、この中にポスターの掲示板、作成等の予算がありますけれども、これはどこに委託を。掲示板の作成、撤去はどこに委託されていますか。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

これは、青年団のほうと委託契約をしております。伊仙町の連合青年団のほうと委託契約を結んで設置と撤去のほうをお願いしております。

○13番（樺山 一君）

これはやはり業者さんに委託を変えたほうがいいですよ。皆さんも選挙のときずっと見て分かっていると思いますけど、掲示板が真っすぐ立っていない。線が斜めに引かれて枠にポスターがはまらない。それずっと多々あります。そこを、その青年団ですか、注文を入れるか、真っすぐするように注文を入れるか、水平に、垂直にならない。水平にならない。ただ、ガードレールにくくりつけて斜めになり、おまけにその中の枠の線、真っすぐ引かれてないですよ。

そう感じたことが、町民の方々、いると思います。ぜひこういうのもしっかりと指導して、できなかったら民間の業者さんにでも委託していただきたい。そう指導できますか。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

議員のご指摘のとおり、一般の方からも、今回、そういう指摘の電話がございました。今後、また、青年団のほうにもそういうことで指導はしてまいりました。また、今後もそういったことのないように、きちんと指導をしていきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ指導して、掲示板を真っすぐ。他町村のを見ればすぐ分かります。天城町の掲示板はやはりきれいにされてきましたよ。この間の知事選挙等は。ぜひ指導していただきたいと思います。

51ページ、項2のうち目1農地総務費節11需用費395万5,562円が支出されています。これは主に地下水ポンプの光熱費、修繕だと思えますけども、町内にこの地下水ポンプは何か所あって、使えない施設はないのか、お尋ねします。

○耕地課長（穂 浩一君）

しっかりとした数は資料の持ち合わせがないので分かっておりませんが、十数か所はあると思っております。使えないところについてははっきりとは分かりませんが、ないものと思っております。

○13番（樺山 一君）

ぜひうち西伊仙のほうの地下水ポンプ、一番、地下水が豊富で使いやすいと私は思っていますけど、たまに修理の看板が張ってありますが、これはぜひ全箇所、常時、使えるようにして、これは先人がつけた、やはり僕は偉大な施設だと思っております。

あの施設のおかげでバレイショと園芸作物の作付が拡大したと思っておりますので、ぜひ故障等

させないような形で管理していただきたいと思います。

73ページ、お願いします、決算書。

先ほど、美島議員からも質問がありました項7高等学校費節19負担金及び交付金ですね。これは樟南高校への補助金300万、そして、残りは徳之島高校の通学助成で、去年は6人で35万円と理解してよろしいでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

先ほど、美島議員のほうに答弁したとおりでございます。

○13番（樺山 一君）

今年は年度当初から申請をさせて、去年は実績ということで3月末に申請ということで、利用者が少なかったということでしたけども、ぜひこれは伊仙から亀津まで2万円ぐらい定期がかかるようですが、ぜひ面縄中学校、犬田布中学校、各3中学校に宣伝をして徳之島高校に、例えば、入学された場合は定期を助成しますよと。2万円も出して、亀津に通学するのでしたら、大島高校あたりの寮に入ったほうが。2万円か3万円で寮費が賄えるから大島高校に進学するという方もいらっしゃると思いますので、ぜひそこを町が助成する。そして、こんなに418万円も不用額が出るのなら、全額補助しても。補助率を上げてもいいのではないですか。どうですか。

○教委総務課長（上木正人君）

確かにいいご意見だと思いますが、私の一存では補助率をすることはできませんが、財務のほうとも協議をしながら、自己負担ではないのですけれども、一般財源のほうでも支援をしていただければ、そういう方向でも進んでいけるのではないかなと思っております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ不用額が出るのでしたら全額補助に持って行っていただきたいと思います。

それと、成果説明書の107ページ、給食センターについてなんですけど、5番目の施設について、給食センター施設については、昭和42年に建設され、55年以上経過しています。今後は早期に建て替える必要があります。また、設備機器にも年数の経過で部品等が生産中止になっていることから新規購入が必要となっています。そう書いてありますが、給食センターの建て替え計画等はないのか、お伺いします。

○教委総務課長（上木正人君）

今、教育委員会のほうで伊仙町の学校施設長寿命化というのを計画してございまして、調査も2年目に入っております。

その中で、やはりもちろんこの給食センターのほうも入っておりますけれども、ちょっとその書類が手元にございませんけども、建て替えは必要だろうというふうなことで、詳細につきましては、また後ほど説明をさせていただきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ計画をして、基金等も積まれるような形で。庁舎の場合、その熊本の地震等から補助が出た

ということで、急遽、計画の中に割り込んできた形になってはいますが、ああいう形になれば、やはり財政運営も大変ですので、ぜひ財政運用上も計画を立てて、建て替え計画を立てていただきたいと思います。

どうですか。そういう計画等を入れることができるかどうか、お伺いします。

○教委総務課長（上木正人君）

先ほど申したように、その長寿命化計画の冊子が今手元にございませぬけども、多分、もう築55年以上経過をしているものですから、もう財務と協議をしながら早急に建て替えは必要ではないかなと私自身も思っているところでございます。

○13番（樺山 一君）

ぜひ計画に入れて、財政のシミュレーションもしていただきたいと思います。

それから、最後に、節11需用費の食糧費、予算の中から職員の歓送迎会費用が出されたという話を聞きましたが、そういうことは事実ですか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これは、ページ数は。

○13番（樺山 一君）

14の食糧費だけでいいのではないですか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

どこか分からんから。

○13番（樺山 一君）

どこか分からん。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

総務課で。

○総務課長（久保 等君）

各部署に組まれている需用費の中で食糧費からそういう歓送迎会の費用というのは出せないようになっていますので、この中には含まれておりませぬ。

○13番（樺山 一君）

含まれていなかったらいいでしょう。火のないところには何とかと言いますが、ぜひ予算は大事に使っていただきたい。

役場の職員の方々はコロナでいろいろと影響もない。一般の町民は、このコロナ禍の中ではやはり苦労しています。町民の方々に負担がかからないような財政運営をしていただきたいと思います。

以上で、私の質疑は終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここで10分間ほどしばらく休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計について、他に質疑はございませんか。

○3番（西 彦二君）

給食センターについてお願いします。先般台風10号のとき、伊仙町の給食センターができないということで、他町の亀津、徳之島町と天城町、平常どおり通行できまして、伊仙町ができないという、そういった理由を、お願いします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

西議員、これは予算とは違いますので。予算の内容を、一般質問と同じ、予算の内容でないのですけど、答弁できたらサービスしてもいいのですけど。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの西議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

台風時が多分9月7日だったと思われれます。この日はたしか給食がなしの方向で金曜日の日に各学校のほうに通知を流した状況でございます。

翌日、8、9と、この場合は給食ありで、飲料のほうは提供ができないということで、水筒持参ということで、8、9のほうは指導をしてございます。

以上でございます。

○3番（西 彦二君）

ここは離島ですけれども、台風が近づいたらやはり品薄で、備蓄とかもし長かったら自衛隊ヘリを使うとか、やはりこういったデメリットがありますので、貯蓄のほうの警備もよろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

答弁はよろしいでしょうか。

○3番（西 彦二君）

はい。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、西君の質疑を終結します。

他にございませんか。

○6番（岡林剛也君）

認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、質疑を致します。

決算書の27ページ、目4電算システム費13委託料、この委託料の中にコンビニ収納代行委託料が

入っていると思いますけども、この元年度のコンビニ委託料に対する、コンビニで行った収納額は分かりますか。

○くらし支援課長（名古健二君）

申し訳ないですけども、手元に資料がないので分かりません。

○6番（岡林剛也君）

コンビニ収納委託料は幾らになっていますか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

資料で。

○6番（岡林剛也君）

後でまた。

○総務課長（久保 等君）

当初、予算を56万円計上してあるのですが、その状況でこの成果説明書に載っていると思ったのですが、ちょっと載っていないので問い合わせをしますので、しばらくお待ちください。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時32分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

この質問はたしか去年も出て、去年はまだ集計がちゃんとできていなかったもので、また来年、今回は答えられるようにとたしか同じようなことがあったと思うので、来年こそはしっかりと答えられるように。やはりコンビニ代行手数料も入っているということで、これはやはり費用対効果がどんなものかなというのを知りたかったということの質疑だったのですけれども、その辺をよろしくお願いします。

続きまして、決算書38ページ、目17地方改善施設整備費ですけれども、この成果説明書によりますと78ページです。地方改善施設整備補助金で、「下水、配水路の整備を図り生活環境を改善し、地域福祉の向上を図ることを目的としている」と書いてありますけれども、側溝整備したのはいいのですけども、その生活配水がそこに接続をちゃんとされているのかどうか、お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。

たしかこれは生活排水を接続して流すような事業でありますので、接続されていると思っております。

○6番（岡林剛也君）

何軒中何軒ぐらい接続されているのですか。

○建設課長（福島隆也君）

今、手元に資料がありませんので、また、調べてまた説明させていただきます。

確認します。

○6番（岡林剛也君）

最近、よく合併浄化槽に入れ替えている家庭が結構見受けられます。やはりそういうのを皆さんに、住民に推奨して、合併浄化槽に替えてもらって、排水をそこに接続するとか、そういうこともやはり行ったほうがいいと思いますけども、どうでしょうか。そういうことをする考えはあるのか、お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

合併浄化槽の推進は課が違うのでまた説明できればと思っておりますけれども、一応、生活排水、今、合併浄化槽が全部なっているはずですがけれども、まだ単独槽、または家庭の排水が流れるようになっている箇所も多々あります。その辺はまた指導していきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

せっかく国の事業を使ってやった側溝ですので、接続している家が1軒もないとか、そういうことがないようにしてほしいと思います。

続きまして、先ほどもありました決算書の12ページ、この総務費使用料、目5ですか、これの中には、たしか先ほどもありました職員の駐車場代150万とIRU芯線使用料1,080万余り、入っていると思います。しかし、調定が168万しか取られていない。光ファイバー網に関して言えば、町が会社の使う光ファイバー網の使用料1,080万もらって逆に今度は保守委託料を1,200万円ぐらいあげて、200万近く会社のほうがプラスになるような、行って来いみたいな感じになっているのですけれども、そこでこの168万9,000円の調定ですけれども、これは普通だったら当初予算にあげているわけですから、調定を取ってここの収入未済額に載せないといけないと思いますけども、芯線使用料ですね。それはなぜ載っていないのか。こういう会計処理は法的にどうなのか、お伺いします。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時41分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えする前に、先ほど質問のあった件について、お答えします。

コンビニエンスストアの収納の件数ですが、令和元年度、件数については6,154件、その収納の手数料ですが、年間で56万2,771円となっております。それぞれ納めた金額については、また各課で調べないとちょっと出ないところであります。

それと、今の総務使用料の中の質問ですが、この収入未済額に出てくるのは、先ほどの1,090万7,579円の調定を3月31日まで起こすとこの収入未済額に載ることになるのですが、これは予算額が1,240万7,000円計上してあったのですが、168万9,748円しかその調定をうっていないということで、収入未済額には載ってこないわけでありまして。

ですが、この平成元年度にこのIRUの契約をして、その収入がないということは、これは話合い、お互いに先ほどお話ししました立替分、それを出している以上、これもちょっと猶予できないかという話合いがあって、それでは話がつかなかったということで、このような形になっております。

○6番（岡林剛也君）

先ほどの説明では、なんか相殺ではないと。遅らせてもらえないかという、猶予してもらえないかという相談があったと。これは誰と誰が協議をして、その文書とか公文書は覚書みたいなやつですか、そういうのは残っているのか。

そうじゃないと、これ、このまま掘ってみたら残ってもないし、何の証拠というか、そういうのも残らないから、あれですよ、誰かが言わない限りはこのままもうなかったことになってしまうのではないですか。

この1,080万、これは2年度もまたちょっと消費税を上げて、組んで1,090万7,000円ですか、組んでありますけども、合わせて2,000万余りになりますけど、この元年度分、これは一体誰がどうやって徴収するつもりですか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時50分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今の1,090万7,579円についてなんですけど、これについては覚書を交わしてまして、平成31年4月1日からこの時点での、まだ令和になっていませんので、「平成32年3月31日までの間についての

金額は当該年度分を一括して甲の請求書に基づき支払うものとする」という覚書をしておりまして、今年度について、これは調定をあげて請求して支払いに持っていかうと考えております。

○6番（岡林剛也君）

その覚書を委員のみんなにも見せてほしいですけども、それはちゃんとした公文書ですか。

○総務課長（久保 等君）

はい。そうです。

○6番（岡林剛也君）

そうしたら、だけど、これは決算ですよ。決算前に説明もなければ何もない。しかも、ここにもう載っていない。なかったような存在という。

この決算書自体の信憑性といえば全く値しないと思いますけども、認定に値すると思いますか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時54分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

先ほどもちょこっとありましたけども、猶予してもらいたいと。相殺ではないと。資金的に苦しいからと。そういう会社にこれから先もIRU契約を任せても大丈夫でしょうか。どうですか。

○総務課長（久保 等君）

この、今、行っているIRU契約については当初10年間ということでこれに精通する業者ということで契約を交わしておりますので、今のところそこができると考えております。

○6番（岡林剛也君）

私は、昨日、この光通信網施設ですか。光ファイバーの町有財産としての条例とか何かないものかなと思って調べたら、そういうのもない。

これは、最初の9年前ですか、その契約によってなっていると思いますが、最初は契約する前は私が聞いた話では何社かあってプレゼンして自分たちに任せてくれたら、一切、保守委託料といったものはかからない、全て自分たちでやると言っていたが、途中で、やはりそれは苦しいということで、何とか3町にお願いして、今は保守委託料1,200万余り毎年出していると思うのですけれども、その契約書とかはありますか。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時58分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

伊仙町光ファイバー網施設の賃貸借に関する契約書ということで、平成23年3月31日に契約をしたものが残っております。

○6番（岡林剛也君）

平成23年3月31日といたしましたら、それはこれと同じものですか。これには幾ら芯線使用料をもらって、幾ら保守委託料を払うとかという金額がなくて、5条に「毎年協議の上、別途定めるものとする」と書いてありますけども、これは毎年協議をしてこの金額を支払いしたり受け入れたりしているのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この料金については、災害等があった場合に増えたり、それと災害関係についてはまた別になるものですが、常に毎年更新しているものについては、当初の協議を行っているのですが、そこに変わりはないということであります。

○6番（岡林剛也君）

この町有財産、この設備は、もういえば、水道、ガス、電気と一緒にような、もうライフラインですよ。やはりちゃんと条例とかも、でも整備して、やっていくのが本来あるべき姿だと思うので、そういうことはできるのかどうか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ご指摘のように、その条例等を定めて管理していかないといけないというふうに考えますので、今後、またそれをまた進めていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

以上で、質疑を終わります。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

○14番（美島盛秀君）

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、反対の討論を致します。

この決算書から見てみますと、歳入歳出決算、さらには、審査、監査の意見書から見てみますと、不納欠損額が増え、または、収入未済額も増えております。このことは職員の努力不足であると思えます。

さらには、翌年度への繰越額、不用額も際立って増加しておりまして、予算の執行上に課題が多く残されております。

また、執行部のこの決算による成果の説明、あるいは、議会に対して理解しがたい、町民に理解のできないような予算等の執行があると見受けられますので、この決算については認定することは不可能だと考えますので、反対討論と致します。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○1番（杉山 肇君）

ただいま、美島議員から反対の討論がなされましたので、賛成の立場から討論したいと思います。

これまで数日間のこの決算の審査期間中に各課より補足説明、これからの課題等の説明がありましたが、私個人的に考えますと、決算審査なるものと森の中の一本の木を見つけることではなく、森全体を見渡し、判断することが不可欠と考えています。

数か所の不備の指摘がありましたが、全般的に見て、決算審査全体を反対するほどのこともないと考えますので、これをもち、賛成の討論と致します。

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで討論を終わります。

これから、認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立少数です。したがって、認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定しないことに決定いたしました。

日程第8 認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数であります。したがって、認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第9 認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第10 認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがいまして、認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

次に、日程第11 認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがいまして、認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第12 認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第13 認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時20分

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで当特別委員会に付託されました7会計、歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計、歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により議長に提出いたします。

お諮りします。

当委員会はこちらをもって解散することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。したがって、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

次の会議は9月18日金曜日午前10時から開会します。

日程は、本会議であります。全員協議会を行いますので、午前9時まで議会委員会室にご参集ください。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時22分

令和2年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和2年9月18日

令和2年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

令和2年9月18日（金曜日） 午前10時32分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第52号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の撤回の件
- 日程第2 認定第1号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第2号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第3号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第4号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第5号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第6号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第8 認定第7号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 追加日程第1 議案第58号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 陳情第5号 陳情審査委員長報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第10 陳情第6号 陳情審査委員長報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第11 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（趣旨説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君
14番	美島 盛秀 君		

1. 欠席議員（1名）

7番 牧 徳久 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時32分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第52号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の撤回の件

○議長（明石秀雄君）

日程第1 議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の撤回の件について議題といたします。

町長より、議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）撤回の理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

本日、伊仙町議会に請求を行いました、議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の撤回につきまして、説明を申し上げます。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業展開を含む補正予算案について提案をいたしましたが、伊仙町議会から多くの意見を賜る中で、同交付金の事業内容について再考いたしたく、本補正予算の撤回を請求するものであります。よろしくお願いたします。

○議長（明石秀雄君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の撤回の件を許可することに決定しました。

△ 日程第2 認定第1号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第2号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第3号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第4号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第6 認定第5号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第7 認定第6号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第8 認定第7号 令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（明石秀雄君）

日程第2 認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第3 認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第7 認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第8 認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（美島盛秀君）

令和2年第3回伊仙町議会定例会、令和元年伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算報告、特別委員会の委員長報告をいたします。

令和元年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る、令和2年9月9日に当特別委員会に付託されました令和元年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算は、9月11日から9月15日までの5日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月11日に町長をはじめ、担当課長及び職員出席のもと現地調査を行いました。

9月14日から9月15日の2日間は町長はじめ、執行部が説明員として出席し、令和元年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに監査意見書を参考にし、予算の執行状況や費用対効果などの行政運営を監視するという目的に沿って、慎重に審査を行いました。

まず、9月11日に行われた現地調査について報告いたします。

中山地区飲料水供給施設について、水道課長より説明を受けました。

中山集落の給水人口25人に対し、飲料水が供給されており、白水川原水をポンプで吸い上げ、安心安全な水の供給ができ、台風時には停電に備え、発電機を準備し、対応しているとの説明がありました。

議会といたしましても、水道水は町民生活にとって、とりわけ大切なものでありますので、今後とも未整備地区の計画的な改善整備を行い、水質向上及び水の安定供給に努めていただくよう要望します。

委員からは、白水川支流、伊仙中部ダム上流で軽トラックや牛積みトラックなどの洗車が見受けられるので、看板を立てるなどの対策も講じていただきたい旨の意見がありました。

次に、日本マルコ株式会社徳之島営業所の事業内容について、所長より説明を受けました。

従業員24人で、航空、防衛、宇宙の分野で使用するコネクタ、ハーネス、電子機器などの製造を行っている。今年度はコロナウイルスにより4月から受注が少なくなっていたが、現在は受注も増え、年間2,800件の製造、月300個の出荷ができるとの説明でありました。

また、今後も従業員を募集し、技術者育成などにも力を入れ、徳之島工場の従業員100人規模に少しでも近づけるように、今後は取り組んでいくとのことでありました。

次に、キノコにじいろクラブの状況について、施設長より説明を受けました。

全国に18か所、大島郡内で初めての音楽療法を取り入れた障害児発達支援を行っている。音楽療法士、作業療法士、保育士を含め、総勢17名のスタッフがマンツーマン支援を行い、徳之島全域より2歳から17歳までの登録者50人を受け入れ、1日当たり約20名の支援教育をしているとの説明を受けました。

今後は、施設を卒業した後の就労支援等も視野に入れながら、日々、子供たちの支援を行っており、待機児童などを含めて、今後も増加することを考えると、現在のスタッフでは人数に制限があるので、スタッフの募集もしているとのことでありました。

次に、農業支援センター青緑の里の内容について、経済課長並びに担当職員と所長より説明を受けました。

本年度も4月から研修生の募集を行っているが、応募がない状況とのことでした。

農産物の苗や野菜を生産し販売することや、町民向けの栽培教室や小中学生への出前授業の充実、また、Aコープに隣接する圃場を生かしたバレイショの実証試験をした結果なども、町民に周知するように要望がありました。

昨年度から取り入れている農福連携に関しては、隣接するキノコにじいろクラブの子供たちと育苗から食育まで行っていきたいとの説明がありました。

委員からは、徳之島高校とも連携をとり、農産物の苗や野菜を生産販売し、町民に興味を持ってもらうことも必要であるという要望がありました。

次に、第2鹿浦橋について、建設課長、担当職員より説明を受けました。

第2鹿浦橋は、台風襲来時に伊仙天城線の代替道路として使用されている主要な道路であり、老朽化が著しく、補修、修繕では維持できないと診断され、架け替えとなり、平成26年度から本格的に事業を実施、令和2年10月には完成予定であるとの説明でした。

今後は、姿を変えてしまった鹿浦集落の風景や町並みを子孫に伝えるために、公園などの整備計画を提案し、検討していきたいと説明もありました。

鹿浦溪谷の浸食された地形は、他に類を見ない、貴重な自然であり、希少動植物も多数見受けられる地域でもあることから、観光地としても整備できるよう要望します。

また、台風による被害漁船が放置されており、漁業関係者から被害漁船所有者の住所、指名の提供があり次第、被害漁船持ち主に撤去命令を送付するとのことでした。

次に、徳之島愛ランドクリーンセンターの現状について、所長、職員より説明を受けました。

毎月、第2、第4火曜日に出される不燃ごみの状況について、パワーポイントでの説明を受けました。各町から出されるごみの分別にも差があり、より一層の分別徹底をしないとダイオキシンの発生にもつながると説明があった。各町、区長会、女性連、各種団体、課長会などにおいて、展開

調査を行ってきた中で、分別に対しての意識が少しではあるが、変化が見られるとの報告もありました。

委員からは、教育委員会とも連携を図り、学校での出前授業を行い、まず児童生徒にごみの分別徹底を教育すると祖父母や父兄は子や孫の言うことはよく聞くのではないかとこのことを踏まえ、市民のモラル、心がけが大事ではないかとの意見がありました。

次に、有機物供給センターの現状について、担当課長、業務管理委託業者より説明を受けました。

施設の老朽化により機能の低下が顕著に見られた。令和2年第1回定例会でもありました徳之島町し尿処理センターの活用については、管理委託料処理能力の問題、財政面を考えれば厳しいとのことであり、従来どおり、この施設を活用することとし、農地の地力増進には非常に重要な施設であるため、施設の維持に関しては長寿命化計画に沿って、施設の整備をするよう要望します。

続いて、9月14日から9月15日にかけて実施された各会計の決算審査内容について、ご報告いたします。

令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、補足説明を受け、質疑・応答を行いました。

認定第1号、令和元年伊仙町一般会計歳入総額は65億4,690万2,247円、歳出総額は65億2,111万9,415円であり、歳入歳出差引額については2,578万2,832円となっており、1,878万2,832円を翌年度に繰り越し、実質収支額が1,325万円の黒字となり、地方自治法第233条2の規定により、700万円を財政調整基金積立金へ繰入れしておりました。

次に、同会計の歳入についてであります。財政力指数が0.12と低く、類似団体の0.27の半分以下と財政の硬直化が生じており、また、地方債残高も76億3,665万円でありました。町税、分担金、使用料の収入未済額については1億3,786万円となっていました。

今後とも、所得申告の強化による公平な課税を図り、町税、使用料、分担金、手数料等の徴収率を向上させ、今後、増大する財政需要、住民サービスの維持などの財源を確保するためにも、全町的な徴収体制と計画的な徴収対策が喫緊の課題であります。また、不納欠損に関しては468万円と前年度の2分の1になっていました。

滞納者管理の徹底を図り、安易な不納欠損はせず、悪質な滞納者に関しては、今後とも厳しく法的処分を実施するよう要望いたします。

質疑の中で委員からは、町税等の不納欠損前の執行停止等法的手続について質疑があり、担当課長からは法的に手続を行い、不納欠損処分を行っているとの答弁でした。

生活困窮者には納税相談とともに関係課が連携し、生活支援につなげられる対応をするよう要望がありました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、夜間徴収ができなかったとの答弁でしたが、年間計画を立てて徴収に努めるよう要望いたします。

次に、きばらでえ伊仙応援基金、返礼品について質疑があり、担当課長より百菜や酒造会社等の

法人より調達しているとの答弁でした。

町内の小売店や農家からの調達を検討し、加工センターを活用し、徳之島ならではの豊かで新鮮な農林水産物を生かした返礼品を作るよう要望がありました。

次に、イノシシによる鳥獣被害軽減について質疑があり、駆除対策について被害農家は収穫量が激減し、非常に困っていることから、これ以上イノシシが繁殖しないよう早期の駆除が必要なために、委員からは、囲いわなを増やすなど、3町での効率的な対策の協議を早急に行うよう要望がありました。

また、本年8月には、徳之島において狩猟免許の講習があり、町内から31名の方が免許取得をしましたが、今後も免許取得時の助成をするなど、より多くの方が試験を受け、少しでも鳥獣対策ができるよう要望いたします。

総務費使用料の歳入については、IRU芯線使用料の調定額が記載されていないことに関し、今年度の当初予算の使用料を含めた形で、今後、調定額を計上していくとの答弁がありました。

次に、毎年質疑されている不用額については、7会計でも5億8,665万2,000円と多額ですので、四半期執行計画を確実に実施し、担当課長から町長までの定期的な執行状況、確認会議も決算での不用額減少に有効と考えますので、実施を要望します。

次に、認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額10億786万6,000円、歳出総額10億674万2,000円、歳入歳出差引額112万2,000円となっており、そのうち109万2,000円を基金繰入額とし、3万589円を翌年度繰越額としてありました。

国保特別会計においては、平成30年度から運営主体が県となったため、令和4年までの激減緩和措置と県による所得割、人口割の恩恵を受け、令和元年度の法定外繰入れは行われなかったものの、徴収率が現年度分と滞納繰越分を合わせると65.5%となり、県下でも下位であるが、特に現年度分の徴収率の低さから、大きく財政運営に支障を来しているため、早急に徴収体制を整える必要があると思われる。

あわせて、年々増加傾向にある保険給付費を抑制する対策もとるよう要望します。

次に、認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額9億3,897万5,000円、歳出総額9億1,694万6,000円、歳入歳出差引額2,202万8,000円となっており、うち900万円が基金繰入金となっています。

介護保険事業においては、前期高齢者の介護認定申請者数が増加し、要介護認定の重度化率の出現率も県下において高い割合となっているにもかかわらず、受給者数、給付費はともに減少傾向にあるということは、地域包括支援センターによる取組が効果を現しているということですので、引き続き自立支援、重度化防止に向けた取組を行うよう要望します。

認定第4号、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額1億7,608万9,000円、歳出総額1億7,448万3,000円、歳入歳出差引額232万6,000円で全額翌年度繰越しとなっています。

被保険者が75歳以上ということで医療費の抑制が困難であることと、保険料に未納が生じた場合、徴収も難しくなると予想されるので、比較的徴収率の高い口座振替をお願いするなどの対応も有効ではないかと思われます。

次に、認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、令和元年度決算では、歳入歳出それぞれ1億1,749万円のうち、令和元年度は6,400万円の繰入れがあり、本年度は当初予算で7,388万円が計上されており、年々繰入れ額が増加しています。

また、開館から10年以上が経過し、老朽化も進むことから、早期に対策を講じるよう要望がありました。

次に、認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額4億7,173万7,166円、歳出総額4億4,982万7,178円、歳入歳出差引額2,190万9,989円は、上水道会計統合に伴い、上水道事業会計へ振替となっております。

次に、認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、財務諸表に基づく営業収益が8,735万2,730円、営業費用が9,413万9,961円あり、差引合計678万7,231円となっています。

次に、営業外収益が1,749万8,598円、営業外費用が275万7,594円、差引き1,474万1,004円、特別損失が167万1,447円で当年度純利益は867万4,654円、当年度未処分利益剰余金は9億418万8,894円となっている。令和元年度は西部地区において448万2,000円の減圧弁設置工事、中山地区において浄水場整備工事、東部地区において水道管敷設工事、総事業費2億9,956万7,000円の工事を行っており、今後は給水収益も上がると予測されるため、より一層、水道使用料の徴収率を上げる対策を強化するとともに、引き続き、安心安全な飲料水の供給のために、ダムの水ではなく、山間での表流水の原水確保に努めるよう要望します。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の要望意見改善状況を議会において後日、検証いたしますので、執行部の改善対応を要望します。

令和元年度一般会計歳入歳出決算他6特別会計決算について、本委員会では採決の結果、令和元年度一般会計歳入歳出決算は不認定、他6特別会計はそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

令和2年9月18日。決算審査特別委員会副委員長、美島盛秀。

○議長（明石秀雄君）

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。

○13番（樺山 一君）

認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告について、賛成の立場から討論をいたします。

9月14日から15日にわたって行われた決算審査特別委員会において、様々な角度から質疑、答弁がなされ、有意義な審査、審議ができたと思います。

私が言うまでもなく、決算の認定とは議会が決定した予算が適正に施行されたかどうかを一つ一つ審査するとともに、その行政効果や経済効果を測定し、町民に代わって行政効果を評価し、決算を認定することによって、町長の執行責任を町民に向かって解除するという極めて重要な意義があります。決して木を見て森を見ず、一部について疑義は残るが全体として問題なしという性質、極端に言えば、行き当たりばったりで結果オーライというものでは断じてないと思います。

監査委員による決算審査意見書によると、財源の乏しい我が町の貴重な自主財源である町税の徴収率は県内最下位であり、住宅使用料徴収率においては現年度分88.35%、滞納繰越分8.2%しかなく、農林水産業分担金に至っては調定額、収入済額、徴収率、全て減少しており、真面目に納付している町民からすると明らかに不公平極まる。行政にあるまじき予算執行であると言っても過言ではない状況にあります。

また、町長は平成31年度施政方針で財源は町民の貴重な税金であるという認識のもと、歳出削減や財源の確保、全庁職員一丸となって取り組まなければならないと述べておられるにもかかわらず、令和元年度当初予算歳入、款12項1目5総務費使用料、IRU芯線使用料1,081万9,000円、その後、令和元年度9月第3回定例会において、消費税増税分8万8,000円の補正予算を計上しておきながら、故意に調定もとらず、決算書において収入未済額ゼロ、なんと1,090万7,000円という、令和元年度IRU芯線使用料、存在そのものが消え去ってしまっており、もし、我々が指摘しなければ町長のいう一蓮託生、運命共同体の民間企業は芯線使用料1,090万7,000円を町に納入することなく、町からの保守点検委託料1,248万6,492円を受領する事態に陥っていたことは明白であります。

他にも、令和元年度第4回定例会においてさんざん議論した挙げ句、議決された直売所百菜損失補填及び賠償金2,737万7,000円が3か月間放置された後、全額執行されず不用額とされ、挙げ句、また予算計上したいとの答弁まで飛び出す始末でした。

このようなずさんな会計処理、予算執行がなされている決算のどこをもって認定できるのか、我々はもちろん、町民に対しても全く説明ができません。

以上のことを勘案すると、認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を認定することは到底不可能であることを再度申し上げ、委員長報告に対する賛成討論といたします。どうか議員の皆様方の良識的判断をお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対す

る委員長の報告は不認定です。認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定しないことに決定しました。

これから、認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、認定第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定

することに決定しました。

△ 追加日程第1 議案第58号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

○議長（明石秀雄君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から、議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和2年第3回伊仙町議会定例会に追加提案をいたしました議案第58号について、提案理由の説明をいたします。

議案第58号は、令和2年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案いたします。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第58号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

議案第52号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、組替えが生じたため、組替えを行った項目について補足説明をいたします。

組替え前と組替え後の予算書をご参照いただきますようお願い申し上げます。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額69億4,137万1,000円に、歳入歳出それぞれ4億4,165万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億8,302万4,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず、歳入について説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額31億5,561万3,000円に6,291万5,000円を増額し、32億1,852万8,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額15億2,346万1,000円に農林水産施設災害普及負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校保健特別対策事業費補助金、公立学校情報端末機器整

備費補助金等の増額により、2億9,119万7,000円を増額し、18億1,465万8,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額69億4,137万1,000円に、4億4,165万3,000円を増額し、73億8,302万4,000円とするものであります。

次に、歳出について説明します。

予算書は7ページでございます。

9款総務費、補正前の額10億6,403万7,000円に1億6,956万4,000円を増額し、12億3,360万1,000円とするものであります。各種目の人件費、地方創生臨時交付金、徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費、長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業等によるものであります。

3款民生費、補正前の額22億2,356万3,000円から575万1,000円を減額し、22億1,781万2,000円とするものであります。各種目の人件費、公社機能強化フォローアップ委託料、後期高齢者医療繰出金、私立保育所費、子育て支援事業等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億9,858万7,000円に3,959万7,000円を増額し、6億3,818万4,000円とするものであります。各種費目の人件費、合併浄化槽設置補助金、予防費の地方創生臨時交付金関連事業、健康増進事業費、美しい村づくり総合整備事業費、上水道事業会計繰出金等によるものであります。

10款教育費、補正前の額5億3,804万4,000円に1億142万6,000円を増額し、6億3,947万円とするものであります。各種目の人件費、学生等臨時支援金、GIGAスクール環境整備事業費、小学校費、中学校費、修学旅行キャンセル等支援事業費、図書館運営費、民俗資料館費等によるものであります。

歳出合計69億4,137万1,000円に4億4,165万3,000円を増額し、73億8,302万4,000円とするものであります。

続きまして、組替え前、組替え後に変更のあった歳出の款項目について説明いたします。

前後の予算書、12ページをご参照ください。

2款1項8目企画費1節報償費から4節共済費については、生活応援商品券発行、生活応援給付金における事務人件費の増額であります。

8節旅費については、事務員の通勤費用であります。

10節需用費については、商品券等の印刷製本費の増額であります。

11節役務費については、商品券等に関する通知、送付等の通信運搬費の増であります。

14節工事請負については、組替え後、9,350万円の減額としております。

18節負担金及び交付金については、生活応援商品券発行事業補助金を3,250万円増額し、1億3,000万円とするものであります。新たに生活応援給付金として、ゼロ歳から18歳児までの方を対象にした給付金3,900万円を計上しました。

予算書17ページをご参照ください。

3款2項3目子育て支援事業17節備品購入費については、公用車購入費160万円を減額してごさいます。

予算書18ページをご参照ください。

4款1項4目予防費17節備品購入費については、公用車購入費180万円を減額してごさいます。

予算書30ページをご参照ください。

10款6項8目歴史民俗資料館費12節委託料については、国指定の文化財エリア及びアクセス道の伐倒除去委託料を1,000万円計上しております。

14節工事請負については、500万円の減額としてごさいます。

予算書31ページをご参照ください。

10款7項4目感染症対策学校清掃消毒事業17節備品購入費について、公用車購入費160万円を減額計上としてごさいます。

以上、組替えにつき、款項目の金額に変更が生じたものについて説明いたしました。ご審議賜り承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第58号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

これは、組替え後の予算書でありますけれども、私たち議会のほうから組替え案として、最初1億1,250万円の削減項目を提案いたしました。そして、拡充する項目といたしまして、1,125万5,000円ということでありましたけれども、この差額、今、予算書で組替えをした拡充された額と、それから元の額とのその差額は幾らになっていきますか。

○総務課長（久保 等君）

当初の工事請負費9,350万円、企画費の中でありますが9,350万円、それと歴史民俗資料館の14款、節、工事費500万円等、歳出を削減し、今回組替えを行った差額であります、2,362万3,000円ということになります。

○14番（美島盛秀君）

説明のときにもありましたけれども、町単の持ち出し分等いろいろあって、全額を拡充することはできなかったということで、我々が議会のほうから拡充項目を要望した点については、満額拡充ができなかったわけでありまして、今後、例えば畜産関係、あるいはその他、拡充項目は何項目かあります。このことに対しては、今後、検討をする余地があると思いますので、第3次補正もしくは3次補正がなかった場合には町単でも平等な立場で町民に還元ができるように、町民に寄り添った予算執行ができるように、今後、取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点について検討できるのかお願いをいたします。

○総務課長（久保 等君）

今回の予算の編成、主に地方創生の臨時交付金の変更に伴うものでありまして、今回、畜産関係の予算に対しましては、また、そのときそのときの、今幸いにして徳之島には感染者が一人も発生していない状況、また、セリ市も計画的に行われている状況など勘案してございます。今後の状況等を勘案して、またそういった補助等も考えていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

この新型コロナウイルスの補正予算等につきましては、私は、町民に寄り添った町民のための十分な予算措置ではなかったということをご質問でも申し上げたところであります。そういうこと等を勘案しながら、この予算書の中身を今後精査して、ぜひ町民6,500人で計算してあるようでありますけれども、この6,500人の皆さんが平等に、伊仙町の住民である以上、平等な支援金、助成金が受けられるように、町民に寄り添った対応を今後続けてやってほしいということをお願いして、質疑を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑はございませんか。

○11番（前 徹志君）

この予算の組替えができて、今、予算書が提示されたわけですけど、非常に町民に寄り添ったというか、子供たちの、子育て世帯の家庭への給付金、こういうのがまたこのコロナ給付金がなくても、町自体が無駄な予算は少しずつ軽減して、子供たちのために子育て世帯のためにできるのか、できないのかをお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

予算にも計上しました1人当たり2万円の6,500名を対象とした商品券発行事業、それに追加して生活応援給付金としまして、ゼロ歳児から18歳児までを対象とした上乗せした3万円、このように子供、子育て世帯に目を向けた給付金の提案をしております。

さらには、教育委員会のほうで学生、短大、大学等、都会に出て生活しているお子様をお持ちのご家庭に対しても、1件、1人5万円という給付をする計画でございますので、これからも子育て世帯、また、そこを中心に町民に寄り添った形で予算の計上と執行等も行っていきたいと考えております。

○11番（前 徹志君）

子供たちは町のかげがえのない財産でありますので、子育て世帯、また、生み育てやすい町への予算執行ができることをお願いしておきます。

終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○6番（岡林剛也君）

今回、我々が提案した予算、組替えですけれども、すばらしい予算になっていると思われま

そこで、町民の皆様からよく聞かれるのが、いつもらえるかという質問を受けて、我々もちよつと返答に困っているのですけれども、これはいつ頃からこの予算が執行できる予定なのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

今、今回示した商品券発行、それから生活応援給付金の執行につきましては、10月1日を基準日として給付、発行していきたいと考えております。また、当年度中ですが、10月1日以降2月末辺りまで、また出産された子供にもこの給付金を出していこうと考えております。そのため、事務、10月1日から進めていくわけですが、遅れのないよう年内中にはこの今10月1日現在に伊仙町に住所のある方たちへの発行は年内に行いたいと計画を進めています。

○議長（明石秀雄君）

他に。

○13番（樺山 一君）

議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をします。

我々議会からの組替えの申入れに柔軟に対応していただき、ありがとうございます。100%とは言えなかったのですが、今、岡林議員からもあったとおりの満足をしております。

前回のちょっと質疑をし忘れた分がありますので、1点だけ質疑させていただきます。

24ページの款8土木費、目1住宅管理費の委託料400万円、産業廃棄物処理業と重機借り上げ料を落として委託料に組み替えておりますが、これを工事として設計をして工事としてこれから発注していけないのか伺います。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えいたします。

この産廃の量というのが、住宅の中にどういうのがあるかというのがちょっと把握できないもので、委託で見積もりをもらって、それで発注したいと思っております。工事で発注すると、また経費等がかかりますので、なるべく経費を抑えるために委託で出したいと思っております。

○13番（樺山 一君）

経費を抑えるために委託しているということですが、この委託料というのが一番不透明だと私は思っているのです。やはり経費がかかっても、やはり透明な行政運営をしていただきたい。設計委託すれば、全ての産業廃棄物の処理量が出るわけですので、また建設業の許可業種に解体工事業というのが新設もされていますし、解体は解体、そして設計をして、そして工事として、委託料ではどうしても不透明な点がありますので、透明な形でできるように要望しておきます。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○1番（杉山 肇君）

予算書の13ページ、節の18、生活応援給付金、先ほどからちょっと質問が出ているのですが、これ、ゼロ歳から18歳までというの、これは在學生という形で年齢設定をしているはずなのですが、例えば、19歳、去年高校を卒業して都会に就職に行った、学校に進学したとかいう子供たちが結構いると思うのです。それでちょっといろいろ理由があって、仕事を退職し、学校を途中で退学したとか何らかの理由で戻って来らざるを得なくなったという子供たちが数名いるように見受けられるのですが、これ18歳までと決めるのじゃなしに、二十歳まで拡充するとかそういうことは可能なのですか。

○総務課長（久保 等君）

18歳という定義は、高校を卒業する時点は17歳で卒業する方もいますし、18歳で既に卒業をして就職なりした方もいるのですが、今現在、高校に在学している徳之島に在学しているということ的前提とした人数で計上してございますので、これを二十歳までということ、この生活応援給付金の算定をしてございませんので、それはまだ今回の給付金の中には含まれておりません。

○1番（杉山 肇君）

これは在學生を基準にしているというのがすごく分かるのですが、結局は二十歳までこれを拡充した場合、例えば、19歳で仕事をやめて帰ってきた、二十歳になっても学校をやめて帰ってきたという子供たちの気持ちを考えてみたら、徳之島に住みたいという気持ちを持って帰ってくる子たちもやっぱりいるのです。その子供たちが自分の生活、基準というのが自分でおうちを借りて、自分のおうちから通勤しているとか、自分のおうちで勉強しているということはないのです。これ実際的に自分の親元に住んで、親元から学校に通っている、親元から仕事に行ったりしているはずなので、取扱い的には18歳というのは全然理解できるのですが、なるべく二十歳までの子供たちを対象にできるようにお願いして質疑を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○3番（西 彦二君）

学生応援資金が出ていますけど、鹿児島県外に出ている高校生の関係ではどうなっていますか。

○教委総務課長（上木正人君）

これは前の質疑のほうでも出たと思いますけども、大学、短期大学、専門学校、あと通信、定時制、高等専門学校等も考えてはいますけども、その中で、一番500万というふうな金額を計上はしてございますけども、その中でまた課に戻り次第、こういったのも協議しまして、でき得る限り対象になるような方向でいきたいと思っております。

○議長（明石秀雄君）

他に。

○3番（西彦二君）

また、高校生、県外に出ている人もまた多数おると思いますが、折り返した支援しながら支えていてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第58号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 陳情第5号 陳情審査委員長報告

△ 日程第10 陳情第6号 陳情審査委員長報告

○議長（明石秀雄君）

日程第9 陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情、日程第10 陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書の2件について、経済建設常任委員長より一括して審査報告を求めます。

○経済建設常任委員長（美島盛秀君）

令和2年第3回伊仙町議会定例会経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情書及び陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書の審査報告を行います。

去る9月11日、決算審査特別委員会現地調査終了後、議会委員会室において、経済建設常任委員

7名、事務局職員2名出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情書については、平成30年9月に襲来した台風24号により、畑総地区で海岸沿いである伊仙中部地区、伊仙東部地区は満潮時の高潮により農地及び農業用施設が甚大な被害を受け、激甚災害にも指定されました。瞬間最大風速42.5m、最大潮位167cmにより、基幹作物のサトウキビ畑や植付け前のバレイショ畑、飼料用牧草畑が伊仙中部地区の約5ha、伊仙東部地区の約1haが被災を受け、表土の流出や石礫が混入、スプリンクラーの折損、流出するなど、復旧まで9か月を要したとのことでありました。

近年、地球温暖化の影響による台風の強大化により、今後も同様な被災状況は十分に考えられ、農業振興や営農意欲にも多大な支障を来すことが予想されることから、高波、高潮から大切な農地を守るためにも、海岸線に防潮堤の整備を強く要望するとの趣旨でありました。

当委員会においては、距離にして、中部地区で約3.5km、東部地区で約1.5kmということを検討すると、事業実施には相当な年数と多額の事業費を要することが考えられ、町単独ではとても難しいと思われるために、県、国などの補助事業等を活用し取り組まれない。また、事業実施に当たっては、農地地権者への十分な説明及び同意を得た上で、長期管理計画へ盛り込み、事業実施へ向けて取り組まれるべきとの意見に達し、審査の結果、陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情書は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

続いて、陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書について、特定JV結成における現在の条件として、特定建設業の許可を要するものであり、ア、土木一式工事に関しA級の格付を受けている者、イ、平成17年度以降に県内において公共工事における単独の元請け、または共同企業体の構成員として海上工事の施行実績を有する者、ウ、大島郡内に営業所を有する者であり、かつ大島支所管内において平成17年度以降に公共工事における単独の元請け、または共同企業体の構成員として土木一式工事について施行実績を有し、総合評価値が950点以上の者とのことでありました。

また、現在の状況として、徳之島地区の予算でありながら、全ての港湾工事に関し島外業者が受注しており、島内における経済効果がなく、地域振興の観点から徳之島地区業者育成の必要性においても、前述した条件を緩和し、徳之島地区A級及びBランク業者も参加できるようにすべきであるとの意見に達し、審査の結果、陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、町長へ送付されますよう申し入れます。

令和2年9月18日、経済建設常任委員会委員長美島盛秀。

○議長（明石秀雄君）

これから、陳情第5号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情第5号の委員長報告は採択です。陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、陳情第5号、伊仙中部地区・東部地区海岸線の防潮堤の整備を求める陳情は採択するものと決定しました。

これから、陳情第6号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情第6号の委員長報告は採択です。陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、陳情第6号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JV結成についての要望書は採択するものと決定しました。

△ 日程第11 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（明石秀雄君）

日程第11 発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について議題といたします。

提出者より意見書について趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任副委員長（上木千恵造君）

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的、経済的影響は本県町村においても甚大なものがあり、住民の日常生活の困難と不安が続いている中で、今後の町村財政は地方税、地方交付税の大幅な減少等により、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況下において、町村の実情に応じた行政サービスを安定的、持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税の一般財源額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

よって、地方自治法第99条の規定により、皆様にお配りしてあります意見書のとおり意見書を提出します。

以上、趣旨説明を終わります。伊仙町議会議員一同。

○議長（明石秀雄君）

これから、発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（明石秀雄君）

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続審査とすることに決定します。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（明石秀雄君）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 上 木 千恵造

伊仙町議会議員 永 田 誠